

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
医師法第20条 情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成9年12月24日付け健政発1075号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知) 柔道整復師法第17条	柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術してはならない。ただし応急手当をする場合は、この限りではない。	C		柔道整復師法第17条は、医師の同意を得た場合でなければ、柔道整復師は脱臼又は骨折の患部に施術することを禁止しているが、ここでいう「医師の同意」は医師が患者を診察した上で与えられることを要する。無診察治療等の禁止について定める、医師法第20条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下しうる程度のものを言う。したがって、遠隔診療は直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない(平成9年12月24日付け健政発1075号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)と考えているが、ご提案の装置やTV会議システムのみでは、上記にいう有用な情報を十分に得ることは難しいと懸念する。		z0900001	厚生労働省	柔道整復師に必要な医師の同意を遠隔診断で行えるよう要望します	5001	50010001	11	内藤 晴義	1	柔道整復師に必要な医師の同意を遠隔診断で行えるよう要望します	医師法第20条における「自ら診察する」という概念を遠隔診断も含めて考慮していただき、柔道整復師法第17条の骨折、脱臼に必要なとされている医師の同意を遠隔診断にて行えるよう要望します。	現在、柔道整復師法第17条により、柔道整復師は、応急手当を除き、骨折、脱臼の患部に施術する場合、医師の同意が必要とされている。遠隔診断による同意が可能となれば、患者の時間的、経済的負担を少しでも軽減すると同時に、より質の高い医療を即座に選択させることができる環境を提供し得る。これにより柔道整復師の、医療機関との連携が迅速になり、結果として柔道整復師の資質向上も行われ、国民に対する信頼度、安心感をより向上させ、かつ複数の医療機関を行き来するために生じる時間的、経済的負担を軽減できるといった利便性を提供できるようにする。		
薬剤師法(処方せんによる調剤) 第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。 2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんに記載された医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。 (処方せん中の疑義) 第二十四条 薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんに記載された医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。	処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんに記載された医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。 疑義照会を行い、医師等の同意を得ることで処方内容の変更等は可能。	C		医薬品の処方、医師又は歯科医師が患者に対して行う診療行為全体の一部であり、医師又は歯科医師がその患者にとって最適のものと判断した処方内容について、薬剤師のみの判断で変更が行われることは不適当である。 処方された医薬品の変更等を行うことが必要と薬剤師が考える場合には、薬剤師法に基づく医師又は歯科医師への疑義照会を薬剤師が行うことに対応すべきもの。		z0900002	厚生労働省	処方せん調剤削減システム	5005	50050001	11	と一のう薬局	1	処方せん調剤削減システム	処方せん調剤においては、部分的な処方薬の削減、減量は処方医への確認と同意が必要であるが、医師の判断を必要としない処方薬の削減及び減量は、患者あるいは薬剤師の判断でも可能とするよう法令を緩和された。	処方せん調剤において、指定医薬品は患者の希望の上薬剤師の判断にて、要指示医薬品・指定医薬品以外の医療用医薬品は患者の希望により、処方薬の削除あるいは減量を可能とする。	現状、処方せん調剤においては全ての調剤をしないという事はできるが、部分的削減あるいは減量は医師の同意が必要である。「過度な医療費を抑制する」という本来の医薬分業への提案と考えます。	
薬剤師法(処方せんによる調剤) 第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。 2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんに記載された医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。 (処方せん中の疑義) 第二十四条 薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんに記載された医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。	処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんに記載された医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。 疑義照会を行い、医師等の同意を得ることで処方内容の変更等は可能。	C		医薬品の処方、医師又は歯科医師が患者に対して行う診療行為全体の一部であり、医師又は歯科医師がその患者にとって最適のものと判断した処方内容について、薬剤師のみの判断で変更が行われることは不適当である。 処方された医薬品の変更等を行うことが必要と薬剤師が考える場合には、薬剤師法に基づく医師又は歯科医師への疑義照会を薬剤師が行うことに対応すべきもの。		z0900003	厚生労働省	処方せん調剤代替薬品選択システム	5005	50050002	11	と一のう薬局	2	処方せん調剤代替薬品選択システム	処方せん調剤においては、後発品あるいは先発品の選択は処方せんの指示によるが、患者の希望に基づいての選択調剤が行えるよう法令を緩和された。	処方せん調剤において、患者の希望のう先発品への移行を可能とする。	本来、後発品あるいは先発品の選択は「患者側の自由意志」によるものであると考えます。薬剤師は患者に薬剤選択の助言と説明をする義務があると思えます。「患者主体医療」という本来の医薬分業への提案と考えます。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
薬剤師法第23条	薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ販売又は授与の目的で調剤しなければならない。 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。	c		医薬品の処方、医師又は歯科医師がその患者にとって最適のものであり、医師又は歯科医師の判断に基づき処方された医薬品の使用期間が終了した時は、その都度医師又は歯科医師が診察をすることにより患者の心身の状態を判断して処方すべきであるため、医師又は歯科医師の診察なしに医薬品を再調剤することを認めることは適当ではない。		z0900004	厚生労働省	処方せん再調剤システム	5005	50050003	11	とーのう薬局	3	処方せん再調剤システム	処方せん調剤においては、一度限りの調剤が原則であるが、医師の判断を必要としない処方箋の再調剤は、患者あるいは薬剤師の判断でも可能とするよう法令を緩和されたい。	処方せん調剤において、指定医薬品は患者の希望の上薬剤師の判断にて、要指示医薬品・指定医薬品以外の医療用医薬品は患者の希望により、処方箋の再調剤を一定期間(例:処方後1年間一ヶ月に一度程度等)必要量(基本の処方量以下)を可能とする。	現状処方せん調剤において、湿布等の医師の判断の必要が無い薬でも、その都度処方せんが必要である。「患者本位の医療を提供する」あるいは「過度な医療費を抑制する」という、本来の医薬分業への提案と考えます。	
薬事法(販売方法等の制限)第三十七条 薬局開設者又は一般販売業の許可を受けた者(以下「一般販売業者」という。)薬種商若しくは特別販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列してはならない。	薬局開設者等は店舗による形態以外の販売等が禁止されている。	c		医薬品は患者の身体生命に直接作用を及ぼす特殊な製品であることから、行商販売や露店販売等の様に、責任の所在が不明確であり、事後において責任を追及することが困難な形態での販売、授与等を行うことは不適當である。(必要あれば保険局が追記)		z0900005	厚生労働省	移動車両式処方せん調剤システム	5005	50050004	11	とーのう薬局	4	移動車両式処方せん調剤システム	移動車両(バス・トレーラー・コンテナ等)による処方せん調剤が、病院等の敷地内でも可能となるよう法令を緩和されたい。	薬局の調剤業務が適切に行えるよう移動式車両(バス・トレーラー・コンテナ等)を改造し、病院等の敷地内で調剤業務を行う。	「病氣」である患者が、遠方の薬局に行くのは不合理であり、「患者本位の院外分業」の提案と考えます 移動車両式調剤システムは、構造的・機能的・経済的に医療機関から独立しておりますので、医療機関の敷地内での調剤業務を認めて頂きたい。 将来的には、サンダーバード2号のような形式で、緊急時等災害地域での調剤業務も可能と思います。	
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	薬袋の費用は、調剤報酬上個別に評価されているわけではない。	c:全国規模で対応不可	省令・告示の手当てを必要とするもの	調剤報酬点数は、保険薬局の費用を全体として相償うように設定されているものであり、薬袋の費用を個別に評価しているものではないため、仮に薬袋を患者に交付しなかったとしても、その費用を患者に「返金」することは不適當。		z0900006	厚生労働省	処方せん調剤薬袋節減システム	5005	50050005	11	とーのう薬局	5	処方せん調剤薬袋節減システム	処方せん調剤において、患者の希望に基づき、薬剤師の判断で薬袋を節減する。節減に伴い、相当金額(例えば「環境にやさしい」あるいは「理解の行き届いた」という、本来あるべき医薬分業への提案と考えます。	慢性疾患などの患者で、服用医薬品の用法・用量を熟知している事を薬剤師が確認し、本人の希望があれば薬袋を節減する。節減に伴い、相当金額(例えば「環境にやさしい」あるいは「理解の行き届いた」という、本来あるべき医薬分業への提案と考えます。	現状、患者は薬剤情報等で医薬品の用法・用量は確認でき、あえて薬袋を必要としない患者は多い。また、服用薬剤の用法・用量も患者に十分理解して頂けるまで薬剤師が説明することも必要と考えます。わが国における紙資源は貴重ですから、資源の保全効果につながると思います。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	薬事法(販売・製造等の禁止)第五十九条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。 一 日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないもの 二 第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品であつて、その成分若しくは分量成分が不純物のものにあつては、その本質又は製造方法又は性状若しくは品質がその基準に適合しないもの 三 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準(第五十條第六号及び第五十二條第三号に規定する基準を除く。)に適合しないもの 四 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなつている医薬品 五 異物が混入し、又は附着している医薬品 六 病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品 七 着色のみを目的として、厚生労働省令で定める染料色素以外の染料色素が使用されている医薬品			一度調剤された医薬品を再利用することは、返品に至るまでの間にその医薬品の適切な保存管理がなされていない可能性があることから、保健衛生上の問題が生じるおそれがあり、行うべきではない。なお、医療保険制度では、保険医療機関及び保険医療費負担規則第28条において、保険医は、必要があると認められる場合に行う投薬量は、予見することができる必要期間に促つたものでなければならない。療養上の注意を行うことにより、治療の効果を奏することができる認められる場合は、これらに照し指導を行い、みだりに投薬してはならない。などとしており、医師は患者の療養上必要十分な量を処方することとされていること。薬剤師法においては、薬剤師は医師の処方に従つて調剤を行う義務を有し、また、患者に調剤する際には、調剤した薬剤が適切に服用されるよう指導を行う義務を有していることから、医師及び薬剤師がこれらの責務を果たすことにより、調剤した医薬品が余ることは極力避けられるべきであると考え、		z0900007	厚生労働省	医療用医薬品買取及び再販売(投薬)システム	5005	50050006	11	と一の薬局	6	医療用医薬品買取及び再販売(投薬)システム	患者が不要とする医療用医薬品を薬局などが窓口になり、買取り及び再調剤可能とするよう法令を緩和されたい。	外用薬等の期限が十分保証され未開封の医療用医薬品を、薬局などで一定手数料を科し、該当負担金分及び該当保健金額を返金する。また、買取医薬品は再調剤(再投薬)医薬品として利用する。将来的には、錠剤等の内服薬にも品質期限を設けて頂き、医薬品全般でご検討願いたい。	医薬品の処方期限の撤廃に伴い、湿布等大量に残されている患者は多い。また、副作用等の問題で服用できない医薬品が捨てられていく現実がある。特に世界的にも突出した価値を有する医薬品の有効利用をはかり、「過度な医療費」の抑制の一案件として提案いたします。	
確定拠出年金運用管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	C		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0900008	厚生労働省、金融庁	確定拠出年金における運用管理業務の範囲の縮小	5007	50070013	11	社団法人第二地方銀行協会	13	確定拠出年金における運用管理業務の範囲の縮小	運用方法に係る情報提供業務は、運用管理業務に該当しないこととする。		運用方法に係る情報提供業務が運用関連業務に該当しないこととなれば、営業職員が確定拠出年金の概要および各運用商品の説明を行うことができ、効率的な営業活動が可能となる。これにより確定拠出年金の加入者がより増加し、制度もより広まること期待できる。	
確定拠出年金運用管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	C		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0900008	金融庁、厚生労働省	運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止	5028	50280010	11	社団法人全国地方銀行協会	10	運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止	運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールを廃止する。		自行が運営管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの照会に対応できず、加入者に不信感を抱かせることに繋がりがかねない。本規制が撤廃されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで、一担当者が一貫して取り扱うことが可能となり、顧客利便性の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。	○「各省庁における検討状況」における記述 ・営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0900008	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	5037	50370018	11	社団法人全国信用組合中央協会	18	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務が禁止されているため、加入者の利益が侵害されている。	
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0900008	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	5059	50590041	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	41	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	（確定拠出年金法の規制の緩和）右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本兼務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	継続
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0900008	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の運用関連業務と運用商品の販売等の兼業ルールの廃止等	5107	51070007	21	農林中央金庫	7	確定拠出年金制度における規制緩和	①確定拠出年金運営管理機関登録事務の簡素化 ②金融商品営業と運営管理業務の兼務禁止ルールの見直し		①協同組織金融機関など非常勤役員が多い業態の法人については、登録変更にかかる事務負担が非常に大きいことから、常勤役員や業務担当役員のみを登録とする。非常勤役員の住所、兼職先などの軽微な事項については登録事項から除外する等、登録にかかる事務の簡素化を要望する。 ②体制整備上、専門の運営管理業務担当者の配置は負担が大きく、このため加入者への全国均等なサービス展開の阻害要因となっていることから、金融商品営業者であっても運営管理業務を行いうるよう兼務禁止ルールの見直しを要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働基準法第38条の3第1項 労働基準法施行規則第24条の2の2第2項 平成9年2月14日付け労働省告示第7号	専門業務型裁量労働制の対象業務は、業務の性質上、業務の遂行の手段や方法、時間外配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務として厚生労働省令及び厚生労働大臣告示によって19種が定められている。	○		専門業務型裁量労働制は、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難なものを対象業務としているところであり、補助的、現業的、定型的業務 通常の労働者により容易に代替可能な業務業務遂行の結果ないし成果を時間で評価することが適切な業務 顧客との関係等のために、一定の時間帯を設定して遂行される業務については、裁量労働制の対象とはできないものである。社会保険労務士及びFP技能士が行う業務については、に該当すると考えられることから、対象業務とすることは困難である。		z0900009	厚生労働省	専門業務型裁量労働制の対象業務の拡大	5007	50070016	11	社団法人第二地方銀行協会	16	裁量労働制の緩和	現在裁量労働制の対象外となっている以下の業務を、対象業務に指定してほしい。 ○専門業務型裁量労働制 ・対象業務に社会保険労務士、FP技能士を加える。 ○企画業務型裁量労働制 ・個別の営業活動の業務を加える。 ・営業店(支店)単位で、営業方針や営業に関する計画を策定する業務を加える。		裁量労働制の対象業務を拡大することにより、業務内容の多様化・成果主義が浸透した実情に沿う形の就労形態をとることができる。	
労働基準法第38条の4第1項第3号	企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要である。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査、及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること	○		企画業務型裁量労働制は、そもそも、事業活動の中核にある労働者が創造的な能力を十分に発揮しうる環境づくりをすることが必要である等の考え方から創設されたものであり、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務を、対象業務としている。以上の趣旨に照らすと、個別の営業の業務はこれにあらず。また、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用することは適当ではないため、御要望にお応えすることはできない。 なお、支社・支店等である事業場において、本社・本店である事業場の具体的な指示を受けること(独自に策定する。当該事業場のみに係る事業活動の対象となる地域における生産、販売等)についての事業計画や営業計画については、企画業務型裁量労働制の対象業務としているところである(平成11年12月27日労働省告示第149号)。		z0900010	厚生労働省	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	5007	50070016	21	社団法人第二地方銀行協会	16	裁量労働制の緩和	現在裁量労働制の対象外となっている以下の業務を、対象業務に指定してほしい。 ○専門業務型裁量労働制 ・対象業務に社会保険労務士、FP技能士を加える。 ○企画業務型裁量労働制 ・個別の営業活動の業務を加える。 ・営業店(支店)単位で、営業方針や営業に関する計画を策定する業務を加える。		裁量労働制の対象業務を拡大することにより、業務内容の多様化・成果主義が浸透した実情に沿う形の就労形態をとることができる。	
労働基準法第38条の4第1項第3号	企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要である。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査、及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること	○		企画業務型裁量労働制は、そもそも、事業活動の中核にある労働者が創造的な能力を十分に発揮しうる環境づくりをすることが必要である等の考え方から創設されたものであり、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務を、対象業務としている。以上の趣旨に照らすと、個別の営業の業務はこれにあらず。また、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用することは適当ではないため、御要望にお応えすることはできない。 なお、支社・支店等である事業場において、本社・本店である事業場の具体的な指示を受けること(独自に策定する。当該事業場のみに係る事業活動の対象となる地域における生産、販売等)についての事業計画や営業計画については、企画業務型裁量労働制の対象業務としているところである(平成11年12月27日労働省告示第149号)。		z0900010	厚生労働省	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	5056	50560017	11	(社)日本経済団体連合会	17	企画業務型裁量労働制に関する要件・規制のさらなる緩和	①対象業務の大幅拡充もしくは対象業務の制限を原則撤廃し、対象者の範囲を拡大すべきである。営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用すべきである。 ②労使委員会を設置せずに労使協定での導入を可能とするなど、制度導入にあたっての手続きを簡素化すべきである。 ③労基署へ届出ることが義務付けられている「企画業務型裁量労働制に関する報告書」の届出頻度を現行の半年に一度から一年に一度に緩和すべきである。 ④対象者の労働時間規制の除外を行うべきである。 ⑤全社的に同一内容・同一形態の業務であれば、事業場毎ではなく全社一括の労使委員会の決議でも制度を導入できるようにすべきである。	企画業務型裁量労働制は、①労使委員会が設置された事業場において、②事業の運営に関する事項に係る企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量に大幅に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務に、③対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者を従事させた場合のみ適用されることになっている。2004年1月に一部規制の緩和が行われたものの、導入要件、対象者の範囲、手続き面等で使い勝手が悪い制度となっている。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)の第2の18の(1)、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)の第2の12の(1)	派遣元事業主は、紹介予定派遣を行うに当たっては、6か月を超えて、同一の派遣労働者の労働者派遣を行わないこととし、派遣先は、紹介予定派遣を受け入れるに当たっては、6か月を超えて、同一の派遣労働者を受け入れないこととしている。	措置		紹介予定派遣については、円滑かつ的確な労働力需給の結合に資するとともに、派遣労働者の希望を踏まえた派遣先への直接雇用を促進するものと考えられることから認められているものであるが、派遣労働者の雇用の安定等を考慮すると、長期の紹介予定派遣は適当ではなく、平成14年12月の労働政策審議会の建議においても、「紹介予定派遣の期間を一定期間に制限すること(略)が適当である。」とされたところである。このため、紹介予定派遣における同一の派遣労働者の受入期間については、我が国の試用期間の実態も参考にして、派遣先が派遣労働者の能力や人柄を把握し、派遣労働者が派遣先の職場の状況を把握できる期間として、6月以内としているところであり、御提案のように紹介予定派遣の受入期間を延長することは、派遣労働者の保護の見地から適当ではない。		z0900011	厚生労働省	紹介予定派遣期間の緩和	5007	50070017	11	社団法人第二地方銀行協会	17	紹介予定派遣期間の緩和	紹介予定派遣の期間を1年以上に延長する。		派遣社員の業務適正の見極めや、派遣社員が業務内容等について十分に理解するため。	
労働者派遣法第40条の2第1項、労働者派遣法施行令第4条第25号	専門的な知識、技術又は経験や特別な雇用管理を必要とする業務であって、労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務(いわゆる26業務)については、派遣受入期間の制限(最長3年)が適用されない。 平成14年3月の労働者派遣法施行令の改正により、いわゆる26業務に金融商品の営業関係の業務が追加されたところ。	措置		＜派遣受入期間の制限の撤廃について＞ 労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の雇用の安定、職業能力の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の向上、安定した労働関係の維持が雇用の慣行に影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとして位置づけられるものであり、こうした考えに基づき、派遣受入期間の制限が設けられていることである。労働政策審議会においても、「派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置づけを踏まえ、この旨の見直しにおいては、引き続き維持することが適当」と建議されており、派遣受入期間の制限の制度趣旨等にかんがみると、その撤廃は適当である。 ＜金融商品の営業関係の業務について＞ 労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の雇用の安定、職業能力の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の向上、安定した労働関係の維持が雇用の慣行に影響を及ぼすおそれがあること等から、派遣受入期間の制限が適用されない業務(いわゆる26業務)としては、公衆の利益を害する、専門的な知識、技術又は経験が必要とする業務、又は特別な雇用管理を行う必要があると認められる業務、であって、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものであること、を要するものとされていること(労働者派遣法第40条の2第1項)。 いわゆる26業務に含まれるべき業務については、当該業務の専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて具体的に検討することが必要であり、具体的要望、業務の実態等を踏まえ、必要に応じて検討すべきであると考えられているところであるが、御提案の「貸出関連商品の販売、クレジットカード業務等」は、様々な業務が含まれるものであり、専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて検討するための具体性がなく、これをもって、いわゆる26業務に含まれることの可否について回答することは困難である。		z0900012	厚生労働省	金融業務における労働者派遣事業に係る規制の緩和	5007	50070024	11	社団法人第二地方銀行協会	24	金融業務における労働者派遣事業に係る規制の緩和	労働者派遣法施行令第4条第25号において規定する「金融商品の営業関係の業務」の範囲に貸出関連商品の販売、クレジットカード業務等を追加する。また、特定26業務と自由化業務の区分、派遣期間の上限を撤廃する。		金融商品の販売等に関する法律第2条第1項に規定する金融商品は預金業務について規定しているものであり、貸出関連商品の説明・相談・契約締結については、より高度な専門性を有するものである。派遣労働者の採用が多くなっている中で、貸出関連商品の販売、クレジットカード業務等の追加や派遣期間の延長が可能となれば、派遣社員の能力発揮による就労機会の拡大が図られる。	
労働者派遣法第36条、労働者派遣法施行規則第29条	派遣元責任者については、当該事業所の派遣労働者の数が100人以下のときは1人以上の者を、100人を超え200人以下のときは2人以上の者を、200人を超えるときは、当該派遣労働者の数が100人を超える100人ごとに1人を2人に加えた数以上の者を選任することとしている。	措置		派遣元責任者は、派遣労働者に係る派遣元事業主の雇用管理上の責任を一元的に負う者であり、その職務は、派遣労働者に対する派遣労働者であることの明示等、派遣労働者に対する就業条件等の明示、派遣労働者の氏名等の派遣先に対する通知、派遣労働者及び派遣先に対する派遣停止の通知、派遣労働者ごとに記載した派遣元管理台帳の作成等、派遣労働者に対する必要な指導の実施、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、派遣先との連絡・調整、派遣労働者の個人情報の管理に関すること、派遣労働者の安全衛生に関し、派遣先等の連絡調整を行うことである。派遣元責任者のこのような責任及び業務は、あくまでも、派遣先の事業所の数ではなく、担当する派遣労働者の数に応じて増減するものであり、派遣元責任者の選任は、派遣労働者の数に応じて行われるべきものであると考えている。		z0900013	厚生労働省	労働者派遣事業に係る「派遣元責任者の選任方法」の見直し	5007	50070025	11	社団法人第二地方銀行協会	25	労働者派遣事業に係る「派遣元責任者の選任方法」の見直し	派遣元責任者の選任方法について、現行規制を見直し、例えば「派遣先事業所50先につき1人、または派遣労働者200人につき1人の単位を1単位として、いずれか多い数の派遣元責任者を選任する」等と緩和する。		・現行の派遣元責任者の選任数は派遣労働者数を基準としているが、このことについては、派遣元責任者が労働者に対して行う助言・指導や苦情処理等の業務を考慮すれば、当然にその合理性は認められる。 ・しかし、派遣元責任者が実際にそれら業務を行う場合は、派遣先との連絡や折衝が不可欠であり、事業所数の多寡が業務に直接影響を与えているのが実情である。 ・また、派遣元責任者にとっては、近時の規制緩和による派遣期間の長期化や労務管理の合理化により、派遣労働者数が増加しても事業所数の増加ほどには業務への影響を受け難い。 ・こうした状況を考慮すれば、派遣元責任者については、むしろ派遣事業所数を重視して応分の選任数を定めることが適当であり、派遣労働者数の基準は派遣期間の長期化等を踏まえ緩和・見直しすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	運営管理機関の登録及び登録事項の変更の際は、役員住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出することとなっている。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類・登録事項の簡素化(非常勤役員)及び変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認められない。		z0900014	厚生労働省、金融庁	確定拠出年金の手続の簡素化	5007	50070027	11	社団法人第二地方銀行協会	27	確定拠出年金運営管理機関登録申請の簡素化	登録申請手続における「役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類」について、その写しでも可とする。		確定拠出年金運営管理機関の登録・変更の事務処理の簡素化・迅速化が実現する。	
確定拠出年金法	運営管理機関の登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類・登録事項の簡素化(非常勤役員)及び変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認められない。		z0900014	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5028	50280023	11	社団法人全国地方銀行協会	23	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。		変更時より2週間以内に届け出ること は時間的にタイトな場合もあるため、本 期間制限を緩和(例えば、変更の都度届 け出を行うのではなく、定期的に年1〜 2回の基準日時点における情報を届け出 れば可とする等)すべきである。現状、 役員住民票の氏名及び住所等、頻りに変更が生 じ得る事項については、とりわけ登録事 項を管理する事務負担が大きくなってい る。	○「各省庁における検討 状況」における記述 ・運用管理機関の登録事 項の変更届出期間の延 長については、適正な運 営の監督を担保する観点 から、認めることはでき ない。
確定拠出年金法	運営管理機関は、登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に主務大臣に届け出なければならない。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類・登録事項の簡素化(非常勤役員)及び変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認められない。		z0900014	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5037	50370021	11	社団法人全国信用組合中央協会	21	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和	軽微な変更事項については、年1回等の 変更届出書提出とする。		変更届出書提出対象事項の変更有無の管 理事務負担が大きいため。 企業または加入者等の運営管理機関の選 定等に及ぼす影響が少ないと認められる 事項(非常勤役員の変更、資本金額の少 額変更等)については、加入者保護の観 点からも、変更の都度届け出の必要性は 低いと考えられるため。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	運営管理機関の登録の際は、役員の名、住所、兼務に関する事項その他必要な事項を記載した申請書を提出しなければならない。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化(非常勤役員)及び変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認められない。		z0900014	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5107	51070007	11	農林中央金庫	7	確定拠出年金制度における規制緩和	①確定拠出年金運営管理機関登録事務の簡素化 ②金融商品営業と運営管理業務の兼務禁止ルールの見直し		①協同組織金融機関など非常勤役員が多い業態の法人については、登録変更にかかる事務負担が非常に大きいことから、非常勤役員や兼務担当役員のみでの登録とする。非常勤役員の住所、兼務先などの軽微な事項については登録事項から除外する等、登録にかかる事務の簡素化を要望する。 ②体制整備上、専門の運営管理業務担当者の配置は負担が大きく、このため加入者への全国均等なサービス展開の阻害要因となっていることから、金融商品営業者であっても運営管理業務を行うよう兼務禁止ルールの見直しを要望する。	
確定拠出年金法	運営管理機関の登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化(非常勤役員)及び変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認められない。		z0900014	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5107	51070012	11	全国農協中央会・農林中央金庫	12	確定拠出年金制度における運営管理機関の登録事項の変更に関する期限の緩和	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならない期間制限を緩和する。		○役員が変更となった場合については登記簿謄本、住民票、履歴書等が、出資の総額が変更となった場合については登記簿謄本を添付書類として期限内に提出する必要があるが、取得に手間がかかる上、期限が短いことから事務負担が大きくなっている。	
介護保険法第45条、第57条 介護保険法施行規則第74条、75条	居宅介護住宅改修費は、利用者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給されるものとする。	d		居宅介護住宅改修費の支給方法については、保険者の判断により、被保険者が改修費用を一旦全額支払うのではなく、被保険者負担の1割のみを支払い、残りの9割については、事業者が被保険者からの受領委任を受けて保険者から直接給付を受領することも可能であり、介護保険法において何ら規制を行っているものではない。		z0900015	厚生労働省	介護保険法の住宅改修費の取扱い	5009	50090003	11	(株)日立ライフ	3	介護保険法の住宅改修費の取扱い	居宅介護住宅改修費(20万円限度)の支給は、償還払いとして一人利用者が住宅改修業者に全額支払い、審査終了後に利用者に支給されるが、保険金支払いには住宅リフォーム会社等の代理受領または利用者の差額負担で済むような措置を要望いたします。		支給対象者は年金生活者が多く、利用者にとって大きな負担となっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
介護保険法(平成9年法律第123号)第45条第1項、第57条第1項 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令38号)第1条、第13条	介護報酬は、指定居宅介護支援給付費単位数表に基づき算定する。	c		居宅介護住宅改修費の支給の申請は、支給を受けようとする被保険者本人が原則である。 したがって、介護支援専門員が当該被保険者の委任を受けて申請手続きの代理・代行を行うことを排除するものではないが、介護支援専門員の業務は、要介護者等の生活上の課題を把握し、適切なサービスを利用できるようケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うことであるので、住宅改修費支給の申請の代理・代行について、これを介護報酬上評価することは困難である。 なお、御指摘のケースのように被保険者が心身の状況により、当該申請手続きを行えないような場合に、在宅介護支援センター(保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行等)や地域福祉権利擁護事業(判断能力不十分な者に対する住宅改修等の適切な利用のために必要な一連の援助)等の地域における社会資源を活用できるよう、関係機関と連絡調整を行うことは、介護支援専門員の本来業務であり、既に介護報酬上評価しているものである。		z0900016	厚生労働省	介護保険法の住宅改修費の申請業務	5009	50090004	11	(株)日立ライフ	4	介護保険法の住宅改修費の申請業務	居宅介護住宅改修費の保険申請に当って、ケアマネージャが関わるケースが多く一定の条件下での報酬制度化を要望いたします。		申請者が視力に難がある場合や手が不自由など申請書記入が困難な場合に、ケアマネージャの申請手続き代行に報酬が支払えれば、利用者が気兼ねなく相談や申請が行えるようになり、利用者の心理的負担が軽減する。	
柔道整復師法第17条 診療放射線技師法第24条、第26条	医師、歯科医師、又は診療放射線技師でなければ、放射線を人体に対して照射することができない。 放射線技師は医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。	c		エックス線は本来的に人体に危害を及ぼす性質を有し、低いエネルギー領域であっても、白内障やがんなどの晩発性障害や、遺伝的障害などが起こる可能性が知られており、安全性が確保される程度のレベルというものはない。 エックス線の人体に対する照射については、エックス線を被曝することによって患者が受ける危害と、それにより得られる利点を比較衡量した上で、利点の方が上回る場合にのみ行われるべきものであり、その可否の決定には、患者の病態、健康状況等に関する総合的な医学的診断を要する。 したがって、エックス線の人体に対する照射は、その照射部位や照射方法等に関する医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行われる必要があり、柔道整復師がエックス線検査を行うことを認めることは適当ではない。 また、柔道整復師は、脱臼又は骨折が疑われる場合には、総合的な医学的知識及び技術を有する医師の診察を受けるよう患者に求める必要がある。エックス線検査が必要な場合には、医師の診察の際に行うこととしている。		z0900017	厚生労働省	柔道整復業務範囲内におけるX線検査(ポータブル)の導入	5011	50110001	11	川東 信秀	1	柔道整復業務範囲内におけるX線検査(ポータブル)の導入	柔道整復師養成制度改革(養成教育課程にX線に関する教科・課の導入)又は、免許修得後の実務経験等を含む一定条件下による業務範囲内X線取扱受験資格の創設等により、現行の整復師業務にX線検査を行うことができるよう、整復師法一部改正等による「診療放射線技師法適用除外規定」を要望いたします。規制緩和と推進3か年計画(再改定)平成12年3月31日閣議決定:2横断的検討、見直しとの推進等(3)資格制度の見直し、の項目に合致すると思えます。	国民の医療・医療制度に立脚し国民の権利と安全や衛生の確保及び国民に安心して科学的根拠(施術の手段・方法や成績判定基準の明確性及び客観的な治療効果の判定)に基づくより良い医療のサービスの提供による国民保健の向上に寄与することを目的に、費用対効果に貢献できるような業務範囲(骨折・脱臼・捻挫、等の治療)にX線検査導入を要望いたします。現行において患者が憲法の規定にある自由選択による整復師医療を選択した場合において、X線検査を必要とする回、平成15年11月の「もみじ月間」にねばならず、初診料・診察料・検査料など国民は重複負担することになり、国民の金銭的負担は重大でありこのこと解消でき又増大する国民医療費の一部削減をなし得ることにあります。	別紙意見書添付	
労働金庫法施行令第3条第1号	会員以外のものに対する預金担保貸出については、本人名義の預金又は定期積金を担保としたものしか認められていない。	b		労働金庫は、会員の相互扶助を基本とする協同組織金融機関であることから、員外貸付については、例外的に本来業務を妨げない範囲内で認められているものである。 このことにより、第三者の預金を担保とした員外融資を検討するに当たっては、労働金庫の協同組織金融機関としての位置付けを踏まえつつ、第三者の預金を担保とした員外融資について、実体上どの程度ニーズがあるのかを検証した上で検討を行っていく必要があると考えている。		z0900018	厚生労働省、金融庁	労働金庫の「員外融資」範囲の拡大	5013	50130001	11	社団法人 全国労働金庫協会	1	労働金庫の「員外融資」範囲の拡大	会員以外のものに対する資金の貸付けの範囲に、第三者の預金を担保とした融資を追加されたい。 なお、現在は本人名義の預金を担保とした融資のみが認められている。	労働金庫にあっては、会員に対する資金の貸付け等の本来的な業務の遂行を妨げない範囲で、員外融資を行うことができる(労働金庫法第58条第4項、労働金庫法施行令第3条)が、その一つとして本人名義預金を担保とする融資がある。労働金庫にはその社会的役割として、様々な社会貢献活動が求められているところであり、環境・介護その他社会貢献に資するNPO等への事業資金の融資を認められているところであるが、労働金庫が融資を行うための担保預金を提供するなどの形で、それらを支援したいという多数の意向が福祉団体等から寄せられている。 これらの社会貢献の実現を支援するためにも、労働金庫が第三者の預金を担保とした員外融資を可能とする法令改正が必要である。	○員外融資に係る規制緩和要望について	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
職業能力開発促進法第15条の6第3項(委託訓練の基準)職業能力開発促進法施行規則第11条(短期課程の訓練基準)委託訓練実施要領(平成16年4月1日能発第0401008号)	職業能力開発促進法第15条の6第3項において、職業を転換しようとする労働者等を対象に委託訓練(短期課程)を実施できるとされている。その委託先として、既に様々な民間教育訓練機関を活用しつつ、多様な人材ニーズに応じた職業訓練を実施しているところである。 また、公共職業訓練については、職業訓練の水準の維持向上のため、職業訓練の基準に従い実施することとされており(法第19条)、短期課程の基準は、施行規則第11条及び委託訓練実施要領において、 ・ 訓練コースは、地域の人材ニーズを的確に把握した上で、求職者の就職促進に真に資するものとする。 ・ 訓練期間は、6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合においては、1年)以下の適切な期間とする。 等と定められているところである。 さらに、公共職業訓練については、職業安定機関との密接な連携のもとに、求職者に対し、求職の申し込みから、職業訓練受講、再就職に至るまでの一環した就職支援を実施しており、また、委託訓練の対象経費の中には、就職支援経費(就職相談の実施、求人企業の開拓、求人情報の提供、職業紹介の実施(事業の届出又は許可を受けている場合)など)も含まれているところである。	d	-	職業能力開発促進法第15条の6第3項において、職業を転換しようとする労働者等を対象に委託訓練を実施できるとされており、その委託先として、NPO法人も含め、既に様々な民間教育訓練機関を活用しつつ実施しているところである。 また、委託訓練の設置についても、 ・ 地域の人材ニーズに適合した、求職者の就職促進に真に資するものであれば、訓練コースの設定分野及びカリキュラム内容は制限されるものではないこと、 ・ 原則6月以下の範囲で、適切な訓練期間の設定が可能であること、 となつている。 さらに、ハローワークと連携した就職支援を行うことは可能であり、また、委託先の行う就職支援に係る経費は、委託訓練の対象経費の中にも含まれているところである。		z0900019	厚生労働省	民間を活用した離職者向け職業訓練と再就職支援の促進について 離職者の再就職のための職業能力開発の充実、特にNPO法人が新たに実施したいとする離職者向け職業訓練システムの公的導入と再就職支援の取組要望	5014	50140001	11	特定非営利活動法人にいがたアースサポート	1	民間を活用した離職者向け職業訓練と再就職支援の促進について 離職者の再就職のための職業能力開発の充実、特にNPO法人が新たに実施したいとする離職者向け職業訓練システムの公的導入と再就職支援の取組要望	(1) 近年なお増加の一途を辿っている離職者等に対し早期の再就職に資するための能力要件に、ニーズ対応型の職業能力開発は地域的に大きな課題となっている。 (2) 私どもNPO法人はこうした背景から就業機会の拡大をサポートするため、近時、ニーズ度の高い分野の造園技能習得実践の場(造園技能士養成訓練)を公的認可のもとに提供し、ハローワークにおける就業促進の支援とともに広く地域の社会貢献団体として活動したい。	(1) 現在、県で実施の短期課程の職業訓練(造園科)に準じ行えるものとし、特に離職者に向けた求人ニーズ対応型の実践能力付与と技能士養成コースと合わせ6ヶ月間に亘って実施する。 (2) 職業訓練基準の範囲については、県で実施の基準(施設、指導員、カリキュラム等)に適合させる他、応用実践重視の実施訓練も併せて実施する。	(1) 現在、県で実施の短期課程の造園科訓練コースについては、現行定員を数倍上回って応募されている状況から、離職者の早期就業の機会を逸している実態にあること。 (2) また、同課程修了者の再就職についても、求人ニーズ対応型にあった能力要件が具備されておらず、こうした実技面での実践サポートが必須であること。	
労働者派遣法第40条の2第1項、労働者派遣法施行令第4条第25号	専門的な知識、技術又は経験や特別な雇用管理を必要とする業務であって、労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務(いわゆる26業務)については、派遣受入期間の制限(最長3年)が適用されない。 平成14年3月の労働者派遣法施行令の改正により、いわゆる26業務に金融商品の営業関係の業務が追加されたところ。	c		労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあること等から、派遣受入期間の制限が適用されない業務(いわゆる26業務)としては、公労使の合意も経て、「専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」又は「特別な雇用管理を行う必要があると認められる業務」であって、「当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわない」と認められるものであること、を要するものとされているところ(労働者派遣法第40条の2第1項)。 いわゆる26業務に含めるべき業務については、当該業務の専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて具体的に検討することが必要であり、具体的要領、業務の実態等を踏まえ、必要に応じて検討すべきであると考えているところであるが、御提案の「各種ローンに関する営業行為」は、様々な業務が含まれるものであり、専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて検討するための具体性がなく、これをもって、いわゆる26業務に含めることの可否について回答することは困難である。		z0900020	厚生労働省	派遣社員による各種ローンの営業行為の許容	5015	50150021	11	都銀懇話会	21	派遣社員による各種ローンの営業行為の許容	厚生労働省令第25号の金融商品の範囲を拡大し、各種ローンに関する営業行為を追加	派遣業法上は広範に金融商品の取扱いを認めているものの、貸出については許容外。今後ますます、派遣社員が顧客接点を持つ機会が増加する中で、現規制の範囲内では顧客に対し良い商品をタイムリーに提供できないばかりか、顧客サイドにとっては正社員も派遣社員も同様であり、商品の説明が分割することによるお客さまの不満も大きい。特に個人分野では貸出商品はほぼ既製品化されており、他の商品と切り分ける理由が少ない。		
国民健康保険法施行令第29条の7第5項、地方税法第703条の5第2項、地方税法施行令第56条の8第5項	国民健康保険料(税)については、所得に応じて、保険料の7割、5割、2割を軽減する措置を行っている。7割、5割の軽減に当たっては、市町村において把握している所得を用いて機械的に判断しているが、2割の軽減に当たっては、慎重な判断を要することから、本人からの申請によるものとしている。	(全)全国規模で対応不可	(法律上の手当てを必要とするもの)	2割軽減に係る所得層の者は、所得が相当程度低い7割・5割軽減に該当する所得層とは異なり、応益割全額分の負担能力の限界線上に属する者であり、保険料(税)賦課時点において、負担能力が現実と十分であると認められる場合や本人が軽減を必要としない場合には軽減の必要がないことから、本人の申請に基づき、所得に改善が見られる場合等の要件を勘案した上で軽減を行うべきと考えている。 保険者における事務負担等の問題があることは承知しているが、保険給付に要する費用は保険料により賄うことが原則であり、負担能力の限界線上にあるものについて、保険料軽減を行うことについては慎重に判断すべきことから、2割軽減については申請主義を維持することが適切であると考えている。		z0900021	厚生労働省	国民健康保険料2割軽減制度適用に係る申請制度等の廃止	5017	50170001	11	山口県光市	1	国民健康保険料2割軽減制度適用に係る申請制度等の廃止	国民健康保険料の2割軽減制度の適用について、申請制度及び所得状況の変化等による軽減適用除外の制度を廃止し、5割軽減や7割軽減制度と同様に、前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が軽減基準に該当する世帯には、当初から一律に軽減適用ができるよう規制の撤廃を求めたい。	公平公正で、納税義務者にとって、簡潔でわかりやすい課税の実現	2割軽減制度のみ、他の軽減制度には規定のない申請主義を採用している根拠が不明確。前年中所得が軽減適用基準に該当していても、本年中所得見込額の届出が見込まれる場合は不適用になることについては、本人が申請時点で想定する将来の所得見込額という未確定要素に基づき軽減適用の可否を決定するものであり、課税の根拠としては不透明。本制度の適用に当たっては、申請後の税額変更処理に伴うことから、他の軽減適用と比較して経費を含め事務負担が大きくなっている。	①要望理由書補足 ②根拠法令詳細

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
健康保険法第180条第5項	健康保険組合が国税滞納処分の例により滞納処分を行う場合には、厚生労働大臣の事前の認可が必要。	c:全国規模で対応不可	(法律上の手当てを必要とするもの)	滞納処分は対象者の権利の制限であることから、公権力の行使として、本来行政機関にのみ認められるものである。健康保険組合は、国に代わり、公的医療保険制度を運営しており、極めて特例的に滞納処分を認めているものであり、こうした特例的な権限を、事前の認可なしに認めることは、困難である。		z0900022	厚生労働省	健康保険法の一部改正	5018	50180001	11	大阪府貨物運送健康保険組合	1	健康保険法の一部改正	健康保険法第180条 第5項の条文を削除すること	保険料等を納付しない者に対し、保険者である健康保険組合が国税滞納処分の例により強制徴収するもの	現在健康保険組合が滞納処分を行う場合、厚生労働大臣の認可が必要と健康保険法第180条第5項に定められている。このため申請や認可に1週間程度の日数を要するので、倒産や不渡り等の事故が発生しても他の債権者より処分が遅れ保険料等の確保ができなくなり、健康保険組合の財産権を侵害していると考えられる。また、健康保険法第4条に健康保険の保険者は政府及び健康保険組合と明記されており同等の保険者と考えるが、強制徴収において立法当初は市町村に請求(依頼)することになっていて、同等な手続きが必要であったものが、昭和4年の法改正では政府のみが独自で強制徴収が行えるようになった。以後、若干の改善があったものの健康保険組合は依然として大臣の認可を受けなければならない。同等な保険者として公正公平な取り扱いをお願いしたい。		
厚生年金保険法第136条の3	厚生年金基金の年金給付等積立金の運用方法は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との契約による運用と、厚生年金基金自らが行う運用(自家運用)に分けられる。年金給付等積立金は安全かつ効率的に運用しなければならないため、厚生年金保険法等により運用方法等が規定されているところであるが、については、信託会社等の専門家も受託者責任を負い、運用を行うことから運用先の特段の制限を設けてなく、商品ファンドへの運用や商品投資顧問業者との契約も明示的には制限されていない。なお、については、厚生年金基金においては、受託者責任の観点に加え、必ずしも様々な運用方法に応じた専門家がいるなど運用管理体制が整っているものではないことから、運用対象資産や契約の相手方について一定の制限を設けているところであり、商品ファンドへの直接の運用や、商品投資顧問業者との直接の契約の締結は認めない。なお、自家運用においては、有価証券であっても、先物・オプション取引については、法令上、当該現物の価格変動のリスクヘッジを目的としたものに限って認めるところである(先物・オプション取引のみにより利益を求めるところは禁止している。)	c,d	l	厚生年金基金の運用は、専ら加入者等の利益のために、受託者責任を遵守し、安全かつ効率的に行わなければならないとされている。また、厚生年金基金の積立金は、中長期的な視点で、安定的な収益を確保できるよう運用される必要がある。 商品ファンドは、投資家から資金を集め、専門家が農産物や鉱物など様々な商品に投資し、その収益を投資家に還元するものである。その運用方法は、商品先物・オプション取引を基本としているため、少ない資金で高い収益を上げることが可能である一方、投資元本をすべて失う可能性もあるハイリスク・ハイリターンへの投資対象である。さらに、証券市場との相関関係が低いことから短期的には効率的な運用となる可能性はあるものの、リスク管理が難しいこと、農産物や鉱物などの商品に投資対象としているため長期的には経済成長に見合った収益を得ることができないことから、長期的に保持する対象とはならないと考えている。 したがって、商品ファンドは、こうした厚生年金基金の自家運用の手段としては不適当である。 なお、現在でも、信託会社等との契約に基づく運用においては、これらの運用機関の運用対象資産や契約の相手方について特段の規制はなく、受託者責任に反しない限り、商品ファンドによる運用も商品投資顧問業者との契約の締結も制約されていない。		z0900023	厚生労働省	年金資金運用用品目としての商品ファンドに基づく商品投資受益権を解禁する。	5019	50190002	11	日本商品投資顧問業協会(会長 牛嶋英博)	2	年金資金運用用品目としての商品ファンドに基づく商品投資受益権を解禁する。	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品投資に係る事業の規制に関する法律上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。 第136条の3第1項第4号に項目を追加し、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。	年金資金の運用に携わるものにとり、運用選択肢の拡大を図り、投資対象として採用するかどうかの投資判断は、運用を専門とする者に委ねられるべきものと考える。	投資対象は商品投資であってもあるいは株式投資であっても、運用におけるリスク管理が極めて重要なことはいずれもでないことであり、決して投資商品の属性ではないと考える。 今日では、運用の世界において多種多様な運用商品が提供されており、パフォーマンスにおけるリスク管理の面では金融工学的な角度より、またスキームにおけるリスク管理はリーガル的な視点より、と厳しい管理手法が採られている。 将来的な年金受給の効率性を鑑み、幅広い選択肢の中で採用に耐えられるかどうかのデューデリジエンス機能より検討の可能性を要望する。		
厚生年金保険法第136条の3	厚生年金基金の年金給付等積立金の運用方法は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との契約による運用と、厚生年金基金自らが行う運用(自家運用)に分けられる。年金給付等積立金は安全かつ効率的に運用しなければならないため、厚生年金保険法等により運用方法等が規定されているところであるが、については、信託会社等の専門家も受託者責任を負い、運用を行うことから運用先の特段の制限を設けてなく、商品ファンドへの運用や商品投資顧問業者との契約も明示的には制限されていない。なお、については、厚生年金基金においては、受託者責任の観点に加え、必ずしも様々な運用方法に応じた専門家がいるなど運用管理体制が整っているものではないことから、運用対象資産や契約の相手方について一定の制限を設けているところであり、商品ファンドへの直接の運用や、商品投資顧問業者との直接の契約の締結は認めない。なお、自家運用においては、有価証券であっても、先物・オプション取引については、法令上、当該現物の価格変動のリスクヘッジを目的としたものに限って認めるところである(先物・オプション取引のみにより利益を求めるところは禁止している。)	c,d	l	厚生年金基金の運用は、専ら加入者等の利益のために、受託者責任を遵守し、安全かつ効率的に行わなければならないとされている。また、厚生年金基金の積立金は、中長期的な視点で、安定的な収益を確保できるよう運用される必要がある。 商品ファンドは、投資家から資金を集め、専門家が農産物や鉱物など様々な商品に投資し、その収益を投資家に還元するものである。その運用方法は、商品先物・オプション取引を基本としているため、少ない資金で高い収益を上げることが可能である一方、投資元本をすべて失う可能性もあるハイリスク・ハイリターンへの投資対象である。さらに、証券市場との相関関係が低いことから短期的には効率的な運用となる可能性はあるものの、リスク管理が難しいこと、農産物や鉱物などの商品に投資対象としているため長期的には経済成長に見合った収益を得ることができないことから、長期的に保持する対象とはならないと考えている。 したがって、商品ファンドは、こうした厚生年金基金の自家運用の手段としては不適当である。 なお、現在でも、信託会社等との契約に基づく運用においては、これらの運用機関の運用対象資産や契約の相手方について特段の規制はなく、受託者責任に反しない限り、商品ファンドによる運用も商品投資顧問業者との契約の締結も制約されていない。		z0900024	厚生労働省	商品投資顧問業者による年金資金運用業務に係る規制を緩和する。	5019	50190003	11	日本商品投資顧問業協会(会長 牛嶋英博)	3	商品投資顧問業者による年金資金運用業務に係る規制を緩和する。	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」(以下「商品ファンド法」という)に基づく顧客資産の一元運用の許可を受けた商品投資顧問業者を、年金給付等積立金の運用運用者として認めること。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号における年金給付等積立金の契約運用者としての投資顧問業者の定義に、商品ファンドに基づく商品投資顧問業者を加えること。	商品投資顧問業者は、顧客の一任を受けて種々の手法を駆使して商品投資におけるリスクをコントロールしつつ顧客の資産における利回りの向上を確保する専門家であり、有価証券取引におけるリスクコントロールの専門家である投資顧問業者と資産運用において基本的異なるものではない。「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく認可投資顧問業者の業規制が緩和され証券投資顧問業者の商品先物投資等への道が開けたこともあり、年金給付等積立金の運用においても、有価証券等の伝統的資産運用を中心としつつも有価証券等と相関性の少ない商品先物投資を一部活用することにより、リスク分散による安定的な投資効果が期待され、より現実的と考えられる。	厚生年金基金の信託会社等との契約に基づく運用においては、現在これらの運用機関が商品投資顧問業者を運用者とする運用契約が認められているが、厚生年金基金による商品投資顧問業者を厚生年金保険法第136条の3第1項第3号に規定する投資顧問業者として契約運用者とみなす契約締結を認める。	商品投資顧問業者は、商品先物投資等積立金の運用運用者として認められることにより、リスク分散による安定的な投資効果が期待され、より現実的と考えられる。 商品投資顧問業者は、顧客の一任を受けて種々の手法を駆使して商品投資におけるリスクをコントロールしつつ顧客の資産における利回りの向上を確保する専門家であり、有価証券取引におけるリスクコントロールの専門家である投資顧問業者と資産運用において基本的異なるものではない。「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく認可投資顧問業者の業規制が緩和され証券投資顧問業者の商品先物投資等への道が開けたこともあり、年金給付等積立金の運用においても、有価証券等の伝統的資産運用を中心としつつも有価証券等と相関性の少ない商品先物投資を一部活用することにより、リスク分散による安定的な投資効果が期待され、より現実的と考えられる。 商品投資顧問業者は、顧客の一任を受けて種々の手法を駆使して商品投資におけるリスクをコントロールしつつ顧客の資産における利回りの向上を確保する専門家であり、有価証券取引におけるリスクコントロールの専門家である投資顧問業者と資産運用において基本的異なるものではない。「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく認可投資顧問業者の業規制が緩和され証券投資顧問業者の商品先物投資等への道が開けたこともあり、年金給付等積立金の運用においても、有価証券等の伝統的資産運用を中心としつつも有価証券等と相関性の少ない商品先物投資を一部活用することにより、リスク分散による安定的な投資効果が期待され、より現実的と考えられる。 商品投資顧問業者は、顧客の一任を受けて種々の手法を駆使して商品投資におけるリスクをコントロールしつつ顧客の資産における利回りの向上を確保する専門家であり、有価証券取引におけるリスクコントロールの専門家である投資顧問業者と資産運用において基本的異なるものではない。「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく認可投資顧問業者の業規制が緩和され証券投資顧問業者の商品先物投資等への道が開けたこともあり、年金給付等積立金の運用においても、有価証券等の伝統的資産運用を中心としつつも有価証券等と相関性の少ない商品先物投資を一部活用することにより、リスク分散による安定的な投資効果が期待され、より現実的と考えられる。	<要望理由より続き> 日本においてもこの傾向は鮮明になってきており、運用の器に違いこそあれ、ファンドオフアランスを通じてのオルタナティブ投資が拡大しつつあり、今後更なる規制緩和等により日本の年金基金が直接商品投資顧問業者と投資一任契約を締結することができれば、もっと機動的にその運用の意思をポートフォリオに反映することができ、運用のパフォーマンスも向上するものと期待できる。 商品投資顧問業者は、商品ファンド法に基づき1994年10月にその最初の6社が許可され、その後運用の実績を積み重ね、2004年9月現在許可業者7社の顧客資産運用額(協会集計)は商品ファンドを中心に314億円となり、今後更に増加するものと期待している。 これらの実績の伸張並びに厚生年金基金の積立金の中長期的な経済変動リスクは今後も存在することへの対処方法の一つとしての分散投資の必要性の観点から、証券の認可投資顧問業者のみならず商品投資の専門家としての商品投資顧問業者を年金給付等積立金の契約運用者としての投資顧問業者の定義に加えるべきと考える。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
水道法第6条第1項 水道法第9条	水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣(一定規模以下のものは都道府県知事)の認可を受けなければならない(水道法第6条第1項)とされているが、当該事業認可については期限の規定はない。 ただし、厚生労働大臣(都道府県知事)は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最小限度のもの等に限り、これに必要な期限又は条件を附することができる(水道法第9条)とされている。	c		水道事業については、市町村が事業のすべてを直営で行う方法のみならず、業務の一部を第三者に委託する方法や、いわゆるPF法に基づいて民間資金を活用する方法などの選択が可能である。また、市町村の同意があれば、民間事業者等の市町村以外の者による水道事業の経営も可能である。 しかしながら、水道事業は公益事業であり、また、継続的、安定的な経営が求められるものであることから、各々の水道事業をどのような経営形態で行うかについては、水道の需要者から最も近く、また、地域の実情に通じている市町村が判断し選択すべきものである。 したがって、法律の規定により、民間事業者について一定期間の有期免許として入札等により新規参入を募ることとし、地方公共団体に対して市場化テストの実施を義務づけたりすることは適当ではない。 さらに、民間事業者について認可の際に期限を一律に定めたり、地方公共団体について一定期間内に必ず市場化テストを実施しなければならないとしたりすることは、水道事業の継続的、安定的な経営や運営に大きな影響を与えるおそれがある。		z0900025	厚生労働省	水道事業の民間開放	5020	50200001	11	㈱NJSE&M	1	水道事業の民間開放	・既存事業者が民間である場合には、事業認可は取り消されない。 ・既存事業者が地方公共団体である場合には、10年程度毎に市場化テスト(官民入札)の実施を義務づける。 ・①老朽施設で改良投資をしなければならぬのに、資金調達能力がないため工事を実施できない既存民間水道事業者 ②独立採算で運営できていない既存公営小規模水道事業者 に代わって、入札等の方法により事業認可を取得して水道事業を運営したい。 ・既存施設は既存事業者からリースし、建設費の償還に見合うリース料を支払う方式とする ・入札では、料金レベル、サービスレベルなどを競争させる。	・現行フランチャイズ制度では退出が原則禁止されており(水道法第11条:許可制)、着しい業務不履行がなければ、事業認可は取り消されない。 ・既存事業者に着しい業務不履行はなくても、もっと効率的に事業を運営できると主張する新規参入者にとっては、現行制度は実質的に参入障壁となっている。 ・また新規参入しようとする民間水道事業者にとっては、とってかわらうとする既存事業者が多くの場合市町村であり、その市町村の同意を得なければならない(水道法第6条第2項:市町村長の同意)ため、競争的新規参入の可能性は無い。	添付資料1: 要望者論文「公営水道の経営効率化努力と民活導入」(1997/07) 添付資料2: 要望者論文「日本の上下水道にも競争原理を」(2004/10)	
確定拠出年金法施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5028	50280007	11	社団法人全国地方銀行協会	7	確定拠出年金制度の改善(拠出限度額の引上げ)	確定拠出年金制度について、拠出限度額の引上げ措置を講じる。	少年高齢化が急速に進む中、加入者の自助努力を促すためには、限度額の引上げが必要である。本件については、平成16年度税制改正大綱において引上げが決定し、平成16年10月1日より改正確定拠出年金法施行令が施行されているが、今回の引上げ額は小幅であり、また、企業年金を実施していない企業の従業員が個人型年金に加入する場合の拠出限度額が企業型年金における拠出限度額に比べて過小であるという問題は依然解決されていないため、更なる引上げを検討すべきである。	○平成16年10月1日より、次のとおり個人型年金および企業型年金の拠出限度額(年間)が引き上げられた。 ・個人型年金: 18万円→21.6万円 ・企業型年金(他の企業年金がある場合): 21.6万円→27.6万円 ・企業型年金(他の企業年金がない場合): 43.2万円→55.2万円 ○「各官庁における検討状況」における記述 ・確定拠出年金の拠出限度額については、平成16年度税制改正大綱において引上げが決定(平成16年10月施行予定)しており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げは困難。 ・他の企業年金制度がある場合の企業型年金の拠出限度額は、確定拠出年金以外の企業年金制度がないサラリーマンとの間で不公平が生じないように設定されているものであり、企業型加入者の拠出限度額を一律とすることは不適当である。	
確定拠出年金法施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5037	50370020	11	社団法人全国信用組合中央協会	20	確定拠出年金の拠出限度額引上げ	既存の退職給付制度からの移行や加入者の自主的な努力を支援するためにも、拠出限度額の引き上げを行うこと。	既存の退職給付制度からの移行や加入者の自主的な努力を支援するため。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5056	50560042	11	(社)日本経済団体連合会	42	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ	拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。		確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、2004年改正により引き上げられたが、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。 利便性の向上により制度普及に資することになる。さらには、成果主義的要素を反映させることもできる。	企業型確定拠出年金については、①企業年金に加入していない場合、月額46,000円、②企業年金に加入している場合、月額23,000円であり、個人型確定拠出年金については、①自営業者の場合、月額68,000円、②企業年金、企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合、月額18,000円となっている。
確定拠出年金法施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。 個人型第2号加入者の引上げ額は、厚生年金基金の上乗せ部分の掛金額の実態を踏まえて設定したものであり、妥当だと考えている。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5059	50590042	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	42	確定拠出年金拠出限度額の引上げ	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金拠出限度額の引上げを行う。特に、そのうち個人型年金第2号加入者の拠出限度額の引上げを行う。	確定拠出年金は、国民が公的年金に上乗せする老後生活資金を確保するため、税制優遇措置を付して設けられている制度であり、そのため中途引出しは原則不可とされている。しかし、現実には、長期に渡る加入期間中に不測の事態が生じても中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。 来年度、年金資産が50万円までであれば、脱退一時金を受け取れるようにする等の緩和措置が見込まれているが、この脱退一時金制度とは別に、金額や時期に拘わらず加入者の任意で中途引出しができるように制度を緩和すれば、女性や若年層を含むより多くの国民が安心して確定拠出年金に加入するようになり、国民の老後生活に対する不安感の軽減につながるものと考えられる。なお、中途引出しを行った場合における税制上の公平性を確保するための方策として、中途引出しに当たっては、それまでの間に当該加入者が享受した税制上の優遇分をペナルティとして上乗せ課税する方法が考えられる。	新規
確定拠出年金法施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。 個人型第2号加入者の引上げ額は、厚生年金基金の上乗せ部分の掛金額の実態を踏まえて設定したものであり、妥当だと考えている。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5060	50600010	11	(社)日本損害保険協会	10	確定拠出年金の拠出限度額の更なる拡大	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきたい。特に、個人型の第2号被保険者について、少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) 2004年10月より拠出限度額が拡大したが、例えば個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大したに過ぎない。少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大によって確定拠出年金制度の普及を促進する。 (現状) 現行の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企業有) 216,000円 企業型(企業無) 552,000円 個人型(1号) 816,000円 個人型(2号) 216,000円	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
確定拠出年金法 施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5061	50610007	11	社団法人 日本自動車工業会	7	確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ	拠出限度額の大幅な引き上げを要望する。 さらには、確定拠出年金のみで現行の年金制度の給付水準を確保できる拠出限度額まで引き上げるべきであると考え。	現行の企業型確定拠出年金の拠出限度額は、企業年金に加入している場合で月額18,000円、企業年金に加入していない場合で月額36,000円と制約されている。また、個人型確定拠出年金の拠出限度額は、企業年金・企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合で月額15,000円、自営業者の場合で月額68,000円と制約されている。	確定拠出年金の拠出限度額が低く、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額の引き上げが必要である。	
確定拠出年金法 施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5120	51200008	41	欧州委員会 (EU)	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。 ④-1確定拠出型年金で税金控除の対象となる拠出金の上限を引き上げることによって、同年金制度の向上を図ること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源 による。	
確定拠出年金法 施行令	確定拠出年金の拠出限度額は、平成16年10月より以下のとおり引き上げられたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円 他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円 (個人型) 企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円	c		確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げはできない。		z0900026	厚生労働省	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	5122	51220091	11	米国	91	確定拠出年金について	被雇用者にとって確定拠出年金が退職後の本当に有望な貯蓄手段となるよう、そして被雇用者に確定給付年金と確定拠出年金の選択肢を与えている企業において、確定給付年金の本当の代案となるよう、確定拠出年金の限度額をさらに引き上げる。事業主の拠出に相応する被雇用者の拠出を認める。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
確定拠出年金法	企業型年金においては事業主 提出のみ、個人型年金において は個人提出のみが認められて いる。	㉔		マッチング拠出の導入について は、確定拠出年金のみならず、 企業年金の拠出の在り方そのも のを問う問題であり、中長期的 に検討すべき事項である。		z0900027	厚生労働省	確定拠出年金のマッチング拠出の容認	5028	50280008	11	社団法人全国地方銀行協会	8	確定拠出年金制度の改善(マッチング 拠出の解禁)	確定拠出年金制度について、マッチング 拠出の解禁の措置を講じる。		他の企業年金(厚生年金基金・適格退 職年金)では企業のみならず従業員にも 掛金拠出が認められているにもかかわらず、 確定拠出年金制度においては企業型 年金加入者による追加拠出(マッチング 拠出)が行えないこととなっており、不 合理である。老後に必要な資金を自助努 力により準備するよう促す観点からも、 マッチング拠出を解禁すべきである。	○「各省庁における検討 状況」における記述 ・ マッチング拠出の導 入については、確定拠出 年金のみならず企業年金 の拠出のあり方そのもの を問う問題であり、中長 期的に検討すべき事項で ある。 ・ 確定拠出年金法は施 行後5年を経過した場合 に必要があると認めると きは検討を加えることと なっていること等を踏ま え、中長期的に検討す る。
確定拠出年金法	企業型年金においては事業主 提出のみ、個人型年金において は個人提出のみが認められて いる。	㉔		マッチング拠出の導入について は、確定拠出年金のみならず、 企業年金の拠出の在り方そのも のを問う問題であり、中長期的 に検討すべき事項である。		z0900027	厚生労働省	確定拠出年金のマッチング拠出の容認	5037	50370019	11	社団法人全国信用組合中央協 会	19	企業型年金におけるマッチング拠出の 解禁	企業型年金の掛け金拠出において、加入 者の自己負担による追加拠出(マッチン グ拠出)ができるようにすること。		企業型年金の掛け金拠出は、事業主が行 うこととされており、加入者の自己負担 による追加拠出(マッチング拠出)がで きない。	
確定拠出年金法	企業型年金においては事業主 提出のみ、個人型年金において は個人提出のみが認められて いる。	㉔		マッチング拠出の導入について は、確定拠出年金のみならず、 企業年金の拠出の在り方そのも のを問う問題であり、中長期的 に検討すべき事項である。		z0900027	厚生労働省	確定拠出年金のマッチング拠出の容認	5060	50600008	11	(社)日本損害保険協会	8	確定拠出年金の企業型における拠出 限度額の特内での個人による上乗せ 拠出の容認	(要望) 拠出限度額の特内で企業型に対 する個人の上乗せ拠出を認めていただき たい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。従 業員の自助努力による老後資金形成の促 進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢 ・ 現状、中小企業を中心として、企業型 の拠出額は拠出限度額の一部に止まって おり、勤労者の老後の資産形成ニーズを 満たすためには、拠出限度額の特内での 自助努力による個人の上乗せ拠出が必要 なため。 (現状) 企業型の場合、企業による拠出しか認 められておらず、個人が上乗せ拠出でき ない。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	企業型年金においては事業主拠出のみ、個人型年金においては個人拠出のみが認められている。	c		マッチング拠出の導入については、確定拠出年金のみならず、企業年金の拠出の在り方そのものを問う問題であり、中長期的に検討すべき事項である。		z0900027	厚生労働省	確定拠出年金のマッチング拠出の容認	5061	50610002	11	社団法人 日本自動車工業会	2	企業型確定拠出年金における個人拠出について	自助努力、自己責任という確定拠出年金法の目的からすると、個人拠出ができる仕組みが必要であり、事業主の拠出に加えて個人拠出ができる「マッチング拠出制度」の認可を要望する。また、個人拠出ができることにより利便性が向上し、制度普及にもつながると考える。	現状の制度では、会社拠出しか認められておらず、従業員の自発的な定年後の準備に対し、事業主として全く支援ができていない。	厚生年金の受給開始年齢の引き上げに加え、将来の公的年金受け取り額の減少が避けられない中、給与所得者の自発的に定年後の準備を進めたいという意欲をそぐことになる。	・重点要望項目 ・平成15年11月度の再要望
確定拠出年金法	企業型年金においては事業主拠出のみ、個人型年金においては個人拠出のみが認められている。	c		マッチング拠出の導入については、確定拠出年金のみならず、企業年金の拠出の在り方そのものを問う問題であり、中長期的に検討すべき事項である。		z0900027	厚生労働省	確定拠出年金のマッチング拠出の容認	5120	51200008	51	欧州委員会 (EU)	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。 ④-2確定拠出型年金でマッチング拠出を認めることによって、同年金制度の向上を図ること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源による。	
確定拠出年金法	企業型年金においては事業主拠出のみ、個人型年金においては個人拠出のみが認められている。	c		マッチング拠出の導入については、確定拠出年金のみならず、企業年金の拠出の在り方そのものを問う問題であり、中長期的に検討すべき事項である。		z0900027	厚生労働省	確定拠出年金のマッチング拠出の容認	5122	51220091	21	米国	91	確定拠出年金について	被雇用者にとって確定拠出年金が退職後の本当に有望な貯蓄手段となるよう、そして被雇用者に確定給付年金と確定拠出年金の選択肢を与えている企業において、確定給付年金の本当の代案となるよう、確定拠出年金の限度額をさらに引き上げる。事業主の拠出に相応する被雇用者の拠出を認める。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	第3号被保険者や公務員は確定拠出年金に加入できない。企業型の資格を喪失した後、他の企業年金制度があり確定拠出年金を実施していない企業に転職した場合等は、個人型の運用指図者となり加入者とはならない。	○		確定拠出年金の加入対象者の拡大については、確定拠出年金制度における個人拠出の在り方等幅広い議論をすることが必要であり、中長期的に検討すべき事項。		z0900028	厚生労働省	確定拠出年金の加入対象者の拡大	5028	50280009	11	社団法人全国地方銀行協会	9	確定拠出年金制度の改善(加入対象者の拡大)	確定拠出年金制度について、加入対象者の拡大の措置を講じる。		制度の加入対象者に、第3号被保険者(専業主婦等)及び公務員を加えるべきである。現状のままでは、例えば、拠出期間が短い加入者が退職し専業主婦等になった場合、拠出の継続が認められないため、将来において少額の給付しか得られないことが想定されるが、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援する」という制度の趣旨に鑑みれば、この点は改善されるべきである。	○「各省庁における検討状況」における記述 ・ 確定拠出年金の加入対象者の拡大については、確定拠出年金制度における個人拠出の在り方等幅広い議論をすることが必要であり、中長期的に検討すべき事項である。 ・ 第3号被保険者については、国民年金の保険料負担がないこと、控除の対象となる所得がないことから、確定拠出年金の対象となっていない。公務員の企業型年金の導入については、公務員制度の一環となることから、民間企業における企業型年金の普及の程度等を見極めたうえで検討することとなるものである。公務員の個人型年金への加入については、個人型年金が事業主からの支援が期待できない従業員に加入の途を開くものであることから、職域部分を含む共済年金に加入する公務員については対象外としている。
確定拠出年金法	第3号被保険者や公務員は確定拠出年金に加入できない。企業型の資格を喪失した後、他の企業年金制度があり確定拠出年金を実施していない企業に転職した場合等は、個人型の運用指図者となり加入者とはならない。	○		確定拠出年金の加入対象者の拡大については、確定拠出年金制度における個人拠出の在り方等幅広い議論をすることが必要であり、中長期的に検討すべき事項。		z0900028	厚生労働省	確定拠出年金の加入対象者の拡大	5056	50560041	11	(社)日本経済団体連合会	41	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦の加入を認めるべきである。なお、被用者年金の一元化が実現した際には、公務員の加入についても検討すべきである。		確定拠出年金のポータビリティを拡充し、専業主婦の加入を認めることで、制度普及が図られ、個々人の自助努力による老後資金の形成に寄与する。	確定拠出年金では、専業主婦の加入が認められていない。
確定拠出年金法	第3号被保険者や公務員は確定拠出年金に加入できない。企業型の資格を喪失した後、他の企業年金制度があり確定拠出年金を実施していない企業に転職した場合等は、個人型の運用指図者となり加入者とはならない。	○		確定拠出年金の加入対象者の拡大については、確定拠出年金制度における個人拠出の在り方等幅広い議論をすることが必要であり、中長期的に検討すべき事項。		z0900028	厚生労働省	確定拠出年金の加入対象者の拡大	5060	50600007	11	(社)日本損害保険協会	7	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。専業主婦、公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとされない。(現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
確定拠出年金法	国民年金基金連合会は、加入受付等の事務を、国民年金基金に委任することができる。	○		地域及び職種ごとに設立されている国民年金基金に、加入受付等の事務を委任することは、より加入者の利便性に叶うものと考えており、申出の窓口、委任している事務等については、引き続き周知を図ってまいりたい。		z0900029	厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5028	50280011	11	社団法人全国地方銀行協会	11	個人型年金の基金事務体制の見直し、手続きの簡素化	個人型年金の基金事務の取扱いを1つの機関に統一する。		個人型年金の事務を行う機関は複数存在（国民年金基金連合会と各地基金・各職能別基金で事務・役割を分担）しているが、このことは加入者にとって分かりにくい。基金事務の取扱いの一元化を図るべきである。現状、受付事務手続きの複雑さが加入者の利便性を損なっている面があるが、これにより、問い合わせ先や書類の送付先の統一が図られ、手続きの簡素化にもつながると考えられる。	
確定拠出年金法 施行規則	平成16年10月より、規約の軽微な変更のうち、事業主、実施事業所、運営管理機関及び資産管理機関の住所については、特に軽微な変更として同意は不要となった。	○		規約の軽微な変更のうち、事業主等の住所については、平成16年10月より同意を不要としたところであるが、事業主、運営管理機関等の名称は加入者にとり必要な事項であるため、同意を不要とすることはできない。		z0900029	厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5056	50560045	11	(社)日本経済団体連合会	45	確定拠出年金における企業型年金規約変更の届出規制の緩和(新規)	軽微な変更のうち、施行規則第5条第1号から第4号に定める変更（事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の名称変更）についても、同意不要とすべきである。		事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の商号変更は、事務的な色彩が強く、加入者側の不利益になる事態は想定できない。また、変更のたびに、被用者年金被保険者の過半数（もしくは過半数の者で構成される組合）を代表する者の同意を得ることは、事業主の負担（代表者の選出事務や、同意が必要である旨の説明等の実施事務）も大きい。	確定拠出年金法施行規則（以下「施行規則」）第5条に定める軽微な変更は、確定拠出年金法第6条第1項により変更の届出を行うこととされている。この届出を行う場合は、変更内容に関わらず、施行規則第7条第1項第2号により被用者年金被保険者の過半数（もしくは過半数の者で構成される組合）を代表する者の同意が必要とされている。
確定拠出年金法 施行規則	記録関連運営管理機関は、他の企業年金制度等の資格の得喪に関する事項を原簿に記載しておかなければならない。	○		他の企業年金制度等の資格の得喪に関する事項は、拠出限度額の管理の際にも必要であり、原簿の記録事項から除外することはできない。		z0900029	厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5060	50600012	11	(社)日本損害保険協会	12	確定拠出年金の原簿記録事項の緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者から通知を義務付けている他年金等の資格の得喪および支給に関する情報に、原簿の記録事項から除外してほしい。	確定拠出年金におけるコストの削減に繋がりが、手数料等の引き下げが可能となる。	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、実際には退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた際に本人から確認すればよい事項であり、制度加入時に事業主・加入者等に提出を求めた記録関連運営管理機関が長期にわたって記録を保存しなければならないのは、制度を煩雑にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益に反する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めない。	○		確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、ペナルティを課した脱退一時金の支給は貯蓄との区別が不明確となって年金制度の趣旨に合致しないこと等の問題があることから、これを認めることはできない。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5028	50280012	11	社団法人全国地方銀行協会	12	追徴課税等の措置を前提とした脱退一時金の支給制度の新設	追徴課税等の措置を前提として脱退一時金を支給できる制度を新設する。		現状、確定拠出年金の加入者は、原則として60歳になる前に年金を引き出すことはできないが、ライフプラン環境の変化等により資金を至急に要するケースも想定されることから、追徴課税等の措置を前提として脱退一時金を支給できるようにすべきである。		
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めない。	○		確定拠出年金は、年金としての老後保障を目的とすることから中途脱退を制限しているが、資産が少額である者は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることから、運用指図書になった場合に運営管理手数料見合いの金額を運用益により賄える金額や、脱退一時金を受給可能な場合の平均的な資産額等を勘案して、50万円以下の場合等に脱退一時金を受給できるよう、要件を緩和したところ。 年金資産を担保とした借入れは、確定拠出年金が老後の生活の安定のために支給されるものであり、脱退一時金も限定的にのみ認められているものであることから、認めることはできない。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5056	50560040	11	(社)日本経済団体連合会	40	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和	①脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである(死亡・高度障害以外の事由の容認及び少額の脱退一時金の拡充を図る)。 ②60歳未満の加入者等で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とするか、あるいは、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにすべきである。		①a)60歳到達前に退社して、海外に居住する者や、確定拠出年金制度がなく他の企業年金制度がある他社に転職する者などの場合、b)比較的短い期間の加入者が50万円超の年金資産を持ったまま退職して専業主婦となる場合、いずれの場合も現行制度では、60歳に達するまで個人型年金の運用指図書とならざるを得ないことから、資産が目減りするリスクを回避しにくいという問題に対処する必要がある。 ②加入員の想定を超えたりリスクが発生した場合、個人別管理資産を活用することで対処可能となる。 現行の要件は制度普及の阻害要因の一つにもなっており、利便性の向上により制度普及にも資することになる。	①脱退一時金を受給できる要件は、運営拠出期間が3年以下の場合または資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない場合となっている。 ②60歳未満の加入者等で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件を満たした場合に限られている。	
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めない。	○		確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、ペナルティを課した脱退一時金の支給は貯蓄との区別が不明確となって年金制度の趣旨に合致しないこと等の問題があることから、これを認めることはできない。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5059	50590006	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	確定拠出年金の年金資産の中途引出し要件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	現状の脱退一時金制度のほか、加入者が一定の課税条件(ペナルティ課税)を甘受することにより、年金資産の中途引出しを行なうことを可能とする。		確定拠出年金は、国民が公的年金に上乘せする老後生活資金を確保するため、税制優遇措置を付して設けられている制度であり、そのため中途引出しは原則不可とされている。しかし、現実には、長年に渡る加入期間中に不測の事態が生じても中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。来年度、年金資産が50万円までであれば脱退一時金を引き取れるようにする等の緩和措置が見込まれているが、この脱退一時金制度とは別に、金額や時期に拘わらず加入者の任意で中途引出しができるように制度を緩和すれば、女性や若年層を含むより多くの国民が安心して確定拠出年金に加入するようになり、国民の老後生活に対する不安感の軽減につながるものと考えられる。	新規

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めない。	○		確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、ペナルティを課した脱退一時金の支給は貯蓄との区別が不明確となり年金制度の趣旨に合致しないこと等の問題があることから、これを認めることはできない。 年金資産を担保とした借入れは、確定拠出年金が老後の生活の安定のために支給されるものであり、脱退一時金も限定的にのみ認められているものであることから、認めることはできない。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5060	50600009	11	(社)日本損害保険協会	9	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確定拠出年金普及を阻害する。		
確定拠出年金法	確定拠出年金を60歳から支給するためには、通算加入者等期間が10年以上必要。	○		60歳前の数ヶ月間のみ掛金を拠出し、その後直ちに受給できることを認めると、貯蓄との区別がつかなくなるため、最初の拠出から一定期間経過後に給付を受けられるようにすることが必要。50歳以降に加入した者であっても、遅くとも65歳までには、受給することができる。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5060	50600011	11	(社)日本損害保険協会	11	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度の普及に寄与する。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。	
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めない。	○		確定拠出年金は、年金としての老後保障を目的とすることから中途脱退を制限しているが、資産が少額である者は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることから、運用指図者になった場合に運営管理手数料見合いの金額を運用益により賄える金額や、脱退一時金を受給可能な場合の平均的な資産額等を勘案して、50万円以下の場合に脱退一時金を受給できるよう、要件を緩和したところ。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5061	50610001	11	社団法人 日本自動車工業会	1	確定拠出金の途中引出しについて	転職時に企業型確定拠出年金を移せない場合や、海外に居住することとなった者など、個人が運用指図者にならざるを得ない者については、60歳到達前の中途引出しを可能とするよう要望する。	60歳まで途中引出しは出来ないことになっている。(障害及び死亡の場合を除く)	60歳まで途中引出しが認められていないため、転職時に年金を移せない場合は、個人が運用指図者となり、管理コストを払い続けながら運用していかねばならない。	・重点要望項目 ・平成15年11年度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	確定拠出年金は、資産が非常に少額の場合を除き、企業型年金からの脱退は認められていない。	○		確定拠出年金は年金としての老後保障を目的とすることから、中途脱退を制限している。 なお、資産が非常に少額である者は、個人型への移換手数料のみで資産が目減りしてしまうため、個人別管理資産が1.5万円以下の場合には、企業型の加入者資格を喪失したときに企業型から脱退一時金を受給できるよう、要件を緩和したところ。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5085	50850010	11	生命保険協会	10	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	企業型では退職時にも受給できるように要件を緩和する。		昨今の雇用の流動化を背景に退職時の資金ニーズは今後より一層高まることが予想され、特に退職金規定からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる制度普及を促進するためにも、支給要件の緩和は非常に有効である。企業年金制度は一般的に退職金制度からの移行となっているのが現状であり、厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度では中途脱退に伴う給付が認められている。これらの制度との整合性の欠如から、円滑な制度間移行および制度普及の障害となっている。	
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認められていない。	○		確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、経済的困窮時における支給要件の緩和は貯蓄との区別が不明確となり年金制度の趣旨に合致しないこと等の問題があることから、これを認めることはできない。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5096	50960012	11	社団法人信託協会	12	確定拠出年金法 災害時等の一時金引出しの追加	・ 60歳未満での一時金の引出しは、障害になった場合の給付、死亡一時金を除くと、脱退一時金しか認められていない。 ・ 災害時等においては引出しを可能とする措置を設けていただきたい。		・ 確定拠出年金は、厚生年金基金、適格退職年金等の従来の企業年金と異なり、各人毎の保有資産・残高管理されており、随時これを知ることが出来る。そのため、各人は自身の資産との意識が高く、災害時等においては引出しを希望する可能性が高いと考える。 ・ また、こうした解約の道を作ることは、個人型、企業型ともに、制度の普及にも資するものと考えられる。	
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認められていない。	○		年金資産を担保とした借入れは、確定拠出年金が老後の生活の安定のために支給されるものであり、脱退一時金も限定的にのみ認められているものであることから、認めることはできない。		z0900030	厚生労働省	確定拠出年金の支給要件の緩和等	5120	51200008	61	欧州委員会 (EU)	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。 (4)3確定拠出型年金で年金加入者が年金資産を担保に資金を借り入れることを許可することによって、同年金制度の向上を図ること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
一	既存の確定拠出年金の規約に他の企業が追加して参加することにより導入コスト等を抑えることも行われていると認識。	d		特に中小企業における確定拠出年金の導入を円滑に行えるよう、既存の確定拠出年金の規約に他の企業が追加して参加することにより導入コスト等を抑えることも行われていると認識。		z0900031	厚生労働省	簡易企業型年金(SIMPLE401k)制度の新設	5028	50280013	11	社団法人全国地方銀行協会	13	簡易企業型年金(SIMPLE401k)制度の新設	新たな確定拠出年金制度として、審査基準や申請事務等を簡素化した簡易企業型年金(SIMPLE401k)制度を新設する。		現行の企業型年金の審査基準によると、規約承認までに相当の期間を要し、また導入企業における事務負担も重いため、審査基準や申請事務等を簡素化した中小企業向けの新たな制度を新設し、確定拠出年金制度のさらなる普及を図るべきである。拠出限度額や加入要件等を定型化するなどして審査基準や申請事務等の簡素化・明確化を図れば、中小企業での導入負担を軽減できるとともに、制度の普及が促進されたいと考えられる。	
労働者派遣法第40条の2第1項、労働者派遣法施行令第4条第25号、労働者派遣事業関係業務取扱要領(職業安定局長通知)の第9の4の(3)のへの(25)	専門的な知識、技術又は経験や特別な雇用管理を必要とする業務であって、労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮と認められるものとして政令で定める業務(いわゆる26業務)については、派遣受入期間の制限(最長3年)が適用されない。 平成14年3月の労働者派遣法施行令の改正により、いわゆる26業務に金融商品の営業関係の業務が追加されたところ。	c		<p><ローン関連商品等について> 労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期間雇用を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労働関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあること等から、派遣受入期間の制限が適用されない業務(いわゆる26業務)としては、公労使の合意を経て、「専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」又は「特別な雇用管理を行う必要があると認められる業務」であって、「当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものである」とを要するものとして定めること(労働者派遣法40条の2第1項)。</p> <p>いわゆる26業務に含めるべき業務については、当該業務の専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて具体的に検討することが必要であり、具体的要素、業務の実態等を踏まえ、必要に応じて検討すべきであると考えているところであるが、御提案の「ローン関連商品等」に関する行為は、様々な業務が含まれるものであり、専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて検討するための具体性が乏しいことを、いわゆる26業務に含めることの可否について回答することは困難である。</p> <p><証券外務員資格を有する証券外務員について> 証券外務員等については、デリバティブ等の高度な内容を含め、当該分野における金融商品を取り扱うことができる者であることを要する。従って、証券外務員等については、既に短期間で派遣労働者の受入れが果たしたとしても、当該業務に必要とされる専門的な知識や経験の習得に要する期間が長いため、当該業務に必要と認められることと、当該業務に必要と認められることとを要するものとして定めることとする。また、御提案のように「証券外務員資格等の資格の例示を見直す」とは困難である。</p>		z0900032	厚生労働省	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和(いわゆる26業務に係る規定等の見直し)	5028	50280018	11	社団法人全国地方銀行協会	18	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和(いわゆる26業務に係る規定等の見直し)	労働者派遣事業に関して、専門的な知識・技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって政令で定める業務(いわゆる26業務)に係る規定等の見直しを行う。		労働者派遣法施行令第4条第25号において、「金融商品の営業関係の業務」に係る金融商品の範囲を「金融商品の販売等に関する法律第2条第1項に規定する金融商品」に限定しているが、これらの金融商品以外にもその販売等に当たり専門的な知識を必要とする商品が多く存在するため(ローン関連商品等)、ここの金融商品の定義を全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものである」とを要するものとして定めることとする。また、御提案のように「証券外務員資格等の資格の例示を見直す」とは困難である。	
労働者派遣法第26条第7項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)の第2の11の(1)、派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)の第2の3	派遣先は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、労働者派遣に先立って面接すること等派遣労働者を特定することを目的とする行為をしてはならない。	b		<p>労働者派遣については、雇用主である派遣元事業主が、派遣労働者の職業能力を評価した上で、派遣先の必要とする労働者に相応しい派遣労働者を適切に配置することが制度の基本である。また、その解禁のための条件整備等がなされずに事前面接等を可とした場合には、職業能力以外の要素である容姿、年齢等に基づき選別が行われるおそれがあるとともに、派遣先と派遣元事業主の雇用責任が不明確になると、雇用責任の明確化等の観点からも問題があると考える。</p> <p>派遣労働者の特定を目的とする行為に関しては、平成16年3月から、労働者の判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問又は履歴書の送付を行うことは可能である旨を派遣元指針「派遣先指針」に明記するとともに、紹介予定派遣の場合に事前面接等を行うことを可としたところであるが、その際の労働政策審議会において、「(1)()」(注:派遣就業開始前の面接又は履歴書の送付)を紹介予定派遣以外の労働者派遣について認めることについては、引き続き、解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における(1)の派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等(派遣労働者を特定することを目的とする行為)の実施状況等を見ながら、慎重に検討していくことが適当であるとされ、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」において、「紹介予定派遣以外の派遣を对象とした事前面接の解禁のための条件整備等についても、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始する」とされているところであり、今後、これを踏まえ、新制度の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしていること。</p>		z0900033	厚生労働省	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和(派遣労働者との事前面接等の解禁)	5028	50280019	11	社団法人全国地方銀行協会	19	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和(派遣労働者との事前面接等の解禁)	労働者派遣事業に関して、派遣労働者との事前面接等の解禁の措置を講じる。		派遣に先だって派遣労働者と面接すること、および履歴書の請求が禁止されているため、当該労働者の能力や適性を事前に見極めることができなという弊害が生じている。職務適性等におけるミスマッチを防ぎ、効果的な業務遂行を図るためにも、本規制は緩和すべきである。	<p>○「3か年計画」における記述 ・紹介予定派遣以外の派遣を对象とした事前面接の解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始する。</p> <p>○「各省庁における検討状況」における記述 ・労働政策審議会における建議(平成14年12月26日)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、まずは平成16年3月に施行された新制度(労働者の判断に基づく派遣開始前の事業所訪問又は履歴書の送付を可とした制度)の実施状況等を把握する必要があると考えている。このため当該実施状況を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
「理容師法の運用に関する件(昭和23年12月8日衛発第382号)」 理容師法、美容師法	化粧品に附属した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師が行っても差し支えない。 理容師、美容師の制度は、理容師法、美容師法においてそれぞれ別個に定められているところである。	d c		美容師の行う顔そりサービスについては、現在でも、化粧品に附属した軽い程度の「顔そり」であれば、美容行為の一部として美容師が行っても差し支えないこととしている。 なお、理容師、美容師は、異なった教科課程を有する理容師養成施設、美容師養成施設において、それぞれ理容、美容を業として行うに際して必要な法令の内容、理容、美容においてそれぞれ使用する器具の取扱方法、それぞれの専門技術等を習得し、養成施設を卒業後、それぞれ異なった試験内容の理容師試験、美容師試験に合格した者に免許が与えられている。このように理容師、美容師の制度は全く異なるものであり、したがって、それぞれ別個の制度を規定している現行の理容師法、美容師法を一元化することは困難である。		z0900034	厚生労働省	理容業法・美容業法の解釈の拡大、最終的には法律の一元化を希望します。	5036	50360001	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	1	理容業法・美容業法の解釈の拡大、最終的には法律の一元化を希望します。	美容師資格と理容師資格の相互受け入れ(美容師での理容師の就業、理容師での美容師の就業許可) 一美容所登録と理容所登録の一元化	本件は女性向けの顔そりサービスを想定したものです。 美容師がこれを行えるようにしてもよいのですが、それには技術の裏付けが必要ですので、理容師が美容所に就業できるようにすることにより、女性向け顔そりサービスを美容サービスの一部に組み込むことができ、市場の拡大が実現できると考えています。	女性の美容処方の一つとして根強いニーズのある顔そり(産毛そり)ですが、法律上美容師が行うことができないため、原則理容所へ行かなくてはなりません。ところが女性の顔そりとは化粧のりをよくする目的のため、男性の髭剃りとは違い肩まで露出しなければならないのですが、理容所は男性を対象とした店舗がほとんどのため、女性の来店に対応していません。 元々理容業法と美容業法がそれぞれ男性と女性を対象として分野調整をすべく成り立ってきたことは想像に難くありませんが、昨今、美容所を利用する男性の多さは誰もが知っているところであり、法律そのものが実情に追いつかなくなっています。新規の資格取得者数をみても、理容師のそれは美容師の約1/10に過ぎず、近い将来実態としての理容所が成り立たなくなった場合、現在の法律が有名無実化することは明らかです。 今回は具体的に顔そりサービスを取り上げましたが、最終的には業法そのものの見直しと共に現実には統一化が急がれるのではないのでしょうか?そのための第1段階として、まず、要望に記した美容資格と理容資格の相互受け入れを認めていただきたいと要望します。	
-	ご要望のフランチャイズの独立オーナーの募集については、現在、ハローワークにおいては、情報提供を行ってない。	b		フランチャイズのオーナー募集に関する情報の提供の方法については、提供の方策や措置の時期につき、本年度中に結論をとりまめたいと考えている。		z0900035	厚生労働省	ハローワークにおけるフランチャイズオーナー募集情報の開示について	5036	50360007	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	7	ハローワークでの独立開業希望者の斡旋について	ハローワークにおける受付が雇用のみとなっているので、別部門として独立事業者の希望者に対する受付部門を設置し、独立自営オーナー募集の登録・独立相談・独立開業説明会を開催できるようにしてほしい。	雇用の拡大	失業者の職業斡旋・紹介に雇用契約以外にも独立開業等フランチャイズ加盟に関する説明会等も斡旋し、増大する失業者の就業先開口を拡大すべく、ハローワークの窓口業務の規制緩和を要望する。	
-	ご要望のフランチャイズの独立オーナーの募集については、現在、ハローワークにおいては、情報提供を行ってない。	b		フランチャイズのオーナー募集に関する情報の提供の方法については、提供の方策や措置の時期につき、本年度中に結論をとりまめたいと考えている。		z0900035	厚生労働省	ハローワークにおけるフランチャイズオーナー募集情報の開示について	5056	50560002	11	(社)日本経済団体連合会	2	ハローワークにおけるフランチャイズオーナー募集情報の開示	ハローワークにおけるフランチャイズ独立オーナーの募集に関する情報の提供方式について検討し、早期に実施すべきである。		求人情報の拡充により就業が促進される。また、新たなフランチャイズオーナーの誕生により当該店舗での派生的な雇用の創出も期待できる。 2024年6月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、情報提供の方策や措置の時期について、本年度中に結論を取りまめたいとされていることから、早期に検討を行い、措置すべきである。	ハローワークでは、雇用関係のない独立の事業者であるフランチャイズ店経営者(オーナー)の募集情報の掲示ができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
地方自治法第234条の3 地方自治法施行令第158条、第167条の17	地方税等の納付に係る事務の委託については、予算の単年度主義に基づき、年度ごとに契約を更新することとされている。	d		普通地方公共団体においては、予算の単年度主義に基づき行政運営を行っているため、毎年度、議会で議決された予算を執行することが原則であり、予算の根拠のない複数年にわたる契約を締結することができない。 ただし、地方公共団体は条例により、契約の性質上翌年度以降にわたり締結しなければ事務に支障を及ぼすと思われるものについては、長期継続契約を締結することができることとされており、提案の趣旨に対応することは現行制度上も可能である。		z0900036	総務省、厚生労働省	コンビニエンスストアにおける地方自治体との料金収納契約の契約自動更新	5036	50360009	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	9	コンビニエンスストアにおける地方自治体との料金収納契約の契約自動更新	地方自治体や地方公営企業と単年度契約している。 水道・ガス料金及び地方税(自動車税・固定資産税・市県民税等)、国民健康保険料等の料金収納契約を自動更新していただきたい。 また、今後の契約についても契約自動更新としたい。		現在、地方公営企業及び地方自治体との単年度契約数は40を超えており、毎年、新年度の始まる4~5月に再契約を行うための契約書の再作成に膨大な時間と手間がかかる。	
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	在宅患者訪問栄養食事指導料は、居宅で療養を行っており、疾病、負傷のために通院による療養が困難な患者について、医師が当該患者に「特掲診療料の施設基準等」に規定する特別食を提供する必要性を認めた場合であって、当該医師の食事せんに基づき、管理栄養士が患者を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立を示した栄養食事指導せんとを交付するとともに、当該食事せんに従った調理を介して実技を伴う指導を30分以上行った場合に算定する。	c:全国規模で対応不可	省令告示の手当てを必要とするもの	栄養指導等は患者の病状等についての確把握して行われる必要があるため、患者の病状に応じ、どのような食事を与えるかという食事基準を決める食事せんは医師が交付すべきであり、管理栄養士はその食事せんを基に、患者等に栄養食事指導を行うことが適当である。		z0900037	厚生労働省	在宅患者訪問栄養指導において特定(限定された)疾病について管理栄養士が食事せんとを処方すること	5040	50400001	11	有限会社 フードリサーチ	1	在宅患者訪問栄養指導において特定(限定された)疾病について管理栄養士が食事せんとを処方すること	健康保険法63条第3項および64条では健康保険の診療に従事する者として、医師、歯科医師、薬剤師とされているが、糖尿病等の特定の疾病についての在宅療養における在宅患者訪問栄養指導について、「管理栄養士」をその対象に加えること	在宅患者訪問栄養指導料の対象となる特別食のうち糖尿病、高脂血症、痛風食についての食事せんとを管理栄養士が作成すること。 厚生労働省通知平成16年2月27日保医発0227001号によれば、在宅患者訪問栄養食事指導料について下記通知がなされている。『在宅患者訪問栄養食事指導料は、居宅で療養を行っており、疾病のために通院による療養が困難な患者について、医師が当該患者に「特掲診療料の施設基準等」に規定する特別食を提供する必要性を認めた場合であって当該医師の食事せんに基づき、管理栄養士が患者を訪問し、(中略)食事計画案又は(中略)栄養食事指導せんとを交付するとともに(中略)指導を行った場合に算定する。』とし、『腎臓食、糖尿病等の16の特別食が規定されている。』(但し同9条4項により「医師の指示に基づいて実施される栄養指導」となっている) なお、本提案は「特区」にて申請を検討していたものであり、行政も含めて関係者の合意に至らなかったため、全国規模の規制緩和として提案するものです。	糖尿病などのいわゆる生活習慣病が若年層も含め急激に増加している。こうした食生活の急激な変化が「在宅療養者」が多くなってきている。他方、病院診療所などの機能別分化が推進されたことにより、従来とは別の意味で「在宅療養」の果たす役割が大きく変わってきている。 「在宅療養」においては、従来の医学的、薬学的処方に加えて、「食事療法」の役割が大きい。「食事療法」についての専門家である「管理栄養士」の職務を認定せんとするものです。 介護保険における「居宅療養管理指導」においては、介護保険法7条10項で医師、歯科医師、薬剤師、その他厚生労働省令で定める者としており、同施行規則9条にて管理栄養士が保健師、看護師などとともに認定されている。(但し同9条4項により「医師の指示に基づいて実施される栄養指導」となっている)	
中小企業退職金共済法第41条第1項	建設業退職金共済は共済契約者が、被共済者に資金を支払うと、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによって掛金を納付しなければならないこととなっている。また、当省としては、建設業退職金共済制度については、制度の対象とすべき人を雇い入れている事業主に進んで加入していただくことを旨として、その普及促進に努めているところである。	c		当省においては、建設業退職金共済制度への加入促進を図っていく場合には、あくまで制度の対象となる人を雇っている事業主に進んで加入してもらうことが重要であると考えており、その旨を引き続き注意喚起してまいりたい。 また、今後の掛金納入方式については、「新たな掛金納入方式の導入に関する意見交換会」を開催し、ICカード、OCR用紙を利用して作成した就労報告書に基づき、掛金を口座引落しとにより納入する方法の導入及びその実務的な問題を検討しているところであり、平成16年度から規模を拡大したモニター実験を実施し実務的な問題点の整理を行い、平成19年度までに最終的な検討結果の取りまとめ等を行うこととしている。		z0900038	厚生労働省	地方公共団体における建設業退職金共済制度の健全化について指導監督強化	5042	50420005	11	情報通信ネットワーク産業協会	5	地方公共団体における建設業退職金共済制度の健全化について指導監督強化	本制度は多層重層構造の下請構造の建設業工事で、末端に位置する「日雇い労働者」や「退職金制度を保有しない中小事業に働く労働者」の救済を目的とした制度として誕生したと理解している。特に前者のような労働者救済は、建築、土木を主体としたものであり、技能労働者中心の電気通信工事にまで、一律に適用している制度は現実との乖離が大き過ぎ、適用除外の例外を行うなど弾力的な運用を要望する。 特に地方公共団体における運用は、本制度の適用を強要するような例も見られ、適切さを欠くと思われる場合が見受けられる。 国土交通省の2次回答は、国土交通省直轄工事についてのみ示されているが、他省庁や地方公共団体への指導監督の強化、もしくは見解の明確化を要望する。また、厚生労働省の2次回答にある「新たな掛金納入方式の導入に関する・・・」は、そもそも2年以上前から検討され、平成14年度に現場での試行がなされていると認識している。上記のように全ての許可業種に一律適用をされているような場合、本掛金納入方式への期待は高く、試行結果の公開、全ての許可業種への試行適用、新たな取組み等について積極的な情報公開と取り組み推進を願いたい。	電気通信工事の場合は、当制度の保護対象となる日雇い労働者等はほとんど存在しない。今日の電気通信工事は、いわゆるIT設備関連工事であり、IT技術、知識等の習得、適用は必要不可欠で、日雇い労働者等の活用場面は極端に少なく、皆無といっても過言ではない。従って、本制度活用を義務付けられた場合は、証紙払出しニーズはなく、実態として購入した証紙全て余剰となっている。更に、仕様書上で現行の発注者の計算(率)式により購入を規定され、払戻不可、転売不可および購入業者での処理等、IT通信業界を筆頭に適さない工事が多く存在している制度と思われる。建築、土木工事への適用は最もであったとしても、他の建設工事に一律に適用するのは適切を欠く制度と言わざるを得ない。 建設業の労働福祉制度としての意義は認めるが、地方公共団体においては入札参加資格の要件にしているなど、不適切と思われる運用も見受けられる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
新規・成長分野雇用創出特別奨励金(新規・成長分野雇用奨励金) 新規・成長分野雇用創出特別奨励金(新規・成長分野雇用奨励金) 平成11年1月4日付け発職第1号「緊急雇用創出特別基金事業の実施について」(労働省事務次官通知)第6 緊急雇用創出特別奨励金 平成11年1月4日付け発職第1号「緊急雇用創出特別基金事業の実施について」(労働省事務次官通知)第5 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第2項、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第2号)第6条の2 特定求職者雇用開発助成金(緊急就職困難者雇用開発助成金)雇用保険法施行規則第110条第3項	新規・成長分野雇用創出特別奨励金(新規・成長分野雇用奨励金)及び緊急雇用創出特別奨励金については、今年度までの制度であり、措置困難。 30歳以上60歳未満の非自発的離職者等を公共職業安定所又は有料・無料の職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して助成。なお、本制度は本年度末をもって終了する。 緊急雇用創出特別奨励金雇用失業情勢が悪化し、完全失業率に基づく発動要件を満たした地域内に所在する事業主が、45歳以上60歳未満の非自発的離職者等を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた場合に助成。なお、本制度は本年度末をもって終了する。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第2項、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第2号)第6条の2 特定求職者雇用開発助成金(緊急就職困難者雇用開発助成金)雇用保険法施行規則第110条第3項	c	(特定求職者雇用開発助成金(緊急就職支援者雇用開発助成金)については、 新規・成長分野雇用創出特別奨励金(新規・成長分野雇用奨励金)及び緊急雇用創出特別奨励金については、 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)については、	新規・成長分野雇用創出特別奨励金(新規・成長分野雇用奨励金)及び緊急雇用創出特別奨励金については、今年度までの制度であり、措置困難。 特定求職者雇用開発助成金(緊急就職支援者雇用開発助成金)については、職業紹介機関の紹介による就職を要件としておらず、事実認識。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)は、年齢、障害、職業能力の制約等に起因して、その個人に対する労働需要が低く、公共職業安定所のほか有料・無料職業紹介事業者を含めた職業紹介機関による就職指導、定着指導等の一貫した支援措置を受けなければ、特に就職が困難である者に対する支援措置として、事業主が、求人要件の緩和等を行い、これら就職困難者が雇い入れられやすくなるような措置を行うためのインセンティブとして助成するものである。 これらの者は、単に、年齢、障害、職業能力の制約等のみをもって就職困難であるとは言えず、職業紹介機関による支援措置を必要とし、当該支援措置を受けなければ就職が困難である点をもって、特に就職困難者と認め、本助成金の対象者としていることである。 したがって、求人広告に求人を出している事業主等に対し、本人自ら応募すること等により、自力で就職できる者については、就職困難であるとは言えず、これらの者も本助成金の対象とすることは、就職困難者の雇い入れ促進するという、本助成金の本旨を踏襲することになるため、御要望の措置を行うことは困難である。		z0900039	厚生労働省	求人企業に対する各種助成金等の支給における公平性の実現	5044	50440001	11	社団法人全国求人情報協会	1	求人企業に対する各種助成金等の支給における公平性の実現	求人企業に対する各種助成金・補助金・奨励金にあたって、「ハローワーク経由」条件を完全に撤廃し、職業紹介事業のみならず、求人メディアなど、すべての民間の入職経路でも給付を可能とすることで、公平公正な企業助成を実現する。 ●新規・成長分野雇用創出特別奨励金・・・新たな雇用機会の創出が期待できる新規・成長15分野を中心として、各分野の事業主が非自発的離職者等により雇い入れた中高年齢者等については、前倒して雇用する場合又はOJTを中心として職業訓練を行う場合に、奨励金が支給される。 ●緊急雇用創出特別奨励金・・・雇用情勢が悪化した地域に所在する事業主で、解雇、倒産等により離職した中高年齢者等をハローワーク又は民間の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、奨励金を支給する。 ●特定求職者雇用開発助成金・・・高年齢者、障害者等の就職が特に困難な状況は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給される。 ※当協会において、障害者雇用支援キャンペーンとして委員の求人メディアで、無料の障害者の求人広告を掲載することを実施した折にも、「趣旨はおおいに賛同するが、求人メディアを活用しても助成金が給付されないで、ハローワークにお届けする方がメリットがある。」という求人企業が見られた。入職経路が90.1(※)である求人広告を通じても各種給付が行われることにより、助成金活用が進み、就職困難者等の雇用が促進され、公平公正な助成金活用が実現する(※入職経路シェア:2002年、雇用動向調査より 求人広告31.7%、ハローワーク21.6%、有料職業紹介事業者1.7%)。			
平成13年4月2日付け通達職発第196号別添1「新規学校卒業生職業紹介業務取扱要領」	新規高卒者を対象とする学校への求人申込みは、ハローワークで求人を受け付け、求人条件が法令等に違反しないこと等を確認の上、求人者へ返戻し、返戻後の求人票を求人者が学校に任意に送付し、受理がなされる仕組みとなっている。 平成14年度から、ハローワークで受け付けた求人情報等をインターネットを通じて高等学校就職担当者に提供する「高卒者就職支援システム」を運用。	c	-	新規高卒求人の受理及び情報管理については、平成14年度から運用している「高卒者就職支援システム」により、事業者がハローワークに申し込んだ求人に関しては、既に、御提案の求人的情報管理がなされるとともに、インターネット経由で高等学校就職担当者が閲覧することが可能となっている。さらに、求人申込み手続きの効率化等の観点から、今後同システムによる高卒求人の電子受理を可能とすべく検討をされているところであり、これらにより、御提案の高校新卒者の求人関係事務の電子化も実現されるはこびであることから、地域キャリアセンターといった新たな体制を構築し、同事務を委託し実施する必要はないと考えている。 なお、民間の職業紹介事業者が独自に新規高卒求人を受け付け、当該求人に職業紹介を行う場合は、現行においてもハローワークにおける求人確認等を要さないものである。		z0900040	厚生労働省	高校新卒者の求人活動の効率化	5044	50440002	11	社団法人全国求人情報協会	2	高校新卒者の求人活動の効率化	ハローワークへの求人票の提出・確認及び各校への求人票の郵送の廃止。 ※求職活動の安全性を担保するための代替措置案として、下記のような求人求職システムの電子化による情報の一元的管理とスクリーニングが考えられる。 1) ハローワークへの求人票の提出・確認及び各校への求人票の郵送は廃止する。これまで行っていた求人票関連業務は民間の地域キャリアセンター(仮称)に委託を行う。「高校の求人求職の一元管理業務」を位置づけ、インターネットによる求人依頼・応募を今後の原則とする。これにより求人求職事務の効率化、内定・応募の一元管理によるマッチングの推進、追加募集情報の迅速な提供が可能になる。 2) 指定校制・就職実績企業重視主義を排するために、求人地域・学校の選定は原則地域のキャリアセンターで公平公正に行う。これまでハローワークがマンパワーをかけて行っていた求人票における業態・労働条件のチェック作業は、新規プログラムを開発してコンピュータ上でスクリーニングする。 3) 地域のキャリアセンターは民間委託による運営を原則とする。	高校生の採用ニーズが年々低下する中で、求人企業は、求人票の記入・郵送(ハローワーク及び高校)、ハローワークの確認印の返戻、求人のための高校訪問などを行わなければならない(別紙参照)、自由応募の大学生採用と比べて負担が多く手続きが煩雑な高校生採用を敬遠しがらなくなる。手続きを簡略化し、民間の活用によって、形骸化した流れを改善し、円滑な高校生採用を進める。		
労働基準法第89条	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、労働基準法第89条に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。	c	-	10人未満の労働者を使用する使用者について、すべての事業主に一律に就業規則の作成を義務付けることは、使用者の事務能力負担等の観点から御要望にお応えすることはできない。 なお、10人未満の労働者を使用する事業場においても就業規則が作成されることは望ましいことから、「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業」において、常時10人未満の労働者を使用する事業場を対象とするモデル就業規則を作成し、小規模事業場にも就業規則の作成を指導しているところである。		z0900041	厚生労働省	10人未満の事業場に対する就業規則作成の義務づけ	5044	50440004	11	社団法人全国求人情報協会	4	10人未満の事業場に対する就業規則作成の義務づけ	10人未満の事業場にも就業規則作成を義務づけることにより、労働者保護を図る。	労働基準法第89条では、「常時10人以上の労働者を使用する使用者に就業規則作成義務」を課している。一方で、雇用契約時に書面で労働条件を明示することが労働法で義務付けられており、10名未満の場合でも労働条件明示書は必須であるが、徹底されていない現状があるため、労働条件をめぐるとラブルも抱えない。日本の労働者の大半は、10人未満の事業場で働いており、その事業所に就業規則の作成を義務付けることで労働者の保護が図られる。同時に、改正労働基準法において義務づけられた解雇権の濫用防止を10人未満の事業場に適用することも労働者保護の観点から必要である。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	社会保険に加入している事業所名等については公表していない	b		【社会保険・労働保険】 ・社会保険・労働保険に加入している事業所名を、厚生労働省ホームページ上で公表することについて検討することとしたい。 ・公表について、システムの構築等、新たな経費が必要となることから、予算との関係もあり早くても18年度以降の対応とならざるを得ない。 ・公表の方法・公表データの範囲や公表データの更新頻度等の詳細については、必要となるシステム構築の検討に併せて検討することとしたい。	システムの構築に当たっては、所要の予算及び期間を要する。	z0900042	厚生労働省	社会保険に加入している企業の公表	5044	50440005	11	社団法人全国求人情報協会	5	社会保険に加入している企業の公表	社会保険(雇用・労災・健康・厚生年金)に加入している企業名を厚生労働省・社会保険庁のホームページ上で公表することによって、求職活動の円滑化を進める。		法的に社会保険(雇用・労災・健康・厚生年金)の加入義務がある法人の中に、未加入の事業者が散見される。求職者にとっては、応募する企業の社会保険加入状況は重要な情報であるが、それを客観的に確認する方法がない。 以下、2004年7月27日の日経新聞より抜粋 厚生年金未加入事業者、職種で強制加入へ 社会保険庁は厚生労働省・社会保険庁は厚生年金に加入しない事業者を強制的に加入させる「職種適用」を今年度中に実施する方針を決め、地方の関係機関に通知した。今秋から対象事業所を洗い出す作業に着手して厚生年金に加入させ、保険料納付に着手しない場合は資産差し押さえに踏み切る。厚生年金保険法では、すべての法人事業所と5人以上の従業員がいる個人事業所は厚生年金に加入する義務がある。だが実際には保険料負担を嫌って厚生年金の加入手続きをとらない事業所が多い。保険料を徴収する社会保険庁の調べでは、2002年度に新規に開業した約9万6000の事業所のうち18%が加入していなかった。	
		e		本要望は単なる資料要求であり、規制に関する要望ではない。なお、職業紹介業務等に係る資料については、規制改革・民間開放推進会議からの資料要求により資料作成を行っているものについて、規制改革・民間開放会議へ提出済みである。		z0900043	厚生労働省	ハローワークの民間委託を推進するために詳細なコストの公開	5044	50440006	11	社団法人全国求人情報協会	6	ハローワークの民間委託を推進するために詳細なコストの公開	職業紹介やそれ以外の様々な業務における民間委託を推進するために下記のようなハローワークのコストを詳細に公開する。データがない場合は第三者機関の実査による把握も必要。 ①ハローワークにおける「紹介件数」と「就職件数」のうち、求職者自身の自己検索によるものの割合(異別及び全国)。 ②上記①の「紹介」及び「就職」に関わるコスト(人件費、一般管理費、施設費等を含む)。所別・サービス内容別作成し、民間比較を可能にする。 ③②を失業期間1年以内の求職者に関する業務とそれ以外に分けてのコスト。 ④ハローワークごとの予算収支、貸借対照表、科目別支出の試算書もしくは概算書。 ⑤ハローワークに関する1000万円以上の業務発注・アウトソーシング項目とその委託先一覧の過去3年分の資料。職業紹介業務に係る発注だけでなくハード・ソフト関連、広告宣伝、各種業務の委託等を含む。 ⑥ハローワークの現場に寄せられる求職者の苦情の件数推移とすべての苦情内容。 ⑦ハローワークの現場に寄せられる求人者の苦情の件数推移とすべての苦情内容。 ⑧ハローワーク職員の業務分析データ(どのような業務にどれくらい時間がかかっているのかを把握するための代表的なハローワークの職業紹介担当者全員の任意の1週間の行動記録)。 ⑨ハローワーク職員の正確な人数(過去5年間の正規・非正規雇用者)。	ハローワークの民間委託においては、ハローワークごとの財務諸表や「就職者一人あたりのコスト」等は公開されておらず、ハローワークごと、地域ごと、サービスごとの諸データを公開することによって、適正な委託費用が見極められるようになる。		
	ハローワークはフランチャイズや業務委託等の募集情報提供は行っていない。	b		フランチャイズのオーナー募集に関する情報の提供の方法については、提供の方策や措置の時期につき、本年度中に結論をとりまとめたと考えている。		z0900044	厚生労働省	ハローワークはフランチャイズや業務委託等の募集情報提供は行わない	5044	50440007	11	社団法人全国求人情報協会	7	ハローワークはフランチャイズや業務委託等の募集情報提供は行わない	ハローワークの業務拡張(FC・業務委託等の情報提供)は、民間開放の流れに逆行するものであり、これに反対する。	厚生労働省において「ハローワークにおけるフランチャイズの独立オーナー募集に関する情報提供の早期実施」が検討が行われている。ハローワークの本業業務である雇用の斡旋の枠組みを超えて、業務範囲をFC・業務委託等の情報提供にまで拡張することは民間開放の流れに逆行するものである。FC・業務委託等の非雇用分野の情報提供は、長年にわたって民間の各種求人メディアが取り組んできたものである。また、この領域は特設の審査ノウハウを必要とするものであり、それを有しないハローワークが取り組むことは求職者に対し、新たなリスクを生むことになる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	平成16年度より、長期失業者について、安定した雇用の実現を図るため、大都市圏において、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者に委託する「民間委託による長期失業者の就職支援事業」を実施している。	c(一部b)		本事業については、全ての地域における長期失業者を対象とすることは考えていないが、平成17年度において、事業に関する評価結果を踏まえ、より効果的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大することとしているところである。		z0900045	厚生労働省	民間委託による長期失業者の就職支援事業の拡大	5044	50440008	11	社団法人全国求人情報協会	8	「民間委託による長期失業者の就職支援事業の概要」における適用対象者の拡大	現在の適用対象は、5都道府県在住の30～60歳未満で1年以上の長期失業者長期失業者であるが、これをさらに拡大し、最終的にはすべてを民間委託の対象とする。		例えば、厚生労働省の平成16年度「民間委託による長期失業者の就職支援事業の概要」においては以下のように限定されており、民間委託の対象を拡大することにより、雇用の改善を図る必要がある。 ■対象地域 大都市圏において実施。 (注)具体的には、北海道、東京、愛知、大阪及び福岡の5都道府県10地区。 ■対象者 平成16年度には、約5,000人の長期失業者を対象として実施。 (注)具体的には、ハローワークに求職の申込みをしている30歳以上60歳未満の者のうち、離職後1年(雇用保険受給者)にあっては、離職後1年、かつ、雇用保険受給終了後2か月、雇用調整方針の対象者(雇用調整受給者)にあっては、雇用調整受給終了後2か月)以上、ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできた者であって、民間事業者の就職支援等の利用を希望する者。 ■委託費の支給 成果に対する評価に基づく報酬という観点から、次のとおり、対象者の就職及び職場定着の状況に応じて委託費を支給。 (1)対象者が1年以内に職業紹介で就職した後6か月以上職場に定着した場合→対象者1人当たり60万円 (2)対象者が1年以内に職業紹介で就職した後6か月未満で離職した場合→対象者1人当たり30万円 (3)対象者が1年以内に職業紹介で就職しなかった場合→対象者1人当たり20万円	
	平成16年度より、長期失業者について、安定した雇用の実現を図るため、大都市圏において、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者に委託する「民間委託による長期失業者の就職支援事業」を実施している。	c		長期失業者就職支援事業は、公共職業安定所において民間のノウハウを活用する事業の全(新しい形態として、公共職業安定所で安定した雇用に至らなかった長期失業者について、職業紹介を始めとする就業支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者に委託し、安定した雇用の実現を図ろうとするものである。 、 について 現在の委託事業には長期失業者の就職支援のための求人開拓や能力開発を含めた事業も含まれており、職場定着期間については、安定した雇用を実現するため、6ヶ月としたものである。現在の委託費は、これらの要素を元に算定されているものであること について アルバイトやパートでは、本事業の目的である安定した雇用の実現に結びついたとは言えないこと から、ご提案のように長期失業者就職支援事業の委託費の支給要件を緩和することは不適当であると考える。		z0900045	厚生労働省	民間委託による長期失業者の就職支援事業の拡大	5044	50440009	11	社団法人全国求人情報協会	9	「民間委託による長期失業者の就職支援事業の概要」における助成金の支給要件の拡大	現在の長期失業者就職支援事業では、①ハローワークの求人案件を利用した場合には受託事業者が紹介した実績にならないが、ハローワークの求人案件は公共財であり、これを利用した場合でも実績とすることが効果的であるので、民間委託に当たっては就職に資する能力開発についても新たな受託事業とし、職業紹介とセットでの受託を可能とする。③長期失業者の場合、正社員としての採用は難しい場合が多い。求人者の採用ニーズが多様化している現在、正社員への就職だけでなく常用のアルバイトやパートに就くことも実績とする。④就職実績とみなす期間として現行は6ヶ月間であるが、民間事業者の慣習にあわせ3ヶ月間に期間を短縮する。		平成16年度「民間委託による長期失業者の就職支援事業」の拡大が図られることにより、民間の活力を高め雇用の改善を図る必要がある。	
	障害者 ジョブコーチ事業については、知的障害者、精神障害者等の職場での適応を容易にするため、各都道府県ごとに設置された地域障害者職業センターにおいて、適当と認められる社会福祉法人等の協力機関とも連携して支援を実施している。 障害者就業・生活支援センター事業については、地域の障害者の職業生活における自立を図るため、都道府県知事が指定した法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法法人等)が運営主体となつて障害者の就業面及び生活面で一体的な支援を行うものである。 ホームレス 技能講習事業については、自立支援センターに入所しているホームレス及びホームレス及び技能を有しない自雇労働者で公共職業安定所長が適当と認めるものを対象として、技能労働者として必要な技能の修得や資格・免許の取得を目的とした技能講習を社会福祉法人などの公益法人やNPO法人への委託により行い、就業機会の増加と常雇化の促進を図るものである。 若年者 平成15年6月に策定された「若者自立・挑戦プラン」に基づき、若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)の整備などを行っている。	c	-	障害者の就業支援については、ジョブコーチ事業や障害者就業・生活支援センター事業等の各種施策を講じているところである。 また、 ホームレスの就業支援については、技能講習事業等の各種施策を講じているところであり、フリーター等若年者については、平成15年6月に策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき、若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)の整備などを行っているところである。 ご提案のように現行の長期失業者に対する就職支援事業と同様の仕組みによる民間委託を国の財政措置で新たに実施する必要はないと考えるが、既に民間を活用することが適当なものについてはその活用を図りつつ、各種支援事業を実施しているところである。		z0900046	厚生労働省	就職困難者の就職促進における民間会社の活用	5044	50440010	11	社団法人全国求人情報協会	10	就職困難者の就職促進における民間会社の活用	現在、長期失業者にのみ行っている民間人材紹介機関への委託であるが、就職の難しい障害者やフリーター、ホームレスなど就職困難者を対象とした新たな受託事業を実施し、民間機関を活用した就職促進を図る。		就職困難者に対して、官民が連携して取り組むことにより、就職促進を図る。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	平成16年度より、長期失業者について、安定した雇用の実現を図るため、大都市圏において、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者に委託する「民間委託による長期失業者の就職支援事業」を実施している。	e		民間委託による長期失業者の就職支援事業における本提案については、「委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は甲(委託者)に帰属する」との記述を委託契約書から削除したところである。		z0900047	厚生労働省	官業の民間への業務委託契約における民間の知的財産権の保障	5044	50440011	11	社団法人全国求人情報協会	11	官業の民間への業務委託契約における民間の知的財産権の保障	①就職支援分野のみならず、すべての官業における民間への業務委託契約書で民間の知的財産権を保障する。 ②上記契約書の内容を本件趣旨に沿って改定する。		①「民間委託による長期失業者の就職支援事業における入札等の在り方に係る検討会報告書」(H16年1月・厚生労働省)に定める契約書の仕様は以下の記載がある。 第8条 契約書の内容 6. 権利義務の帰属 (2) 特許権、著作権等 ○他の委託契約の例も踏まえ、委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は、委託者に帰属するものとする。 ○他の委託契約の例も踏まえ、委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は、委託者に帰属するものとする。 2(特記事項)に開示された上記に関する民間への説明会で、厚生労働省担当から以下の発言があった。 「委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は、委託者に帰属する」というのは、民間事業者が実施しているものでそのやり方がいいというものを、ハローワークでも実施させていただくという意図である。」委託事業の入札書にあたっては、全選定を提出し、実施後のノウハウ・コスト・報酬まで所轄の部署に明らかにすることになるが、民間の委託事業者は、自らの前置工夫により公的機関との差別化を図ることが出来るという意図がある。「実施するためには、自社のノウハウがハローワークに引き上げられることを了承せざるを得ない」ということは、民間の委託事業者を要するのみならず、事業上のリスクを減らすこととなる。特許や実用新案レベルから一般の知的財産の権利利まで明確に担保されることが民間の活用につながる。	
職業安定法第5条の5	求人申し込みについては、ハローワーク、民間職業紹介事業者を問わず、全件受理となっている。また、申込みの内容が法令に違反するとき等、問題がある旨、職業安定法第5条の5にすでに規定されているところである。	d		求人申し込みについては、ハローワーク、民間職業紹介事業者を問わず、すべて受理することが原則であるが、申込みの内容が法令に違反するとき等、問題がある求人については受理しないことができる旨、職業安定法第5条の5にすでに規定されているところである。		z0900048	厚生労働省	ハローワークの求人案件からの悪質求人の排除	5044	50440012	11	社団法人全国求人情報協会	12	ハローワークの求人案件からの悪質求人の排除	全件受理が原則のハローワークの求人企業では、消費者トラブルが多い企業の求人を求職者に紹介することになる。今後、ハローワークインターネットでの求人名公開が進めば、その危険性がより高まるため、職業安定法改正により悪質な消費者トラブルが多い企業など、問題企業の求人は受理しないことを可能にする法体系とする。	ハローワークの求人情報の品質向上により、求職者のより良い就職を実現する。		
雇用保険法第15条	求職者が雇用保険の基本手当の給付を受けるためには、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上で、次の要件により受給資格の決定を受けることが必要である。 離職による資格喪失の確認を受けたこと。 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること。 原則として離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。 こうして受給資格の決定を受けた求職者に係る失業の認定は、まず、公共職業安定所において受給資格者本人であるかどうかの確認及び所定の認定日であるかどうかの確認を行ったのち、求職者が行った求職活動の実績に基づき労働の意思及び能力があるかどうかの確認を行うこととしている。	c		失業認定・給付の業務と職業紹介を一体的に実施することは、憲法第14条第1項すべての国民は、對等の権利を有し、義務を負ふ。に違つた取扱いが、「国は労働者をもたない者のために生存を確保するための施策を講ずる必要がない。」「労働法 第六節 労働失業者」に従い、失業認定を適正に実施するための必要な施策である。 また、雇用保険制度における給付業務は、保険事故である失業の認定を前提としているものであり、当該認定に当たっては、労働の意思及び能力の確認が必須であり、形式的統一な処理が難しい。このため、「失業」の認定に当たっては、個々の受給者と照らし、職業指導や職業紹介を行い、これに対する態度や労働市場の状況等を踏まえながら労働の意思を慎重に判断し、差別的な取扱いを必要と認め、給付業務のみを職業紹介業務と切り離して民間開放することは適当でない。 仮に、給付業務と職業紹介業務を一体として民間開放した上で国が監督するとしても、失業認定の割合等の数値による事後的な判断では、認定の適正性の判断は困難であり、これを行う方法は国自ら個々の受給者と照らし職業指導等を行って失業認定を行う方法しかなく、極めて非効率となる。しかし、その方法によって国が失業認定を行った時点の求人、求職状況等は把握できないため、その旨の事後的な判断は難しい。さらに、判断の結果、失業認定が得た場合、認定を拒否し、給付制限、差遣命令、給付命令等を発給に課す必要があるが、執行方式には多大な時間を要し、不正受給金の回収などがより困難になる。また、一体として民間開放した場合、どの民間職業紹介事業者を利用するかは受給者の選択によることとなるが、受給者が受給資格決定や失業認定をその都度異なる事業者から受けよとする場合、それぞれの事業者が適切な職業指導や職業紹介を行って失業認定を拒否し、執行方式には他の事業者が行った過去の履歴記録を共有できる仕組みを設ける必要があるが、受給者との履歴記録は個々の事業者によって把握が困難なため、履歴上の情報は資産であり、これを共有させること及びこれを監視することには極めて難しい。さらに、民間職業紹介事業者の基本的な入選は自ら獲得した求人の求人書から選定されるが、紹介手数料であるから、事業者に対し、自ら獲得した求人の条件に適合しない受給者に対して、公共職業安定所の保有する求人情報を活用するなどの明確な職業指導・職業紹介を行うことを求めることは現実には難しい。 職業紹介については、失業認定・給付、適用等行政処分における業務については、国が直接実施する必要がある。といった主要先導的で、失業認定を事業者自らが行わず、他は		z0900049	厚生労働省	民間を活用した失業認定	5044	50440013	11	社団法人全国求人情報協会	13	民間を活用した失業認定	失業認定を民間に委託し、求職者が失業認定を受ける場合は官民の最寄りの機関を選択できるようにする。	ハローワークまで出向いて失業認定をもらう求職者の不便さを無くするため、民間紹介会社等による代行認定を可能にし、求職者の最寄りの機関で認定を受けられるようにすることで失業者の利便を図る。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
安定法第51条	現在、ハローワークでは、求人求職申込みから3ヶ月経てもマッチングのなされない求人求職情報を民間の労働力需給調整機関に公開することは行っていない。	e		ハローワークに求人や求職申込みをしている者が、民間職業紹介機関にも求人・求職を申し込むことは現在も規制していない。		z0900050	厚生労働省	ハローワークの未充足求人との民間機関への開放	5044	50440014	11	社団法人全国求人情報協会	14	ハローワークの未充足求人との民間機関への開放	ハローワークにおける職業紹介・マッチングの効率化とミスマッチの解消のために、全国のハローワークの求人求職データベースのうち、求人求職申込みから3ヶ月を経てもマッチングのなされない求人求職情報をその当事者の同意を得た上で、民間の労働力需給調整機関に公開することによって官民協同で雇用の促進を図る。例えば全国の求人情報メディアにおける営業担当者は1万名近くおり、その求人開拓力は雇用のマッチングに大きな役割を期待できる。		●H15年に厚生労働省が行った「労働力需給のミスマッチの状況に関する調査」によれば、ハローワークで求職活動を行っている者のうち、調査当日「応募しなかった者」が84.3%と極めて高くなっている。求人に応募しなかった理由としては、「希望する職種の人材がない」を理由とする者が39.3%と最も高い。次いで、「求人求める能力・資格・経験等とあわない」を理由とする者が22.7%となっている。 ●入職経路シェア（2002年・雇用動向調査より）は、求人広告31.7%、ハローワーク21.6%、有料職業紹介事業者1.7%・・・となっており、求人情報メディア等の民間との連携が行われることにより雇用の開発・促進が大いに推進されるものと思われる。 ●2002年・雇用動向調査によると未充足求人数は約34万人に上り、うちパートタイム労働者数は約12万人である。	
	公共職業安定所において民間職業紹介事業者等の紹介コーナーの設置等を行っているところ。	e		本提案は規制改革に関連する要望ではない。 なお、官民連携した職業紹介を一層進めることと併せて、求職者等が無許可の民間職業紹介事業者等を利用することによるトラブルを防止するため、公共職業安定所において、民間職業紹介事業者等の許可事業所リストの配布を行うとともに、各都道府県労働局が選定した公共職業安定所において、民間職業紹介事業者等に関する紹介コーナーを設け、各種パンフレットの閲覧等をできるようにしているところである。		z0900051	厚生労働省	ハローワーク施設の活用	5044	50440015	11	社団法人全国求人情報協会	15	ハローワーク施設の活用	ハローワークの「場」は公共のスペースであり、その「場」に求人メディアのラックの設置や民間労働力需給調整事業者のサービス内容の広報ポスターの掲示等を行いたい。		H16年度の厚生労働省の年度方針には「官民による労働力需給調整機能の強化を進める。」とあり、しごと情報ネット以外でも積極的な官民連携が求められる。全国に約600箇所あるハローワークの「場」が民間に提供され、有効活用されれば、さらなる官民連携の実効が期待できる。 *全国求人情報協会の会員だけでも年間約400万件の求人情報を提供しており、その情報を求職者が利用できる機会を増やすことは重要な雇用推進の施策になる。	
	非常勤職員の募集については、平成15年3月24日付人事課長通知「非常勤職員の募集方法について」により、省内の内部部局及び管下の機関に対し、業務の遂行上公募になじまない等の特段の事情がある場合を除き、公募により行うこととする旨、指導している。	i		非常勤職員の募集について、ハローワークやホームページなどの方法により広く一般的に求人公開しているところであり、それら公募方法によって、現状、採用者数以上の応募者が多数集まる現状を鑑みると、求人情報メディアの活用を図るための募集採用費用の予算化等は不要である。		z0900052	全庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業者が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	ハローワークの自己検索機は、インターネットに接続されておらず、仕事情報ネットの情報の閲覧はできない。	e		本提案は規制改革に関連する要望ではない。 なお、大部分のハローワークでは、求職者用にインターネットが閲覧できるパソコンを設置しており、しごと情報ネットをはじめ、様々な情報提供を行っている。		z0900053	厚生労働省	ハローワークの自己検索機のスタート画面にしごと情報ネットの案内を	5044	50440017	11	社団法人全国求人情報協会	17	ハローワークの自己検索機のスタート画面にしごと情報ネットの案内を	ハローワークを来訪する求職者にできるだけ多くの求人案件を案内するために、民間が収集した求人案件の閲覧が可能なようにハローワークの自己検索端末機でしごと情報ネットの情報を閲覧できるようにする。		ハローワークを利用する求職者に官民連携して求人情報を提供することにより、早期就職の実現を図る。	
健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱について(平成14年12月25日保発第1225001号)	保険者がレセプトの直接契約を行う場合には、審査対象となるレセプトを発行する医療機関の同意を要することとしている。	c:全国規模で対応不可	訓令又は通達の手当てを必要とするもの	医療機関のレセプトが減額対象となることや、直接審査により医療機関の事務に影響を及ぼすことから、医療機関の合意を不要とすることは困難である。		z0900054	厚生労働省	健康保険組合等の保険者によるレセプト審査の規制緩和	5046	50460001	11	民間企業	1	健康保険組合等の保険者によるレセプト審査の規制緩和	是正要望の核心は、平成14年12月25日付で厚生労働省保険局長通知「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」が発出されたが、同通知の1「健康保険組合による審査及び支払」のセンテンスに書き込まれた「医療機関と合意した場合」の字句、もしくは、「医療機関との合意」の字句を削除いただくことです。・・・詳細については、別紙をご参照ください。	要望事項が実現されると、「規制改革推進計画(改定)」の主旨に沿った改革が実現され、レセプト審査の効率性、公平性が遥かに高まることが期待される。	1) 「具体的要望内容」で指摘した保険局長通知が障害となって、レセプト審査の規制改革は一向に進んでいないこと。2) さらに、現在レセプトの1次審査を担当する支払基金の再審査に対する対応が、保険組合の委託を受けた民間審査業者にとって納得性が低い状況が続いており、この基本姿勢の是正が同時に必要であること。・・・詳細については、別紙をご参照ください。	保険者の本来機能の発揮、レセプト審査の充実・公平性の確保の観点から、以下に改善すべき全項目、4点を列挙する。 (A) まず、本稿で述べた、厚生労働省保険局長通知の改定、 (B)次に、紛争を処理する「公的機関」の設置、 (C) 3番目に、審査の公平性を担保するために、保険者・民間審査業者においては、医師・歯科医師を、各最低1名、レセプト審査のスタッフに入れること。(D)最後に、レセプトに関する、マッチポンプ的な事業形態の取り締まり強化・・・詳細については、別紙をご参照ください。
墓地、埋葬等に関する法律第10条	墓地を営業しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	e		墓地の経営の許可については自治事務として整理されているところ、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)上、許可権限者である都道府県知事等に幅広い裁量権が認められており、いかなる者に許可をするかについても都道府県知事等の判断にゆだねられている。		z0900055	厚生労働省	霊園開発の自由化	5047	50470001	11	日本ベンチャーキャピタル協会	1	霊園開発の自由化	霊園・墓地の経営主体を一般法人にも開放	現状、墓地の経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、他でも宗教法人又は公益法人に限られている。	広く門戸を開放し、サービスの向上を目指す。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働者派遣法第40条の2、附則第5項	平成16年3月から、専門的な知識、技術又は経験や特別な雇用管理を必要とする業務であって、労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められるものとして政令で定める業務(いわゆる26業務)等を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間の制限について、最長3年とされたところである。 平成16年3月から、物の製造業務についての労働者派遣事業の実施が可能となったところ。 物の製造業務についての労働者派遣に係る派遣受入期間の制限については、平成19年2月末までは1年、平成19年3月からは3年とされている。	c		<p><派遣受入期間の制限の撤廃について> 労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用確保の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効な発揮、安定した労働関係など我が国の雇用慣行に影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、臨時的・一時的な労働力供給調整システムとして位置付けられるものであり、こうした考えに基づき、派遣受入期間の制限が設けられているところである。労働政策審議会においても、「派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえ、今回の見直しにおいては、引き続き維持する」との意見が示されており、派遣受入期間の制限の制度趣旨等にかんがみると、その撤廃は困難である。</p> <p><過半数組合等の意見聴取について> 派遣受入期間の制限については、平成16年3月から、3年までの期間で一時的・一時的と見られる期間に延長したところであるが、その間の労働政策審議会において、「1年を超えても臨時的・一時的と見られる期間である」と判断するかどうかは、個別事業ごとに、派遣先の事業主が判断することとし、派遣先の事業主が当該事業所の労働者の過半数代表の意見を聴いた上で判断することが適当である」と整理されたところ。労働者派遣事業が派遣先の雇用慣行の代替のおそれ内在しているものであること等にかんがみると、1年を超えても臨時的・一時的と判断できる期間について過半数組合等の意見聴取を行うことは、必要な手段であると考える。</p> <p><物の製造業務の派遣受入期間の制限の撤廃・緩和について> 物の製造業務への労働者派遣事業については、平成16年3月から実施したところであるが、我が国の労働者雇用には影響が特に大きいものであること等から、平成19年2月末までは、派遣緩和措置(経過措置)として派遣受入期間の制限を1年としていることであり、その制限撤廃等を踏まえ、派遣先への物の製造業務に係る経過措置を廃止することや派遣受入期間の制限を撤廃することは困難である。</p>		z0900059	厚生労働省	労働者派遣のいわゆる自由化業務(物の製造を含む)の期間制限の撤廃	5056	50560005	11	(社)日本経済団体連合会	5	労働者派遣のいわゆる自由化業務(物の製造を含む)の期間制限の撤廃	<p>派遣受入期間の制限のある業務について、派遣可能期間を早期に撤廃すべきである。早期に撤廃できない場合には、派遣可能期間を、一律に過半数組合等の意見聴取なしに、3年まで延長すべきである。</p> <p>物の製造業務についても派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきであるが、少なくとも早期に他の期間制限のある業務と同様の扱いとするべきである。</p>		労働者の職業選択の自由から派遣労働者だけに働く期間を制限する理由はなく、派遣労働者の意向を尊重する観点から同一の業務に従事することを法律で制限するべきではない。会社の人事政策は経営上の重要事項であり、経営責任において派遣先企業が決定すべき内容であるため労働者の過半数代表者等への意見聴取は義務付けるべきではない。 <p>物の製造業務についても派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきであるが、少なくとも早期に他の期間制限のある業務と同様の扱いとするべきである。</p>	派遣受入期間の制限のある業務については、派遣先の事業所その他派遣就業ことの同一業務について、派遣可能期間が原則1年、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という。)の意見聴取によって延長しても、最大3年までに制限されている。また、これまで「当分の間禁止」とされてきた物の製造業務への労働者派遣が解禁されたが、施行日から3年を経過するまでは前記の意見聴取にかかわらず派遣期間が1年に制限されている。
労働者派遣法第4条第1項、労働者派遣法施行令第1条、第2条	港湾運送業務、建設業務、警備業務及び病院等における医療関連業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く。)については、労働者派遣事業を行うことはできない。	b,c		<p><港湾運送業務について> 港湾運送業務については、業務の活動性等その特殊性にかんがみ、労働者派遣法において特別な労働者派遣制度として港湾労働者派遣制度が導入されているところであり、労働者派遣法の労働者派遣事業の対象とすることは適当でない。</p> <p><建設業務について> 建設業務については、建設労働・中間搾取等支配関係関係による弊害が生ずるおそれ未だ払拭されておらず、巻戻フローカーが労働供給者等として介入することを防ぐためにも、労働者派遣法(第13条)を廃止することは適当でない。なお、現在、労働政策審議会において、建設労働者の雇用の安定を図るための新たな労働力供給調整システムの方針を、今後建設労働者等について検討が行われており、年内を目途に取りまとめが行われる予定である。この検討結果を踏まえ、建設労働者の雇用の改善に関する法律(改正労働者派遣法)に提出するなどの必要の措置を講じることとしている。</p> <p><警備業務について> 警備業務については、講義形態により業務を処理することが労働法上求められており、労働者派遣を認めた場合、その業務の適正実施に困難が生ずることから、労働者派遣事業の適用対象業務とすることは適当でない。</p> <p><医療関連業務について> 医療安全の確保を図る観点から、チーム医療の円滑な進行は不可欠。そのため、その観点を十分に踏まえた上で、医療機関の人材確保に資するために医療分野において平成16年3月に紹介予定派遣の枠による労働者派遣を解禁したところ。現在、医療安全の確保は全国あまた(最重症)の政策課題となっており、医療関連業務への労働者派遣を規制に認めるとは、医療関係者間の適切な連携・支援を生じ、ひいては医療安全の確保にも影響を与えかねないことから認められない。</p>		z0900060	厚生労働省	派遣禁止業務の解禁	5056	50560006	11	(社)日本経済団体連合会	6	派遣禁止業務の解禁	<p>①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く。)についても、労働者派遣を解禁すべきである。特に④の病院等における医療関係の業務は、早期に解禁すべきである。</p>		職業選択の自由の観点から、派遣労働者であっても他の労働者と同様に自由に就労できてしかるべきであり、雇用形態によって差を設ける合理的理由はない。特に④の病院等における医療関係の業務は、地方を中心に人材不足に悩む病院等からの要望が多いことから、早期に全面的な解禁を認めるべきである。	労働者派遣法では、①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く。)について、労働者派遣を行ってはならないとされている。
労働基準法第64条の2	使用者は、臨時的必要のため坑内で行われる業務(医師の業務、看護師の業務、新聞又は出版の事業における取材の業務、放送番組の制作のための取材の業務、高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究の業務)に従事する者(ただし、妊娠中の女性及び坑内で行われる上記の業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後1年を経過しない女性を除く。)を除いては、満18歳以上の女性を坑内で労働させてはならない。	b		<p>厚生労働省においては、「女性の坑内労働に係る専門家会合」を開催し、女性の坑内労働の規制の在り方について、専門的見地(医学、労働衛生面等)から検討を開始したところであり、来年夏頃を目途に報告書を取りまとめ、これを踏まえて労働政策審議会雇用均等分科会において検討を進める予定である。</p>		z0900061	厚生労働省	女性の坑内労働の禁止規定の見直し[新規]	5056	50560007	11	(社)日本経済団体連合会	7	女性の坑内労働の禁止規定の見直し[新規]	<p>女性技術者が坑内工事の監督業務、監理業務および施工管理に係る業務に従事できるよう、労働基準法第64条の2を改正すべきである。</p>		建設中のトンネルが「坑」にあたることとされているため、建設業に従事する女性は現在もトンネル内に入れない状況にあるため、危険作業を伴わない技術者も含めた全ての女性労働者は、トンネル工事に係る全ての業務について従事することができない。しかしながら、建設作業現場への女性の進出は顕著であり、坑内労働を除く他の建設作業現場ですべてに性別による制限などは無い。 <p>施工技術の進歩に伴い、建設現場における安全・環境面は格段の改善が図られており、女性の就労に対するリスクは大幅に減少している状況において、トンネルを含む坑内労働においてのみ、いまだ性別による制限を設けていることは、男女雇用機会均等の精神に反するものであり、早急な改正が必要である。</p>	労働基準法では「使用者は、満18歳以上の女性を坑内で労働させてはならない」とされている。ただし、以下の業務については、例外措置が認められている。 ①医師の業務 ②看護師の業務 ③新聞又は出版の事業における取材の業務 ④放送番組の制作のための取材の業務 ⑤高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究業務

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条~第45条、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の2、第8条の4、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項第2号の厚生労働大臣が定める数及び率(昭和63年労働省告示第29号)	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)は、障害者の職業の安定を図ることを目的として、社会連帯の理念に基づき、労働者を雇用して事業活動を行うすべての事業主に、身体障害者又は知的障害者(以下「身体障害者等」という。)の雇用義務を課している。身体障害者等の雇用義務は、雇用関係の變動により達成され、雇用関係の維持により達成が維持されるものであり、雇用関係も事業活動の一環として最終的には事業主に責任が帰せられるべきものであることから、事業活動を行う事業主を単位として適用されている。ただし、現行制度においては、こうした前提に立ちながら、特例会社及び関係会社について、特例的に雇用義務の適用上親事業主と同一の事業主とみなしていることである。この特例は、特例会社制度が障害者雇用を推進する有効な方法となっていることにかんがみ、特例会社の存在により、企業グループ全体で障害者雇用の促進が図られているということを明確に示す条件が整っていると認められることから、同一の事業主とみなせる十分な基準を達成しているという要件を充たしている場合に限り、設けられているものである。したがって、御要望のように持株会社制を採用している企業グループ全体で障害者雇用率を算定することについては、持株会社制を採用しているというだけでは障害者雇用の促進が図られているのではなく、そのような状態でグループ会社全体で雇用率を算定すると、同じ業種・業態であっても持株会社制の下にある企業とそうでない単独企業との間に障害者を雇用する責任の格差が生じることになり、適当でない。	C		身体障害者等の雇用義務は、雇用関係の變動により達成され、雇用関係の維持により達成が維持されるものであり、雇用関係も事業活動の一環として最終的には事業主に責任が帰せられるべきものであることから、事業活動を行う事業主を単位として適用されている。ただし、現行制度においては、こうした前提に立ちながら、特例会社及び関係会社について、特例的に雇用義務の適用上親事業主と同一の事業主とみなしていることである。この特例は、特例会社制度が障害者雇用を推進する有効な方法となっていることにかんがみ、特例会社の存在により、企業グループ全体で障害者雇用の促進が図られているということを明確に示す条件が整っていると認められることから、同一の事業主とみなせる十分な基準を達成しているという要件を充たしている場合に限り、設けられているものである。したがって、御要望のように持株会社制を採用している企業グループ全体で障害者雇用率を算定することについては、持株会社制を採用しているというだけでは障害者雇用の促進が図られているのではなく、そのような状態でグループ会社全体で雇用率を算定すると、同じ業種・業態であっても持株会社制の下にある企業とそうでない単独企業との間に障害者を雇用する責任の格差が生じることになり、適当でない。		z0900062	厚生労働省	障害者雇用における雇用率算定対象範囲の特例措置の容認【新規】	5056	50560008	11	(社)日本経済団体連合会	8	障害者雇用における雇用率算定対象範囲の特例措置の容認【新規】	持株会社制を採用している企業においては、グループ会社合計での集計も可能とする仕組みを設けるべきである。		全体としては法定雇用率を大きくクリアしていても、業種・業態によって、障害者雇用の労働環境・職務配分から雇用の難易度が異なるため、事業会社単独では雇用率を達成することが難しい場合がある。グループ全体で雇用率を算定することが可能となれば、このような事態が回避でき、より安定的に障害者が雇用できる。	現在の障害者雇用率の算定は、雇用保険適用事業所単位の集計となっており、持株会社制を取っている企業であっても、各グループ会社単位での集計となっている。
		b		解雇のいわゆる「金銭的解決制度」については、平成14年12月末の労働政策審議会建議において、このような制度を設けることが必要である旨の提言をいただいたところである。しかしながら、その後、その申立の要件や金銭の額の在り方について、労使をはじめとする関係者から様々な意見が出されていることから、同建議を踏まえ、今後も、関係者の意見を十分に踏まえつつ、引き続き検討を行っていくこととしている。具体的には、平成16年4月から「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」を開催しているが、労働契約法制全般について広く検討を行っていく中で、併せて、「金銭的解決制度」の法律的論点等について、金銭の額の在り方等も含め、検討を行っているところである。		z0900063	厚生労働省	解雇の金銭的解決制度の導入	5056	50560009	11	(社)日本経済団体連合会	9	解雇の金銭的解決制度の導入【新規】	労働契約を終了させたいという当事者間の意思を尊重する観点から、解雇の金銭的解決制度の早期導入を図るべきである。		①企業と労働者間のトラブルが回避されやすくなり、さらに雇用が流動化することで産業構造の転換が促され、経済が活性化される。 ②解雇が困難であることが、新規雇用を抑制させ、期間雇用者の増大、若年者の失業増加を生み出す一つの要因となっていることから、その解消に資する。	解雇については、判例により実質的に厳しく制限されている。また、争いが生じた場合、勝つか負けるしかなく、中間的な解決手段が法的に整備されていない。
		b		解雇のいわゆる「金銭的解決制度」については、平成14年12月末の労働政策審議会建議において、このような制度を設けることが必要である旨の提言をいただいたところである。しかしながら、その後、その申立の要件や金銭の額の在り方について、労使をはじめとする関係者から様々な意見が出されていることから、同建議を踏まえ、今後も、関係者の意見を十分に踏まえつつ、引き続き検討を行っていくこととしている。具体的には、平成16年4月から「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」を開催しているが、労働契約法制全般について広く検討を行っていく中で、併せて、「金銭的解決制度」の法律的論点等について、金銭の額の在り方等も含め、検討を行っているところである。		z0900063	厚生労働省	解雇の金銭的解決制度の導入	5061	50610012	11	社団法人 日本自動車工業会	12	解雇に関する法整理	解雇無効となった場合、復職以外にも金銭での解決も可能とする法の整理が望まれる。	裁判により解雇無効とされた場合には、復職する事となっている。	解雇が無効とされ復職したとしても、長期間離職しているケースが想定されるなどとして、実態にそぐわない。	・重点要望項目

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働基準法第14条	平成15年の労働基準法の改正により、有期労働契約の契約期間の上限は原則3年とされ、また、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者については、その期間の上限は5年とされ、平成16年1月1日より施行されているところである。	○		第156回国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律(平成15年法律第104号)」による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを目的の一つとしたものであり、就業意識や雇用形態の多様化が進んでいるとの御指摘については、当該改正において既に対応しているものと考えられる。 一方、当該改正においては、有期労働契約の期間について原則3年(一定の場合は5年)までの延長としたところであるが、当該改正に対しては、国会における改正法案の審議過程において、「常用労働者が有期契約労働者へ置き換えられるといった常用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないか」といった強い懸念が示されたところである。このため、附則第3条において、「この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第14条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との規定が国会修正により加えられたものであり、改正後3年を経過していない段階においては、御要望にお応えすることはできない。		z0900063	厚生労働省	有期労働契約に関する規制の緩和	5056	50560010	11	(社)日本経済団体連合会	10	有期労働契約に関する規制の緩和	有期労働契約については、最長5年の労働契約を誰とでも締結することができるよう、規制を緩和すべきである。		有期労働契約に係る制限によって、労働者に必要期間を定めるものは、一定の事業の完了に必要期間を定めるもの他は、3年(専門的知識等であって高度の雇用保障期間が長くなる。②勤務先・仕事に愛着がもてる。③安定した収入確保と慣れた仕事に従事することができるというメリットが生じる。	労働基準法では、労働契約に期間の定めをおく場合は、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの他は、3年(専門的知識等であって高度の雇用保障期間が長くなる。②勤務先・仕事に愛着がもてる。③安定した収入確保と慣れた仕事に従事することができるというメリットが生じる。)
労働基準法第14条	平成15年の労働基準法の改正により、有期労働契約の契約期間の上限は原則3年とされ、また、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者については、その期間の上限は5年とされ、平成16年1月1日より施行されているところである。	○		第156回国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律(平成15年法律第104号)」による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを目的の一つとしたものであり、就業意識や雇用形態の多様化が進んでいるとの御指摘については、当該改正において既に対応しているものと考えられる。 一方、当該改正においては、有期労働契約の期間について原則3年(一定の場合は5年)までの延長としたところであるが、当該改正に対しては、国会における改正法案の審議過程において、「常用労働者が有期契約労働者へ置き換えられるといった常用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないか」といった強い懸念が示されたところである。このため、附則第3条において、「この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第14条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との規定が国会修正により加えられたものであり、改正後3年を経過していない段階においては、御要望にお応えすることはできない。		z0900063	厚生労働省	有期労働契約に関する規制の緩和	5061	50610004	11	社団法人 日本自動車工業会	4	有期労働契約に係る規制の緩和	働く側の立場からは、就業意識の多様化に対応するための選択肢の拡大が望まれ、企業側の立場からは、プロジェクトなど中長期的な観点での要員のニーズが高まってきており、双方のニーズに応えるためには、有期雇用契約期間制限の更なる緩和を要望する。さらに、就業意識や雇用形態の多様化が急速に進み、変化のスピードが早まっている現状においては、早急に制限が緩和されることが望まれる。また、制限の緩和により、新たな雇用の創出と、企業活動の活性化を図ることにもつながると考える。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を3年に制限されている。	働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望
労働基準法第36条第1項	法定労働時間を超えて労働する場合は、労働者の過半数を代表する者等との書面による協定を締結する必要があり、当該協定は厚生労働大臣が定める基準に適合したものとなるようにしなければならないものとされている。当該基準は、時間外労働の上限を定めている(1箇月につき45時間、1年間につき360時間等)。	○		時間外労働の限度基準は、時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきものであるとの考えの下、長時間にわたる労働の実効的な抑制を図るという趣旨で設定されている。過重労働による健康障害防止の観点からも時間外労働の削減は重要であり、個別企業の労使合意によって時間外労働の上限時間を任意に決定できる制度とすることは困難である。		z0900064	厚生労働省	時間外労働の上限規制の緩和(新規)	5056	50560011	11	(社)日本経済団体連合会	11	時間外労働の上限規制の緩和(新規)	従業員に健康に配慮しつつ、個別企業の労使合意によって時間外労働の上限時間を任意に決定できる制度とすべきである。		使用者、労働者の双方において合意の上で柔軟な労働時間の設定を望むニーズがあるため。また、36協定の強化により、需要への柔軟な生産対応が困難となり、新技術・新製品開発の遅れが生じるなど、企業経営上の影響が大きい。	①時間外労働時間について、1年において延長することができる限度時間が360時間とされている。 ②36(サブプロク)協定の特別条項の適用についての制限が強化され、限度時間を「1年の半分以下」となるように定められている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
【就業規則】 労働基準法第8条第9号 平成15年2月15日付け基発第0215001号 【36協定】 労働基準法第36条第1項 平成15年2月15日基発第0215002号	【就業規則】 就業規則については、本社と各事業場のものが同一内容のものである場合には、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届け出ることができることとなっている。 【36協定】 時間外労働・休日労働に関する協定については、本社と各事業場のものが同一の内容のものである場合には、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届け出ることができることとなっている。	【就業規則】 d 【36協定】 c	【就業規則】 【36協定】	【就業規則】 就業規則については、全国の本支店等一律に適用されるものである場合は、平成15年2月15日付け厚生労働省労働基準局長通達により、就業規則の所轄労働基準監督署への届出について、本社と各事業場のものが同一内容のものである場合には、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届け出ることができるように措置したところである。 【36協定】 36協定については、一の独立の事業を単位としてあり、その事業とは、一定の場所において相関連する組織をもとに業として継続的に行われる作業の一体をいうものであるため、同一事業で36協定の協定期間も各事業場に同じであるなど一定の条件を満たす場合であっても、本社を管轄する労働基準監督署等への届出をもって事業場ごとの届出を要しない取扱いを認めることは困難である。 なお、これを前提として、労働基準監督署に対する届出等に係る国民の負担を軽減する観点から、平成15年2月15日付け厚生労働省労働基準局長通達により、時間外労働・休日労働に関する協定(いわゆる36協定)の所轄労働基準監督署への届出について、本社と各事業場のものが同一内容のものである場合には、本社を管轄している労働基準監督署長に一括して届け出ることができるように措置したところである。		z0900065	厚生労働省	事業所単位による労働基準監督署への届出の見直し【新規】	5056	50560012	11	(社)日本経済団体連合会	12	事業所単位による労働基準監督署への届出の見直し【新規】	就業規則が全国の本支店等一律に適用されていたり、同一事業で36協定の協定期間も各事業場に同じであるなど一定の条件を満たす場合には、本社を管轄する労働基準監督署等への届出をもって事業場ごとの届出を要しない取扱いを認めるべきである。		同一業務で全国展開しているような組織では、それぞれの事業場単位で対応するとコストが嵩むことになる。	就業規則、36協定等の届出は事業場単位で対応しなければならない。
過重労働による健康障害防止のための総合対策(平成14年2月12日基発第0212001号)	当該通達において、月45時間を超える時間外労働をさせた場合については、事業者は事業場における健康管理について産業医等による助言指導を受けるものとされている。 また、月100時間を超える時間外労働を行なった場合又は2か月間ないし6か月間の1か月平均の時間外労働を80時間を超えて行なった場合については、事業者は当該労働を行った労働者に産業医等の面接による保健指導を受けさせるものとされている。	c		時間外労働は本来必要最小限にとどめられるべきものであり、やむを得ず行う場合にあってはできる限り短くすることが必要である。 過重労働による健康障害防止のための総合対策において、一つの基準とされている月間の時間外労働時間数の45時間については、脳・心臓疾患の認定基準の考え方の基礎となった医学的知見を踏まえたもので、この値を超えると、就労態様の如何にかかわらず、健康障害のリスクが徐々に高まるとされていることから、健康障害防止措置を講じる一定の目安として、45時間という数字は適切なものと考えている。		z0900066	厚生労働省	過重労働による健康障害防止措置の見直し	5056	50560013	11	(社)日本経済団体連合会	13	過重労働による健康障害防止措置の見直し	時間外労働が「45時間を超えた」場合の対応については、「目処」としての位置づけとし、事業の種類、業務の内容、作業条件等の個別企業の事情に即した対応がとれるような柔軟性をもたせるべきである。 時間外労働時間が45時間を超えた場合の対応については、個別企業の状況に応じた自主的な運用に委ねた方が、個々の労働者により適した実効ある対応が可能となる。		45時間という水準についての科学的根拠に疑問がある。さらに、各労働者毎に身体的特性が異なること、従事している作業内容や業務内容が多様であることなどを考慮すると一律の規制にはなじまない。 時間外労働時間が45時間を超えた場合の対応については、個別企業の状況に応じた自主的な運用に委ねた方が、個々の労働者により適した実効ある対応が可能となる。	下記の通達等により、時間外労働時間が月45時間を超えたときには、産業医による保健指導や助言指導を受けることが義務付けられている。
労働基準法第32条の4 労働基準法第32条の4の2	1年単位の变形労働時間制の対象労働者であって、対象期間中に労働させた期間が当該対象期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し1週間当たり40時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間の労働については、割増賃金を支払わなければならない。	c		1年単位の变形労働時間制の採用に当たっては、本制度は業務の繁閑にあわせて労働時間を配分するものであるため、労働者の保護に欠けることのないよう、事業場ごとに労使協定を結び、当該協定において対象労働者の範囲等を定めなければならないとしているところである。御提案のように、異動前後の事業場間を通じて变形労働時間を採用することについては、労働者保護の観点から困難である。		z0900067	厚生労働省	1年単位の变形労働時間制における、变形期間途中の異動者の時間外清算に関する規制の緩和【新規】	5056	50560014	11	(社)日本経済団体連合会	14	1年単位の变形労働時間制における、变形期間途中の異動者の時間外清算に関する規制の緩和【新規】	变形期間途中で他事業場に異動した場合でも、異動前と同じ变形労働時間制の適用を受ける(年間カレンダーが変わらない)場合には、賃金清算の対象としないことを認めるべきである。		变形労働時間制適用労働者は、当初の予定に変更がないので不利益は生じない上、会社としても労力を要する賃金清算を回避できる。 事業場が異なっても、全社で統一的に労働時間管理をすれば、適正な労働時間管理にもつながる。	1年単位の变形労働時間制(フレックスタイム制など)では、变形期間途中の異動者や退職者について賃金清算が必要となっており、例えば、異動後の部署で異動前と全く同じ1年単位の变形労働時間制が採用されていたとしても、賃金の清算が必要となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働基準法第32条の3	フレックスタイム制の清算期間における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働とするが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがある。このような問題に対応するため、行政解釈により、清算期間が1箇月であること、清算期間を通じて毎週必ず2日以上休日が確保されていること、当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと、清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること、の4条件を満たす場合には、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間」(「清算期間における労働時間の和」)として、(「清算期間における労働時間」)÷5)としても差し支えないとしている。	C		フレックスタイム制は労働日ごとの労働時間が労働者の就業時刻及び就業時刻の決定により変動する制度である。清算期間を1か月とするフレックスタイム制を導入している場合に、清算期間を通じて完全週休2日制を実施しており、かつ、労働者の実際の労働日ごとの労働時間がおおむね一定で、毎月ごとの労働の実態がかわらないと定めても、清算期間における曜日の巡り及び労働日の設定によっては、清算期間における法定労働時間の総枠を超えることがある。この場合に、清算期間を一箇月とするフレックスタイム制の労使協定が締結されていること、清算期間を通じて毎週必ず2日以上休日が付与されていること、当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(以下「特定期間」という)における当該労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間(48時間)を超えるものでないこと、清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること、を満たす場合、すなわち、完全週休2日制を採用する事業場における清算期間中の労働日ごとの労働時間についてはおおむね8時間以下であることを満たす限りにおいては、1か月の法定労働時間(1か月間が31日の場合は177.1時間、31日の場合は171.4時間)を超えた部分も時間外労働として取り扱うものではないとしているところである(平成9年3月31日基発第228号)。従って、提出意見のような取扱いを行うことは、労働者の保護に欠けるおそれがあり、1か月以内の清算期間を基礎にフレックスタイム制の導入を認めた労働基準法の趣旨に反するため、不可能である。		z0900068	厚生労働省	フレックスタイム制における労働時間計算方法の見直し	5056	50560015	11	(社)日本経済団体連合会	15	フレックスタイム制における時間外労働の時間の計算方法の見直し	平成9年3月31日基発第228号の通達における「29日を起算日とする1週間の実際の労働時間の和が40時間を超える場合、フレックスタイム制を適用しない日を設定しなければならない」という要件を撤廃すべきである。		現行規制は、会社のフレックスタイム制の運用が煩雑になるばかりでなく、労働者にとっても何ら利益にならない。	平成9年9月31日基発第228号の通達の趣旨は、週休2日制の場合、フレックスタイム制の適用の拡大を図るものであるにも関わらず、曜日の巡りにより、月によっては、フレックスタイム制を適用しない日を設定しなければならない、と解釈される可能性がある。
労働基準法第32条の3	フレックスタイム制の清算期間における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働とするが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがある。このような問題に対応するため、行政解釈により、清算期間が1箇月であること、清算期間を通じて毎週必ず2日以上休日が確保されていること、当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと、清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること、の4条件を満たす場合には、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間」(「清算期間における労働時間の和」)として、(「清算期間における労働時間」)÷5)としても差し支えないとしている。	C		フレックスタイム制は労働日ごとの労働時間が労働者の就業時刻及び就業時刻の決定により変動する制度である。清算期間を1か月とするフレックスタイム制を導入している場合に、清算期間を通じて完全週休2日制を実施しており、かつ、労働者の実際の労働日ごとの労働時間がおおむね一定で、毎月ごとの労働の実態がかわらないと定めても、清算期間における曜日の巡り及び労働日の設定によっては、清算期間における法定労働時間の総枠を超えることがある。この場合に、清算期間を一箇月とするフレックスタイム制の労使協定が締結されていること、清算期間を通じて毎週必ず2日以上休日が付与されていること、当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(以下「特定期間」という)における当該労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間(48時間)を超えるものでないこと、清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること、を満たす場合、すなわち、完全週休2日制を採用する事業場における清算期間中の労働日ごとの労働時間についてはおおむね8時間以下であることを満たす限りにおいては、1か月の法定労働時間(1か月間が31日の場合は177.1時間、31日の場合は171.4時間)を超えた部分も時間外労働として取り扱うものではないとしているところである(平成9年3月31日基発第228号)。従って、提出意見のような取扱いを行うことは、労働者の保護に欠けるおそれがあり、1か月以内の清算期間を基礎にフレックスタイム制の導入を認めた労働基準法の趣旨に反するため、不可能である。		z0900068	厚生労働省	フレックスタイム制における労働時間計算方法の見直し	5061	50610003	11	社団法人 日本自動車工業会	3	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用について	適用にならない日のみ、フレックスタイムの除外日を設定するなどの必要となり、労働時間管理の煩雑さが生じるだけでなく、そもそも、フレックスタイム制を導入することの効果自体が薄れてしまふことから、通達の4つの要件を緩和することを要望する。この厳格な要件があるために、フレックスタイム制度の運用そのものに支障が生じていると考えている。	1ヶ月のフレックスタイム制度においては、清算期間における法定労働時間の総枠は「40時間×清算期間の暦日数÷7」により計算するものとされており、完全週休2日制で労働する場合でも、暦日数や休日数に差異があることにより、計算上法定労働時間の総枠を超えることがある。一方、完全週休2日制を実施し、4つの要件を満たす場合は、時間外労働として扱わなくても差し支えないと通達されている。	通達で、時間が労働として扱わなくても差し支えないとされている要件は、特定期間については実際の労働時間の和が、週法定時間(40時間)を超えるものではないなど、厳しいものとなっている。このため、実際問題としては、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。	重点要望項目 ・本年6月度の再要望
労働基準法第24条第1項 労働基準法第35条 昭和23年7月5日付け基発第968号、昭和63年3月14日付け基発第150号	就業規則において休日を選定したとしても、別に休日の振替を必要とする場合休日を振り替えることができる旨の規定を設け、これによって休日を振り替えるべき日を特定して振り替えた場合は、当該休日は労働日となり、休日に労働させることにならない。 休日を振り替えるべき日については、振り替えられた日以降できる限り近接している日が望ましいとされている。	C		休日の振替とは、あらかじめ休日と定められた日を労働日とし、そのかわりに他の労働日を休日とすることであるが、労働基準法第35条は毎週少なくとも1回又は4週を通じて4日以上休日を与えることを規定しており、休日を振り替える場合には、これに反しない範囲で行わなければならない。御要望にお応えすることはできない。 一方、賃金計算期間を超えて振り替えた場合については、労働基準法第24条は、賃金の締切期間及び支払期限については明文の定めを置いていないため、必ずしもある月の労働に対応する賃金はその月中に支払わなければならないわけではなく、締切後一定の期間を経て支払うという定めも、それが不当に長い期間でない限り、必ずしも違法とはならない。		z0900069	厚生労働省	所定休日の勤務に対する振替休日及び賃金の扱い(新規)	5056	50560016	11	(社)日本経済団体連合会	16	所定休日の勤務に対する振替休日及び賃金の扱い(新規)	振替休日の取得及び振替えない場合の賃金清算は、休日出勤日をした日が属する月から3ヶ月の期間内に行えばよいことを明示すべきである。		振替休日の取得が実質的に不可能となる。	休日の振替を行う場合、「振り替えるべき日については、振り替えられた日以降できる限り近接している日が望ましい」との通達が出されているだけであるが、実際には、労働基準監督署が振替休日の取得がないし、振替えられない場合の賃金は、賃金計算期間(通常1ヶ月)に取得しない、支払ように指導している場合がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働基準法第38条の4第1項、第2項及び第4項 労働基準法施行規則第24条の2の5第1項 労働基準法施行規則附則第66条の2	平成16年1月1日から改正労働基準法が施行され、企画業務型裁量労働制については、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、当該委員会がその委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者が当該決議を行政官庁に届け出た場合において、対象労働者にみなし労働時間を適用できることとなっている。 また、使用者は6か月以内に労働基準監督署長に企画業務型裁量労働制に関する報告をしなければならないこととなっている。	b : c		企画業務型裁量労働制の導入手続については、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」において、「裁量労働制の導入手続に関しては、企画業務型裁量についても専門業務型と同様に、労使協定による導入を認める意見が労使の一部にあることに留意しつつ、その可能性について、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、速やかに検討する。」こととされているところであり、労働基準監督署長への報告を含めて制度導入に必要な手続については、制度改正後の施行状況を踏まえ、検討していくべきものと考えられる。 企画業務型裁量労働制の導入については、職場の実態を熟知した労使が、対象労働者の具体的な範囲等について十分に議論を行った上で定めることが必要であることから、事業場単位で労使委員会の決議を行う必要があり、全社一括の労使委員会の決議により本制度を導入できるようにすることは困難である。		z0900070	厚生労働省	企画業務型裁量労働制における手続の緩和	5056	50560017	21	(社)日本経済団体連合会	17	企画業務型裁量労働制に関する要件・規制のさらなる緩和	①対象業務の大幅拡充もしくは対象業務の制限を原則撤廃し、対象者の範囲を拡大すべきである。営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用すべきである。 ②労使委員会を設置せずに労使協定での導入を可能とするなど、制度導入にあたっての手続きを簡素化すべきである。 ③労基署へ届出ることが義務付けられている「企画業務型裁量労働制に関する報告書」の届出頻度を現行の半年一度から一年一度に緩和すべきである。 ④対象者の労働時間規制の除外を行うべきである。 ⑤全社的に同一内容・同一形態の業務であれば、事業場毎ではなく全社一括の労使委員会の決議でも制度を導入できるようにすべきである。	ホワイトカラー労働者に企画業務型裁量労働制を広く適用することにより、労働者にとっては、自立的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となり、さらにその能力や意欲をより効率的に発揮できるようになる。他方、企業にとっても、労働者自身が「労働、即ち労働時間」といったこれまでの意識を変革し、「仕事の質・成果」を追求することにより、結果的に生産性の向上、競争力の強化につながる可能性がある。 制度導入後の制度運営については、基本的には労使自治に委ねるべきであり、そうした観点から、煩瑣な届出については必要最小限とするよう見直す必要がある。	企画業務型裁量労働制は①労使委員会が設置された事業所において、②事業の運営に関する事項に係わる企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量に大幅に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に限り使用者が具体的な指示をしないこととする業務に、③対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者を従事させた場合にのみ適用されることになっている。2004年1月に一部規制の緩和が行われたものの、導入要件、対象者の範囲、手続き面等で使い勝手が悪い制度となっている。	
労働基準法第38条の4、第41条 労働基準法施行規則第24条の2の3第2項 昭和22年9月13日付け発基第17号、昭和63年3月14日付け発基第150号 昭和52年2月28日付け発基第104号の2 昭和52年2月28日付け発基第105号	監督・管理の地位にある者などについては、労働時間規制の適用が除外されている。 企画業務型裁量労働制に関する規定は、法第4章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用されるものである。したがって、みなし労働時間制に関する規定が適用される場合であっても、休憩、深夜業、休日に関する規定の適用は排除されない。	b		労働時間規制の適用除外を認めることについては、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」において、「米国のホワイトカラーエグゼンプションの制度(その改革の動向を含む。)を参考にしつつ、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学の教員を含め、労働者の健康に配慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を採用することを検討する。その際、現行の管理監督者等に対する適用除外制度のあり方についても、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め、併せて検討する。」とされており、平成16年度中に海外事例の調査を行うこととしている。 労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今般の労働基準法の改正の施行状況を把握した上で検討すべきであると考えられる。		z0900071	厚生労働省	管理監督者の対象範囲の拡大	5056	50560017	31	(社)日本経済団体連合会	17	企画業務型裁量労働制に関する要件・規制のさらなる緩和	①対象業務の大幅拡充もしくは対象業務の制限を原則撤廃し、対象者の範囲を拡大すべきである。営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用すべきである。 ②労使委員会を設置せずに労使協定での導入を可能とするなど、制度導入にあたっての手続きを簡素化すべきである。 ③労基署へ届出ることが義務付けられている「企画業務型裁量労働制に関する報告書」の届出頻度を現行の半年一度から一年一度に緩和すべきである。 ④対象者の労働時間規制の除外を行うべきである。 ⑤全社的に同一内容・同一形態の業務であれば、事業場毎ではなく全社一括の労使委員会の決議でも制度を導入できるようにすべきである。	ホワイトカラー労働者に企画業務型裁量労働制を広く適用することにより、労働者にとっては、自立的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となり、さらにその能力や意欲をより効率的に発揮できるようになる。他方、企業にとっても、労働者自身が「労働、即ち労働時間」といったこれまでの意識を変革し、「仕事の質・成果」を追求することにより、結果的に生産性の向上、競争力の強化につながる可能性がある。 制度導入後の制度運営については、基本的には労使自治に委ねるべきであり、そうした観点から、煩瑣な届出については必要最小限とするよう見直す必要がある。	企画業務型裁量労働制は①労使委員会が設置された事業所において、②事業の運営に関する事項に係わる企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量に大幅に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に限り使用者が具体的な指示をしないこととする業務に、③対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者を従事させた場合にのみ適用されることになっている。2004年1月に一部規制の緩和が行われたものの、導入要件、対象者の範囲、手続き面等で使い勝手が悪い制度となっている。	
労働基準法第38条の4、第41条 労働基準法施行規則第24条の2の3第2項 昭和22年9月13日付け発基第17号、昭和63年3月14日付け発基第150号 昭和52年2月28日付け発基第104号の2 昭和52年2月28日付け発基第105号	監督・管理の地位にある者などについては、労働時間規制の適用が除外されている。 企画業務型裁量労働制に関する規定は、法第4章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用されるものである。したがって、みなし労働時間制に関する規定が適用される場合であっても、休憩、深夜業、休日に関する規定の適用は排除されない。	b		労働時間規制の適用除外を認めることについては、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」において、「米国のホワイトカラーエグゼンプションの制度(その改革の動向を含む。)を参考にしつつ、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学の教員を含め、労働者の健康に配慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を採用することを検討する。その際、現行の管理監督者等に対する適用除外制度のあり方についても、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め、併せて検討する。」とされており、平成16年度中に海外事例の調査を行うこととしている。 労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今般の労働基準法の改正の施行状況を把握した上で検討すべきであると考えられる。		z0900071	厚生労働省	管理監督者の対象範囲の拡大	5056	50560020	11	(社)日本経済団体連合会	20	労働時間等に関する規定の適用除外者の範囲の拡大[新規]	管理監督者について、現在の企業の実態に適合するようにその対象範囲を拡大すべきである。	多くの企業において組織や職制の見直しや人事労務管理諸制度の再構築が行われ、また従業員に対する処遇も大きく変化する中で、上記通達等で示された管理監督者の範囲は、こうした変化に対応していない。	労働基準法第41条第1項2号では、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)を、労働時間等に関する規定の適用除外としている。この管理監督者の範囲については、昭和22年に示された解釈例規(昭和63年に同旨の判断(昭和52年)がある。しかし、企業ごとに組織や職制が異なる中で、個々の企業の従業員における同法の適否(適用範囲)が不明確であり、監督官により判断が異なる。また、全体的に管理監督者の範囲を厳格に判断される傾向にある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働基準法第38条の4、第41条 労働基準法施行規則第24条の2の3第2項 昭和22年9月13日付け発基第17号、昭和63年3月14日付け発基第150号 昭和52年2月28日付け発基第104号の2 昭和52年2月28日付け発基第105号	監督・管理の地位にある者などについては、労働時間規制の適用が除外されている。 企画業務型裁量労働制に関する規定は、法第4章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用されるものである。したがって、みなし労働時間制に関する規定が適用される場合であっても、休憩、深夜業、休日に関する規定の適用は排除されない。	b		労働時間規制の適用除外を認めることについては、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」において、「米国のホワイトカラーエグゼンプションの制度(その改革の動向を含む。)を参考にしつつ、裁量性の高い業務に就き、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学の教員を含め、労働者の健康に配慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を採用することを検討する。その際、現行の管理監督者等に対する適用除外制度のあり方についても、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め、併せて検討する。」とされており、平成16年度中に海外事例の調査を行うこととしている。 労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今般の労働基準法の改正の施行状況を把握した上で検討すべきであると考ええる。		z0900071	厚生労働省	管理監督者の対象範囲の拡大	5061	50610009	11	社団法人 日本自動車工業会	9	労働時間管理における法規制緩和	労働時間管理規制の適用除外対象者を拡大し、裁量性の高い労働者については適用除外とすることを要望する。 さらには、ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入を検討することを要望する。 (今要望は、日本経済団体連合会からも過去から要望を出している内容でもあります。)	管理・監督の地位にある者等、最も裁量があると考えられるものについては、労働基準法第41条第2号により労働時間規制の適用除外となっている。 しかし、裁量性が高く、労働時間管理に馴染まない、非定型的で企画・判断業務に従事しているホワイトカラーでも、管理・監督の地位でない限り、労働時間管理の規制が適用されることになっている。	業務改革が進み、効果・効率が求められる現状においては、労働時間の長さやコール仕事の成果・質とはならない状況になっている。 裁量労働制も対象業務や、みなし労働時間等の制約が多く、適用が限定的になっているのが現状である。 さらに、働く者の意識が多様化していることに対応できない状況にある。	重点要望項目
労働基準法第32条、第37条、第108条 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」 (平成13年4月6日 基発339号) 「資金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」 (平成15年5月23日 基発0523004号)	労働基準法においては、労働時間、休日、割増賃金の支払等の規定を設けていることから、使用者は労働時間を適正に把握するなど労働時間を適正に把握する必要があること等が明らかである。 しかしながら、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握する制度)の不適正な運用に伴い、労働基準法で定める割増賃金の未払などの問題がみられたことから、平成13年11月30日の中央労働基準審議会の「使用者が、始業・終業時刻を把握し、労働時間を管理することを両方が当然の前提としていることから、この前提を明確にし、始業・終業時刻の把握に関して、事業者が講ずべき措置を明らかにした上で適切な指導を行うなど、履行法の履行を確保する観点から所要の措置を講ずることが適当である。旨の建議を受けて、平成13年4月に「労働時間の把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定し、その周知徹底を図るとともに、労働時間、割増賃金の支払等に係る法定基準の履行確保を図るための監督指導を行ったところである。 また、このような取組に加え、資金不払残業の解消を一層推進するために、平成15年5月23日に、「資金不払残業の解消等に関する指針」を策定し、同日に「資金不払残業解消対策指針」を策定し、企業の本社と労働組合等が一体となって企業全体として労使が労働時間管理の適正化と資金不払残業の解消のための主体的な取組を促進しているところである。 厚生労働省としては、的確な監督指導の実施と指針の周知を図るとともに、労働時間管理の適正化と資金不払残業の解消に取り組んでいるところである。	e		労働基準法で定められた労働時間、休日、割増賃金の支払等の規定を遵守するためには、使用者は、労働時間を適正に把握する必要があること等が明らかである。これについては、使用者側代表も参画している中央労働基準審議会の建議をうけて策定されたものである。 「労働時間の管理・把握方法について」労使合意で取り決めること、などのような措置を指すのが明らかではないが、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」においては、労働時間の適正な把握の方法については、原則として使用者自らの現認若しくはタイムカード等の客観的な記録によるほか、自己申告制による始業・終業時刻の記録の方法を認めているなど、一律に特定の方法を強制するようなこととはしていない。 また、「資金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」についても、労働時間の管理の適正化と資金不払残業の解消に向け、あくまでも企業の本社と労働組合等が一体となって企業全体としての主体的取組に資するため労使が講ずべきメニューを示したにすぎないものであり、御要望の労働時間の管理・把握の方法とは直接関係のないものである。 したがって、労働時間管理の適正化及び把握方法については、各事業場の実情に応じた手法を採用することを何ら妨げるものではなく、あくまでも正確に労働時間を把握しているのであれば問題は無いことから、本要望については、事実確認である。		z0900072	厚生労働省	労働時間規制の緩和【新規】	5056	50560018	11	(社)日本経済団体連合会	18	労働時間規制の緩和【新規】	労働時間の管理・把握方法について労使合意で取り決めることを認めるべきである。		昨今、下記通達などを根拠に労働時間規制が強化されているが、そもそも企業による労働時間管理業務には明確な法的根拠がない。労働時間の長さや仕事の成果が一致しない職種や業務が増加する中で、企業に対し一律的に従来の労働時間管理を求めることは現実的ではなく、労働時間の把握は働き方の違いに応じた方法を採用すべきである。また、労働時間管理・把握方法については、事業規模や事業内容などに応じたものとして、①使用者が自ら現認し、記録する方法、②タイムカード、ICカード等客観的な記録を基礎として確認、記録する方法が要求されており、例外的に自己申告制も認められているが、極めて限定的な取り扱いとなっている。	サービス残業の解消や過重労働による健康障害防止の観点から、労働時間の管理・把握方法などについて、法律ではなく、通達や指導による規制の強化が行われている。始業・終業時刻を確認する方法は原則として、①使用者が自ら現認し、記録する方法、②タイムカード、ICカード等客観的な記録を基礎として確認、記録する方法が要求されており、例外的に自己申告制も認められているが、極めて限定的な取り扱いとなっている。
労働基準法第41条	監督・管理の地位にある者などについてはのみ、労働時間規制の適用が除外されている。	b		労働時間規制の適用除外を認めることについては、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」において、「米国のホワイトカラーエグゼンプションの制度(その改革の動向を含む。)を参考にしつつ、裁量性の高い業務に就き、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学の教員を含め、労働者の健康に配慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を採用することを検討する。」とされており、平成16年度中に海外事例の調査を行うこととしている。 労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今般の労働基準法の改正の施行状況を把握した上で検討すべきであると考ええる。		z0900073	厚生労働省	ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入	5056	50560019	11	(社)日本経済団体連合会	19	ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入	管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者や一定水準以上の収入がある労働者などについても労働時間規制の適用除外とすべく、米国における「ホワイトカラーエグゼンプション制度」についての具体的な検討を行い、早期に結論を得て、わが国に導入すべきである。		働く者が自立的かつ自由に働き方を運ぶにあたって選択肢として労働時間に囚われない働き方についても検討すべきである。裁量労働制の見直しは行われたが、未ださまざまな規制がなされており、運用上極めて限定的である。ホワイトカラーの場合、業務の裁量性が高く、報酬も労働時間の長さではなく、仕事の成果に基づくことが適当であり、旧来の労働時間を中心とする管理は時代に適合せず、労働時間規制の適用を完全に除外する制度を導入すべきである。	現行、労働時間等に関する規定の適用が除外されているのは、労働基準法第41条に定める、監督者若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者、監視又は断続的労働に従事する者(行政官庁の許可を受けたもの)等ごく一部の労働者に限られている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
労働基準法第41条	監督・管理の地位にある者などについてのみ、労働時間規制の適用が除外されている。	b		労働時間規制の適用除外を認めることについては、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」において、「米国のホワイトカラーエグゼンプションの制度(その改革の動向を含む。)を参考にしつつ、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学の教員を含め、労働者の健康に配慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を採用することを検討する」とされており、平成16年度中に海外事例の調査を行うこととしている。 労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今般の労働基準法の改正の施行状況を把握した上で検討すべきであると考え。		z0900073	厚生労働省	ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入	5061	50610009	21	社団法人 日本自動車工業会	9	労働時間管理における法規制緩和	労働時間管理規制の適用除外対象者を拡大し、裁量性の高い労働者については適用除外とすることを要望する。さらには、ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入を検討することを要望する。 (今要望は、日本経済団体連合会からも過去から要望を出している内容でもあります。)	管理・監督の地位にある者等、最も裁量があると考えられるものについては、労働基準法第41条第2号により労働時間規制の適用除外となっている。しかし、裁量性が高く、労働時間管理に馴染まない、非定型的で企画・判断業務に従事しているホワイトカラーでも、管理・監督の地位でない限り、労働時間管理の規制が適用されることになっていく。	業務改革が進み、効果・効率が求められる現状においては、労働時間の長さイコール仕事の成果・質とはならない状況になっている。 裁量労働制も対象業務や、みなし労働時間等の制約が多く、適用が限定的になっているのが現状である。 さらに、働く者の意識が多様化していることに対応できない状況にある。	重点要望項目	
労働基準法第37条、第41条、昭和63年3月14日付け基発第150号、平成11年3月31日付け基発第168号	労働基準法第41条は法第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日の規定を適用除外としているものであり、深夜業の関係規定(第37条の関係部分及び第61条の規定)は適用が排除されるものではない。したがって、管理監督者であっても、深夜に労働させる場合は、深夜業の割増賃金を支払わなければならない。	b		管理監督者に対する労働時間規制の在り方については、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」において、「現行の管理監督者等に対する適用除外制度のあり方についても、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め、併せて検討する」とされているところである。 労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今般の労働基準法の改正の施行状況を把握した上で検討すべきであると考え。		z0900074	厚生労働省	管理監督者に関する労働時間規制の緩和	5056	50560021	11	(社)日本経済団体連合会	21	労働時間等に関する規定の適用除外者に対する割増賃金支払義務の見直し【新規】	管理監督者に対して深夜就業の割増賃金を支払わなければならないという規定を撤廃すべきである。		管理監督者については、そもそも、労働基準法第41条において、労働時間等に関する規定の適用除外となっており、通達等で深夜就業に伴う割増賃金の支払を義務付けるべきではない。	下記の通達によって、使用者は、労働時間等の適用除外を受ける監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)に対し、労働基準法第37条に定める時間帯(午後10時～午前5時)に労働させる場合には、深夜業の割増賃金を支払わなければならないとされている。	
労働基準法第37条、第41条、昭和63年3月14日付け基発第150号、平成11年3月31日付け基発第168号	労働基準法第41条は法第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日の規定を適用除外としているものであり、深夜業の関係規定(第37条の関係部分及び第61条の規定)は適用が排除されるものではない。したがって、管理監督者であっても、深夜に労働させる場合は、深夜業の割増賃金を支払わなければならない。	b		管理監督者に対する労働時間規制の在り方については、平成16年3月19日付け閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」において、「現行の管理監督者等に対する適用除外制度のあり方についても、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め、併せて検討する」とされているところである。 労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今般の労働基準法の改正の施行状況を把握した上で検討すべきであると考え。		z0900074	厚生労働省	管理監督者に関する労働時間規制の緩和	5061	50610011	11	社団法人 日本自動車工業会	11	管理・監督の地位にある者の深夜・休日労働について	管理監督者については、時間を規定する規制の適用を除外することを要望する。	管理監督者もしくは管理の地位にある者(自己の勤務時間)について自由裁量権を有する者として解されているにもかかわらず、このような時間管理を前提とした規定があることはそぐわない。		重点要望項目	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険医療機関及び療養取扱機関に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて(平成14年11月29日保発第1129001号・保国発第1129003号)・特定機能病院等における入院医療の包括評価に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて(平成16年4月27日保総発第0427002号)	支払基金から保険者に対しては紙レセプトにより送付している。	b	訓令又は通達の手当てを必要とするもの	電子的手法により保険医療機関や保険薬局から提出されたレセプトについては、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、「社会保険診療報酬支払基金などの審査支払機関から保険者の求めに応じ電子的手法による提出が可能となるよう検討を行い、その結果を踏まえ速やかに措置し、一定期間経過後は電子的手法による提出を原則とする。[平成16年度中に検討、結論、その後速やかに措置]」こととされている。そのため、平成16年度において、電子媒体仕様のあり方、支払基金や保険者の実施体制及び情報セキュリティ確保のあり方等について検討を行い結論を得て、その後速やかに措置することとしている。		z0900075	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金から保険者に送付するレセプトの電子媒体化	5056	50560024	11	(社)日本経済団体連合会	24	社会保険診療報酬支払基金から保険者に送付するレセプトの電子媒体化	支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理の効率化を図るべきである。	現在、レセプト電算処理システムの整備が進められているが、支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化に関する体制整備は進んでいないのが実態である。 厚生労働省では、審査支払機関から保険者へ送付するレセプトのデジタル化については、①電子媒体仕様のあり方、②情報セキュリティ確保のあり方、③保険者側がデジタル化したレセプトを受け入れることができるかどうか等を考慮しつつ検討するとしており、2004年度中に結論を得る予定である。 可能な限り検討の速度を早めるとともに、実施スケジュールを明確にした上で措置すべきである。 医療機関から保険者まで一貫したレセプト審査・支払業務の電子化を進めることにより、事務の効率化だけではなく、レセプト情報を被保険者の健康管理に役立てることが期待される。	社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)から健康保険組合など保険者に対して送付されているレセプトは、現在、紙媒体となっている。 なお、医療機関と支払基金との間で実施されている、レセプト電算処理システムの普及状況は、2004年8月現在、医師レセプト件数の6.9%(病院11.7%診療所4.5%)、調剤レセプト件数の38.4%となっている。	
「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」(昭和63年3月19日保発第23号)	2000点以上の調剤報酬明細書については、審査支払い機関に再審査を申し出ることができる。	b	訓令又は通達の手当てを必要とするもの	2000点未満の調剤レセプトの再審査請求については、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、平成16年度中に「その方策と事務負担の在り方について検討し、結論を得ることとされており、審査支払機関における業務量の増大、審査体制及び費用負担、薬局における処方箋添付の事務負担、保険者におけるレセプトの突合事務の事務負担と再審査に伴う費用負担といった各側に生じる負担のバランス等について平成16年度中に結論を得るべく、検討を進めているところである。		z0900076	厚生労働省	調剤報酬明細書の審査請求の見直し	5056	50560025	11	(社)日本経済団体連合会	25	調剤報酬明細書の審査請求の見直し	調剤報酬明細書については、保険者が医科歯科診療報酬明細書と突合して疑義がある場合には、合計点数が2000点未満である旨を審査請求ができるようにすべきである。その際に支払基金等に過度な負担を課さないようにすべきである。	調剤報酬明細書については、合計点数が2000点未満である場合、支払基金等に対して審査請求ができない。支払基金等は事務審査(点検)の後、保険者に調剤報酬明細書を送付することになるが、保険者は合計点数が2000点未満の場合に疑義があっても支払基金等に審査請求ができない現状は、容認できるものではない。また、減点により、医療費抑制の効果も期待できる。 2004年度中に「その方策と事務負担の在り方について」結論を得ることになっているので、可能な限り検討の速度を早めるべきである。その際、保険者の請求により支払基金が審査するという現行の枠組みの中で、審査事務費は適正に算出される必要がある。	調剤報酬明細書については、合計点数が2000点以上である場合、保険者は医科歯科診療報酬明細書と突合して疑義があれば、社会保険診療報酬支払基金等(以下「支払基金等」)に対して審査請求ができる。しかし、合計点数が2000点未満である場合、支払基金等に対して審査請求ができない。	
「健康保険法第76条第3項の認可基準等について」(平成15年5月20日保発第0520001号)	保険者と医療機関の直接契約については、「健康保険法第76条第3項の認可基準等について」(平成15年5月20日保発第0520001号)により、患者のフリーアクセスの確保の観点から必要な条件を課した上で認めている。	c:全国規模で対応不可	訓令又は通達の手当てを必要とするもの	直接契約の認可に当たっては、個別の契約が患者のフリーアクセスに与える影響を勘案し、患者にとって適切な受診行動を確保するため、又、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことから、契約当事者からの申し立てだけでなく、地域の医療機関や被保険者代表などの意見を聞く必要がある。また、収支状況が良好でない医療機関が割引を行う場合には、適切な医療が提供されないおそれがあるため、認可に当たって収支状況を要件の一つとしている。これらの要件は、いずれも直接契約を認める上で必要な条件を整備したものであり、要件を緩和することは適当でない。		z0900077	厚生労働省	保険者と医療機関の直接契約に係る規制緩和	5056	50560026	11	(社)日本経済団体連合会	26	保険者と医療機関の直接契約に係る規制緩和	①契約医療機関の運営状況、②各都道府県に設置される委員会による審議、③契約医療機関における、当該契約健保組合加入者及び当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月)など、契約条件等の規制を緩和すべきである。 2004年10月22日現在、直接契約が成立していない現状に鑑みて、直接契約条件等について全般的に見直す必要がある。	今般、保険者と医療機関の直接契約による割引契約が可能となったことから、受けられる制度が、昨年5月に解禁となった。しかし、契約条件等として、①契約医療機関の運営状況(直近2年間とも経常損益が赤字の場合には認められない)、②各都道府県に設置される委員会(地方社会保険医療協議会)による審議、③保険者は契約後、毎月、契約医療機関に「a)当該契約健保組合加入者に係る診療報酬の額及びレセプト件数、b)当該患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数を地方厚生(支)局に報告しなければならないなどの規制がある。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
医療法第7条第5項、第54条構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針(平成16年厚生労働省告示第362号)「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日発医第98号)」医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成15年2月3日総第5号/指第9号)	医療法では、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては、開設許可を与えないことができるとされている(医療法第7条の5)。また、同様の趣旨で、医療法人は余剰金の配当をしてはならないと規定している(医療法第64条)。構造改革特別区域法の改正により、株式会社は、構造改革特区において、自由診療の分野で、「高度医療」の提供を目的とする医療機関を開設することが認められた。また、厚生労働省告示(2004年10月1日施行)では、株式会社の特区内で開設する医療機関における高度医療の範囲は、a)高度な画像診断、b)高度な再生医療、c)高度な遺伝子治療、d)高度な美容外科医療、e)高度な体外受精医療などとなっている。	c d		「基本方針2003」で示された方針に従い、特区における株式会社による医療機関経営の状況を見ながら全国における取扱いなどについて更に検討を進めることとなり、現時点においては全国規模で検討することは困難。 特区における高度医療の内容についての厚生労働大臣が定める指針の一つとして、具体的に列挙された5種類の医療に加えて、「その他、倫理的・安全性の問題がなく、これらに類するもの」を定めている。		z0900078	厚生労働省	営利法人による保険医療機関の経営	5056	50560027	11	(社)日本経済団体連合会	27	営利法人による保険医療機関の経営	①構造改革特区以外でも、株式会社等による医療機関経営の参入規制を解除すべきである。 ②特区申請期間(2004年10月4日～15日)において、申請がなかったことを踏まえ、医療の種類を限定列挙するのではなく、地方公共団体が必要とする「高度医療」が幅広く認められるように参入要件を緩和すべきである。	構造改革特別区域法の改正により、株式会社は、構造改革特区において、①自由診療の分野で、②「高度医療」の提供を目的とする医療機関を開設することが認められた。 また、厚生労働省告示(2004年10月1日施行)では、株式会社が特区内で開設する医療機関における高度医療の範囲は、 a) 高度な画像診断、 b) 高度な再生医療、 c) 高度な遺伝子治療、 d) 高度な美容外科医療、 e) 高度な体外受精医療などとなっている。		構造改革特別区域法の改正により、株式会社は、構造改革特区において、①自由診療の分野で、②「高度医療」の提供を目的とする医療機関を開設することが認められた。 また、厚生労働省告示(2004年10月1日施行)では、株式会社が特区内で開設する医療機関における高度医療の範囲は、 a) 高度な画像診断、 b) 高度な再生医療、 c) 高度な遺伝子治療、 d) 高度な美容外科医療、 e) 高度な体外受精医療などとなっている。
健康保険法	健康保険法上「療養の給付」については現物給付として構成されており、同法上、療養の給付を受ける際に患者が支払うこととされているのは「一部負担金」のみであることから、「療養の給付」については、一部負担金以外に患者から金銭を受け取ることができない。	c:全国規模で対応不可	(法律上の手当てを必要とするもの)	現在、規制改革・民間開放推進会議の指摘を受け、いわゆる「混合診療」の解禁の問題について検討中であり、この中で併せて検討することとする。		z0900079	厚生労働省	いわゆる「混合診療」の容認	5056	50560028	11	(社)日本経済団体連合会	28	いわゆる「混合診療」の容認	高度先進的な医療サービス等(専門医の間で効果が認知されている新しい検査法、薬、治療法を含む)を患者が選択しやすくするため、例えば、特定承認保険医療機関など、質の高い医療サービスを提供できる医療機関においては、医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とせず、いわゆる「混合診療(保険診療と保険外診療の併用)」を包括的に認めるべきである。 ①いわゆる「混合診療」が広く認められることによって、費用の全額を自己負担してきた高価な高度先進医療が、公的医療費によって部分的にカバーされるために、患者の受診機会を拡大し、所得の格差に基づく不公平感は緩和される。 ②医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とする現行の下(従来の高度先進医療のうち、一部「個別型」施行)では、手続きに時間がかかり患者の受診機会を狭め、また、先進医療など公的医療の適用外となっている新しい医療技術・サービスに対する医師の積極的取組みを阻害したり、医療サービスの質の向上を妨げている。 ③全額が自己負担にならないように、例えば本来1回のみの手術が2回にわたる保険診療部分と保険診療部分に分けて実施するなど、一連の診療行為ではない対応を行うことにより、患者の身体的負担を増大させるとともに、こうした非効率な行為が、医療費を増大させているとの指摘もある。 ④患者自らが必要な医療を適切に選択できる環境を整備するためには、当該診療行為の内容及び効果、危険、利益などについて十分な説明を受けることを担保する意味で、患者等への情報開示の義務化が求められる。 ⑤特定承認医療機関における高度先進医療の承認手続については、一定の基準を満たした場合、医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とせず届出のみで認める簡素化が一部認められるもの(2004年11月現在特許技術の承認技術)、当該制度の本来の趣旨には背かないと考えられる。 ⑥診療行為に附帯するサービスは、療養の給付でないことを明確化して、患者の自己負担とすべきである。		一疾患に対する一連の診療行為において、保険診療と保険外診療を併用することが認められていない。	
診療録等の保存を行う場所について平成14年3月29日医政発第0329003号/保発第0329001号 診療録等の外部保存に関するガイドラインについて平成14年5月31日医政発第0531005号	診療録等の外部保存を行う際の基準は、電気通信回線を通じて外部保存を行う場合にあっては、保存に係るホストコンピュータ、サーバ等の情報処理機器が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所その他これに準ずるものとして医療法人等が適切に管理する場所に置かれるものであることとされている。	c		平成16年9月に取りまとめた「医療情報ネットワーク基盤検討会」の最終報告では、一定の要件を満たす場合において、行政機関等が開設したデータセンター等及び医療機関等が震災対策等の危機管理上の目的で確保した安全な場所については、オンラインによる外部保存を容認すると提言されたところ。情報管理体制の確保の観点から、検討会の提言の範囲でオンラインによる診療録等の外部保存を容認することとしており、対象の拡大は困難である。		z0900080	厚生労働省	電子化された診療録等の外部保存と情報活用	5056	50560029	11	(社)日本経済団体連合会	29	電子化された診療録等の外部保存と情報活用	医療機関や医師に限らず、情報の漏洩防止など一定の要件を満たす施設においては原則、自由に電子カルテの保存が可能となるようにすべきである。	外部保存を幅広く認めることで、医療施設間の連携が進み、医療の質の向上が期待できる。例えば医療機関間での紹介・逆紹介がスムーズになることや多重投薬のチェック、検査の重複防止などが実施しやすくなる。また、医療費の無駄を省くことも可能となる。さらに、データベースを構築して分析することにより、医療の発展にもつながることが期待される。 個人情報については、個人情報保護法が2005年4月1日より全面施行され、医療分野についてもガイドラインも設けられることから法的な整備は進んでいる。 厚生労働省の医療情報ネットワーク基盤検討会の最終報告(2004年9月30日)では、国の機関、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等については、外部保存を可能とすることとされており、さらにその範囲を拡大し、民間の施設でも保存を可能とすべきである。	「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日医政局長・保健局長通知)、「診療録等の外部保存に関するガイドライン」(平成14年5月31日医政局長通知)により、電子化した診療録等の保存場所は、病院、診療所の医療機関、及び医療法人等が適切に管理する場所(医師会)に限定されており、それ以外の場所に保存することは認められていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特掲診療料の施設基準等	画像診断における特殊CT、特殊MRIについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定することとなっている。	c:全国規模で対応不可	省令・告示の手当を必要とするもの	機器の共同利用率要件は、地域の医療機関が診療を継続しながら、大病院等の機器を利用することによって診療の充実を図る目的で設定されているものであり、紹介率等とは別の観点から設けられているため、紹介率等をもって共同利用率の要件を満たしているとは困難。		z0900081	厚生労働省	特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬における施設基準の特定機能病院に対する緩和	5056	50560030	11	(社)日本経済団体連合会	30	特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬に対する緩和	特定機能病院については、診療報酬上の特典CT撮影、特典MRI撮影の施設基準(共同利用率5%)を適用除外、または共同利用率の解釈を変更するなど規制を緩和すべきである。		①大学病院等の特定機能病院の役割は先端医療を担うことであって、特典CT撮影、特典MRI撮影は診断に多く用いられており、患者が集中している現状がある。共同利用率の規制については、特典CT撮影、特典MRI撮影の稼働率を高めることが目的であるにもかかわらず、稼働率の高い特定機能病院に当該規制の適用を求めることは本来の趣旨に反する。 ②昨年11月の規制改革集中受付月間における厚労省の回答では、「当該機器を共用することにより、地域における効率的な医療の実施に貢献している点をも評価している」との指摘があるが、紹介率や逆紹介率は、地域医療への貢献をはかる指標の一つであると理解している。したがって、大学病院等の特定機能病院では制度上、紹介率30%以上が規定されていることから、この基準の中に共同利用率5%が包含されるとみなすことには合理性があると考えられる。 ③大学病院等では、共同利用率5%の実証が困難であるため、診療報酬の低い単純CT撮影、単純MRI撮影の点数で請求されている現状がみられる。	特典CT撮影、特典MRI撮影の診療報酬を請求する場合には、施設基準として他の保険医療機関からの依頼による撮影の症例数(共同利用率)が、全体の5%以上となることが要件となっている。
医療法(平成23年法律第205号)第69条 医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関する事項(平成14年厚生労働省告示第168号)において列挙されている事項については、医療法上禁止されている。	病院及び診療所並びに医療及び歯科医療に関する広告については、医療法第69条及び「医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関する事項」(平成14年厚生労働省告示第168号)において列挙されている事項については、医療法上禁止されている。	b		患者による適切な医療機関の選択に資するため、数次にわたる広告規制の緩和により、客観的に検証可能と考えられる事項の多くは、既に広告可能とされているが、さらなる広告規制の緩和が可能かどうか、検討する。なお、検査や画像診断を含む治療の方法については、診療報酬点数表に規定されていれば既に広告可能となっている。		z0900082	厚生労働省	医療機関に関する広告規制の緩和	5056	50560031	11	(社)日本経済団体連合会	31	医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和	患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関する広告規制を緩和すべきである。 特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである(例えば、検査や画像診断の方法、導入している医療用機器の種類など)。		①利用者が医療機関を選択する上で、情報公開の役割は大きく、広告規制を緩和して、サービス提供者と利用者との間の情報共有を図り、医療サービスを安心して受けられる環境を作る必要がある。患者自らが医療機関を選択しやすいようにすべきである。 ②医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。	①医療機関が広告を行える内容は、医療法第69条第1項と厚生労働省告示第158号の範囲に限定されており、定められている事項以外は広告してはならないことになっている。 ②医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。
薬事法第67条「医薬品等適正広告基準について」(昭和55年10月9日薬発第1339号) 「医療用医薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係について」(平成15年3月28日医薬監第0328006号)	医療用医薬品のように医師又は歯科医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれ大きいものについては、その医薬品に関する広告につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限。	b		医薬品は他の商品と異なり、時に死に至る副作用があるほか、適正な選択を誤ると適切な医療の機会を逸する結果にもなることから、医師等の専門的判断のもとに使用すべき医療用医薬品について一般消費者(患者)への広告を制限している。 ただし、添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することについては広告に該当しない旨を告示しているところであり、平成15年度から平成16年度にかけて厚生労働省「患者及び国民に理解される副作用等医薬品情報内容の構築と医薬品適正使用への患者参加推進に関する研究」において、患者を含めた国民一般に正しい理解を得るための情報提供項目、内容等について検討を実施しているところである。 平成16年度中に取りまとまる予定の研究結果を踏まえ、速やかに平成17年早期に患者向け説明書に関するガイドラインを作成・周知する予定であり、患者向け説明書が当該ガイドラインに適合する場合には医療用医薬品の広告に該当しない取扱いとする予定である。		z0900083	厚生労働省	医療用医薬品に関する広告規制の緩和	5056	50560031	21	(社)日本経済団体連合会	31	医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和	患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関する広告規制を緩和すべきである。 特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである(例えば、検査や画像診断の方法、導入している医療用機器の種類など)。		①利用者が医療機関を選択する上で、情報公開の役割は大きく、広告規制を緩和して、サービス提供者と利用者との間の情報共有を図り、医療サービスを安心して受けられる環境を作る必要がある。患者自らが医療機関を選択しやすいようにすべきである。 ②医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。	①医療機関が広告を行える内容は、医療法第69条第1項と厚生労働省告示第158号の範囲に限定されており、定められている事項以外は広告してはならないことになっている。 ②医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
医療用具の保険適用等に関する取扱いについて	医療用具の保険適用に関する取扱いについては、一部変更承認の際にも、資料を添付の上保険適用希望書を提出することになっている。	C:全国規模で対応不可	訓令又は通達の手当を必要とするもの	医療材料の一部変更承認が行われた場合にも、医療保険において当該材料を新たに承認された内容に基づいて使用することの安全性、妥当性等を逐一審査しているため、資料の省略は認められない。		z0900084	厚生労働省	医療用具製造承認の一部変更承認に伴う保険適用希望書の簡略化	5056	50560032	11	(社)日本経済団体連合会	32	医療用具製造承認の一部変更承認に伴う保険適用希望書の簡略化	一部変更が認められ、保険適用の希望内容に変更がない場合、「保険適用希望書」については、簡略記載の提出を認めるべきである。 具体的には、「保険適用希望書」の備考欄に一部変更の概要と保険適用希望内容の変更有無を記載するだけで受理すべきである(「医療用具保険適用希望資料」、「類似機能区分及び類似機能区分選定の根拠」、「承認書の写し」の添付は不要もしくは簡略化)。		保険適用の希望内容に変更がない場合、一部変更承認の内容を確認し、保険適用内容に変更がないことを確認できれば良いと考える。一連の資料添付を求めずにはならず、より迅速な審査が可能となるように、添付資料のスリム化が求められる。	医療用具製造承認の一部変更が認められた場合、保険適用の希望内容に変更がなくても、「保険適用希望書」を提出する規定となっている。
保険医療機関及び保険医療費担当規則第20条第2号	在宅療養指導管理において投与することができる注射薬は、インスリン製剤、ヒト成長ホルモン、在宅中心静脈栄養法用輸液等、厚生労働大臣が定めたものとされている。	C:全国規模で対応不可	省令告示の手当を必要とするもの	在宅療養指導管理において投与することができる注射薬は、効果が緩徐であるなど、患者が自分で使用できるものとして安全性が確保できるものであって、それ以外の注射薬を投与する場合には医師等の訪問診療により行われるべきと考えている。		z0900085	厚生労働省	在宅医療で使用する注射薬の規制緩和	5056	50560033	11	(社)日本経済団体連合会	33	在宅医療で使用する注射薬の規制緩和	医師の指導により、患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられるもので、例えば降圧利尿剤や消化管機能異常治療剤など、中心静脈栄養法において併用頻度の高い治療薬(注射薬)については、患者への投与を認めるべきである。		昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「患者が自ら使用しても安全性が確保できるものについては、既に在宅医療において投与することができる注射薬として認めている」とのことであるが、在宅医療は入院医療に代わる医療であり、患者のQOL(生活の質)が改善することに役立つものとして期待されている。このため、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられる治療薬(注射薬)の範囲について再検討することが求められる。	在宅で患者が自ら行う「在宅中心静脈栄養法」においては、高カロリー輸液の他に、ビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤、血液凝固阻害剤に限って投与可能であり、その他の治療薬(注射薬)の投与は認められていない。
薬事法第24条	医薬品の販売を行うためには、薬局、一般販売業、薬種商販売業等の許可が必要	C(全国規模で対応不可)	(法律上の)手当を必要とするもの	医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあることから、いつでも薬剤師等が相談に応じたり、消費者が必要な情報が入手できるような状況で、適正に使用されるべきである。したがって、薬剤師等が店舗に常に配置され、対面販売が行われるべきである。また、「基本方針2003」に基づき、医学、薬学等の専門家の意見を聴き、薬剤師等の専門家のいない一般小売店で販売しても、安全上特に問題がないものを選定したところであり、これらの品目については、平成16年7月より、医薬部外品として一般小売店での販売が認められている。 なお、現在、厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供を行うための実効性のある医薬品販売制度を構築するため、一般用医薬品の販売制度の見直しについて検討を進めているが、専門家の関与抜きで一般小売店での販売を認めるという選択は想定しがたい。		z0900086	厚生労働省	医薬品の一般小売店における販売	5056	50560034	11	(社)日本経済団体連合会	34	医薬品の一般小売店における販売	2004年7月30日より医薬部外品に移行されなかった医薬品の製品群の中でも、人体に対する作用が比較的緩和な医薬品群については、一般小売店での販売を認めるべきである。		現状でも、ドラッグストアで売られている医薬品の中には、自己購入で売られているものもあり、そのような医薬品に関しては薬剤師を常設しない一般小売店での販売を行っても問題は無いものと考えられる。また、風邪薬(内用)、解熱鎮痛剤、乗り物酔防止薬、シッフ剤、目薬等が一般小売店において販売できるようにすると、常備薬切れや夜間等における緊急の疾病時には対応が可能となり、消費者の利便性が向上する。作用が緩和な医薬品の販売にあたっては、使用上の注意書き等の店内掲示により、安全上の課題は克服できると思われる。	医薬品の一般販売業については、店舗ごとに都道府県知事からの許可が必要である。その際、薬剤師の配置義務や構造設備が定められている。このため、一般小売店では医薬品の販売はできない。 1999年3月31日よりドリンク剤等の15製品群が、また、2004年7月30日より健胃薬等371品目が、医薬部外品へ移行されて一般小売店での販売が可能となった。しかし、依然として範囲が限られており、風邪薬等消費者のニーズの高い医薬品は販売ができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」(平成11年4月8日 医薬審666号)	平成11年4月8日医薬審第666号において、医療用配合剤として承認を受けるためには、次のいずれかの事由に該当するものとされている。輸液等用時調整が困難なもの、副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、その他特に必要と認められるもの	d	-	合意義務が認められる基準として、輸液等用時調整が困難なもの、副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、その他特に必要と認められるもの、の3つを定めている。 配合剤については、多剤を同時服用しなければならない場合の飲みやすさの向上が期待される半面、各配合成分の配合量が固定されるため、臨床現場において患者の病状等に応じた用量調節が不可能であるというデメリットがある。 そのため、臨床使用において適宜増減が認められている成分を配合剤とする場合には、用量調節が不可能であることによる有効性・安全性への影響についての確認が必要であるほか、臨床現場にわたる使い勝手などについても検討が必要である。 現行の配合剤の基準は、配合剤のこのような特徴を踏まえ、医療上の有効性・安全性等を向上させる配合について、その意義を認めるとしたものであり、十分に妥当なものであると考えている。	第3次提案要望事項 管理番号50280009 (要望主体:社団法人 関西経済連合会)と同一要望。 第4次提案 要望事項51220078 (要望主体:米国)と類似の要望	z0900087	厚生労働省	医療用配合剤に関する規制緩和	5056	50560035	11	(社)日本経済団体連合会	35	医療用配合剤に関する規制緩和	医療用配合剤の承認事由を緩和して、医療ニーズに応じた医療用配合剤の提供を可能とすべきである。具体的には、承認要件を欧米並みに緩和し、「複数の薬物治療を並行して行う必要がある患者人口が相当程度存在する場合」あるいは「患者のコンプライアンスの改善をもたらす治療の単純化等が認められれば承認する」などを追加すべきである。また、欧米で既に承認されている医薬品については、原則としてその配合意義を認めることとすべきである。		急増する生活習慣病患者の治療では、医療用配合剤は有効である。生活習慣病患者は複数の疾患を併せ持っている確率が高く、重篤な障害を引き起こす可能性があるからである。これに対応するために、医療用配合剤の承認要件を緩和する意義は大きい。また、利便性が高まることで、患者の服薬コンプライアンスが向上し、医療費を抑制する効果も期待される。 なお、欧米では、症状の推移等に応じて用量を調整する必要がある慢性疾患領域において、医療用配合剤が幅広く使用されており、日本に限って使用量の調整の数は欧米諸国と比べて少なく、欧米で広く利用されているにもかかわらず、日本では承認されていないものが多い。	複数の有効成分を含有する医療用医薬品である医療用配合剤は、服薬利便性の向上、飲み忘れ等の防止等により、経済的効果の改善に寄与する。しかし、わが国では、①輸液等用時調整が困難なもの、②副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、③その他特に必要と認められるものだけに限定されている。このため、日本で承認されている医療用配合剤の数は欧米諸国と比べて少なく、欧米で広く利用されているにもかかわらず、日本では承認されていないものが多い。
薬事法第14条第5項「優先審査等の取扱いについて」(平成16年2月27日 薬食審査発0227016号)	平成16年2月27日薬食審査発0227016号において、優先審査(薬事法第14条第5項)の適用の可否は、適応疾病の重篤性及び医療上の有用性を総合的に評価し、決定することと規定している。 また、上記2つの基準を満たしたもののについては、同通知において、優先的な治験相談品目として、申請前の段階においても、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による治験相談の順位を可能な限り優先する措置を講じているところ。	c	-	現在我が国においては、生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)を適応疾病としており、既存の治療法、予防法若しくは診断法がない等の一定の基準を満たした品目の審査については優先審査制度を活用する一方、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による優先的な治験相談を行う措置を講じてきているところである。これらの制度を活用することにより、ご指摘の難治性疾患等の治療薬等の迅速な承認審査を行っている。 なお、新医薬品等の承認審査にあたり、当該品目の品質、有効性及び安全性を確認するためには、薬事法施行規則第18条の3に規定された添付資料全体について評価を行う必要がある。特に、ご指摘の難治性疾患等の治療薬等においては、一般にリスク・ベネフィットの判断が微妙である場合も想定され、そのような場合には、資料を総合的に評価することで初めて承認の可否の判断が可能となる。 したがって、いわゆる「先行審査制度」は、申請資料の逐次提出を認めるというものであるが、最終的な承認の可否の判断は、結局のところ、添付資料全体が提出された時点から開始されるを得ないため、この種の医薬品の承認審査に資するところは少ないと考えられる。		z0900088	厚生労働省	難治性疾患等の治療薬等に関する審査制度の弾力化(新規)	5056	50560036	11	(社)日本経済団体連合会	36	難治性疾患等の治療薬等に関する審査制度の弾力化(新規)	難治性疾患の治療薬等に関する迅速な承認のために、申請に先立ち、申請資料のうち準備のできたものから順次提出し、審査が受けられる「先行審査制度」を導入すべきである。		現行の優先治験相談制度と優先審査制度に加え、難治性疾患等にはさらに一刻も早い治療法の確立のための仕組みが求められる。「先行審査制度」により承認までの時間は大幅に短縮が可能となることから、導入することが必要である。	医薬品医療機器総合機構が2004年4月1日より発足し、優先治験相談制度と優先審査制度が整備されて、治療薬等の承認が早まることが期待されている。しかし、難治性疾患等には、さらに一刻も早い治療薬等の承認のための仕組みが求められる。
薬事法第26条 薬事法第27条において準用する法第8条	医薬品の所有権を有することなく、実体的に医薬品の販売又は授与が行われることのないものにかからしめる店舗とは見なしていない。 一般販売業の許可を受けている店舗においては、管理薬剤師の配置が必要である。	d (現行制度下で対応可) c (全国規模で対応不可)	(法律上の手当を必要とするもの)	商社が医薬品の所有権を有することなく、かつ、実体的に医薬品を取り扱わない場合であって、単に注文のとりまとめ、伝票処理等を行う場合においては、薬事法に基づく卸売一般販売業の許可は不要であり、薬剤師等による管理は不要となる。 医薬品の搬入、保管及び搬出が行われ、実体的に医薬品の販売又は授与が行われる場合においては、その医薬品の品質の劣化、容器の破損等により、有効性が損なわれるとともに、健康被害等も生じうることから、その取り扱う医薬品について保健衛生上の管理を行うことが必要である。このため、医薬品の販売等を行う業者においては、専門家である薬剤師の配置が必要である。		z0900089	厚生労働省	販売業における管理薬剤師の配置見直し(新規)	5056	50560037	11	(社)日本経済団体連合会	37	販売業における管理薬剤師の配置見直し(新規)	毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料(プロピレングリコール、グリセリン等)について、①商社、②販売業における営業所、倉庫等では、一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者もその管理者として認めるべきである。 ②販売業における営業所や倉庫等では、毒性もなく薬理作用の少ない薬剤原料を扱うのであれば、同様に、薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者を管理者として認めるべきである。		①商社を通して薬剤を販売する場合、薬剤自体は製造元の工場から直接顧客に配送され、商社では伝票処理だけという状態である。このように、毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料に関して、薬剤原料に触れることのない商社などでは薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者もその管理者として認めるべきである。 ②販売業における営業所や倉庫等では、毒性もなく薬理作用の少ない薬剤原料を扱うのであれば、同様に、薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者を管理者として認めるべきである。	薬事法では、販売業(卸売販売業)において、管理薬剤師の配置が義務付けられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
介護保険法第7条第17項、第44条第1項、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第93号)、厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第94号)	利用者が、都道府県知事が指定した福祉用具貸与事業者から、厚生労働大臣が定めた福祉用具の貸与を受けた場合、貸与費用の9割が保険から支給される。 また、利用者が厚生労働大臣が定めた特定福祉用具を購入した場合、購入費の9割が保険から償還払いにより支給される。	c		介護保険における福祉用具については、対象者の身体状況や介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等から原則貸与としている。 しかしながら、入浴、排泄に供する物のように他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感があるものについては、購入としており、一定期間(1年間)に通常要する費用を勘案して支給限度額(10万円)を定め、その範囲で保険給付をしており、ポータブルトイレも、他人が使用したものを再利用することにより心理的抵抗感があるものとして購入の対象としているところである。 ポータブルトイレについては技術革新が進み、安全衛生面など一定の基準を満たすものが増えてきていることであるが、一般的には、上記のように心理的抵抗感が伴うものであることから、直接接する部分以外であっても貸与になじむものではないと考えられる。		z0900090	厚生労働省	「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の拡大	5056	50560038	11	(社)日本経済団体連合会	38	「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の拡大	安全衛生面など一定の基準を満たす高機能ポータブルトイレについては、便座などに直接触れるものを除き、本体部分は貸与対象品にすべきである。 現状では、高機能ポータブルトイレの価格は高く(20~30万円)、レンタル対象品とすることにより多くの利用者のOOL改善に貢献できると考えられる。また、副次効果として、トイレのリフォーム費用など他の介護費用の削減にも資することが期待される。		福祉用具について、入浴、排泄に供するものは再利用することに心理的抵抗感があるとして購入対象としているが、一定の安全衛生基準を満たすことで使用者の心理的抵抗感をなくすることが可能であると考える。ポータブルトイレは、近年、技術革新が進み、防臭機能や水洗式でシャワー洗浄機能が付加されるなど清潔なものが販売されるようになってきている。快適なトイレ環境は、OOL(生活の質)を保つ上で重要であり、介護保険の購入対象となっている履掛便座では、OOLの保持は程遠いといわざるを得ない。 現状では、高機能ポータブルトイレの価格は高く(20~30万円)、レンタル対象品とすることにより多くの利用者のOOL改善に貢献できると考えられる。また、副次効果として、トイレのリフォーム費用など他の介護費用の削減にも資することが期待される。	介護保険では、貸与対象として12種類、購入対象として5種類の福祉用具を定めている。入浴に直接触れるなど再利用することにより心理的抵抗感がある福祉用具は、貸与対象品(レンタル)ではなく購入対象品としており、ポータブルトイレは購入対象品に該当している。
確定拠出年金法	企業型年金においては事業主拠出のみ、個人型年金においては個人拠出のみが認められている。	c		マッチング拠出の導入については、確定拠出年金のみならず、企業年金の拠出の在り方そのものを問う問題であり、中長期的に検討すべき事項である。		z0900091	厚生労働省	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認	5056	50560043	11	(社)日本経済団体連合会	43	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認	企業型確定拠出年金について、事業主の拠出に加えて本人拠出が可能となるようにすべきである。		確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の意識醸成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが必要である。また、財形年金制度からの移行を進める観点からも求められる。利便性の向上により制度普及にも資することになる。	企業型確定拠出年金については、事業主からの拠出しか実施できず、本人からの拠出はできない。
厚生年金保険法第130条、確定給付企業年金法第29条	厚生年金基金の代行返上の際の基本部分の上乗せ部分については、確定給付企業年金に移行後(あるいは移行と同時に)確定給付企業年金の基準に則って給付設計の変更をして一時金の選択肢を設けるといったことは可能。ただし、年金の受給資格を有する者が一時金で受給するかどうかは基本的には本人の選択。また、過去期間分も含めてみた場合に給付減額となるのであれば、給付減額の手続きが必要。	c		加入者及び受給者等の受給権保護という観点から、厚生年金基金や確定給付企業年金においては、約束した給付を確実に支給することが大原則であり、厚生年金基金時代に約束した給付を、代行返上後は、代行部分以外継続することを基本とする制度としている。 従って、本人の同意なしに、受給者の不利益になりうる一律一時金清算するという取扱いを認めることは適切ではないと考えられている。		z0900092	厚生労働省	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認	5056	50560046	11	(社)日本経済団体連合会	46	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認	基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金給付の仕組みが設けられているが、一時金給付を選択しない者が残り続ける限り、事務的な負担は極めて重い。 また、受給者等にとっても、年金として支給を受けることが必ずしもプラスでない面もあり、一律に一時金給付を行ったとしても、必ずしも不当な扱いになるとは言えない。		代行返上し、新型企業年金に移行した場合、受給(権)者の基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金支給(清算)が認められているが、一律に一時金による清算が認められていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定給付企業年金法	確定給付企業年金は、厚生年金適用事業所の事業主が、当該事業所に使用される者の同意を得て規約を作成し、承認等を受けることにより設立される。加入者資格は、労使合意により規約で定めることが可。(確定給付企業年金法第26条)	d		確定給付企業年金は、労使合意により、その事業所に使用される労働者の老後の所得確保を図るために導入されるものであるため、事業所単位で導入することとなっている。加入者資格については、労使合意により規約で定めることができる。出向先事業所を確定給付企業年金の適用事業所とした上で、出向者のみを加入者として扱うことは可能。		z0900096	厚生労働省	確定給付企業年金における加入者範囲の見直し	5056	50560050	11	(社)日本経済団体連合会	50	確定給付企業年金における加入者範囲の見直し【新規】	①厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業及び従業員(労組)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。または、②法第25条の「実施事業所に使用される被用者年金被保険者」の現行解釈を改め、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても加入者と認めるべきである。		確定給付企業年金制度は、退職金の一部として導入されることが多いにも関わらず、企業外への出向者は一旦脱退扱いとなることにより、企業は当該従業員の出向期間について掛金の拠出ができず、また、従業員の掛金拠出も停止される。企業側、従業員側の双方にとって不利益となるおそれがある。	確定給付企業年金は、企業と従業員によりその制度内容を決定する私的年金の一つであるにも関わらず、厚生年金適用事業所単位の実施となっていることから、企業外への出向者(出向先の厚生年金被保険者資格を取得する者)は一旦脱退することとなり、制度運営上の制約がある。
確定給付企業年金法	加入者資格は、労使合意により規約で定めることが可。(確定給付企業年金法第26条)	c		加入者資格、待機期間については、支給要件の判定又は給付額の算定基礎として重要な役割を果たす加入者期間に影響を及ぼすものであり、緩和することはできない。		z0900096	厚生労働省	確定給付企業年金における加入者範囲の見直し	5056	50560051	11	(社)日本経済団体連合会	51	確定給付企業年金における加入資格の弾力化【新規】	確定給付企業年金について、勤続条件が5年以上の場合や、年齢条件が30歳以上の場合でも、加入資格を付与しないことを可能とすべきである。		実施中の退職一時金制度や適格退職年金制度に合わせた柔軟な制度設計を認めることで、制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を担う各企業年金制度の普及、拡充への基盤整備を図ることになる。	適格退職年金では、加入待機期間の設定を弾力的に行うことが可能だが、確定給付企業年金については、5年を超える勤続条件や30歳を超える年齢条件を加入資格の要件として定めてはならないことになっている。
確定給付企業年金法	確定給付企業年金の老齢給付金の支給資格は、以下のときに与えられる。 ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき ・50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったとき 20年を超える加入期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。	c		老齢給付金は、従業員の老後の生活の安定を図るために支給するものであるため、一定の年齢に達した場合に支給することとしている。ただし、従来の適格退職年金の多くが、退職時に支給することとしている実態を踏まえ、50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職した場合も、年金として支給できることとしているもの、このように、退職時の年金支給は例外的なものであり、「老齢給付金」の趣旨を逸脱する措置を認めることはできない。確定給付企業年金は、事業主が従業員の老後の生活を安定したものにすべく行うものであり、当該事業主に20年以上従事していた従業員の受給権保護の観点から、認めることはできない。		z0900097	厚生労働省	確定給付企業年金における支給要件の弾力化	5056	50560052	11	(社)日本経済団体連合会	52	確定給付企業年金(老齢給付金)における支給要件の弾力化【新規】	①a) 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすべきである。 b) 60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とすべきである。 ②加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とすべきである。		①a) 既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢に到達した状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金支給を制限されない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者についても、50歳～60歳の間に年金の支給ニーズは高いと考えられる。b) 年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができると見られる。 ②加入期間が20年以上の場合であっても、一時金だけの設定としたいニーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。	①老齢給付金の支給開始は、60歳～65歳の到達日であり、50歳以上で退職した場合には、退職時から年金支給が可能となっている。 a) 50歳未満で退職(加入者資格の喪失)した場合は、60歳到達時まで年金の支給ができない。 b) 企業の定年が、例えば年齢満60歳の誕生日以降に到来する3月末日である場合は、年金の開始(60歳誕生日)は在職中となってしまう。 ②老齢給付金について、20年を超える加入期間を受給資格の要件として定めてはならないことになっている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定給付企業年金法	<p>～ 確定給付企業年金の老齢給付金の受給資格は、以下のときに与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき ・50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったとき <p>20年を超える加入期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。</p>	c		<p>老齢給付金は、企業の従業員の老後の安定を図るために支給するものであるとの位置付けから、一定の年齢に達した場合に支給を開始することとしているもの。65歳以上で働く者は給与が下がっている現状を踏まえ、65歳以上の規約で定める日での支給を認めることはできない。また、年齢に到達した時点で支給する必要があり、到達日以降一定期間を置いてからの支給を認めることはできない。</p> <p>老齢給付金は、従業員の老後の生活の安定を図るために支給するものであるため、一定の年齢に達した場合に支給することとしている。ただし、従来の適格退職年金の多くが、退職時に支給することとしている実態を踏まえ、50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職した場合も、年金として受給できることとしているもの。このように、退職時の年金受給は例外的なものであり、「老齢給付金」の趣旨を逸脱する措置を認めることは困難。</p> <p>確定給付企業年金は、事業主が従業員の老後の生活を安定したものにすべく行うものであり、当該事業主に20年以上従事していた従業員の受給権保護の観点から、認めることはできない。</p>		z0900097	厚生労働省	確定給付企業年金における支給要件の弾力化	5085	50850011	11	生命保険協会	11	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<p>65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とする。60歳から65歳の到達日からの支給だけではなく、規約で定める日(到達日以降1年未満)からの支給を可能とする。60歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とする加入20年以上でも規約に定める年齢未満の中途退職の場合は、老齢給付金を設定しない取扱を可能とする。</p>		退職金制度からの円滑な移行を望む企業ニーズが高まっており、柔軟な給付設計が可能となることで、多様な企業ニーズに応えることができ、また、従業員にとっても多様な退職後の生活設計が可能となる。特に、退職金制度から移行している適格退職年金制度からの移行促進が期待され、確定給付企業年金制度の更なる普及促進につながる。	
確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令・通知	<p>キャッシュバランスプランにおいては、受給開始後の最低保障額を指標として改定することが可能となっている。</p> <p>キャッシュバランスプランの再評価指標については、客観的かつ合理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを認めており、定率、国債の利回り、賃金指数、賃金指数を用いることができることとなっている。</p>	c,d	～	<p>キャッシュバランスプランにおいては、受給開始後の最低保障額を指標として改定する取扱いを認めていなかったが、平成15年の弾力化により、一定の要件のもとでは、受給開始後の最低保障額を指標に連動させて改定することが可能となっている。なお、給付額に下限を設けない制度については、確定給付という趣旨にそぐわないため、導入困難。</p> <p>キャッシュバランスプランの再評価指標については、客観的かつ合理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを認めており、定率、国債の利回り、賃金指数、賃金指数を用いることができるよう平成15年5月に弾力化。「市場インデックス」については、客観的かつ合理的に予測可能である程度安定的という要件を満たさないものと考えられるため、指標として用いることは認められない。</p>		z0900098	厚生労働省	確定給付企業年金、厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度の向上	5056	50560053	11	(社)日本経済団体連合会	53	確定給付企業年金におけるキャッシュバランスプランの選択肢の拡充[新規]	<p>退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下のとおりキャッシュバランスプランに係る選択肢の拡充を行うべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①給付額に下限を設けない制度の導入、あるいは、下限を設ける場合はさらなる運営の弾力化を行うこと ②市場インデックスなどを用い、従前の再評価率と組み合わせた再評価指標の拡大を行うこと 		<p>キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であることから、確定給付型の企業年金における一層の普及・充実に必要である。</p>	<p>①あらかじめ定めた給付を算定する際の年金換算利率は通常、下限予定利率を用いるが、下限予定利率が低下した場合において年金換算利率の引下げを行うと、当初の下限利率で定める最低保証額を下回るケースがある。規制緩和により、規約に改定方法を示し、受給者の事前同意を得るなどの一定条件のもとで最低保証額の変動が可能となっている。</p> <p>②再評価率については、規制緩和により、賃金指数や物価指数も適用が可能となったが、市場連動する評価率は採用されていない。</p>
確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令・通知	<p>待期間については、一定の規制はあるが、ある程度柔軟な取扱いができるようになっている。</p> <p>キャッシュバランスプランにおいては、一定の要件のもとで、受給開始後の最低保障額を指標に連動させて改定することが可能となっている。</p> <p>キャッシュバランスプランの再評価指標については、客観的かつ合理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを認めており、定率、国債の利回り、賃金指数、賃金指数を用いることができることとなっている。</p> <p>選択一時金の支給額については、保証期間に係る現価相当額はあるが、それ以下の範囲で支給額を定めることができる。</p>	～ :c,d :c :b	～	<p>全体的に、加入者や受給者等の受給権を保護するという観点から、加入者及び受給者の利益確保という措置について定めることは困難である。</p> <p>加入者期間・待期間については、支給要件の判定・給付額の算定基礎として重要な役割を担う加入者期間に影響を及ぼすものであり、緩和することは困難。なお、待期間については、一定の規制はあるが、ある程度柔軟な取扱いができるようになっている。給付額に下限を設けない制度については、確定給付という趣旨にそぐわないため、導入困難。キャッシュバランスプランの再評価指標については、客観的かつ合理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを認めており、定率、国債の利回り、賃金指数、賃金指数を用いることができるよう平成15年5月に弾力化。</p> <p>老齢給付金は、企業の従業員の老後の安定を図るために支給するものであるとの位置付けから、規約で定める年齢に達した場合に支給を開始することとしているもの。また、年齢に到達した時点で支給する必要があり、到達日以降一定期間を置いてからの支給を認めることはできない。</p> <p>選択一時金の支給額については、保証期間に係る現価相当額を上回っており、このとき現価相当額の計算の際に用いる割引率は直前の財政計算の基準日における下層予定利率として設定されている。それより低い利率を現価相当額の計算の際に用いるよう取扱い、一時金の過大な支給につながるが、年金制度上好ましいことと考えられ、その取扱いについては今後検討する。</p>		z0900098	厚生労働省	確定給付企業年金、厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度の向上	5096	50960009	11	社団法人信託協会	9	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定給付企業年金では、適格退職年金や退職一時金において認められている加入資格、給付設計等の要件について適用できないものがある。また、キャッシュバランスプランに係る要件、老齢給付金支給要件、選択一時金支給要件等により、円滑な制度移行や、高齢者に係る勤労形態の多様化への対応に支障をきたすケースが生じている。 ・ 退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和しないし弾力化すること。 ① 加入者期間・加入待期間に係る制限の緩和 ② 給付における完全調整の容認 ③ キャッシュバランスプランに係る選択肢の拡大(給付額に下限を設けない制度の導入、下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大) ④ 確定給付企業年金法における老齢給付金の支給要件の緩和(例えば、60歳以上の退職を支給要件とすることを可能とすること。) ⑤ 選択一時金の支給上限に係る制限の緩和(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認めること。) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ①・②顧客ニーズに合わせた柔軟な制度要件による制度間の円滑な移行を促進し、公的年金制度を補完する役割を担っている各企業年金制度の普及・拡充への基盤を整備するもの。 ・ ③キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であり、確定給付型の企業年金の一層の普及・充実に必要となる選択肢の拡充を求めるもの。 ・ ④現状、老齢給付金支給要件は60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときとされている。高齢者に係る勤労形態が多様化するなかで、年金が雇用からの選択肢を放たい企業もあり、年齢のみを要件とする支障が生じるため、例えば60歳以上の退職を支給要件とする等の措置を要望するもの。 ・ ⑤現状、上記計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下層予定利率」を用いることとされており、今後これが給付利率を上回ると一時金支給が年金支給に対し不利となるため、一時金支給への制限緩和を要望するもの。 	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定給付企業年金法第59条～第63条 確定給付企業年金法施行規則第53条～第59条、附則第2条	確定給付企業年金の財政検証については、確定給付企業年金の財政運営基準上、シミュレーション方式(積立不足を一定期間内に償却するように掛金引上げを設定する方式)の選択肢をとることも可能となっている。	c,d		確定給付企業年金の財政検証については、平成15年12月、確定給付企業年金の財政運営基準に、各年金プランが弾力的運営ができるようシミュレーション方式(積立不足を一定期間内に償却するように掛金引上げを設定する方式)の選択肢を追加したところであり、更なる弾力化は受給権保護の観点から措置困難である。		z0900098	厚生労働省	確定給付企業年金、厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度の向上	5096	50960010	11	社団法人信託協会	10	確定給付企業年金・厚生年金基金における財政運営の自由度向上	・ 確定給付企業年金及び厚生年金基金については、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。 ・ 代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないよう、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化していただきたい。		・ 企業年金制度は長期に亘って継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、非継続基準抵触時の積立期限の延長を求めるもの。	
確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令、通知	選択一時金の支給額については、保証期間に係る現価相当額を定めることができる。	b	～	選択一時金の支給額については、保証期間に係る現価相当額を上限としており、このとき現価相当額の計算の際に用いる割引率は直前の財政計算の基準日における下限予定利率としており、それより低い率を現価相当額の計算の際に用いるような取扱いは、一時金の過大な支給につながり、年金制度上好ましくないとも考えられ、その取扱いについては今後検討する。		z0900099	厚生労働省	給付減額に関する手続の緩和等	5056	50560054	11	(社)日本経済団体連合会	54	確定給付企業年金における選択一時金の支給要件の緩和(新規)	選択一時金の支給上限に係る制限の緩和を行うべきである(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認める)。		次の事例では、不利益問題が生じることになる。①年金裁定(給付利率2%と仮定し、これに基づき計算された年金額の給付開始)②(その後の金利上昇により)下限予定利率が3%に上昇し、これに基づく財政計算実施③一時金選択の場合、この時点で、「前回の財政計算の下限予定利率」は3%ということになるが、本来、当該対象者の年金額は、給付利率2%により年金額に換算されたものである。この年金額を給付利率2%をもとに選択一時金を算出すれば、元の一時金とは等価ということになるが、3%をもとに選択一時金を算出すると、本来の原資と比較して等価にならない。現行では、上記計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いるように規定されていることから、今後これが給付利率を上回ると、一時金支給と年金の一時払いが不等価となってしまふ。	選択一時金の支給上限は、保証期間に係る現価相当額とされており、現価相当額を算出する際の割引率については、下限予定利率となっている。
確定給付企業年金法第5条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)	給付減額の際には、減額対象者(加入者や受給者)の3分の2以上の同意のほか、給付減額の適切な理由が必要。	c	、	加入者や受給者等の受給権保護等を図るためには、給付減額の手続や理由について、厳格な手続や適切な理由が必要であることから、現時点では緩和等の措置は考えていない。		z0900099	厚生労働省	給付減額に関する手続の緩和等	5056	50560055	11	(社)日本経済団体連合会	55	確定給付型の企業年金における給付引下げに係る承認基準及び手続きの緩和	各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとすべきである。		運用環境の低迷が長期化の中で、事業主の負担が非常に大きくなってきている。本業である事業収益以上の穴埋め負担は本末転倒であり、従業員の雇用を守るためにも、各企業労使において、自主的に給付引下げの意思決定ができる仕組みが必要である。	現行の制度では、給付引下げの認可基準が厳しかったため、現状の運用環境下においても高い給付利率を維持しなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定給付企業年金法第5条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)	給付減額の際には、減額対象者(加入者や受給者)の3分の2以上の同意等が必要。 受給者の給付減額を行う場合には、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができる等、減額前の最低積立基準額が確保されるような措置が必要。	、	、	企業年金は、選択一時金を選択せず年金を選択した受給者に対しては、年金を支給する約束を行っているのだから、給付減額の際に受給者が希望して受け取ることができる額を、一般に年金の現価よりも小さい選択一時金とするのは、適切ではないと考えている。		z0900099	厚生労働省	給付減額に関する手続の緩和等	5056	50560056	11	(社)日本経済団体連合会	56	受給(権)者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し	給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。		①退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえ、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当である。 ② 現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は、選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけではない。年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。 ③ 例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。したがって、制度を継続するためなど、やむを得ない場合の給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、労使の合意に基づき制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。	受給者等の給付減額を行う場合、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができるなど、減額前の最低積立基準額が確保される措置が必要になっている。
確定給付企業年金法	確定給付企業年金の規約の制定・変更においては、軽微な変更を除き厚生労働大臣の承認が必要。(軽微な変更は届出。一部、届出を不要とするものもある。) 確定給付企業年金の一部の事業所に係る権利義務を他の確定給付企業年金に承継する場合には、厚生労働大臣の承認、認可が必要。	、	、	確定給付企業年金における規約の変更にかかる承認・認可申請手続きについては、他の確定給付企業年金へ権利義務の承継を行う場合、加入者にとって、将来の給付の額が減るなど不利益な変更となる恐れがあることから承認・認可としていることとあり、事後の届出とすることはできない。 添付書類については、承認等に当たり必要最低限のものである。		z0900100	厚生労働省	確定給付企業年金の手続の簡素化	5056	50560057	11	(社)日本経済団体連合会	57	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの緩和(新規)	一定の要件を満たす場合(例えば、転籍の発生に伴うポータルベンションの実施など)については、事前の承認・認可手続きを緩和し、事後届出制の導入及び届出を不要とする範囲の拡大を図るべきである。 また、事前の承認・認可手続を要する申請制度でも可能であったと思われるが、適格退職年金(現在、50,000件以上)の一定割合が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営を促すためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。		確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更に係る承認・認可申請手続きについては、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を含め、原則として、承認・認可を受ける手続きを行わなければならない。また、申請に要する書類は多岐に亘っている。	
確定給付企業年金法	確定給付企業年金の規約の制定・変更においては、軽微な変更を除き厚生労働大臣の承認が必要。(軽微な変更は届出。一部、届出を不要とするものもある。) 確定給付企業年金の一部の事業所に係る権利義務を他の確定給付企業年金に承継する場合には、厚生労働大臣の承認、認可が必要。	、	、	仮に将来、適格年金からの移行が現在より多数生じた場合においても、現在と同程度の審査期間で認可・承認を行うために手続を緩和することは、受給権保護等の観点から困難であると考えている。 確定給付企業年金における規約の変更にかかる承認・認可申請手続きについては、他の確定給付企業年金へ権利義務の承継を行う場合、加入者にとって、将来の給付の額が減るなど不利益な変更となる恐れがあることから承認・認可としていることとあり、事後の届出とすることはできない。 添付書類については、承認等に当たり必要最低限のものである。		z0900100	厚生労働省	確定給付企業年金の手続の簡素化	5096	50960011	11	社団法人信託協会	11	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続の緩和	・ 確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更にかかる承認・認可申請手続きについては、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を出し、事前に承認・認可を受ける手続きを行わなければならない。(届出で足りる範囲は限定的である。また、申請に要する書類は多岐に亘っている。このため、円滑な規約の制定・変更に支障をきたす恐れがある。 ・ 一定の要件を満たす場合(転籍の発生に伴うポータルベンションの実施等)については、事前の承認・認可手続きを緩和し、事後の届出で足りる範囲及び届出を不要とする範囲を拡大することを認めていただきたい。 ・ また、事前の承認・認可手続を要する場合においても、申請手続きに係る提出書類の簡素化を図っていただきたい。		・ 現状の確定給付企業年金の承認・認可申請においては、原則として事前の承認・認可申請が必要とされており、過度の規制となっていると考えられる。特に、適格年金では大多数が自主審査を経て受託機関が国税庁へ届出を行っているのに対し、確定給付企業年金では事業主が厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受ける手続きを行わなければならない。委託者の負担が大きく増加している。 ・ また、厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため認可申請制度でも可能であったと思われるが、現在でも50,000件以上の適格年金(100人以上でも10,000件程度)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営のためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。 ・ 上記を勘案し、かつ、現在の適格年金の運営を鑑み、転籍の発生に伴うポータルベンションの実施等一定の条件を満たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するもの。併せて、事前の承認・認可手続を要する場合についても提出書類の簡素化を要望するもの。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定給付企業年金法第56条、確定給付企業年金法施行規則附則第13条、法人税法施行令附則第16条ほか	適格退職年金契約を解約した場合は、その積立金は、労働者の責任準備金割合等に応じ、労働者の責任準備金割合等に応じ、労働者本人に分配しなければならず、直ちに確定給付企業年金の掛金として払い込む場合等一定の場合に、事業主に返還することができる。 確定給付企業年金制度においては、通常、過去勤務掛金を複数年分割で償却することとなるが、適格退職年金の分配金相当額を過去勤務掛金に充てるときは、一括で払い込むことができる。	c	-	適格退職年金から確定給付企業年金への移行には、権利義務承継による移行を行う方法と、適格退職年金契約を解約した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する方法がある。事業主は前者の方法と後者の方法のどちらを選択することもできる。 前者の場合、包括的に権利義務承継を行うこととなり現金化は必要とされないが、後者の場合、移行といっても、契約の解約と確定給付企業年金の実施に直接の関係はなく、適格退職年金の制約を受けずに確定給付企業年金の制度設計を行うことができる一方、通常の契約の解約ルールに従って、現金化した上で、労働者個人ごとの分配金相当額を確定することが必要であり、現行の取扱いを変更することは困難である。 なお、適格退職年金の解約については、税制上の適格要件に関するものである。		z0900101	厚生労働省	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大[新規]	5056	50560058	11	(社)日本経済団体連合会	58	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大[新規]	適格退職年金を解除した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合には、現物移管を容認すべきである。		現物移管は、不必要な現金化に伴うコスト負担の軽減に資するものであり、また、受給権者に不利益な取扱いとなるものではない。適格退職年金から確定給付企業年金への円滑な移行促進の観点から、権利義務の承継による移行の場合においても、同様の現物移管が可能となるように選択肢の拡大を図るべきである。 移行手続方法の相違だけでなく、積立金の評価が(著しく)異なることは、公平性を欠くと言わざるを得ない。	適格退職年金から確定給付企業年金への移行については、権利義務承継による移行の場合、実施企業等の負担軽減に寄与している。しかし、適格退職年金の過去勤務債務に充当する場合には、法人税法施行令による現物移管が認められていない。 適格退職年金を解除する方法を探るのは、確定給付企業年金制度への移行が認められていない制度設計を持つ場合や、予定利率を変更する場合などである。
健康保険法第3条第4項	現在、任意継続被保険者の資格取得要件は資格喪失の前日まで継続して二月以上被保険者であったものとしている。	c:全国規模で対応不可	(法律上の手当てを必要とするもの)	任意継続被保険者資格の取得要件を2ヶ月としたのは、逆選択を防止しつつ、退職者保護を図る観点から、2ヶ月としているものであり、適切であると考えている。 また、医療保険制度は、疾病又は負傷に対して保険給付を行うことを目的としており、失業の際に給付を行う雇用保険制度とは制度趣旨が異なり、傷病手当金の受給要件のみをもって制度間の不均衡を論ずることは適当ではない。		z0900102	厚生労働省	任意継続被保険者制度の見直し	5056	50560059	11	(社)日本経済団体連合会	59	任意継続被保険者制度の見直し	任意継続被保険者の資格取得要件について、喪失の日以前1年間に遡算して6か月以上の被保険者期間とすべきである。		①被用者保険の本人負担引上げに伴い制度間の差がなくなったことで、任意継続被保険者制度の意義が薄れつつある。同制度は、例外措置として、申請により暫定的に被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請しなければ、国民健康保険の被保険者となる道も開かれている。②本年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省からは、医療保険と雇用保険とは趣旨が異なり、同様に論じられない旨の回答があった。しかし、傷病手当金は所得保障の役割を担っており、その観点から、労働者が失業したときの所得を保障する雇用保険制度と比較すると、資格取得要件については、制度間の不均衡が生じていることは問題である(雇用保険では、算定対象期間に遡算して6か月以上の被保険者期間が必要)。③現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合の運営を圧迫していることから、見直しが求められる。	任意継続被保険者期間2か月以上の者が資格喪失後、保険者に申し出ることで最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。 現行制度では特に、被保険者期間が2か月であるにもかかわらず、最長1年6か月の間、傷病手当金が受給可能であるなど、合理的でない枠組みになっている。
健康保険法附則第3条	特例退職被保険者資格喪失要件は、老人保健法の規定による医療を受けることができるに至った時、国民健康保険法第9条の2第1項に規定する退職被保険者であるべきものに該当しなくなった時である。また、保険料は、その特例退職被保険組合が管掌する特例退職被保険者以外の全被保険者の前年の標準報酬月額を平均した額と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の12分の1に相当する額との合算額の2分の1に相当する範囲内で規約で定めた額である。	c:全国規模で対応不可	(法律上の手当てを必要とするもの)	特例退職被保険者は、退職時に保険料負担額、付加給付の有無などを勘案した上で、国民健康保険に移らず被用者保険に残ることを自ら選択しており、自己都合による資格喪失は認められない。 特例退職被保険者は退職者医療制度の特例であり、特例退職被保険者の対象年齢の引き上げは、退職者医療制度の対象年齢が引き上げられたことに伴うものである。 特定健保は、個々の特例退職被保険者の収入を正確に把握できないことから、特例退職被保険者については自らの規約により一律の保険料額を設定しているが、特例退職被保険者の負担に配慮して、全被保険者の標準報酬月額と標準賞与額の12分の1との合算額の2分の1の範囲内であれば、自らの規約により保険料額を軽減することは可能である。		z0900103	厚生労働省	特例退職被保険者制度の資格喪失要件の緩和	5056	50560060	11	(社)日本経済団体連合会	60	特例退職被保険者制度の資格喪失要件の緩和	現行の資格喪失要件に次の項目を加えるべきである。 ①特退制度加入者の保険料が、年間収入の1000分の95を超える場合には、本人からの申出により資格喪失を認めること ②2002年10月までの特退制度加入者に対しては、70歳到達時点で資格喪失もしくは継続加入の手続きを認めること		特例退職被保険者制度(以下「特退制度」)においては、a)死亡、b)再就職、c)被扶養者資格を満たしたとき、d)海外に移住したとき、e)生活保護を受給したとき、f)老人保健制度に加入したときなどの事由以外に、脱退できない。 また、保険料は、加入健保の全被保険者(除、特例退職被保険者)における前年の標準報酬月額の平均額等の範囲内で規約により定めることができる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「健康保険組合の事業所編入について」(平成14年3月22日保発第322003号)	健康保険組合の事業所編入基準については、「健康保険組合の事業所編入について」(平成14年3月22日保発第322003号)により、企業経営の実状に適合するよう規制緩和している。	c:全国規模で対応不可	訓令又は通達の手当てを必要とするもの	健康保険組合は、円滑に公的医療保険の運営を行うため、加入事業所には同一の企業や業種といった一定の共通基盤を求めている。当該健康組合に既に加入している事業であっても、会社設立により新たに加入する場合にあっては、共通の基盤があるかどうか明らかでないことから認可を求めているものである。届出事項とすることは困難である。		z0900104	厚生労働省	新規事業所編入(同一健康組合内事業所における会社設立)に関する規約変更の緩和	5056	50560061	11	(社)日本経済団体連合会	61	新規事業所編入(同一健康組合内事業所における会社設立)に関する規約変更の緩和	当該健康組合に既に加入している事業所が、会社設立により新規に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を要しないことに変更すべきである(認可事項から届出事項への変更)。		①同一健康組合における会社設立の場合、資本関係や役員構成などについて一定の要件を満たすならば、届出を認める余地があると考ええる。②企業は国際競争力を維持するため、機動的な組織再編を行っている。それに伴って、健康組合への設立事業所の編入・統合が必要となる。とりわけ、同一健康組合における会社設立については、認可の前提となる登記簿等の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者への被保険者証交付の遅れなど不都合が生じている。健康組合の認可手続きの負担が、企業の柔軟な組織再編の妨げとならないようにすることが求められている。	健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条第2項に規定されている事項(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。
国民年金法第12条	国民年金の第3号被保険者に係る届出は、平成14年4月から、第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者を使用する事業主を経由して行うこととされている。	c		第3号被保険者の住所及び氏名の変更は、配偶者との生計維持関係にも変更が生じている場合があること、また第2号被保険者である配偶者も届出を行う場合が始動であることから、これらを同時に確認できるとともに必要な届出を漏れなく行っていたくためには、第3号被保険者の届出は事業主を経由することが必要である。 なお、配偶者である第2号被保険者と第3号被保険者の住所変更届を一体の様式で行えるようにするなど、簡素化を検討している。		z0900105	厚生労働省	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し	5056	50560062	11	(社)日本経済団体連合会	62	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し	第3号被保険者の住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。		昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「既に、住民基本台帳ネットワークから必要な情報の提供を受ける仕組みを構築するとしても、被保険者記録の管理上基本となる基礎年金番号との統合をどのように行うかという問題がある」とのことであるが、4つの情報(氏名、性別、生年月日、住所)により、同一人物かどうかの確認は可能であると考えられる。また、届出漏れの対策として実施された法律改正の趣旨は、事業主の納付が得られない、事業主を経由しないことで、企業負担の軽減に資する。	2002年4月より、第3号被保険者の届出はすべて、配偶者が勤務している事業主を通じて行うことになった。このため、事業主は、第3号被保険者の年金手帳を預かったり、住所変更届を提出しなければならぬ。
食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)	食品への放射線照射は、食品衛生法においては原則として禁止し、必要なものについてのみ安全性を確認した上で個別に認めることとしている。現在、放射線照射は、ばいしょの発芽防止を目的とするものについてのみ個別に認めているが、これは食品照射研究開発基本計画(昭和42年原子力委員会策定)に基づき(研究結果を踏まえ、厚生省の食品衛生調査会(当時)において安全性が確認されたことによるものである。	b		放射線照射の対象食品を広げることについては、内閣府食品安全委員会によるリスク評価はもとより、放射線照射の必要性について十分に検討することが重要であると考えている。 食品安全委員会における食品健康影響評価に必要な資料の提出をまっとう、食品安全委員会への評価依頼を行うこととする。		z0900106	厚生労働省(内閣府食品安全委員会)	食品(馬鈴薯以外)に対する放射線照射の容認	5056	50560066	11	(社)日本経済団体連合会	66	食品(馬鈴薯以外)に対する放射線照射の容認	馬鈴薯以外の食品に対しても発芽防止、殺虫、殺菌処理、カビ防止などを目的とした放射線照射を認めるべきである。		過失、故意を問わず国内で、食品衛生法で許可された以外の方法で食品を放射線で処理した場合、法律違反となり、違反食品の回収・廃棄を命じられるとともに、営業停止処分を受ける。さらに、場合によっては関係者などが懲役刑や罰金刑など相応の罰則が科せられる。輸入食品の場合は、他の食品衛生法違反の場合と同様に、輸出元への積戻しか廃棄処分がとられる。 現在、日本において認可されている食品は、馬鈴薯のみである(但し、放射線の線源及び種類はコバルト60のガンマ線とすること、吸収線量が150グレイを超えてはならないこと、照射加工を行った馬鈴薯に対しては、再度照射してはならないこと(の規制あり))。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナートについては、保安四法が各法の目的を達成するために必要な規制が行われている。	【一本化】 【重複規定】 e 【合理化】 e	【一本化】 【重複規定】 【合理化】 e	保安四法については、法の目的、対象施設等が異なることから一本化することは困難である。 また、要望理由については、記載されている労働安全衛生法に基づき製造時検査、落成検査が義務づけられている装置については、他の保安法令の適用と重複していないため、事実認識と考えられる。 なお、保安四法については、関係各法の目的に沿って適用範囲を規定しており、改めて指定基準を策定する必要はなく、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・統合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告に基づき、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の合理化、統合化が既に図られている。 労働安全衛生法においては、同法第88条により、ボイラー、圧力容器等を設置等する場合に、その計画の届出を行うこととしており、許認可制とはなっていない。 「ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第197号)」及び「圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第196号)」により、ボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準の性能規定化及びASME規格等との統合化を進めるなど国際統合化について所要の措置を講じたところである。また、規格の性能規定化により、規格と同等の安全性が確認できれば、その使用が認められることから、同安全性の確認がなされたボイラー及び圧力容器については、既に民間規格の活用が図られている。		z0900110	総務省、経済産業省、厚生労働省	保安四法の一体的な保安規制	5056	50560110	11	(社)日本経済団体連合会	110	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、統合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごとに一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。 また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 ①設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方式(実行監視型保安規制)への移行 ②技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間企業の積極的活用③国際統合性のとれた保安規制の整備	石油コンビナートに適用される保安四法は、法規ごとに各省庁が所管しているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなる。例えば、大気圧以上の機器については、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つ一つの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。		
消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナートについては、保安四法が各法の目的を達成するために必要な規制が行われている。	【一本化】 【重複規定】 e 【合理化】 e	【一本化】 【重複規定】 【合理化】 e	保安四法については、法の目的、対象施設等が異なることから一本化することは困難である。 また、要望理由については、記載されている労働安全衛生法に基づき製造時検査、落成検査が義務づけられている装置については、他の保安法令の適用と重複していないため、事実認識と考えられる。 なお、保安四法については、関係各法の目的に沿って適用範囲を規定しており、改めて指定基準を策定する必要はなく、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・統合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告に基づき、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の合理化、統合化が既に図られている。 労働安全衛生法においては、同法第88条により、ボイラー、圧力容器等を設置等する場合に、その計画の届出を行うこととしており、許認可制とはなっていない。 「ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第197号)」及び「圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第196号)」により、ボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準の性能規定化及びASME規格等との統合化を進めるなど国際統合化について所要の措置を講じたところである。また、規格の性能規定化により、規格と同等の安全性が確認できれば、その使用が認められることから、同安全性の確認がなされたボイラー及び圧力容器については、既に民間規格の活用が図られている。		z0900110	経済産業省、総務省、厚生労働省	保安四法の一体的な保安規制	5067	50670001	11	石油化学工業協会	1	コンビナート事業所施設に対する一体システムとしての保安規制	高圧ガスや危険物等を多量に扱う石油コンビナート事業所の保安確保の将来のあり方として、設備全体を一つのシステムとして管理する合理的な法体系の検討を共通であり、これを分割規制するのはプラント全体の総合的な保安確保の目的にはそぐわない。コンビナート事業者には設備配置や自衛防災組織を義務づける石炭の点に主眼をおかれたい。 また法規が性能規定化されても採用が認められる技術基準(規格)は個別法規として管理し合理的な保安規制とする法体系が必要である。特に、事業の国際化により事業者は柔軟な技術基準の採用が必要になっているが、保安四法の規制対象が技術基準に及んでおりその制定・維持管理に官民とも多大な努力と費用を要している。なお、コンビナート事業所に対する日本の規制の現状は、英米における1970年以前の状況に類似しており、日本においても現在の社会と産業の実態に即したものはなっていない。 【効果】効果的な保安規制とすることができ、事業者の国際競争力の強化に寄与する。	石油コンビナートに適用される保安四法は、法規ごとに各省庁に分割所管されているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなる。例えば、大気圧以上の機器については、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つ一つの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。		
労働安全衛生法 第37条、第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー及び第一種圧力容器の検査証の有効期間は原則一年間であり、これを更新するために有効期間の満了日の2ヶ月前までに性能検査を受けなければならない。	c、一部d		ボイラー等は内部に膨大なエネルギーを有することから、その適正な管理が行われず、構造上の必要な要件を具備しない場合に、適正な性能検査が行われないと、構造部分の破綻により、ボイラー等のみならず、当該爆発から隣接する工場等や近隣住民へ引火する二次災害等死亡災害や大規模な災害を誘因するおそれがあるため、御要望の性能検査周期の延長については、お応えすることはできない。 また、ガス工作物の気化器、熱交換器は、主に低温で使用され、内容物が腐食のおそれの少ないものであるのに対し、ボイラー等は燃焼による発熱により高温、高圧下で使用され、かつ、腐食性の高いものを保有することが多いなど、その操業条件が同じとはいえない。 なお、ガス工作物と同様に自主検査を認めている化学設備については、2年以上ごとに1回の定期自主検査としている。 ただし、特に安全管理等が良好であることを所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等については、その開放検査の周期を最長4年まで延長できるとしており、その間の性能検査はボイラー等の運転を停止せずに行うことができることとしている。		z0900111	厚生労働省	ボイラー及び圧力容器の性能検査周期の延長	5056	50560113	11	(社)日本経済団体連合会	113	ボイラー及び圧力容器の性能検査周期の延長	ボイラー及び圧力容器の性能検査周期を2年に1回とすべきである。	ボイラー及び圧力容器の性能検査周期は1年とされている。 他方、操業条件が同等の気化器、熱交換器、容器等のガス工作物の自主検査周期は、ガス事業法では25ヶ月または37ヶ月を超えない時期に実施することとされており、規制の合理性に欠ける。	ボイラー及び圧力容器の性能検査の周期は1年1回と規定されている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラー等の連続運転認定要領 (基発第0329018号 平成14年3月29日)	ボイラー等の連続運転認定事業場の認定の有効期間は5年間となっている。	a		ボイラー等の連続運転認定事業場の安全管理等が認定基準に照らして適切に行われていることについては、労働基準監督署によって、認定の更新時に確認しているところであるが、例えば、安全管理組織の活動状況、ボイラー等の保全管理の実施状況、認定しているボイラー等の経年変化等の確認については、更新ごとに必ず変更がある資料であるため、当該資料については更新毎に提出が必要となるものである。 一方、例えば認定事業者が定める規程類等、更新前と変更がない資料もあるが、当該資料についても、現在のところ、資料の提出を求めているところである。「変更点がない場合も同じ書類の再度添付が求められているが、重複し不必要な資料の添付は不要とすべき」とのご要望については、その主旨に鑑み、変更点がない重複する資料について、提出を不要とする必要な措置を取り、周知することとしたい。		z0900112	厚生労働省	ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化[新規]	5056	50560114	11	(社)日本経済団体連合会	114	ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化[新規]	運転時性能検査の更新手続は、「ボイラー等の連続運転認定要領」に定める手続によることとされているが、変更点がない場合も同じ書類の再度添付が求められているが、重複し不必要な資料の提出は不要とすべきである。		運転時性能検査の認定を受けた際に提出した書類のうち、変更のないものを再度提出することは単なる重複であり、再添付を不要とすることにより、準備作業の効率化を図るべきである。	ボイラーの性能検査は毎年開放検査を行うことが基本であるが、運転時性能検査の認定を受けた場合、隔年で開放検査と運転時検査を行うことができる。
労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針 ボイラーの遠隔操作に関する基準 定期自主検査指針	ボイラー及び第一種圧力容器については、定期に自主検査を行わなければならないこととしている。	e		具体的要望内容の「短周期のボイラー停止を前提とする点検項目」が何を指しているのか不明であるので明らかではないが、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」、「ボイラーの遠隔操作に関する基準」及び「ボイラーの定期自主検査指針」のいずれにおいても定期に点検することとされているもののうち、例えば、ボイラーの遠隔制御装置基準については、1週間に1回以上点検することとしている。自動制御装置である水位調節装置の機能の異常の有無に係る検査について、運転状態の記録により確認できる等、必ずしもボイラーの停止を要するものはないと承知している。		z0900113	厚生労働省	ボイラー点検項目の点検周期の延長[新規]	5056	50560115	11	(社)日本経済団体連合会	115	ボイラー点検項目の点検周期の延長[新規]	連続運転が求められるボイラーについては、短周期のボイラー停止を前提とする点検項目は、例えば起動・停止時や定期点検実施時等にわざわざ点検を行うか、別の点検等で安全が担保できる場合は代替を認めるなど、実態に合った柔軟な対応が可能となるよう、指針・基準等を改訂すべきである。		ボイラーの点検は、下記の指針等に準拠して実施しているが、中にはボイラーの運転を停止しなければ確認できない項目があり、連続運転の求められるボイラーについては、ボイラーの運転を頻繁に停止させなければ実施不可なものもあり、特に運用上頻繁な停止が困難なボイラーについて円滑な運転が困難となっている。	ボイラーの点検周期は、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則等関連法令等に詳細に規定されている。しかし、項目によっては、ボイラーの運転を頻繁に停止させなければ実施不可なものもあり、特に運用上頻繁な停止が困難なボイラーについて円滑な運転が困難となっている。
労働安全衛生法 施行令第1条第5号イ	第一種圧力容器の定義を内部に蒸気等を有し、内部の圧力が大気圧を超えるもの等のうち、最高使用圧力と内容積の積の値が一定以上のものと規定している。	c		石油精製工場におけるクーラーにおいて、冷却水出口側にバルブがない場合、クーラーの中身は通常温水の状態であるが、流水しているため、大気圧で液体を保有しているだけであるので、第一種圧力容器の適用を除外しているものであり、石油精製工場以外のクーラーについても同様の使用状況であれば適用除外されているものである。 「クーラーの冷却水出口側にバルブを設けた場合でも、冷却水側(温水ヘッダーと同様の)溶解栓または自動制御装置等の安全対策を講じた場合は、適用除外とすべき。」との御要望について、要望理由にある温水ヘッダー(労働安全衛生法施行令第1条第5号のニに該当するものである。)は、水温が危険な温度まで上昇するまでに一定の時間がかかるため、安全装置として溶解栓が解けたり、自動安全装置等が機能することとなるが、クーラーについては、バルブを設けることで、密閉により中身の温水が大気圧を超えることで、水温が一気に危険な温度まで上昇するため、温水ヘッダーと同様の安全装置をつけたとしても機能せずに、爆発等が起こることとなるため、御要望については、お応えすることはできない。 ただし、具体的な要望内容の使用条件、構造等の詳細が不明であるが、内部の圧力が大気圧を超えない構造であることの安全性が個別に確認できれば、第一種圧力容器として適用されない場合もある。		z0900114	厚生労働省	第一種圧力容器の適用除外の拡大[新規]	5056	50560116	11	(社)日本経済団体連合会	116	第一種圧力容器の適用除外の拡大[新規]	クーラーの冷却水出口側にバルブを設けた場合でも、冷却水側に溶解栓または自動制御装置等の安全対策を講じた場合は第一種圧力容器の適用除外とすべきである。		クーラーのうち、石油精製プラントで用いるものについては、石油精製関係圧力容器一貫において第一種圧力容器の適用外とされているが、その他のクーラーについても、同じ使い方をすることは異なる取扱を行う理由はない。蒸気ボイラーから蒸気を受け入れて水を加熱する熱交換器は第一種圧力容器に該当するが、加熱された温水を受け入れて保有する温水ヘッダーについては、自動制御装置2個以上、または溶解栓2個以上、または溶解栓1個以上と自動制御装置1個以上を備え、内部の温度が常に100℃を超えないようにした場合、第一種圧力容器の適用除外とされており、クーラーについても同様の措置を講じた場合は、第一種圧力容器の適用除外としても問題ないと考えられる。	クーラーのうち、石油精製プラントで用いられるもの以外は、第一種圧力容器とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り、譲渡禁止特約の部分解除を実施。平成16年7月より経済産業省において、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	b		平成16年度より検討を開始し、平成17年度実施に向けて作業を進めていく。また、措置については厚生労働本省を始め施設等機関に対して通達により周知を図ることとする。		z0900115	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り、譲渡禁止特約の部分解除を実施。平成16年7月より経済産業省において、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	b		平成16年度より検討を開始し、平成17年度実施に向けて作業を進めていく。また、措置については厚生労働本省を始め施設等機関に対して通達により周知を図ることとする。		z0900115	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府県及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各都府県の対応が異なり、統一的な対応が求められる。	
労働安全衛生法第22条 電離放射線障害防止規則第2条、第44条	電離放射線障害防止規則第4条第1項第3号において、放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した労働者に対して、事業者は速やかに医師の診察又は処置を受けさせなければならないこととされている。	c		電離放射線障害防止規則第4条第1項第3号では、放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した労働者に対して、事業者は速やかに医師の診察又は処置を受けさせなければならないとしているところである。労働者が放射性物質を誤って摂取した場合、人体に対する影響を評価するためには、その摂取した核種の特定及び摂取量の算定を早急に行う必要があるが、これには一定の時間を要する場合があることから、労働者の放射線障害の防止を図るために、本規定により速やかな対応を求めているものであり、御要望については、お応えすることができない。		z0900116	厚生労働省	放射性同位元素を取り扱う現場での内部被ばくに関わる規制の明確化【新規】	5056	50560218	11	(社)日本経済団体連合会	218	放射性同位元素を取り扱う現場での内部被ばくに関わる規制の明確化【新規】	放射性物質の有意な摂取については、測定器の感度を上げることによりごく微量であっても検出することが可能であるため、医師による速やかな診察及び処置が必要となる合理的なレベルの在り方について検討の上、速やかに明示すべきである。		現在の電離放射線障害防止規則の規定によれば、ごくわずかな内部摂取であっても、医師による速やかな診察及び処置が必要となるため、人体への影響が考えられないレベルであるにも関わらず、当該作業者に精神的・肉体的負担がかかっている。合理的な被ばく量の下限レベルが設定されていないため、人体への影響が考えられないごく微量のレベルであっても速やかに医師の診察を受けることと解釈されている。	事業者は、放射性物質を誤って吸入摂取し、または経口摂取した労働者に対して速やかに医師の診察または処置を受けさせる義務を負っているが、放射性物質の取り込み量につき、医師の診察を受けさせないレベルが設定されていないため、人体への影響が考えられないごく微量のレベルであっても速やかに医師の診察を受けることと解釈されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働基準法第36条第1項 労働基準法施行規則第18条第3号	時間外労働を行うに当たり、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日2時間を超えてはならないとされている。	c		労働基準法第36条第1項ただし書及び労働基準法施行規則第18条は、労働者の健康確保の観点から、化学的又は物理的に労働者の身体に及ぼす影響の大きい業務について一律に1日の時間外労働の上限を2時間としていたものである。電離放射線障害防止規則においても、放射線が人体に及ぼす影響に鑑み、使用者は労働者が放射線を受けることをできるだけ少なくしなければならないとの観点のもとで規制を行っているものである。法令に曝露の許容量が定められていることをもって、1日の時間外労働の上限を、有害性のない又は低い他の業務と同様の取扱いとすることは、労働者の健康確保の観点から、また、労働時間の短縮推進の観点から、適当ではないものである。		z0900117	厚生労働省	放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃	5056	50560221	11	(社)日本経済団体連合会	221	放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃	放射線業務にかかる労働時間の延長が2時間までという制限を撤廃するべきである。 具体的には、 ①労働基準法施行規則第18条から、該当条文である「ラザウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務」を外すべきである。 ②労働基準法施行規則第18条に但書として、「個人の曝露量を把握し、関連法令で定める限度を超えないことが明らかな場合にはこの限りではない。」旨、追加するべきである。		昨年度の要望では、国際標準との相違理由、特に放射線業務に対して一律に制限を設けることについて科学的合理性のある回答を求めたところであるが、「そもそも放射線は微量であっても有害性を持つものであり、労働者が放射線を受けることを出来るだけ少なくしなければならない」(「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府))という回答がなされている。これは、要望に対する直接的な回答ではなく、放射線業務を労働基準法施行規則第18条に定める他の業務と一律に健康上特に有害な業務として労働時間の延長を制限する合理的な理由はない。そもそも、同規則第18条は労働者の健康安全を維持するために有害な業務を行う場合の労働時間の延長を制限するものであるが、放射線業務の場合、労働時間が長いからといって、放射線量が健康に影響を与える程度が大きいわけではない。放射線については、法令により、個人の線量限度が定められており、計測技術の進化により、個人の管理区域入域毎の線量測定とあいまって、個人の線量が法令の限度を超えないよう、適正な管理が可能であり、実施されている。その結果、現状において、放射線業務従事者の線量は、法令の線量限度と比較して、十分に水準に管理されている。原子力発電所における労働実態を十分に踏まえ、関係省庁間で調整を図り、見直すべきである。	原子力発電所では放射線業務従事者の管理区域入域時間が規制されていることから、放射線をほとんど受けない場合であっても作業時間の制約を受けており、これに起因して定期検査における作業効率の低下、あるいは急を要するトラブル時の対応が制限されている状態にある。このことは他の放射線施設及び原子力施設でも同様である。
保健師助産師看護師法第21条第4項 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)	外国の学校、養成所を卒業し、又は外国で看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が保健師助産師看護師法第21条第1号、2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものに限り、日本の看護師国家資格の受験資格を認めている。	a		看護師国家試験の受験資格については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)により、永住資格を所有する者のみを対象としていた見直し、EPA/FTA交渉の合意に限らず、外国で看護師などの教育を受けた者、資格を得た者などの医療分野の高度な人材であって、我が国で継続的に医療に従事する意思を持つ者が国家試験を受けることにより、永住許可を受けていなくとも、我が国の資格を取得できるよう措置することとしている。		z0900118	厚生労働省	外国人のわが国看護師資格試験の受験資格要件の緩和(新規)	5056	50560236	11	(社)日本経済団体連合会	236	外国人のわが国看護師資格試験の受験資格要件の緩和(新規)	外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者であり、かつ外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、EPA/FTA交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき、看護師の取得条件を緩和することは必要である。加えて、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点から、EPA締結に限らず、受験資格要件を緩和することが重要である。		看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現行制度においては、看護師でないものは、看護業務に従事することが認められていないことから、同分野における外国人材の受け入れ拡充のためには、看護師資格の取得に係る各種規制の緩和は不可欠である。現在、わが国とのEPA/FTA交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき、看護師の取得条件を緩和することは必要である。加えて、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点から、EPA締結に限らず、受験資格要件を緩和することが重要である。	日本の看護師国家試験を受験する場合、外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者については、日本の看護大学・養成所を卒業していないことも、外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、厚生労働大臣の承認を前提として、受験資格が認められている。しかし、その承認条件として、厚生労働省の規則により、既に日本での就労資格を有している(永住資格所有者等)ことが条件とされ、非常に限定的となっている。
出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令(平成12年5月24日法務省令第16号)	「医療」の在留資格で看護師業務に従事するためには、我が国の看護師学校養成所を卒業又は修了後、4年以内の期間で研修として業務を行うことが必要である。	c		看護師に関する「医療」の在留資格における就労期間の制限については、我が国で修得した看護の知識及び技能を母国で役立てていただくという国際技術協力の観点から設定したものであることから、撤廃することは困難と考えるが、現在、国際経済連携WGにおいて、「医療」の在留資格の就労制限等について協議されており、今後、その検討結果も踏まえて対応を検討してまいりたい。		z0900119	法務省、厚生労働省	看護師の就労制限の撤廃	5056	50560237	11	(社)日本経済団体連合会	237	看護分野での外国人労働者の就労制限の緩和(新規)	わが国看護師試験に合格した外国人が「医療」分野での在留資格で看護師として活動する場合、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、4年間の研修目的としての業務のみ認めるという制限を撤廃するべきである。		看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、日本人と外国人の就労機会における公平性を図りつつ、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現在、わが国とのEPA/FTA交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき一定の手続きを経て在留資格を取得した外国人看護師の就労制限を廃止することは必要である。加えて、それに限定することなく、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点からも、「医療」分野で在留資格を取得する外国人看護師についても、就労制限を廃止することが重要である。	わが国の看護師国家試験に合格した外国人が看護師として「医療」分野での在留資格で活動する場合は、4年間のみの研修目的としての業務に制限されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第22条第2項第1号	民法第34条の規定により設立された法人以外の者は指定検査機関としての指定を受けることができない。	〇		食鳥検査は、食品衛生上の危害を防止するために行うとさつ禁止、脱羽禁止、内臓摘出禁止、廃棄等の行政処分的前提となるものである。このため、その実施に当たっては高度の公正性及び公共性が担保されている必要がある。なお、食鳥肉等の検査制度については、食鳥肉の安全性の確保のため、獣医師の監督下による公的機関による検査制度を確立することが勧告されているところである(FAO/WHO勧告)。		z0900121	厚生労働省	食鳥検査業務における指定検査機関の指定基準の見直し[新規]	5056	50560251	11	(社)日本経済団体連合会	251	食鳥検査業務における指定検査機関の指定基準の見直し[新規]	市場への新鮮な鶏肉の供給を可能とするために、指定検査機関の指定基準を見直し、民間企業の参入を可能とすべきである。		365日供給を要求する市場に対応するためには、賞味期限の短い鶏肉は、週末にも食鳥処理を実施することが望ましく、都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(指定検査機関)に、食鳥検査の全部又は一部を行なわせることができる。なお、民法34条の規定により設立された法人以外の者は指定検査機関になることができない。	食鳥処理業者は、食鳥を処理する際、都道府県知事が行なう食鳥検査を受けなければならない。都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(指定検査機関)に、食鳥検査の全部又は一部を行なわせることができる。なお、民法34条の規定により設立された法人以外の者は指定検査機関になることができない。
水道法第16条及び16条の2水道法施行令第5条水道法施行規則第13条厚生労働省令第14号	水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる。また、水道事業者は、指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」とい。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。さらに、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。	〇		水道に使用される水栓器具は、それ自体の構造等が水道法施行令第5条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に掲げる「給水装置の構造及び材質の基準」(以下「基準」とい。)に適合するとともに、その施工(取り付け方法等)が基準に適合することをもって、給水装置として基準に適合したことになるものである。したがって、貴提案のように、湯水混合タイプや電動作動式の給水栓の構造等が基準に適合することをもって、指定給水装置工事事業者以外の者であっても取り付け工事が可能である、とすることはできない。		z0900122	厚生労働省	指定給水装置工事事業者以外が取り付けられることのできる水栓金具の対象の明確化[新規]	5056	50560269	11	(社)日本経済団体連合会	269	指定給水装置工事事業者以外が取り付けられることのできる水栓金具の対象の明確化[新規]	省令の基準を満たす湯水混合タイプ並びに電動作動式の給水栓であれば、指定給水装置工事事業者以外であっても取り付け工事が可能となる旨を周知徹底すべきである。		第三者認証や自己認証によって、省令の基準を満たすことが確認されている給水栓であれば、水道の安全性は担保されることから、対象機器を単独水栓等に限定する必要はない。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでないといわれている。しかし、実際には、水道事業者によって、この基準に適合しているかどうかの判断が異なり、単独水栓のみを対象機器を限定する運用が行われているところがある。	
介護保険法第7条第6項	訪問介護は、訪問介護員等により、要介護者等に対して入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行うもの	〇		看護師等の免許を有するものであれば、医師の指示を受けて酸素吸入、痰の吸引、導尿等の医行為を、行うことは可能であり、訪問介護の提供とは別にこれらを行うことは禁止されていない。 しかし、介護保険制度においては、このような医行為を必要とする在宅の高齢者、障害者等に対しては、訪問看護をサービスとして位置付けており、保健師又は看護師である管理者の設置、主治医への訪問看護計画・報告書の提出等の密接な連携など、サービスの質の確保のために必要な基準を定めているところ。 保険給付の対象とするためには、こうした基準を満たしたサービスを提供する必要があると考えている。		z0900123	厚生労働省	看護師等の資格を有するホームヘルパーによる医療行為の容認	5057	50570002	11	長野県	2	看護師等の資格を有するホームヘルパーによる医療行為の容認	医療的ケアを必要とする在宅の高齢者、障害者等に対し、保健師又は看護師資格を有するホームヘルパーが医療行為を行うことができるようにする。	医療的ケアを必要とする在宅の高齢者、障害者等に対し、訪問看護制度では足りない医療的ケアについて、保健師又は看護師の資格を有するホームヘルパーが身体介護業務を行う場合は、酸素吸入、痰の吸引、導尿等の特定の医療行為を行うことができることとする。	高度医療の発達により、急性期を過ぎ在宅生活が可能となった高齢者、障害者等にとっては、特定の医療行為を伴うケアが必要になる場合が多い。この医療的ケアは、現在、訪問看護制度における看護師等又は家族しか行うことができない。しかし、現在の訪問看護制度だけでは、このような在宅要介護者の介護ニーズに十分に応えられず、家族の負担に陥るところが大きくなっている。そこで、保健師、看護師及び准看護師資格を有するホームヘルパーが身体介護業務を行う場合、①本人及び家族の同意を得ること、②医療行為を行った理由、時間、状態等を記す帳簿を備えること等の条件の下、特定の医療行為を行うことを容認する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
医師法第17条 保健師助産師看護師法第5条、 第31条	医師でなければ医業をなしては ならない。 看護師でない者は、療養上の世 話又は診療の補助を行うことを 業としてはならない。	b		医行為を反復継続する意思を もって行うことは、その危険性にか んがみ、医師・看護師等の医 療関係者以外の者が行うべきで はない。 一方、介護の現場では、社会通 念から見て明らかに医行為では ない行為について、あたかも「医行為」であるかのような誤 解が一部にあり、混乱が発生し ているとの指摘もなされている。 このため、このような混乱を避け るためにも、明らかに医行為で はないと考えられる一定の行為 の類型を示すことについて検討 して参りたい。		z0900124	厚生労働省	ホームヘルパー2級以上を保有する ホームヘルパーによる簡易な医療行為 の容認	5057	50570003	11	長野県	3	ホームヘルパー2級以上を保有する ホームヘルパーによる簡易な医療行為 の容認	医療的ケアを必要とする在宅の高齢者、 障害者に対し、訪問看護制度では 足りない医療的ケアについて、ホーム ヘルパー2級以上の資格を有するホーム ヘルパーが身体介護業務を行う場合は、 血圧測定、外用薬の塗布、点眼、つめ切り 等の簡易な特定の医療行為を行うことが できるようにする。	医療的ケアを必要とする在宅の高齢 者、障害者等に対し、訪問看護制度では 足りない医療的ケアについて、ホーム ヘルパー2級以上の資格を有するホーム ヘルパーが身体介護業務を行う場合は、 血圧測定、外用薬の塗布、点眼、つめ切り 等の簡易な特定の医療行為を行うことが できるようにする。	高度医療の発達により、急性期を過ぎ 在宅生活が可能となった高齢者、障害者 等にあつては、特定の簡易な医療行為を 伴うケアが必要になる場合が多い。 この特定の簡易な医療的ケアは、現 在、訪問看護制度における看護師等又は 家族しか行うことができない。 しかし、現在の訪問看護制度だけで は、このような在宅介護の介護二 ーズに十分に答えられず、家族の負担に 転嫁するところが多くなっている。 そこで、ホームヘルパー2級以上の資 格を有するホームヘルパーが身体介護 業務を行う場合、①医療に関する研修を受 けること、②本人及び家族の同意を得る こと、③医療行為を行った理由、時間、 状態等を記す帳簿を備えること 等の条 件の下、特定の簡易な医療行為を行うこ とを容認する。	
確定拠出年金法	第3号被保険者や公務員は確定 拠出年金に加入できない。 企業型の資格を喪失した後、他 の企業年金制度があり確定拠 出年金を実施していない企業に 転職した場合等は、個人型の運 用指図者となり加入者とはなら ない。	c		確定拠出年金の加入対象者の 拡大については、確定拠出年金 制度における個人拠出の在り方 等幅広い議論をすることが必要 であり、中長期的に検討すべき 事項。		z0900125	厚生労働省	確定拠出年金個人型年金の加入資格 の緩和	5059	50590038	11	社団法人全国信用金庫協会・ 信金中央金庫	38	確定拠出年金個人型年金の加入資格 の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同 様	確定拠出年金個人型年金の加入対象者 に、専業主婦など第3号被保険者を加え るよう確定拠出年金個人型年金の加入資 格を緩和する。	例えば、拠出期間が短い加入者が退職 し、専業主婦等になった場合、拠出の継 続が認められないため、少額の給付しか 得られないことが想定されるが、極力多 くの国民が確定拠出年金制度の目的であ る「自助努力による老後資金の確保への 支援」を受けられるようにするため、改 善されるべきである。	継続
確定拠出年金法	確定拠出年金は、脱退一時金 が支給される場合や高度障害 の場合を除き、60歳前の中 途引き出しは認められていない。	c		年金資産を担保とした借入れ は、確定拠出年金が老後の生 活の安定のために支給されるも のであり、脱退一時金も限定的 にのみ認められているものであ ることから、認めることはでき ない。		z0900126	厚生労働省	確定拠出年金の受給権を担保とした借 入れの許容	5059	50590039	11	社団法人全国信用金庫協会・ 信金中央金庫	39	確定拠出年金の受給権を担保とした借 入れの許容	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同 様	確定拠出年金の受給権を担保とした借入 れができるようにする。	確定拠出年金制度は、一部の例外を除き 中途換金ができない制度であることを勤 業すると、加入者が受給資格を満たす時 期までに生活困窮等に陥り生活資金を必 要とするケース等を想定しておくことが 肝要である。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	第3号被保険者や公務員は確定拠出年金に加入できない、企業型の資格を喪失した後、他の企業年金制度があり確定拠出年金を実施していない企業に転職した場合等は、個人型の運用指図者となり加入者とはならない。	c		確定拠出年金の加入対象者の拡大については、確定拠出年金制度における個人拠出の在り方等幅広い議論をすることが必要であり、中長期的に検討すべき事項。		z0900127	厚生労働省	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	5059	50590040	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	40	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。	個人型年金の運用指図者は、これまで積み立てた資産を個人型年金に移換したうえで引き続き資産の運用を行うことはできるが、新たに掛金を拠出することはできないため、個人型運用指図者にならないことを望まない転職者は、当初の資産形成プランを実現できないことはもちろんのこと、拠出期間を長期に分散させることによる運用リスクの軽減化を図ることもできず、健全な資産形成に支障をきたす懸念がある。	継続
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の要件を満たし、都道府県知事の指定を受けることで、指定居宅介護支援事業を行うことは可能。	d		介護保険法において規制を行っているものではない。		z0900128	金融庁、厚生労働省	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	5060	50600004	11	(社)日本損害保険協会	4	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	現在、民間の損害会社では介護分野でのサービス提供業務が認められていないが、損害会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を損害会社本体で行うことを認めていただきたい。	社会的ニーズの高い介護分野において、保険商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様・保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社のこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる。	損害会社は従前から介護費用保険等の保険商品の販売を行っており、当該保険給付事業が発生した際に損害会社でケアプラン作成業務ができれば、お客様、保険会社ともにメリットが大きい。また、以下の4つの観点から損害会社本体で行っても差支えないと考える。 ・損害会社では、保険法第98条第1項第1号および施行規則第91条第2号により、損害業の代理が認められている。ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務は、この損害業に準い遂行可能な業務であり、かつ、類似するものである。 ・ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務は、介護費用保険などの給付金の支払業務に準い遂行可能な業務であり、損害会社の固有業務の範囲に比べ大きく異なることはなく、また当該業務の引き受けという固有業務による収益に比べ過大なものとはならない。 ・ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務は、公的介護保険給付の運営に準い発生する業務であるが、当該介護保険は公的介護保険の給付に連動して給付金支払いを行うものもあり、類似性があると認められる。また、損害会社でケアプランの作成業務ができれば、お客様の給付給付金受給の相談状況を把握した上でプランを作成できる。あるいは多様な介護ネットワークを利用したプラン作成が提供できる等、お客様、損害会社ともに得られるメリットが大きいことから、類似性があると認められる。リスク面では、契約不履行リスクの発生が想定されるが、これは賠償上一般的な契約においても発生するリスクであり、他の一般的なケースと同様に対応できるので、問題ないと考える。 ・損害会社では、保険会社の固有業務として介護費用保険などの引き受けを行っており、当該保険の給付事業が発生した場合には、自社にて各種の事故調査を行ったうえで、当該給付金の支払可否・内容を決定している。ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務はこうした給付金の支払業務に準い遂行可能な業務であり、新たに大きな追加コストが必要ではなく、「損害会社が固有業務を遂行する中で正当に定じた業務能力の活用を目指す」業務であると考える。	
労働者派遣法第40条の2、附則第5項	平成16年3月から、物の製造業務についての労働者派遣事業の実施が可能となったところ。 物の製造業務についての労働者派遣に係る派遣受入期間の制限については、平成19年2月末までは1年、平成19年3月からは3年とされている。	c		労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労働関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられるものであり、こうした考え方により、派遣受入期間の制限が設けられているところである。労働政策審議会においても、「派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえ、今回の見直しにおいては、引き続き維持することが適当」と建議されており、派遣受入期間の制限の制度趣旨等にかんがみると、その撤廃は困難である。 物の製造業務への労働者派遣事業については、平成16年3月から可能としたところであるが、我が国の労働者雇用には及ぼす影響が特に大きいものであること等から、平成19年2月末までは、激変緩和措置(経過措置)として派遣受入期間の制限を1年としているところであり、その制度趣旨等を踏まえ、御提案のように物の製造業務に係る経過措置を廃止することは困難である。		z0900129	厚生労働省	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(製造業)	5061	50610005	11	社団法人 日本自動車工業会	5	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(製造業)	改正労働者派遣法で、製造業務への派遣は可能になったが、経過措置として施行後3年間は派遣期間を1年としている。	製造業では、市場動向に伴う要員変動への対応として、短期的のみならず中長期的派遣社員を活用するというニーズがあるが、それに対応できない。	重点要望項目 ・本年6月度の再要望	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働者派遣法第40条の2	平成16年3月から、専門的な知識、技術又は経験や特別な雇用管理を必要とする業務であって、労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められるものとして政令で定める業務(いわゆる26業務)等を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間の制限について、最長3年とされたところである。	c		労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられるものであり、こうした考え方により、派遣受入期間の制限が設けられているところである。労働政策審議会においても、「派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえ、今回の見直しにおいては、引き続き維持することが適当」と建議されており、派遣受入期間の制限の制度趣旨等にかんがみると、その撤廃は困難である。		z0900130	厚生労働省	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(通常派遣)	5061	50610006	11	社団法人 日本自動車工業会	6	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(通常派遣)	派遣は、業務量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期的なものから中長期的なものまでを含めた、要員対応の手段として非常に有効なものである。厳しい国際競争下で、各企業を取り巻く状況の激しい変化による業務量の変動に対応していくためにも、早期に派遣期間制限を緩和することを要望する。また、就業形態の幅を広げ、雇用の多様化に対応していくという観点からも、派遣期間の規制を無くすことを要望する。	特定26業務以外については、3年を超える期間継続して労働者を派遣することは出来ない。	業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。また、短期のみならず、中長期的な派遣社員を活用するニーズに対応できない。	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望
労働者派遣法第40条の5	派遣受入期間の制限のない業務について、派遣先は、同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければならない。	c		派遣受入期間の制限のない業務に係る雇用契約の申込み義務については、公労使の関係者からなる労働政策審議会において、「3年を超えて同一業務に同一派遣労働者を受け入れている派遣先が、当該業務と同じ業務に従事させるため労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者に対し雇用契約の申込みをしなければならないこととするのが適当である」と建議され、派遣先で直接雇用されることを希望する派遣労働者が一定程度あることを踏まえ、派遣労働者の直接雇用を促進し、派遣労働者の雇用の安定等を図るといって「公共の福祉」を実現する観点から設けられたものである。また、この義務は、3年を超えて就業させている派遣労働者であれば、必要な業務遂行能力を有することが確認されていると考えられることを踏まえつつ、派遣先が事業所ごとの同一の業務に3年を超えて派遣労働者を就業させている場合において当該同一の業務に新たな労働者を雇い入れようとするときに限定していること、派遣先が申し込む雇用契約の労働条件については労使自治に委ねていること等から、事業主の採用の自由を不当に制約しているものではなく、この制度趣旨等にかんがみると、御提案のようにこれを撤廃等することは、困難である。		z0900131	厚生労働省	労働者派遣法の見直し	5061	50610008	11	社団法人 日本自動車工業会	8	労働者派遣法の見直し	労働者派遣法 第40条の5に定める、雇用契約申込み義務を撤廃することを要望する。撤廃が不可能な場合は、努力義務とする、あるいは、雇用しない理由を書面で明示すれば雇用契約申込み義務を免れる制度とするよう要望する。	同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、派遣先は、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをすることが義務付けられている。	派遣受入期間の制限がない業務で、派遣労働者を受け入れているにもかかわらず、3年を超える期間受入れたという事実をもって、雇用契約の申込みを義務付けることは、企業の採用の自由を不当に制約している。	
労働基準法第38条の3 労働基準法第38条の4 労働基準法施行規則第24条の2の2第1項 労働基準法施行規則第24条の2の3第2項	労働基準法の裁量労働制に関する規定は、法第4章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用されるものである。したがって、みなし労働時間制に関する規定が適用される場合であっても、休憩、深夜業、休日に関する規定の適用は排除されない。	c		休日に係る規定は週休制の原則の維持を図るものであり、休日労働に対する割増賃金は週休制の原則の維持を図るとともに、過重な労働に対する労働者への補償を行おうとするものである。また、深夜割増賃金は労働時間の位置が深夜という時刻にあることに基づき、その労働の強度等に対する労働者への補償として、その支払が要求されているものである。したがって、裁量労働制の対象労働者であることを理由として、これらの規制の適用を除外することは困難である。		z0900132	厚生労働省	裁量労働制に関する労働時間の規制緩和	5061	50610010	11	社団法人 日本自動車工業会	10	裁量労働制に関する労働時間の規制緩和	就業形態を労働者に委ねる裁量労働制においては、休日・深夜など時間を規定する規制の適用を除外することを要望する。	裁量労働制においても、休日労働・深夜労働に関しては、割増賃金の計算対象となっている。	生活の多様化、就業意識の多様化、業務内容等から、労働者自身が休日・深夜帯での勤務を望むことがあり得るにもかかわらず、この規定では個人の裁量範囲を制限することになる。	・重点要望項目

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	平成16年2月2日より既にシステムのオンライン運用時間を16時45分まで延長している。	a	—	平成16年度末までに、オンライン運用時間を更に15分延長し、従来翌日以降に結果を返す「預かり処理」で対応していたものについても17時までは即時で対応できるように措置する予定である。		z0900133	厚生労働省	公共職業安定所の窓口業務を午後5時までとすること	5066	50660001	11	社会保険労務士 齋藤 一雄	1	公共職業安定所の窓口業務を午後5時までとすること	公共職業安定所の窓口業務の一つに、被保険者の取得喪失がある。この業務が午後4時でストップしてしまう。午後5時まで手続きをしてほしい	公共職業安定所の窓口ではコンピューターが午後4時で動かなくなるので、午後4時以降の手続きをしない。法令を守って業務をしてほしい	納税者である国民が困っている問題であり、すみやかに善処を希望する	
ボイラー及び第一種圧力容器安全規則(第38条、第73条) 平成14年3月29日付け基発第0329018号	ボイラー及び第一種圧力容器の検査証の有効期間は原則一年間であり、これを更新するために有効期間の満了日の2ヶ月前までに性能検査を受けなければならない。 ボイラー等の連続運転認定事業場において、認定を受けようとするボイラー等を追加する場合には、変更の認定を受けなければならない。	c	c	ボイラー及び第一種圧力容器のような膨大なエネルギーを有し、構造部分の破綻が著しに労働者等の生命を脅かし、その影響が作業場内外に及ぶ危険性が高いものについては、常に作業への影響、補修コストの削減等の厳しい条件にさらされるユーザー(事業者)が自ら検査することは、その構造・性能要件への適合性の確保において、適合性の可否の判断に悪影響を与え、あるいは必要な確認事項の漏れにつながるおそれが高いなど、公正性・中立性の確保の観点から極めて重要な役割を担っていることなど、継続の欠陥による膨大な被害を未然に防止するため、事業者による自主検査ではなく、第三者機関による検査が不可欠である。 自主検査を取り巻く状況としては、同じ化学業界において、昨年度、連続運転の認定条件である保安管理基準に反し、本来、設備の同種認定を定めた安全管理制度の事項を実施しないばかりか、測定を実施したかのように偽造報告を行い、その認定を取り消し処分を行ったというボイラー等の連続運転制度において極めて深刻な不正事案が発生し、社会的にも注目を集めたこと、また、認定事業場における自主検査制度を導入している高圧ガス保安法の認定事業場においても同様の不正事案が多発したという状況も踏まえて、当該要望についてはお応えすることができない。 ボイラー等の連続運転認定事業場において、連続運転を行うボイラー等を追加する場合は、その構造の仕様、使用条件に応じた安全性の実績を確認した上で連続運転の可否を判断する必要があることから、新品を含めその安全性を確認すること(連続運転の対象機器として追加することは従属困難である。したがって、御要望にはお応えすることができない。 ただし、ボイラー及び第一種圧力容器を新品のものと同様とし、交換前と同種同形式・材料・性能・使用条件が同程度であることが確認できれば、変更の認定という簡便な手続きで連続運転の対象となるよう認めているところである。		z0900134	厚生労働省	労働安全衛生法の認定制度の合理化(自主検査化及び対象機器の整合化)	5067	50670003	11	石油化学工業協会	3	労働安全衛生法の認定制度の合理化(自主検査化及び対象機器の整合化)	① ボイラー等の連続運転を認定された事業者は、運転時検査を自主検査ベースで実施可能とする。なお、検査結果については性能検査代行機関への報告を義務化することで安全担保できると考える。 ② ボイラー等の連続運転を認定された事業者が、機器の追加・変更等を行う場合も、既に認定されている機器と同程度の(またはそれ以上の安全性を持つ)形式・材料・性能・使用条件等であれば、連続運転が可能な制度とする。	① 連続運転を認定されたボイラー等の有効期間内における運転時検査にあっても、性能検査代行機関による現地審査を必要としている。 ② 認定事業者が認定された既存機器と同等な機器を新設する場合でも、性能検査2回の合格の実績を有し、申請時点で運転を開始した日から2年を経過していることが必要である。	① 関係法令を遵守し自己管理・自己責任のもとで、日常の運転管理・設備管理にあたる事業者自身が、総合的見地から自主検査を行うことが安全確保上必要不可欠である。 ② 現行の機器個々の認定制度は、機器の追加や仕様変更を行った機器を対象とされ、フロントの連続運転を阻害することとなる。国際的なコスト競争力強化のために、フロントの連続運転が必須条件となっている現在、事業者にとって効果ある制度とする必要がある。なお現行でも、ボイラー等を交換する場合は、新品であり、交換前と同種同形式で材料・性能・使用条件が同程度であれば連続運転の対象となるよう認められている。 【効果】事業者の国際競争力の強化に寄与する。	
労働安全衛生法施行令第1条5号	第一種圧力容器の定義を内部に蒸気等を有し、内部の圧力が大気圧を超えるもの等のうち、最高使用圧力と内容積の積の値が一定以上のものと規定している。	c	c	圧力容器の破裂による労働災害を防止するため、最高使用圧力と内容積を乗じた値が一定以上のものを第一種圧力容器として定義して所要の規制を行っている。最高使用圧力の値が小さくても内容積の値が大きければ、破裂時の危険性は高く大規模な労働災害が発生するおそれがあるため、御要望にお応えすることはできない。 また、最高使用圧力が50kPa(要望では、0.5BarG)以下の圧力容器についても、構造上の不備等に伴う死傷災害が発生しており、最高使用圧力の値が小さくても、大気圧を超えるものについては、破裂等の労働災害のおそれがあるため措置困難である。		z0900135	厚生労働省	第一種圧力容器の適用範囲の見直し	5067	50670005	11	石油化学工業協会	5	第一種圧力容器の適用範囲の見直し	第一種圧力容器は、圧力に応じて分類し、その分類に応じた規制を行う。 なお、毒性蒸気を発生するものは現状どおりとする。 (単位: BarG) 容器内圧力 ≥ 0.50 第一種圧力容器 $0.50 >$ 容器内圧力 ≥ 0.20 第二種圧力容器の規制を準用	労働安全衛生法施行令第1条5号にて容器内の圧力が大気圧を超えるものや沸点を超える液体を保有する容器は第一種圧力容器として適用をうけている。	1. 当局はリスク・マネジメントを産業界に奨励している。リスク・マネジメントは、リスクの程度に応じて安全規制なり管理なりを行うものである。 ①したがって、大気圧を超える沸点の熱液体を保有する容器を一律に規制するのは不合理であり、リスクに応じた規制にすべきである。 ②EU指令では0.5Barを超えない容器は、圧力による著しい潜在危険はなく、圧力容器の範囲を0.5BarG(50kPaG)を超えるものとしている。 2. 容器のペントラインに安全対策(例:大気との線切りやフライングラインにおける他のライン流体との線切り)のためのシールボットの設置、など)を講じると容器内は大気圧を超えることとなる。安全対策を講ずることにより規制が適用されるようになるのは不合理である。 3. つぎのことで、安全が十分担保される ①圧力容器構造規格が日本工業規格と整合化されることとともない、許認可対象外の圧力容器を日本工業規格に基づき設計製作する。 ②事業者の責務は、労安法第3条に規定されており、0.5Bar以下の容器を直接規制しなくても事業者は安全確保義務がある。 【効果】国際整合化、申請業務の効率化など	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
ボイラー及び压力容器安全規則第75条他压力容器構造規格第64条、基発第0430004号	第一種压力容器と安全弁の間に止め弁その他の閉止装置を設けてはならない。ただし、連続運転を行う機器の場合、安全弁の検査のため、極めて厳格な要件のもとに例外的にその設置を認めている。	c		安全弁は容器の破裂災害防止のための最後の盾であり、常に正常に機能しなければならないものである。したがって、本来、安全弁の効果は無効とするような閉止装置の設置は認められないものであるが、連続運転を行う機器の場合、安全弁の検査のため一時的に閉止して行わざるを得ないで、閉止装置を閉じた場合は、第一種压力容器の運転を安定した状態にし、かつ、運転条件を変更しないこと、また第一種压力容器及び関連設備の圧力を常時監視するとともに、圧力の異常上昇時における対応をあらかじめ準備しておくこと等極めて厳格な要件のもと、ボイラー・技士等一定の資格を保有する者の管理の及ぶ第一種压力容器と安全弁の間に閉止装置を設けることを認めたものである。御要望は、「安全弁吹き出し側の閉止装置についても、安全弁一次側閉止弁の場合と同様の適用除外」を認めるものであるが、そのような要望を認めた場合、ボイラー・技士等一定の資格を保有する者、管理が及ばなくなり、安全弁が正常に機能していたとしても、閉止装置により、压力容器内の圧力を逃がすことができず、安全弁としての機能を果たさなくなるため、安全確保の観点から、御要望にお応えすることはできない。		z0900136	厚生労働省	压力容器の安全弁吹き出し配管への閉止弁設置規制の緩和	5067	50670006	11	石油化学工業協会	6	压力容器の安全弁吹き出し配管への閉止弁設置規制の緩和	複数の压力容器の安全弁放出物質を共通の除害塔、フレーザー等で処理後大気放出するケースを考慮した法規運用としていただきたい。具体的には、運転時検査を認めた事業場において一定の安全対策を講じた場合等には、安全弁吹き出し側の閉止装置についても、安全弁一次側閉止弁の場合と同様の適用除外として、閉止装置の設置に関する法的根拠を明確にした運用としていただきたい。	第一種压力容器安全弁の前後に設置する止め弁その他の閉止装置については、 ・前弁は法的に設置禁止(ただし、一定の安全対策を講じた場合などは適用除外) ・後弁については法的な記述はないが、安全弁吹き出し配管には閉止装置を設けないことを原則とした運用がなされている。 吹出し口を共有する複数の压力容器において、各装置の検査周期が異なる場合、その縁切りが必要となる。従来、安全弁下流ラインを共通の吹き出し口につないでいる場合は、縁切り弁として安全弁下流弁を設置しており、労働基準監督署は特例として認めていた。 しかしながら、平成16年1月に行われた、「ボイラー等の構造規格等説明会」における労働局の説明資料において、「安全弁の吹き出し配管にはバルブ等の閉止設備を設けないこと」が文書で示された。労働基準監督署も、第一種压力容器安全弁吹き出しライン閉止弁設置の「特例措置」は今後認めないとの方針を明確に示した。	プロセス上の理由から一圧機器安全弁の吹き出しラインを共通の除害塔、フレーザーにつなごうケースがあるが、安全弁吹き出しラインに縁切り弁の設置が認められない場合、プラント点検周期(時期)もしくは他の一圧機器点検周期と当該一圧機器点検周期(時期)が異なる際、プラントを停止して一圧機器点検する、もしくは機器毎に除害設備を設置する等の措置が必要であり大きな支障をきたす。 ボイラー・一圧連続運転認定対象が増加してきているが、機器単位認定となっているため、2年・4年認定への移行の際、プラント停止等の不具合をきたすケースが発生する。	
労働者派遣法第40条の2、附則第5項	平成16年3月から、物の製造業務についての労働者派遣事業の実施が可能となったところ。 物の製造業務についての労働者派遣に係る派遣受入期間の制限については、平成19年2月末までは1年、平成19年3月からは3年とされている。	c		労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労働関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、臨時的・一時的な労働力供給調整システムとして位置付けられるものであり、こうした考え方により、派遣受入期間の制限が設けられているところである。労働政策審議会においても、「派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえ、今回の見直しにおいては、引き続き維持することが適切」と建議されており、派遣受入期間の制限の制度趣旨等にかんがみると、その趣旨は困難である。 物の製造業務への労働者派遣事業については、平成16年3月から可能としたところであるが、我が国の労働者雇用に及ぼす影響が特に大きいものであることから、平成19年2月末までは、漸次緩和措置(経過措置)として派遣受入期間の制限を1年としているところであり、その制度趣旨等を踏まえると、御提案のように物の製造業務に係る経過措置を廃止することは困難である。		z0900137	厚生労働省	労働者派遣に関する製造業務への対象の拡大・派遣期間制限の撤廃	5067	50670010	11	石油化学工業協会	10	労働者派遣に関する製造業務への対象の拡大・派遣期間制限の撤廃	現状制度は、物の製造業務の労働者派遣事業については、現在1年が上限であり、来年度以降も3年間が上限となっているが、期間の上限を定めない労働者派遣事業を認めていただきたい。		○技術の変化・進化が激しく、一方技術・技能習得に一定の期間が必要な部門については、1年あるいは3年という上限期間の設定は国際競争力の向上を図る上で障害となっている。 ○柔軟な労働者派遣の導入により、各企業の雇用数増加を促し、高失業率を下げる効果が見込まれる。	
食品衛生法(昭和22年法律233号)第11条第1項乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第3条	乳及び乳製品に使用する容器包装については、当該容器包装の材質等の基準を定めており、これに合致することが必要となる。	b		容器包装に関する基準を変更するためには、その科学的な根拠を示すことが必要であり、食品安全委員会における食品健康影響評価に必要な資料が提出されれば、食品安全委員会への評価依頼を行うこととする。		z0900138	厚生労働省	食品衛生法 乳等省令変更	5067	50670013	11	石油化学工業協会	13	食品衛生法 乳等省令変更	PET(ポリエチレンテレフタレート)樹脂の適用範囲を拡大して欲しい。乳等に用いるプラスチック製容器包装にPET樹脂での♯1形状を認めて欲しい。	乳等省令ではPET樹脂は発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料まで使用できる。しかし未乳には使用制限がある。 ※従来、PET樹脂の使用は乳等省令では調整粉乳のみであった。 H14年12月20日省令164号で乳等省令が改正となり、第2群発酵乳、乳酸菌飲料まで拡大も、未だ第1群の生乳には使用制限がある。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
生活保護法第19条第1項、第4項	生活保護法第19条第1項において、保護の決定・実施については、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が行うものと規定されており、その事務の委任については、同条第4項において、保護の実施機関の管理に属する行政庁(社会福祉法第14条の規定により設置される福祉事務所が想定されている。)に限ると規定されている。	C		<p>稼働世帯の自立助長が十分に図られていないことから保護の適正化が求められているという問題については、官より民が実施主体として進んでいることを示すものではなく、むしろ制度としての問題である。その解消のため、今後は「自立支援プログラム」を導入することにより、効果的な自立・就労支援策を実施する制度への転換を図ることとしている。また、当該取組を充実させていく上で、地方自治体の管理の下で、より一層非常勤職員を活用や地域の社会福祉法人等民間団体との連携やアウトソーシングを進めていく考えである。</p> <p>ただし、生活保護制度の実施については、認定から自立助長まで一貫したものであり、特に認定については、申請者や被保護者の状況や地域の実情に応じて、保護の実施機関(都道府県・市)の判断により行われるものであり、これは地域住民の福祉の増進を担う立場、給付費用の4分の1を負担する立場等、保護の実施機関の責任において行政が行うべきものである。また、生活保護の決定・実施については、個人の生活歴、家族状況、資産状況、健康状態、生活状況等を把握する必要があることから、被保護者を含めた国民の信頼感が非常に重要である。こうした観点から、生活保護の決定や指導指示等の全般について民間委託することはできず、全国規制改革の対象とすることは適当ではない。</p>		z0900142	厚生労働省	各地方自治体が法定受託事務事業として実施している生活保護事業	5074	50740001	11	個人	1	各地方自治体が法定受託事務事業として実施している生活保護事業	生活保護法の第26条、第27条、第28条等で謳われている保護受給者への指導・指示や相談・調査業務、保護の廃止などの官制業務は極めて硬直的であるため規制緩和・規制改革を構ることが必要であると思われる。	<p>民間の受託事業者等が一定の期間内に被保護者に対する相談・指導・助言などのサービスを提供し、期間満了とともに原則保護廃止を要するというのが本事業内容。本事業により保護受給者の自立や財政負担軽減といった点で改善が図れると期待できる。保護受給者を自立させ保護廃止となれば給付金を出すなどのインセンティブを予算措置する必要もある。保護適用の期間はこれまで以上官である福祉事務所にて年2年が妥当。ただどのようなケースであっても保護受給者復活の道は留保。もちろん民間事業者が参入するにあっては、保護が廃止となっても理由があれば再適用可能。</p>	<p>現在の生活保護事業は、稼働年齢層に限れば、いわゆる保護受給者の既得権化による労働能力の不活用や社会生活への不参加といった問題を引き起こす一方、既に最低生活費を下回り本来保護を受けるべき人が前時代的規制で受けられないなど公的扶助サービス提供における不公平感も増している。保護の適正化や公正化等の観点からこれ以上官である福祉事務所にて年2年が妥当。ただどのようなケースであっても保護受給者復活の道は留保。もちろん民間事業者が参入するにあっては、保護が廃止となっても理由があれば再適用可能。</p>		
食品衛生法(昭和22年法律233号)第27条、食品衛生法施行令(昭和28年政令第228号)第32条、検疫法(昭和26年法律第201号)第6条、第11条、第17条第2項、検疫法施行規則(昭和26年厚生省令第53号)第1条の2、第3条、第4条、第5条の2	輸入食品の安全性を確保する目的から、販売又は営業上使用する食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出を行わなければならない。検疫感染症の国内侵入を防止する目的から、本邦に入港しようとする船舶の長は、検疫法に基づいた通報を行い検疫所長の許可を受けた後でなければ、国内の港に入港してはならない。	b		<p>1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとされており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めていく。</p> <p>2. 外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海上交通の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」については、関係府省が連携して、次期通常国会へ同条約を提出すべく検討を行っていく。検討に際しては、FAL様式の採用を含め、簡易化等の措置を講じた上で締結することを予定している。</p>		z0900143	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化	5076	50760003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		<p>2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できるも項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。</p>		
労働者派遣法第5条	一般労働者派遣事業の許可業務については、厚生労働省が行っている。	c		<p>一般労働者派遣事業の許可申請の審査に当たっては、企業情報や関係者の犯罪歴なども取り扱うものであるとともに、実地調査など審査の過程でも様々な指導等を行っているものであり、こうした業務の内容や性格等にかんがみると、その業務の運営を外部に委託することは、不適当であると考えている。</p>		z0900144	厚生労働省	派遣法に伴い行政サービス(NPO日本一般派遣労働者協会扱い)	5079	50790001	11	特定非営利活動法人「日本一般労働派遣協会」	1	派遣法に伴い行政サービス(NPO日本一般派遣労働者協会扱い)	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により派遣できる労働者の範囲が拡大し専門的技術を持った優秀な人材が市場に流通。 企業の要求する人材供給のため研修、教育等スキルアップを図っている。 法改正の後押しによる企業ニーズのアップ。今後ますます派遣業界は成長。 大きな財産を有効活用して行くために企業側の労働者受け入れ体制の整備が急務、よって①③者にとって自由な活動の障壁となっている規制事項。諸制度すなわち「労働者派遣関連規則」の遵守及び整備指導 <ul style="list-style-type: none"> イ) 就業規則の確立 ロ) 社会保険の適用 ハ) 事業税 ニ) 福利厚生等の充実 各指針を定めそれぞれ講じるべき措置を明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> 「許認可業務」を代行し申請手続きの簡素化 指針の作成し明確化後推進 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の内滑化と効率化を図る意味から「非営利活動法人 日本一般派遣労働者協会」を活用し運営を委託されたし。 		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第1章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。雇用保険に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が官掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の認定といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。	c		現在、ハローワークが行っている職業紹介業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要のある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行われなければ制度の実効性が担保できないこと、雇用保険業務については、失業の認定・給付、適用等行政処分にあたる業務が含まれており、このような業務についてはそもそも民法上の委託契約のみで実施することはできないこと、濫給を防止する観点から雇用保険の保険者として財政責任を負う国が行うことが適当であること等から、国が直接実施する必要がある。(また、上記の理由により、特区においても対応不可)なお、職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可を受ければ、民間事業者が職業紹介事業を行うことは可能である。		z0900145	厚生労働省	・理工系専門の公共職業安定所行政サービスの委託。	5080	50800001	11	株式会社 ジェイテック	1	・理工系専門の公共職業安定所行政サービスの委託。	① 技術者派遣で培ったノウハウを活かした職業紹介を行う。 ② 現状では1人の担当者が事務、技術など見ているが、それぞれの専門家がきめ細かく、合った就職先をアドバイスする。当社としては、技術—機械設計、電子回路設計、制御ソフトウェア開発などを行う。 ③ 求人会社側の要望をつかみ、適確に紹介する。このような業務の委託を受けて当社として技術専門紹介、あるいは他社との共同(事務系、建設などそれぞれの専門)で、委託事業を運営していく。雇用保険支払い等の業務はそれぞれの専門で行う。	① ベテラン技術系アドバイザーの常駐による求職、求人の紹介業務を行う。 ② 求職者へコンサルティングと必要とされる技術教育の提供を行う。面談、24時間テレビ電話による ③ 求人企業とのマッチングはコンピュータにより、その後アドバイザーによる最適なコーディネートを行う。 ④ 紹介後、入社後のフォローを行う。	① それぞれ専門の会社が請け負うことで、現状よりも効率的に処理され。費用が削減される。 ② 仕事が細分化、専門化されることで、仕事の質が上がる。ミスマッチを防ぐ。 ③ 当社ではマッチングのための技術要素、業務区分などのデータベースが用意されている。 ④ 紹介後、入社後のフォローにより、経験歴豊富なデータベースの構築と転職時の適切なアドバイスが可能となる。	<添付資料> ・製品分野コード一覧表 ・技術要素区分コード表 ・業務区分コード表 ・業務実績等級コード表 ・7桁「プロット」コード表 ・会社「プロット」
	職業能力開発促進法第15条の6第3項において、職業を転換しようとする労働者等を対象に委託訓練(短期課程)を実施できることとされている。その委託先として、既に様々な民間教育訓練機関を活用しつつ、多様な人材ニーズに応じた職業訓練を実施しているところである。 また、委託訓練の設置についても、地域の人材ニーズに適合した、求職者の就職促進に真に資するものであれば、訓練コースの設定分野及びカリキュラム内容は制限されるものではないこと。 施設の種類や設置場所及び訓練実施の時間帯についても、特段の制限はなく、求職者のニーズに応じた柔軟な設定が可能であること、となっている。 さらに、ハローワークと連携した就職支援を行うことは可能であり、また、委託先が行う就職支援に係る経費は、委託訓練の対象経費の中にも含まれているところである。 なお、eラーニングの活用については、公共職業訓練(離職者向け訓練)コースは、求職者の就職促進に真に資するものとする必要があるが、そのようなものにeラーニングによる訓練がなじむものかどうか不明であること。 ・通所による訓練と比較した場合、特に無料で実施する離職者向け訓練にあつては、モチベーションの維持や訓練効果の観点からも疑問が残ること(安易な中途挫折の危険が高い)といった点から慎重に検討するべきであり、現在の通所による訓練そのものを直ちにeラーニングによる訓練に置き換えるのは困難である。	d		職業能力開発促進法第15条の6第3項において、職業を転換しようとする労働者等を対象に委託訓練(短期課程)を実施できることとされている。その委託先として、既に様々な民間教育訓練機関を活用しつつ、多様な人材ニーズに応じた職業訓練を実施しているところである。 また、委託訓練の設置についても、地域の人材ニーズに適合した、求職者の就職促進に真に資するものであれば、訓練コースの設定分野及びカリキュラム内容は制限されるものではないこと。 施設の種類や設置場所及び訓練実施の時間帯についても、特段の制限はなく、求職者のニーズに応じた柔軟な設定が可能であること、となっている。 さらに、ハローワークと連携した就職支援を行うことは可能であり、また、委託先が行う就職支援に係る経費は、委託訓練の対象経費の中にも含まれているところである。 なお、eラーニングの活用については、公共職業訓練(離職者向け訓練)コースは、求職者の就職促進に真に資するものとする必要があるが、そのようなものにeラーニングによる訓練がなじむものかどうか不明であること。 ・通所による訓練と比較した場合、特に無料で実施する離職者向け訓練にあつては、モチベーションの維持や訓練効果の観点からも疑問が残ること(安易な中途挫折の危険が高い)といった点から慎重に検討するべきであり、現在の通所による訓練そのものを直ちにeラーニングによる訓練に置き換えるのは困難である。		z0900146	厚生労働省	・ポリテクが行っている離職者用職業訓練サービスの委託	5080	50800002	11	株式会社 ジェイテック	2	・ポリテクが行っている離職者用職業訓練サービスの委託	① 技術者派遣で培ったノウハウ、情報を活かし、技術教育を行う。 ② 社会的ニーズのある技術者、場所や時間的に制約なく、教育を受けられるようにする。 ③ 一人一人のレベルに合った教育を行う。教育事業の委託を国から受けることにより、離職者に最適な教育を行う。 ④ ハローワーク業務との連動により、就職先の紹介等も可能である。(職業紹介業務と技術教育を一体化したサービスができる)	① 駅前などの便利な所に教室を設け、夜間も行うようにする。 ② 企業が必要とするカリキュラムを用意し、実習は企業を利用する。 ③ 具体的なeラーニングなど活用する。 ④ 技術レベルのデータベース化を行い紹介等に生かす。	① ポリテクセンターは場所が違い、利用できる講座が少ない、時間が合わないなどの問題がある。 ② 受講者が少ない。教育効果が少ないなどの問題あり。 ③ 教育の後のフォローがなされていない。 ④ 設備にお金をかけている割には効果的な教育ができていない。十分利用しないうちに陳腐化している状況である。	<添付資料> ・製品分野コード一覧表 ・技術要素区分コード表 ・業務区分コード表 ・業務実績等級コード表 ・7桁「プロット」コード表 ・会社「プロット」
	消費生活協同組合が行う共済事業については、保険業法の適用はなく、消費生活協同組合法に基づき、相互扶助の精神のもとに自発的に事業を行う組合の特徴を踏まえ、必要な規制を行っている。	c		消費生活協同組合(生協)は、一定の地域や職種でつながる者による助け合いの組織であつて、組合員自ら出資し、その事業を利用し合うというものであり、その事業の一つが「共済」であつて、保険会社が不特定多数の者に対して保険の引受けを行う「保険業」とは自ずから性格が異なるものである。 また、生協は一定の割合でその事業を組合員以外に利用させることが可能であるのに対し、生協が行う事業の利用対象範囲は、組合員に限定されている。 以上のことから、このような生協の特徴を踏まえた独自の規制が必要であり、契約者保護ルールの整備にあつては、契約者保護や農協の共済事業と同一である必要はないと考へている。 生協の共済事業にかかる規制については、現行の法令及び通達により、その実効性及び透明性は担保されていると考へている。共済契約者を保護することの重要性についても認識しているところであり、国民の自発的な生活協同組織の発達を図るという生協法の理念のもと、必要な契約者保護ルールを整備されている。		z0900148	厚生労働省	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備(根拠法のある共済)	5085	50850005	11	生命保険協会	5	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<根拠法のある共済>消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備する。また、商品規制については、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定する。 <根拠法のない共済>保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。 <根拠法のない共済>保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、共済業者が実質的に「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働者派遣法第26条第7項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)の第2の11の(1)、派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)の第2の3	派遣先は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、労働者派遣に先立って面接すること等派遣労働者を特定することを目的とする行為をしてはならない。	b		労働者派遣については、雇用主である派遣元事業主が、派遣労働者の職業能力を評価した上で、派遣先の必要とする労働者に相応しい派遣労働者を適切に配置することが制度の基本である。また、その解禁のための条件整備等がなされずに事前面接等を可能とした場合には、職業能力以外の要素である容姿、年齢等に基づく差別が行われるおそれがあるとともに、派遣先と派遣元事業主の雇用責任が不明確になるなど、雇用責任の明確化等の観点からも問題があると考えている。 派遣労働者の特定を目的とする行為に関しては、平成16年3月から、労働者の判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問又は履歴書の送付を行うことは可能である旨を派遣元指針・派遣先指針に明記するとともに、紹介予定派遣の場合に事前面接等を行うことも可能としたところであるが、その際の労働政策審議会において、「(1)の(注:派遣就業開始前の面接又は履歴書の送付)を紹介予定派遣以外の労働者派遣について認めることについては、引き続き、解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における(1)の派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等(派遣労働者を特定することを目的とする行為)の実施状況を見ながら、慎重に検討していくことが適当であるとされ、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、「紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等についても、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始するとされているところであり、今後、これらを踏まえ、新制度の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしているところ。		z0900152	厚生労働省	派遣社員の事前面接の自由化	5086	50860043	11	社団法人リソース事業協会	43	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。	雇用流動化時代を迎え、失業率が高止まりするなか、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣業において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間で実現する多様なワークスタイルに応えていくことが使命であり、業界発展へのキーである。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求める。	派遣登録者、派遣先がともに就業前の事前面接を希望するケースが大半である。本年6月に提出した同要望に対して、厚生労働省から「労働政策審議会における建議(平成14年12月26日)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、まずは、平成16年3月に施行された新制度の実施状況を把握する必要があると考えている。このため、当該実施状況等を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしているが、現時点でその結論を得る時期等を明確化することは困難である。」との回答が示された。検討を踏まえて早急に措置がされることを期待する。	
労働者派遣法第7条第4号、労働者派遣事業関係業務取扱要領(職業安定局長通知)の許可基準の4の(1)	一般労働者派遣事業の許可基準として、申請者が当該事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること(資産(繰延資産及び営業権を除く。))の総額から負債の総額を控除した額が1千万円に申請者が一般労働者派遣事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること等を求めているところ。	c		一般労働者派遣事業は、派遣する期間に限り派遣労働者を雇用するなど、特に派遣労働者の雇用が安定せず、派遣労働者の保護に欠ける事態等が生ずるおそれ大きいものである。このため、事業の許可に当たっては、当該申請者について、一般労働者派遣事業を的確かつ安定的に遂行するに足りる財産的基礎、組織的基礎等一定以上の事業遂行能力が存在することをもてめているところ。この財産的基礎の要件を撤廃・緩和した場合には、事業運営の基礎資金が不足するなどにより、事業計画の適切な遂行、適正な雇用管理、必要な賃金支払い、十分な教育訓練等がなされず、派遣労働者の保護に欠ける事態が生ずるおそれがあり、御提案のように財産的基礎の要件を撤廃し、不確実な指標を用いることは困難である。		z0900153	厚生労働省	一般労働者派遣事業の許可要件の緩和・特例措置	5087	50870001	11	有限会社 永愛ヒューマンリソース	1	一般労働者派遣事業の許可要件の緩和・特例措置	労働者派遣業の許可要件のうち、一般労働者派遣業の財産的基礎に関する以下の規制緩和、特例措置を要望。 1) 基礎的財産の金額的許可要件を撤廃 2) 上記の代替要件として、事業の成長性、事業主の評価などを追加	財産的基礎ができあがった企業だけでなく、財産的基礎は現状低いが今後作りうる企業に対しても、一般労働者派遣業の認可を行う。これにより、新規参入事業者を広く、また、その事業者の財産的基礎を作る間接的な助成とする。このことで、現状問題となっているニートなどの未活性労働力の掘り起こし、活性化を図る。	当資料の次項「根拠法令等」に示すように、現状、一般労働者派遣を事業として行うためには、10社に対して派遣する場合1億円以上の財産的基礎が必要となる。このため、財産的基礎の低い事業者は、特定労働者派遣業の認可しか取得できず、自社の正社員のみしか派遣の対象者として扱えない。派遣先から要望がある正社員を無期限で雇用する必要があり、人件費が収益を圧迫する要因となっている。(一般労働者派遣事業は登録制によって、派遣者を費用なく確保できる。)	
職業安定法第31条第1項第1号、職業紹介事業関係業務運営要領(職業安定局長通知)の許可基準の1	有料職業紹介事業の許可基準として、申請者が当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること(資産(繰延資産及び営業権を除く。))の総額から負債の総額を控除した額が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること等を求めているところ。	c		有料職業紹介事業の許可基準として財産的基礎の要件を撤廃・緩和した場合には、事業運営の基礎資金の不足などにより、報酬を早期、多額に得るなどのため、求職者の能力、妥当な労働条件等を考慮することなく、職業紹介を行うなど、適格紹介の確保に支障を生じ、求職者の保護に欠ける事態が生ずるおそれがあることから、御提案のように財産的基礎の要件を撤廃し、不確実な指標を用いることは困難である。		z0900154	厚生労働省	有料職業紹介事業を行う事業所の認定に関する緩和または特例措置	5087	50870002	11	有限会社 永愛ヒューマンリソース	2	有料職業紹介事業を行う事業所の認定に関する緩和または特例措置	有料職業紹介事業の許可要件のうち、財産的基礎に関する以下の規制緩和、特例措置を要望。 1) 基礎的財産の金額的許可要件を撤廃 2) 上記の代替要件として、事業の成長性、事業主の評価などを追加	現在、厚生労働省(各地方労働局管轄の職業安定所・職業訓練校など)が行っている職業紹介、職業訓練事業を民間が主体または請負で実施する。特に現状でできていない、①ニートなどの浮動・未活性労働力掘り起こしのための調査・対象者の教育②既職業紹介者の追跡調査(離職率など)③企業へのワークシェアリング・トライアル雇用、インターンシップなどの最適な運営方法に関するアドバイス・提案など④求職者の適性診断・カウンセリング⑤求職者のモチベーションアップ、などの実施。	現状では、雇用確保・労働力確保のバランスがとれておらず、次のような問題が生じている。①今後おとすれぬ団塊世代定年後及び少子化による労働力不足対策②企業的人的リストラ後の技術力低下対策③ニートなどの浮動・未活性労働力の掘り起こし・活性化に関する対策④企業経営に踏み込んだ雇用確保(特に身体障害者・若年者・高齢者など)に関する知的・経験的助成(ワークシェアリング、トライアル雇用、インターンシップなどの最適な運営方法に関するアドバイス・提案など)	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律において、法令で規制されている化学物質リスト等には化学物質の名称が記載されている。	C	I	<p>【化審法】 厚生労働省ホームページ及び「独」製品評価技術基盤機構ホームページ等において化審法で規制されている化学物質については、その名称に対応してCAS番号が併記されているところであり、法律に明記するまでの必要はないものと考えている。</p> <p>【安衛法】 CAS番号は、米国化学会の下部組織であるChemical Abstract Service社が管理している番号であり、世界的にもよく知られた化学物質の登録番号の1つであるが、労働安全衛生法で規制されている化学物質は、単体の物質のみならずその化合物全体(例えば「すず及びその化合物」を規制することがあり、その場合にはすべての化合物のCAS番号を併記することとなり、また、単一の物質のみの番号を併記とした場合には、化合物については規制の対象でないとの誤解を招くことから、法令の化学物質名称にCAS番号を併記することとは適当でない。</p> <p>なお、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページにおいて労働安全衛生法で規制されている化学物質については、その名称に対応してCAS番号が併記されているところであり、当該ホームページを活用することにより対応が可能である。</p> <p>【毒劇法】 厚生労働省ホームページ等において毒劇法により規制されている化学物質については、その名称に対応してCAS番号が併記されているところであり、法律に明記するまでの必要はないものと考えている。</p> <p>【PRTR法】 厚生労働省ホームページ及び「独」製品評価</p>		z0900155	経済産業省、厚生労働省、環境省、総務省、国土交通省	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	5089	50890004	11	社団法人 日本化学工業協会	4	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	法律に規制されているリスト等に掲載されている化学物質の名称に必ずCAS番号を併記すること。対象の法律は化学物質名称を記載されている全ての法律である。	CAS番号併記により、化学物質の調査と検索が容易になり、調査時間の短縮とともに間違いが少なくなる。他社も同じで、CAS番号併記ではないため調査・検索に苦労している。IT時代にCAS番号での検索は必須である。		
保健師助産師看護師法21条第4項 社会福祉士及び介護福祉士法第40条2項2号 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条 「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)	既に保健師助産師看護師法第21条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣の個別審査により受験資格を付与している。	-d -C		<p>外国の学校養成所を卒業した者又は外国で看護師免許を得た者に対する我が国の看護師国家試験に係る受験資格の付与については、既に保健師助産師看護師法第21条第4項の規定に基づき、個人個人により修了した教育内容が異なることから、厚生労働大臣が個々の修了した教育内容を個別に審査し、我が国の看護師免許プログラム等と同等と認められた者に対して受験資格を付与しているところである。</p> <p>さらに、「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、外国の学校養成所を卒業した者、又は、外国で免許を得た者が修めた教育内容が我が国の看護師免許プログラム等と同等であると厚生労働大臣が認める際の基準を平成16年度中に明確化することとしている。</p> <p>なお、フィリピン人看護師については、上記と同様の取扱いに加え、今回のフィリピンとのEPA交渉の実質合意を受け、フィリピン看護師の特別の受入プログラムを推進し、その実施の中で受験資格の認定を行っていることとしている。</p> <p>フィリピンからの介護福祉士の受け入れについては、今回のフィリピンとのEPA交渉の実質合意を受け、「フィリピン」の介護士研修修了した者でかつ4年制大学卒業者、「看護士」卒業後、一定の要件を満たす介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として一定期間(滞在期間の上限4年)滞在し、国家試験を受験後、国家資格取得済者は介護福祉士として引き続き就労を認めようとしている。</p> <p>なお、介護福祉士は、我が国において日本国民を対象として介護業務を行う者に係る国家資格であり、フィリピンにおける教育・実務経験のみにより国家試験の受験資格を与えることは適当でないと考えている。</p>		z0900156	厚生労働省	フィリピンにおける看護師養成所卒業生乃至看護実務経験者への我が国の看護師・介護福祉士国家試験の受験資格付与	5090	50900001	11	1)三井物産株式会社 2)ヒューマンホールディングス株式会社 3)株式会社東京リーガルマインド 4)株式会社メディカルアソシア	1	フィリピンにおける看護師養成所卒業生乃至看護実務経験者への我が国の看護師・介護福祉士国家試験の受験資格付与	①フィリピンにおいて指定の看護師養成所を卒業した者乃至一定期間看護実務を経験した者につき、厚生労働大臣が、保健師助産師看護師法21条第4項に基づき、看護師国家試験の受験資格を認めること。②上記の者及びフィリピンにおいて指定の介護福祉士養成所を卒業した者乃至一定期間介護実務を経験した者が、我が国の介護福祉士試験の受験資格も認められるよう、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条に「四 外国において看護師免許、又は介護士資格に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの」を付加すること	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	少子高齢化の進展に伴い看護・介護労働力の不足が見込まれるなか、東南アジア等諸国から看護・介護の専門的知識・技術を持った人材を安定的に受け入れていくシステムの構築が望まれる。そのためには、我が国の看護師・介護福祉士の資格を海外でも取得することを可能とし、右資格を取得した外国人に在留資格を付与していくことが望ましい。しかし、現行の看護師国家試験及び介護福祉士国家試験は、我が国の養成施設の卒業や我が国における長期の実務経験を受験資格とし、事実上外国人の受験を不可能にしている。そこで、これらの国家試験の受験資格を、海外における同等の免許を有する者に幅広く付与し、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、外国人の我が国における看護師・介護福祉士資格の取得を可能化していくことを提案する。	
介護保険法施行令第3条 訪問介護員に関する省令第5条	海外での訪問介護員養成研修は認められていない。	C		<p>ご提案は、外国人労働者を訪問介護員として受け入れることを前提に、訪問介護員研修を海外で実施したいというものであるが、我が国においては、専門的、技術的労働者の受入れを基本とし、いわゆる単純労働者の受入れについては、日本の経済社会と国民生活に与える多大な影響等も多いことから、国民のコンセンサスを踏まえつつ十分慎重に対応する必要があると考えており、訪問介護員については専門的、技術的労働者に当たるものとは考えていない。</p>		z0900157	厚生労働省	海外における訪問介護員養成制度の整備	5090	50900002	11	1)三井物産株式会社 2)ヒューマンホールディングス株式会社 3)株式会社東京リーガルマインド 4)株式会社メディカルアソシア	2	海外における訪問介護員養成制度の整備	介護保険法施行令第3条を改正し、海外において訪問介護員養成研修を実施する予定の事業者についても、訪問介護員養成研修事業者の指定を受けることができるようにすること。	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	少子高齢化の進展に伴い介護労働力の不足が見込まれるなか、東南アジア等諸国から介護の専門的知識・技術を持った人材を安定的に受け入れていくシステムの構築が望まれる。そのためには、我が国の訪問介護員の資格を海外でも取得することを可能とし、右資格を取得した外国人に在留資格を付与していくことが望ましい。しかし、現行の訪問介護員養成制度は、都道府県単位で研修事業者の指定を行う仕組みになっているため、海外で研修を実施することを予定している事業者は、事実上いずれの都道府県でも指定を受けられない状況となっている。そこで、介護保険法施行令第3条を改正し、海外において研修の実施を予定している事業者についても、訪問介護員養成研修事業者の指定を受けることが可能となるよう、制度を再構築することを提案する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条 労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条	病院等における医療関連業務への労働者派遣については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に支障が生じるとの指摘等を考慮し、紹介予定派遣に限りこれを認め、紹介予定派遣以外の労働者派遣について禁止している。	C		医療安全の確保を図る観点から、チーム医療の円滑な遂行は不可欠。そのため、その観点を十分に踏まえた上で、医療機関の人材確保に資するために医療分野において平成16年3月に紹介予定派遣の形態による労働者派遣を解禁したところ。現在、医療安全の確保は全国あまねく最重要の政策課題となっており、医療関連業務への労働者派遣を無制限に認めることは、医療関係者間の適切な連携に支障を生じ、ひいては医療安全の確保にも影響を与えかねないことから認められない。		z0900158	厚生労働省	医療関係業務の労働者派遣の容認	5090	50900004	11	1)三井物産株式会社 2)ヒューマンホールディングス株式会社 3)株式会社東京リーガルマインド 4)株式会社メディカルソシア	4	医療関係業務の労働者派遣の容認	現行法令上、「何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条)として、「三・・・その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務・・・」で、「保健師助産師看護師法・・・」に規定する業務(同法施行令第2条)とある。これについて、医療の提供に際し支障を生じない範囲において、この制限の適用を除外し、通常の労働者派遣を可能とする。	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受け入れ事業	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつある一方、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、特に介護・看護分野についてはその労働力の不足が顕著なものとなることが予想される。 現状、看護業務の労働者派遣についてはヶ月間の紹介予定派遣のみが認められているところ(平成11年労働者派遣法第17条、18条)であるが、今後の医療分野における人材不足を考慮すると、紹介予定派遣のみでは臨時的・一時的な労働力需要のニーズに適切に対応することはできないと考えられる。国内の看護師においては、例えば、結婚等の理由で退職した人が、再び看護業務への従事を希望しても、当該に認められた資格が豊富であるにも関わらず、就労時間等の理由により、再就労できないケースが多く存在する。このような問題を解決するためには、厚労省をこれまで以上に多様化、労働力の効率的活用を図ることが必須である。 海外においても、派遣スタッフの活用による、臨時的・一時的な労働力需要のニーズに適切に対応することができるとは、人材研修や労務等の事務等を外部委託することによりコストダウンの効果が期待することができるとは、海外からの看護師の受け入れについては、スタッフの住居の手配やその他厚生生活の管理は人材派遣会社が得意とするところであり、効率的な管理が期待できる。 また、責任の所在や派遣労働者のコミュニケーション能力等について派遣先の医療機関と合意し、提携を結んでいれば、チーム医療は可能であり、適切な医療の提供に支障をきたすものではないと考えられる。	
労働者派遣法第40条の2、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律	平成16年3月から、専門的な知識、技術又は経験や特別な雇用管理を必要とする業務であって、労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められるものとして政令で定める業務(いわゆる26業務)等を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間の制限について、最長3年とされたところである。中高年齢者臨時特例措置による労働者派遣については、臨時の特例措置として、過半数組合等の意見徴収の手続きを経ることなく、派遣受入期間の制限が3年とされているところであるが、平成17年3月末をもって終了することとされている。	C		<派遣受入期間の制限の撤廃について> 労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労働関係など我が国の雇用慣行に貢献を及ぼすおそれがあることが認められ、臨時・一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられるものであり、こうした考え方を、派遣受入期間の制限が引かれていることである。労働政策審議会においても、派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえ、今後の対応においては、引き続き維持するが適当と認識されており、派遣受入期間の制限の制度趣旨にかんがみ、その撤廃は困難である。 <中高年齢者臨時特例措置について> 中高年齢者臨時特例措置による労働者派遣については、平成13年に、雇用失業状況改善に伴い、多量の中高年齢者が離職を余儀なくされたことが見込まれた等の事情にかんがみ、中高年齢者の雇用の安定に資するため、「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」により、臨時の特例措置として、中高年齢者の派遣受入期間の制限を3年としたところであるが、この特例措置は、平成17年3月末をもって終了することとされている。 他方、派遣受入期間の制限については、平成16年3月から、1年から最長3年に延長されたところであり、現在、中高年齢者臨時特例措置の内容は、過半数組合等の意見徴収等の免除が認められているところである。この意見徴収手続きについては、労働政策審議会において、1年を超えても臨時・一時的と考えられる期間であると判断できるかどうかは、個別事案ごとに、派遣先の事業主が判断することとし、派遣先の事業主が当該労働者の労働条件の代表者の意見を聴いた上で判断することが適当であると認識されているところであり、特例措置を講ずる状況が認められない限り撤廃は困難である、これを導入することは困難である。		z0900159	厚生労働省	労働者派遣期間規制の撤廃	5092	50920001	11	オリックス株式会社	1	労働者派遣期間規制の撤廃	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2の規定を撤廃し、派遣期間制限を完全に無くすることを要望する。派遣期間制限を完全に無くすることを要望する。派遣期間制限を完全に無くすることを要望する。派遣期間制限を完全に無くすることを要望する。派遣期間制限を完全に無くすることを要望する。	雇用流動化時代を迎え、失業率が高止まりするなか、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間で実現する多様なワークスタイルに比べていくことが使命であり、業界発展へのキーである。派遣期間経過後に派遣先には派遣者の直接雇用の努力義務が課せられていく。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求める。	現行は、指定された26業務以外の自由化業務に派遣期間に制限が設けられている。また、45歳以上の中高年齢者については業務内容に関わらず、3年までの派遣期間が定められている。派遣期間に制限が設けられている。派遣期間に制限が設けられている。派遣期間に制限が設けられている。派遣期間に制限が設けられている。派遣期間に制限が設けられている。	
労働者派遣法第26条第7項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)の第2の11の(1)、派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)の第2の3	派遣先は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、労働者派遣に先立って面接すること等派遣労働者を特定することを目的とする行為をしてはならない。	b		労働者派遣については、雇用主である派遣元事業主が、派遣労働者の職業能力を評価した上で、派遣先の必要とする労働力に相応しい派遣労働者を適切に配置することが制度の基本である。また、その解禁のための条件整備等がなされずに事前面接等を可能とした場合には、職業能力以外の要素である容姿、年齢等に基づく差別が行われるおそれがあるとともに、派遣先と派遣元事業主の雇用責任が不明確になると、雇用責任の明確化等の観点からも問題があると考えている。 派遣労働者の特定を目的とする行為に関しては、平成16年3月から、労働者の判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問又は履歴書の送付を行うことは可能である旨を派遣元指針「派遣先指針」に明記するとともに、紹介予定派遣の場合に事前面接等を行うことを可能としたところであるが、その際の労働政策審議会において、「(1)()」(注:派遣就業開始前の面接又は履歴書の送付)を紹介予定派遣以外の労働者派遣について認めることについては、引き続き、解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における(1)の派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等(派遣労働者を特定することを目的とする行為)の実施状況等を見ながら、慎重に検討していくことが適当であるとされ、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月9日閣議決定)において、「紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等についても、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始する」とされているところであり、今後、これを踏まえ、新制度の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしているところ。		z0900160	厚生労働省	派遣社員の事前面接の自由化	5092	50920002	11	オリックス株式会社	2	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。	雇用流動化時代を迎え、失業率が高止まりするなか、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間で実現する多様なワークスタイルに比べていくことが使命であり、業界発展へのキーである。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求める。	派遣登録者、派遣先がともに就業前の事前面接を希望するケースが大半である。本年6月に提出した同要望に対して、厚生労働省から「労働政策審議会における建議(平成14年12月26日)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、まずは、平成16年3月に施行された新制度の実施状況を把握する必要があると考えている。このため、当該実施状況を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしているが、現時点でその結論を得る時期等を明確化することは困難である。」との回答が示された。検討を踏まえて早急に措置がされることを期待する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
		C		出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考えられる。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。		z0900164	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
【健康保険・国民年金保険】 健康保険法第164条・166条 厚生年金保険法第83条・83条の2	【健康保険・国民年金保険】 国庫歳入金日本銀行に現金で払い込むのが原則。 口座振替、電子納付について実施。	C	【健康保険・国民年金保険】 【国民健康保険】 国民健康保険料の収納に関しては、被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村において、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができることとなっているが、現在のところ、クレジットカード決済による立替払いについては想定していない。 なお、クレジットカードによる立替払いを認めるか否かについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要がある。	【健康保険・国民年金保険】 健康保険料・厚生年金保険料のクレジットカード決済による立替払いは、手数料が口座振替と比べ高額なものとならないか等、費用対効果の面で問題があると考えており、実現は困難。		z0900165	厚生労働省	社会保険料の支払(納付)代行業務	5095	50950004	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	4	社会保険料の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。	
国民年金法第92条の3 国民年金法施行令第6条の14 国民年金法施行規則第72条	農協や信組などの歳入金を取り扱うことができない金融機関やコンビニエンスストアを納付受託機関に指定し、収納事務を委託している。	C	以下のような問題があり、直ちに実現することは困難である。 ・現行の納付委託では、被保険者が納付受託者に保険料を交付したときに当該保険料に係る被保険者期間は納付済期間となるが、クレジットカードでの支払いの場合、どの時点で納付済とするか等の法的整備が必要であること。 ・国民年金保険料の納付窓口としては、平成16年2月からコンビニエンスストア、平成16年4月から歳入金の電子納付を導入しており、クレジットカードでの支払いを導入した場合に手数料が、他の納付窓口と比べ費用対効果に見合うものであるか。 ・収納時期のタイムラグによる偶発的な事故発生等のリスクの問題。			z0900166	厚生労働省	国庫金(料金)のクレジットカードによる立替え払い納付	5095	50950005	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	5	国民年金の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。国民年金法施行規則第72条において保険料の収納を委託できるものとして「公共料金に関する事務処理実績を有する者」と規定していることから、既に電気/ガス料金等の決済サービスを提供しているクレジットカード会社も対象となるのではないかと考える。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。立替払いの導入は十分可能であると考えられるが、現行法令の規定が明確でない。国民年金法施行規則第72条において保険料の収納を委託できるものとして「公共料金に関する事務処理実績を有する者」と規定していることから、既に電気/ガス料金等の決済サービスを提供しているクレジットカード会社も対象となるのではないかと考える。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望する。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
国民年金法第9条の3 国民年金法施行令第6条の14 国民年金法施行規則第72条	農協や信組などの歳入金を取り扱うことができない金融機関やコンビニエンスストアを納付受託機関に指定し、収納事務を委託している。	c		以下のような問題があり、直ちに実現することは困難である。 ・現行の納付委託では、被保険者が納付受託者に保険料を交付したときに当該保険料に係る被保険者期間は納付済期間となるが、クレジットカードでの支払いの場合、どの時点で納付済とするか等の法的整備が必要であること。 ・国民年金保険料の納付窓口としては、平成16年2月からコンビニエンスストア、平成16年4月から歳入金の電子納付を導入しており、クレジットカードでの支払いを導入した場合に手数料が、他の納付窓口と比べ費用対効果に見合うものであるか。 ・収納時期のタイムラグによる偶発的な事故発生等のリスクの問題。		z0900166	厚生労働省	国庫金(料金)のクレジットカードによる立替え払い納付	5114	51140002	11	日本クレジットカード協会	2	国庫金(料金)のクレジットカードによる立替え払い納付	①クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることで、国民としては選択肢が広がり、電子的な納付により利便性が向上し、ポイントサービスやクーポン等カードに付随するサービスを受用することができ、事業者としては新たな市場機会の拡大となりビジネスチャンスを握ることができ、行政としては現金処理のリスクや事務コスト削減、収納督促業務等の事務経費削減等にもつながり、社会的意義が極めて大きいと考えます。②クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることにより、クレジットカード固有の機能である分割払いやボーナス払い等も可能となれば、国民の利便性向上とともに納付率向上にも寄与すると考えます。なお、クレジットカード会社は、まず国庫(社会保険特別会計)に対して極力速やかに納付金額を払い込み、その後、納税者(立替え払い依頼者)から後払い(必要に応じ、長期分割払いやボーナス一括払いなどにより決済)を受けるとし、国民年金保険料のクレジットカードによる立て替え払い納付を可能とすることを要望する。ついでには、①国民年金保険料におけるクレジットカードによる納付の実現、および②その他「料金」全般に関するクレジットカードによる納付のための所要の規制緩和・民間開放を要望する。	国民年金保険料においては、平成16年度よりマルチペイメントネットワークによる電子納付が開始されており、第1段階としてクレジットカードによる電子納付を実施するとともに、現行の口座振替・コンビニエンスストアでの収納に加え、クレジットカードによる登録形式(電気/ガス料金等公共料金・携帯電話料金と同様の方式)での年払い・月払い納付を追加する。	①国庫金のクレジットカード決済実現に向けた見解、②公金決済市場でのカード決済重要度Web調査結果概要、③海外での公金クレジット決済実施状況	
労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第19条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第38条	事業主が労働保険料を納付する場合には、納付書により所定の納付場所(日本銀行、都道府県労働局収入官吏、労働基準監督署収入官吏)に納付しなければならないこととされている。労働保険料の納付は金銭(強制通用力を有する本邦貨幣をいう。)又は一定の有価証券による。労働保険料の徴収法上、有利と認められるときに限り、口座振替により納付することができる。なお、日雇労働被保険者に係る印紙保険料は、日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙を貼り、消印することにより納付する。	c		労働保険料のクレジットカード決済による立替え払いについては、次のような問題があり適当ではない。 ・現行のクレジットカード決済の仕組みにおいては、クレジットカードの提示時点と入金時点が相違し、提示や支払い時点では納付にならないこと、その間の延滞金などの負担や入金までのリスク、更に手数料の負担の点で問題がある。		z0900167	厚生労働省	雇用保険料の支払(納付)代行業務	5095	50950006	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	6	雇用保険料の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替え払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替え払いによる支払(納付)代行を行いたい。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。		
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条	労働者が、その事業主に申し出ることで、原則として、子が1歳に達するまでの一期間について、休業を取得することができる。	d	-	育児・介護休業法による育児休業は、事業主の負担も考慮しながら、最低基準として定められたものであり、これを下回らない限り、事業主が隔日勤務を可能にする等育児休業の弾力化を図ることは差し支えない。		z0900168	人事院、総務省、厚生労働省	育児休業期間の弾力化	5097	50970002	11	岐阜県多治見市	2	育児休業期間の弾力化	育児休業期間について、例えば1週間のうち2日間や隔日勤務などを可能にする育児休業形態の弾力化	育児休業は子が3歳になるまでの間で、「育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして承認の請求をするもの」とされており、継続的な休業が、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律の一部を改正する法律(法律第85号)」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例(高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設)もあることから、必ずしも国の育児休業制度に進まなければならないとはいえないこと。	構造改革特区第5次提案(規制特例提案事項管理番号16371020)	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
健康保険法施行規則第47条第1項	健康保険制度においては、被保険者証に氏名を記載することとされている。	C		現行制度上、本名であれば健康保険証への氏名の欧文表記は可能であるが、本名が和文である者について氏名の欧文表記を認めることは、本人確認等の事務手続き上支障があることから困難である。		z0900169	厚生労働省	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を健康保険証に記載する特例制度	5099	50990004	11	個人	4	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を健康保険証に記載する特例制度	氏名に関する被保険者の基本的人権がとられ、その結果として侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定されることを正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申請した場合には健康保険証にその個人の「氏名の欧文表記」として記載するものではない。1. いわゆるローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2. 本人が定める欧文表記の「本人にとり最重要な欧文言語」による呼称が「住民票に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最も近似する場合にこれを認めるものとする。	CTやMRIなどの受診を必要とする事態の場合、患者は自己の氏名に関する人権を主張しにくい状態である可能性が高い。さらに、闘病生活は正常な生活に比べ、かつ自身の身の辺りの狭小な範囲に意識が集中する。かかる状態において、自身が忌避する欧文表記を氏名として記載した画像診断を自己のものとして受け入れないという医療が受けられない状況を生むことは極めて残酷な精神的苦痛である。医療はもとより身体のみならず精神の衛生福祉をも旨とし、CTやMRIを必要とする病状の場合、ことに緊要である。救急車による入院の場合、保険証に記載が無ければ正しい欧文表記を主張する能力が一時的に喪失されたまま一方的にCTなどにかかれる場合もある。たとえ、医療関係者にはどうでもよいことでも、患者本人には特に苦痛がひどい場合、「こんな目にあつてまで生きてくない」と思うほど重大な問題である。	本要望は次項「内閣告示第一号の改正」および住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求め、個別にすみやかに実現することを旨とし、他の要望の実現を遅延させるべきものではない。資料として、本要請の詳細と各種関連事例を添付する。	
労働安全衛生法第45条、同則151条の21	労働安全衛生法令においては、一定の危険又は有害な業務に関わる機械等について、定期に自主検査を行うことが義務づけられている。このうち、特に検査が技術的に難しく、また一度事故が発生すると重篤な災害をもたらすおそれのある機械等については、特定自主検査として、必要な研修を受けた労働者自ら又は検査業者が検査を行うこととされている。フォークリフトについては、一ヶ月ごとに一回、定期に自主検査を行うとともに、一年ごとに一回、定期に特定自主検査を行うことが義務づけられている。また、これら自主検査の適正かつ有効な実施を図るため、当該検査の項目、方法、判定基準を定めた自主検査指針が公示されている。	C		フォークリフトについては、重量物の昇降を伴う積み崩し、後倒等の荷役作業が頻繁に繰り返されるため、制動装置及び走行装置等を含めて単一機能の貨物自動車と比べ過酷な使用状況にあること。また、年次の特定自主検査では、新車使用後一年目であつても約9割の検査車両で何らかの不良箇所が見出されている(フォークリフトの約3万台の新車を対象とした最新(平成16年7月)の調査データがある)と承知している。ことから、当該機械による労働災害を防止するためには、1年ごとに所定の項目について検査(専門的知識・技能を有する検査者による分解検査)を行う必要があり、貨物自動車の車検に合わせて、特定自主検査の機関を2年に延長することは適当でない。また、月次の自主検査では外観検査を基本としており、専門的知識を必要とする重要項目についての検査が行われず、これをもって年次の特定自主検査に代えることはできない。なお、フォークリフトに関する本調査は、特定のメーカーの製品、特定の検査業者を対象とした調査ではないと承知している。当方で承知しているデータは平成16年1月に社団法人建設荷役車両安全技術協会において取りまとめられた調査によるものであり、調査結果の概要は別添(略)のとおりである。		z0900170	厚生労働省	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	5100	51000008	11	(社) 全日本トラック協会	8	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間→1年に1回	トラック運送事業者においては、労働安全衛生規則等に基づき、日々の作業前点検、毎月の定期自主点検等を適正に実施しているところであり、フォークリフトの特定自主点検期間については、道路運送車両法、自動車検査証の有効期間と同様に1年から2年とされた。厚生労働省より、新車使用後1年目の特定自主検査において、不良項目が多数発生したとの回答であるが、不良箇所、メーカー名、特定自主検査実施機関を公表されたい。	
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条、附則第3条第2項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)附則第1条の3、別表第4	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)は、障害者の職業の安定を図ることを目的として、労働者を雇用して事業活動を行うすべての事業主に、身体障害者又は知的障害者(以下「身体障害者等」という。)を雇用する共同の責任があるという基本的な考えに基づき、身体障害者等の雇用義務を課している。この共同の責任を分担する上で平等性を担保するために、原則として一律の障害者雇用率(以下「雇用率」という。)を定め、各事業主が雇用する労働者数に応じて、身体障害者等の雇用義務を負うこととしているところであるが、身体障害者等の就業が一般的に困難であると認められる職種が相当の割合を占めている業種については、暫定的な措置として除外率を設定し、各事業主の法定雇用労働者数を算定する際の基礎となる常用労働者数の計算にあたり、除外率に相当する労働者数を控除することで、身体障害者等の雇用義務を軽減している。この除外率制度については、平成十四年の障害者雇用促進法の改正により、平成十六年四月一日から原則廃止することとし、経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小を促していくこととしたところであり、廃止に向けた縮小の第一段階として、平成十六年四月一日より、全業種一律一〇%ポイント縮小することとした。この除外率制度の見直しは、障害者に係る欠格条項に関する政府の見直しの方向性に沿って行われたものである。また、障害者の雇用の促進法等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成十四年四月一日、参議院・平成十四年四月二十三日、障害者基本計画(平成十四年十二月二十日閣議決定)において、除外率制度の廃止に向けた取組みを着実に進めることが求められている。したがって、御要望のように道路貨物運送業の除外率を道路旅客運送業と同程度にすることは、ノーマライゼーションの観点等から政府が進めている施策の方向性に反して除外率を引き上げることになることから適当でない。	C		除外率制度については、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念から見て問題があること。除外率制度創設時に比べ職場環境の整備等が進んでいる実態と合致しなくなっていること。障害者の雇用機会を少なくし、障害者の職域を狭めるおそれがあること等から、不合理な制度となっている。このため、平成十四年の障害者雇用促進法の改正により、除外率制度を平成十六年四月一日から原則廃止することとし、経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小を促していくこととしたところであり、廃止に向けた縮小の第一段階として、平成十六年四月一日より、全業種一律一〇%ポイント縮小することとした。この除外率制度の見直しは、障害者に係る欠格条項に関する政府の見直しの方向性に沿って行われたものである。また、障害者の雇用の促進法等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成十四年四月一日、参議院・平成十四年四月二十三日、障害者基本計画(平成十四年十二月二十日閣議決定)において、除外率制度の廃止に向けた取組みを着実に進めることが求められている。したがって、御要望のように道路貨物運送業の除外率を道路旅客運送業と同程度にすることは、ノーマライゼーションの観点等から政府が進めている施策の方向性に反して除外率を引き上げることになることから適当でない。		z0900171	厚生労働省	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	5100	51000009	11	(社) 全日本トラック協会	9	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	道路貨物運送業の障害者雇用除外率→40% (道路旅客運送業の障害者雇用除外率→7.5%)	トラック運送事業者の約8割は現場作業員であり、貨物の集荷、集配作業等労働負担が多い。この事は、厚生労働省所管の委員会においてアンケート、ヒアリング等により明らかである。当協会としても、障害者雇用について今後も業界内において啓発等を実施しているが、少なくとも、除外率を少なくともバス・タクシーと同程度にしたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号に規定する期間は、同条第2項の規定に基づき財務大臣に協議し、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年厚生労働省告示第239号)」が定められているところ。 なお、当該告示により定められた処分制限期間は、標準的な使用実態を調査し処分制限期間を設定する必要がある「水道用の構築物、機械及び装置」及び一時応急的な仮設建築物である「応急仮設住宅(建物)」を除き、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)をそのまま引用しているところ。	d		当省の告示は、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第14条第1項第2号により各省各庁の長が定める期間について(昭和46年蔵計第1618号中央連絡会議会長通知)」に基づき、水道用の構築物、機械及び装置並びに応急仮設住宅のほか財務省令で定めている耐用年数としているところ。 なお、各省各庁の長の承認を得れば、処分制限期間内であっても財産の処分は可能である。また、社会福祉施設については、承認手続の簡素化や地域再生支援措置等、一定の要件を満たす場合には、承認手続の弾力化を図っているところである。		z0900172	厚生労働省	厚生省告示による補助事業等により取得した児童施設・高齢者施設の財産の処分制限期間の緩和について	5102	51020001	11	松山市	1	厚生省告示による補助事業等により取得した児童施設・高齢者施設の財産の処分制限期間の緩和について	児童福祉施設・高齢者施設の建て替えによる施設整備を円滑に行うことができるよう、厚生省告示による補助事業等により取得した財産の処分制限期間の短縮をする。		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に定める財産処分の制限を適用しないとされている。その期間は(昭和40年厚生省告示第350号)により、大部分の高齢者・児童の社会福祉施設等については鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で65年とされている。なお、平成12年厚生省告示第105号により平成10年以後建設については50年となっているが、相変わらず期間が長期間となっている。	添付資料1-1 補足説明 添付資料1-2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 添付資料1-3 補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について(通知) 添付資料1-4 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 添付資料1-5 概要説明
	将来の年金制度を担う中学生・高校生に対して、公的年金制度の仕組み、基本理念を正しく理解してもらうことを目的として、平成5年度から学校教育の場における年金教育を推進している。 具体的には、社会保険職員のOBや教員のOBからなる「年金広報専門員」により、中学・高校の教員を対象とした年金セミナーを開催して年金教育の必要性を説くとともに、公的年金制度の意義・役割について社会科の授業で取り上げてもらうよう要請を行っている。 また、年金広報専門員が各学校を訪問し、生徒に対して「年金教育用副読本」を用いながら公的年金制度の意義・役割について説明している。	e		現行において、民間企業が公的年金制度の基礎知識に関するセミナーを開催することを規制する法令等はなく、貴社の考えに基づき、積極的に開催していただきたい。 なお、社会保険庁は、各都道府県の教育委員会等との連携を強化し、それぞれの地域や学校の実情に応じた効果的な年金教育の推進を目指しており、現在のところ、当該事業を民間企業に委託することは検討していない。		z0900173	厚生労働省	公的年金制度を中心とした「年金制度の基礎知識」セミナーの開催	5110	51100001	11	イー・アドバイザー株式会社	1	公的年金制度を中心とした「年金制度の基礎知識」セミナーの開催	●公的年金制度を中心とした「年金の基礎知識」を、広く一般の生活者に周知徹底させるための「年金制度の基礎知識(仮称)」セミナーの実施要望。 講師：弊社ファイナンシャルプランニング(FP)講師を派遣 教材：弊社オリジナル作成テキスト 所要時間：ご要望に応じ対応可能 実施日時：平日・休日の開催や日中・夜間の開催も対応可能 期待される効果 ●「年金制度の基礎知識」をよりわかりやすく理解いただくことにより、最低限の知識を習得し、公的年金等に関するより一層の関心向上。 ●過去10年間、年間約800回、職域(企業・団体)向けにライフプラン(人生設計)支援事業を展開してきた経験から、一般の生活者が真に求めている知識や情報など、現場のニーズに対応したセミナーでのノウハウをサービス業務として提供でき、セミナー参加者満足度の向上。 ●「年金」への理解だけに留まらず、個人や家族のライフプラン(人生設計)全体について検討するきっかけ作りと、個人の新たな夢や目標設定の一助となるよう具体的な行動への誘導。	1. 会社案内パンフレット 2. 社会保険庁ホームページ「平成11年国民年金被保険者実態調査～国民年金制度に関する各種周知～」(要望理由欄には2002年度調査について記載)		
児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条 放課後児童健全育成事業の実施について(平成10年4月9日児発第294号厚生省児童家庭局長通知) 放課後児童健全育成事業の実施について(平成10年4月9日児環第26号厚生省児童家庭局長通知)	放課後児童健全育成事業の実施主体については特に制限を設けていない。	d	-	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施主体については特に制限を設けていないところであり、ご提案の株式会社による実施も可能である。(実例も存在する。)		z0900174	厚生労働省	学童保育の民間開放に関する提案	5113	51130001	11	(株)LEC東京リーガルマインド	1	学童保育の民間開放に関する提案	国が学童保育の適正な最低設置基準と学童保育指針を策定するとともに、それに見合う財政措置を行うことで、学童保育事業への民間事業者の参入を容易にすること しかし、学童保育に関する国の適切な最低基準の設定とそれに見合う財政措置の欠如が民間事業者等の運営を困難にしています。また保育指針がないため、各保育所は手探りの運営を強いられ、運営者に大きな負担がかかっています。これらの事実を、民間企業が学童保育事業に参入するにあたっての障害となっているものです。 政府には、学童保育を子育てサービスとして保証し、制度を整えて民間の参入を促し、量と質の拡充をはかることが求められます。	添付資料あり(「学童保育事業の民間開放推進に関する提案」)		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
職業安定法第32条の3第2項、職業安定法施行規則第20条第2項、職業安定法施行規則第20条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める額(平成14年厚生労働省告示第26号)	有料職業紹介事業者は、原則として求職者から手数料を徴収してはならないこととされており、例外的に一定の求職者(芸能家、モデル並びに年収700万円を超える科学技術者、経営管理者及び熟練技能者)からのみ徴収することが認められている。	b		1LO第181号条約においては、求職者保護の観点から、求職者からの手数料徴収は原則禁止しており、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び特定の種類のサービスについて、例外を認めることができることとされていることから、求職者手数料の徴収が認められる範囲としては、あくまでも、個別の職種ごとの特性や実情等からみて、当該職種における求職者からの手数料の徴収が「求職者の利益のために必要である」と認められるものであることが必要であると考えている。 また、給与水準の低い者からの求職者手数料徴収を認めた場合には、職業紹介事業者が求職者手数料の額によって職業紹介における取扱いに差を設けたり、弱い立場にある求職者から不当な額の手数を徴収するなど、求職者保護に欠けこととなるおそれがある。 このため、御提案のような対象職種の拡大や年収要件の撤廃は困難であるが、平成16年3月から、求職者手数料徴収の対象職種に熟練技能者を追加するとともに、求職者手数料徴収の対象となる科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る年収要件を1200万円超から700万円超に引き下げたところであり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)において、「有料職業紹介事業者が求職者から手数料を徴収できる範囲(現行年収700万円超)について、施行状況を踏まえ、更なる拡大に関し検討する」とされていることを踏まえ、新制度の実施状況を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしているところ。		z0900175	厚生労働省	求職者からの職業紹介手数料徴収を可能とする	5113	51130002	11	(株)LEC東京リーガルマインド	2	求職者からの職業紹介手数料徴収を可能とする	職業安定法32条の3では、職業紹介手数料については、原則として求職者からの徴収を禁止しています。この例外として、芸能家・モデル・科学技術者・経営管理者(科学技術者と経営管理者の場合、賃金の額が就業後1年間において700万円を超える者又はこれに相当するもの)の職業に紹介された求職者からは、就職後6ヶ月以内に支払われた賃金の100分の10.5以内に対応する額以内の手数料の徴収が可能です。これを以下のようにより改正すべきであると考えます。 (改正の案) 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し、適切な実費その他手数料又は報酬を受けることができる。	求職者からの手数料徴収による付加価値の高い職業紹介サービスの実現	希望する求職者に、キャリア・コンサルティングや職業訓練、積極的求人企業開拓等を含めた総合的な職業紹介サービスを提供していくためには、企業からの紹介手数料のみで収益性を求める現在のシステムでは限界があります。求職者に様々な有料・無料のサービスオプションを与えることにより、求職者が自分の志向にあわせてサービスを選択できる環境が整備されます。	
児童福祉法	保育所の施設基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	c		保育所に係る児童福祉施設最低基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要な最低限のものであり、この基準を満たす保育所がサービス提供の基本であることから、当該最低基準を満たしていない認証保育所を制度として認めることは困難である。 多様な保育保育ニーズへの対応については、新エンゼルプランに基づき、保育所の多機能化を目指しているところである。		z0900176	厚生労働省	保育所制度における規制緩和	5117	51170001	11	東京都	1	保育所制度における規制緩和	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること。		・現在の認可保育所では対応できない、大都市の保育ニーズに対応できる。 ・多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す制度に改めることにより、多様化する保育ニーズに応えることができる新しい保育所設置が可能となる。	
児童福祉法	保育の実施を希望する保護者は、入所を希望する保育所等を記載した申込書を市町村に提出する。 保育費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、保育所利用者から、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る年齢等に応じて定める額を徴収することができる。 保育所の施設・設備の整備については、補助対象は社会福祉法人である。 保育所の施設基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	c		直接契約方式の導入については、長期的には「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づきその可否を決定することとしているが、市町村は特別な配慮が必要な家庭の児童が保育サービスを受けられるよう適切な対応を図る観点からも慎重な検討が必要である。 保育料の設定については、仮に保育所において自由に保育料を設定することが可能となれば、特別な配慮が必要な家庭の児童が保育サービスを受けられなくなる可能性があり、慎重な検討が必要である。 公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法89条において「公金その他の財産は(中略)公の支配に属さない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。 保育所に係る児童福祉施設最低基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要な最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康と心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため適当ではない。		z0900177	厚生労働省	保育所制度における規制緩和	5117	51170002	11	東京都	2	保育所制度における規制緩和	現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促進し、利用者本位の制度となるよう改革すること。 ①保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること ②保育料を一定の基準の下に、保育所が自由に設定できるようにすること ③施設整備について、民間事業者も補助対象とすること ④保育所設置基準を緩和すること		①、②保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の勢力とは関わりなく児童が入所するしくみとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していくしくみとする必要がある。 ③認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも設置できることとされているが、社会福祉法人と同様の施設整備費補助は受けられない。 ④保育所の設置認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならないこととなっている。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数のすべてに保育士資格を求めており、保育士以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供ができないほか、調理員について常勤職員配置が原則とされているため、短時間勤務職員の導入ができない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第159条	指定痴呆対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。	C		グループホームケアは、これまでの施設のように多数の要介護高齢者を一堂に集めて集団生活の中でケアをすることの反省の上に立ったものであり、痴呆性高齢者の特性を踏まえ、小規模な居住空間、家庭的な雰囲気、なじみの人間関係、住み慣れた地域での生活の継続といった基本的な要素から成り立っている。 「地域特性を考慮した柔軟な対応を図る」とのご提案であるが、1か所に多くのユニット(共同生活住居)を設けた場合には、多数の要介護の痴呆性高齢者が1つの敷地で生活することになり、これはノーマライゼーションの理念に反する形態であり、また、広い範囲から入居者を「集める」ことになり、入居前の生活や人間関係を断たれた形での入居が増えるという問題や、小規模な居住空間で家庭的な雰囲気を実現することが困難になるといった問題があり、これを認めることはできない。		z0900178	厚生労働省	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制の緩和	5117	51170003	11	東京都	3	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制の緩和	・厚生労働省令に定める、指定に係るユニット数の制限(2ユニット)や、平成17年度から予定されている整備費補助対象のユニット数の制限(2ユニットから1ユニット)など、痴呆性高齢者グループホームに関する規制を緩和し、地域特性を考慮した柔軟な対応を図ること。		これらの規制は全国一律であり、地域特性を考慮したものとなっていない。	
厚生年金保険法第81条の2健康保険法第159条	年金保険制度及び健康保険制度では、育児休業期間中は保険料免除措置が講じられているが、介護休業中には同様の措置はない。	C	I	もともと育児休業期間における保険料免除は、育児休業期間中の労働者の負担を軽減し、少子化対策ひいては次世代育成対策に資することにより、将来の社会保険制度の担い手の育成を支援するという観点から、例外的に実施しているものである。 一方、介護休業の政策効果においては、社会保障制度を担う次世代の育成という観点は薄く、単に介護休業制度の浸透という観点のみで、社会保険料の免除の必要性について両制度を同一に論じることができない。なお、諸外国においても、育児休業期間中における年金制度上の配慮措置が講じられる一方、介護休業期間中においては年金制度上の配慮措置が特に講じられていないケースが比較的多い。		z0900179	厚生労働省	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減	5117	51170004	11	東京都	4	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減のため、介護休業中の健康保険料、厚生年金保険料を免除すること。		・社会保険の被保険者資格は、育児休業、介護休業ともに、休業中も継続される。 ・社会保険料については、育児休業中の場合であれば、申出により事業主・労働者負担分ともに免除されるのに対し、介護休業中の場合は、事業主・労働者負担分とも免除されない。 ・仕事と家庭を両立させるために、介護休業期間中においても労働者に対する支援が必要。	
老人福祉法第15条 構造改革特別区域法第30条、第31条	社会福祉法人以外の法人による特別養護老人ホームの経営については、構造改革特別区域法において、PFI又は公設民営方式の下、認めている。	C		特別養護老人ホームは、痴呆や寝たきりなどで常時の介護を必要とし、在宅ではこれを受けることが困難な高齢者のための入所施設であり、こうした利用者の保護を図るためには、長期間、安定した形で介護サービスを提供する必要がある。 したがって、現在、老人福祉法においては、特別養護老人ホームの経営主体を自治体と社会福祉法人に限定し、社会福祉法人が設置・経営する場合には、都道府県知事の認可を必要としている。 民間営利法人等による特別養護老人ホームの経営については、構造改革特区において、利用者の保護に配慮し、自治体が十分関与できる方式である公設民営又はPFIの下で容認したところ。 ご要望については、構造改革特区において、PFI方式を利用することによる対応も可能である。		z0900180	厚生労働省	特別養護老人ホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	5117	51170005	11	東京都	5	特別養護老人ホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	老人福祉法に定める特別養護老人ホームの設置主体に関する規制を緩和し、多様な事業者の参入を促進する。		・構造改革特区等で民間事業者による特別養護老人ホーム運営が行われているところであるが、いわゆる公設民営方式のみという状況であり、多様な事業者の参入が図られるものとなっていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号) 構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について(平成15年8月29日障発第0829004号)	児童福祉施設最低基準において、障害児施設には調理員を置くことが義務づけられているが、構造改革特区により、障害児施設における調理業務の外部委託が認められているところである(909(917)特区)。	C	一	当該要望については、特区評価の手続きにのっとり、当該特別措置を全国展開する際の弊害の有無等について、特区評価委員会等における検討も踏まえ、検討を行っているところである。		z0900181	厚生労働省	障害児施設における調理業務の外部委託の容認	5117	51170006	11	東京都	6	障害児施設における調理業務の外部委託の容認	障害児施設における調理業務の外部委託を認めること		・身体障害者更生支援施設、知的障害者支援施設等の調理業務については第三者への委託が可能とされているが、障害児施設においては施設の職員により行われるものとされている。 ・肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設については、構造改革特別区域法に基づく計画の認定を受けた場合、調理業務の外部委託が可能となっている。 ・しかし、運営面でのより一層の効率化を図るため、構造改革特区の対象事業にかかわらず、障害児施設について成人施設と同様、第三者への委託を認められたい。	
社会保険診療報酬支払基金法第15条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	社会保険診療報酬支払基金の業務には地方自治体の行う乳幼児医療等の助成事業の審査支払いは含まれない。	C:全国規模で対応不可		公的医療保険における一部負担金は医療を受けるものと受けられないものとの均衡を図るという観点等から、受診者に一定の負担をしていただくという趣旨で設けられたものであるが、地方公共団体による医療費助成制度はこうした趣旨を没却させるものであり、また、一部負担金をなくすことにより医療費の増大を招くおそれがある。よって、社会保険診療報酬支払基金にその審査支払いを委託することを認めることは困難である。		z0900182	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	5117	51170007	11	東京都	7	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	都が実施している「心身障害者医療費助成制度」並びに区市町村が実施している「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「乳幼児医療費助成制度」(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金が取り扱う業務範囲とすること。		・支払基金の業務範囲は法令等で定められており、医療費助成制度の審査支払業務は対象外のため、社会保険分はレセプトで支払基金に、医療費助成分は国保連合会に請求。そのため下記の問題が発生。 ①医療機関は、社会保険分のレセプト作成に加え医療費助成分の請求書作成の事務処理を負擔。 ②レセプトの査定減等があっても、医療費助成成分と連動できず、公費の過払いが発生。 ③高額療養費は、実施主体が一旦全額立替後、保険者や患者本人と連絡調整して精算しており、事務処理が煩雑化。	
労働基準法第64条の2	使用者は、臨時の必要のため坑内で行われる業務(医師の業務、看護師の業務、新聞又は出版の事業における取材の業務、放送番組の制作のための取材の業務、高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究の業務)に従事する者(ただし、妊娠中の女性及び坑内で行われる上記の業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後1年を経過しない女性を除く。)を除いては、満18歳以上の女性を坑内で労働させてはならない。	b		厚生労働省においては、「女性の坑内労働に係る専門家会合」を開催し、女性の坑内労働の規制の在り方について、専門的見地(医学、労働衛生面等)から検討を開始したところであり、来年度を目途に報告書を取りまとめ、これを踏まえて労働政策審議会雇用均等分科会において検討を進める予定である。		z0900183	厚生労働省	女性の坑内労働の禁止に係る労働基準法の見直し	5117	51170012	11	東京都	12	女性の坑内労働の禁止に係る労働基準法の見直し	女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、トンネル工事の監督業務などに従事する女性が、坑内に入ることが出来るよう、法改正等の必要な措置を講ずること。	女性技術系職員のシールド工事などトンネル工事における監督業務への従事	・東京都では、女性技術職員が様々な工事の監督業務に就いているが、労働基準法第64条の2により女性の坑内労働が禁止されているため、トンネル工事による監督業務に従事できない。 ・女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、法改正等の措置が必要である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「麻薬及び向精神薬取締法」第2条別表第1第75条及び別表第2号第4号及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」第1条及び第2条 無承認無許可医薬品の指導取締りに関して(昭和46年6月1日薬発第476号)各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知	脱法ドラッグのうち科学的根拠に基づいて依存性、精神毒性等が確認されたものを麻薬に指定するとともに、脱法ドラッグの真正調査やインターネット監視等を行い、医薬品成分が検出された場合には、薬事法に基づき販売中止等の指導を行っている	d		脱法ドラッグのうち麻薬指定の根拠となる依存性、精神毒性等に関する科学的データを収集できたものから、順次政令を改正し麻薬に指定している。 なお、麻薬指定により迅速に対応するため、平成17年度概算要求において科学的データ収集のための必要経費を要求しているところであり、脱法ドラッグについて薬事法違反が発見された場合の指導・取締りを行うとともに、乱用防止の啓発を行うこととしている。		z0900184	厚生労働省	脱法ドラッグ対策の推進	5117	51170016	11	東京都	16	脱法ドラッグ対策の推進	乱用薬物の麻薬への追加指定について積極的な運用を図ること。		・脱法ドラッグの乱用は、拡大・深刻化が懸念されており、乱用実態や危険性、青少年に及ぼす広範な悪影響などは看過できない状況にあることから、脱法ドラッグ規制の実効性を上げるための対策が必要である。	
社会福祉法第19条	社会福祉法第19条において社会福祉主事は事務吏員又は技術吏員とされている。	C、D	I	社会福祉主事については、社会福祉法の規定により吏員とされていることから、吏員として採用される民間経験者、再任用職員については、社会福祉主事の要件を満たす限り、活用することができる。 また、こうした要件に該当しない者であっても、ケースワークの補助的な業務を行うことは可能である。 なお、社会福祉主事については、例えば、要保護者の資産状況、健康状況等の調査が行えること、などにより、被保護者の個人情報が集約されること、被保護者に対する、保護費の返還命令等の行政処分に関わることなどから吏員以外にこれらの業務を行わせることは適当でない。		z0900185	厚生労働省	社会福祉主事の吏員資格要件の廃止	5118	51180001	11	埼玉県草加市	1	社会福祉主事の吏員資格要件の廃止	地方公務員法上の吏員で、かつ定数条例に定める常勤職員でなければならない社会福祉ケースワーカーの資格要件を緩和し、民間経験者、再任用職員を活用できるようにする。	社会福祉法第14条は、都道府県及び市に対して、生活保護法等に定める保護、育成または更生の措置の事務をつかさどる組織として「条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。」と定めている。 また第15条においては、当該福祉事務所の組織として、 一、指導監督を行う所員 二、現業を行う所員 三、事務を行う所員 を置くことを義務づけ、一、二の所員については「社会福祉主事」でなければならないとしている。さらに第16条以降で、社会福祉主事は、地方自治法第72条に規定される吏員であり、かつ職員定数条例で定められた常勤職員であることを必要としている。 この社会福祉主事の「吏員」資格要件と、定数条例での「定数職員」でなければならない現行規制を廃止することにより、 ① 更生(就業支援等)活動や調査分野に経験、ノウハウを持つ人材を登用し、これに重点をおいたケースワークを推進する。 ② 多様な勤務形態を組み込み、ニーズに対応した機動的なケースワークを行う。	社会経済環境の急激な変化に伴い、生活保護等の現業活動は著しく多様化、複雑化しており、特に就業支援等の現業活動には、社会福祉行政分野以外の専門知識や社会経験、情報力等を必要とすることが多い。このことから、福祉事務所の現業事務、すなわちケースワークに、民間等の人材や再任用職員の活用をはかることは、極めて有意義と思われる。 従って、広く人材を求め、かつ多様な勤務形態を保障することによって、複雑化し、かつ増大するニーズに的確に対応し、かつ就業支援、更生生活等、受給者数の抑制につながる取組みを強化する。また調査能力の向上を通じて、不正受給の抑制をはかるうとするものである。	
厚生年金保険法附則第29条 国民年金法附則第9条の3の2	我が国では、国籍を問わず、厚生年金、国民年金を適用しているが、日本に短期滞在する外国人については、厚生年金や国民年金の保険料納付が年金給付に結びつかないという問題については、最終的には、国際年金通算協定の締結により解決すべきであるが、このような解決が図られるまでの間の特例措置として平成6年改正において短期滞在の外国人に対する脱退一時金制度を創設した。	C	I	脱退一時金は、被保険者期間が3年以上ある者についても3年分を限度として支給することとしているが、この基本的考え方は、日本に短期滞在する外国人に対する特別の措置であること、期間が定められている在留資格期間の最長期間が3年以内であること、一時金の対象となる出国者の大部分が滞在期間3年以内であること、を考慮したものである。 よって、日本を離れる外国人に、日本の年金制度に義務的に提出した保険料の全額に相当する額の一時金を支給することは考えておらず、また、脱退一時金の支給対象期間を5年に延長することは考えていない。		z0900186	厚生労働省	年金制度の見直し	5120	51200008	21	欧州委員会(EU)	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。 ②第1段階として、離日する外国人駐在員に対する強制的公的年金保険料の全額払い戻しに向けた第1歩として、同制度の上限を5年に延長すること。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源による。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
(消費生活協同組合法に基づく共済事業) 消費生活協同組合法第10条第1項第4号 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第10号、第14条の2ないし第14条の8、同法施行規則第5条の2ないし第5条の8	(消費生活協同組合法に基づく共済事業) 消費生活協同組合法第10条第1項第4号 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第10号に規定されている生活衛生同業組合の共済事業は、共済事業に係る同法及び同法施行規則の規定に基づき行われている。	C	1	共済は、以下の理由により、民間保険会社と同じ規制を適用することが必要であるとは考えていない。 (消費生活協同組合法に基づく共済事業) 消費生活協同組合は、一定の地域や圏域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しようというものである。その事業の一つが「共済」であって、保険会社が不特定多数の者に対して保険の引受けを行う「保険業」とは自ずから性格が異なるものである。 また、共済事業のみを行う組合もあれば、物品の共同購入など共済以外の事業も行う組合もあるなど、組合によってその行う事業が異なるものである。 消費生活協同組合が行う共済については、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要であると考えている。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業) 生活衛生同業組合が行う共済制度は、中小零細の生活衛生同業組合員の経営の安定という特別の政策的配慮に基づき、加入者を組合員に限定して行っているものである。このため民間保険会社が提供する各種保険サービスとは、そもそも性格が異なるものであり、当該制度について民間保険会社と同等の規制を適用することは適当ではない。		z0900187	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用(認可共済)	5120	51200026	11	欧州委員会(EU)	26	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用	3a. 共済は、免許を受けた民間保険会社と同じ規制制度を適用すべきであり、新規引き受け業務を展開するために規制および課税に関する特種的な地位を利用することを控えるべきである。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券) による。
薬事法第14条の2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第3条及び第5条第5項イ 薬事法関係手数料令第3条	新薬申請の登録プロセスで重要な承認審査については、独立法人医薬品医療機器総合機構で行われている。 また、新薬承認にかかる手数料については、薬事法関係手数料令第3条でその額を定めている。	d	-	本年4月に医薬品機構、医薬品医療機器審査センター他を統合して独立法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が設立されたところである。 PMDAでは、審査等にかかる手数料に見合った相談・審査体制を整え、また、治験相談と審査を同一審査チーム内で対応する審査体制とすることで、それぞれの指導内容に一貫性を果たせるとともに、効果的に知見の集積を図ることで、機構の審査がその利点を発揮するものと考えている。	日・EU規制改革対話「日本の規制改革に関するEU優先提案」3.1.1.a	z0900188	厚生労働省	医薬品承認に係る質と効率性の改善	5120	51200038	11	欧州委員会(EU)	38	医薬品承認に係る質と効率性の改善	a. 新薬申請の登録プロセスの質と効率性を改善し、また新薬承認にかかる手数料に見合ったサービスを提供すること。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.1医療・化粧品市場の規制/医薬品 による。
「外国で実施された医薬品の臨床試験データの取扱いについて」(平成10年8月11日 医薬発第739号) 「外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因について」(平成10年8月11日 医薬審第672号)	ICH E5ガイドラインについては、平成10年8月11日医薬発第739号及び平成10年8月11日医薬審第672号で国内規制に取り入れ、実施してきたところ。	d	-	我が国では、これまでもICH E5ガイドラインの透明かつ一貫性のある運用に努めてきた。そのために、欧州を含む海外の業界団体とも頻りに意見交換を行ってきた。当該ガイドラインの運用に際してのQ&Aが、昨年11月のICH大阪会合でステップ4として合意に達し、本年2月より国内でも運用されているところである。我が国はICH E5ガイドラインの実施に関してこれまでも積極的な役割を果たしており、また、医薬品の世界同時開発にも関わる国際的な問題と認識しており、ICHの場を最大限に活用し、業界とも対話を図っていきたい。	日・EU規制改革対話「日本の規制改革に関するEU優先提案」3.1.1.b	z0900189	厚生労働省	ICH E5ガイドラインの活用	5120	51200039	11	欧州委員会(EU)	39	ICH E5ガイドラインの活用	b. ICH E5ガイドラインの一貫性がありかつ科学的根拠に基づいた実施を確保すること。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.1医療・化粧品市場の規制/医薬品 による。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
薬事法等	新規医薬品の承認申請データは、薬事法に基づき、新規医薬品の市販後における品質、有効性、安全性を確保する観点から、6年の再審査期間が設けられ、後から簡略化して行う同等の医薬品の申請に使用できないよう実質的に保護されている。	b		医薬品の試験データについて、知的財産を保護し新規医薬品の開発に対するインセンティブを向上させるという観点から保護を強化すること等については、16.4.14付で日本製薬団体連合会から新薬データ保護期間を8年とすることの要望が提出されたことを踏まえ、データ保護期間の設定の必要性、効果及び後発医薬品使用促進とのバランスなど、幅広い観点から検討を行っており、平成17年度末までに結論を出すこととしている。		z0900190	厚生労働省	新薬に係る知的所有権保護の確立	5120	51200040	11	欧州委員会（EU）	40	新薬に係る知的所有権保護の確立	C. 革新的な新薬に関し、データ保護期間の延長を図り、適切な知的所有権の保護をすること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 3.1.1医療・化粧品市場の規制／医薬品による。	
	医療機器の製品規格についてはISO/IEC規格を、国際的な基準についてGHTFにおいて合意されたガイダンスの受入をすることとされている。	d	—	ISO/IEC規格の国内基準への取り込みについては、既に、JIS規格を策定する段階でISO/IEC規格が準用されており、このJIS規格を医療機器の基準として準用しているため、国際基準との整合性は既に可能な限り図られている。また、我が国の医療機器に関する一般名称としても国際医療機器一般名称(GMDN)を全面的に採用している他、クラス分類の判断基準についてもGHTFの基準を全面的に採用しており、国際的整合化を可能な限り行っている。		z0900191	厚生労働省	医療機器の承認に係る国際整合性の確立	5120	51200041	11	欧州委員会（EU）	41	医療機器の承認に係る国際整合性の確立	a. GHTFガイダンスに従って、世界的に認知されているデータを受け入れ、製品の承認手続きの合理化かつ透明性の向上を図ることによって、そして確固とした科学的かつリスク便益評価を適用することによって、規制改革を実施すること。 b. 医療機器分野において、追加的な国内要件を付することなく、国際的に認知された基準（ISOおよびIEC基準）を早期に採用し、活用することを奨励する。この政策は、基準の役割に関するGHTF勧告と一致するものである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 3.1.2医療・化粧品市場の規制／医療機器による。	
薬事法第14条	薬事法の承認は、承認申請資料に基づき、科学的な観点から、承認審査を行うこととしている。	d	—	医療機器を上市するにあたっては、事前に有効性、安全性及び品質について厚生労働大臣による承認を受けることが必要である。不特定多数の国民に使用される医療機器にあつては、事前に薬事法上の承認を取得した後、医療保険上の取扱いを検討されることが適当である。		z0900192	厚生労働省	新医療技術の市場投入に要する時間の短縮	5120	51200042	11	欧州委員会（EU）	42	新医療技術の市場投入に要する時間の短縮	c. 規制と払い戻しのための承認の同時審査により、新医療技術の市場投入までの時間を短縮し、海外の臨床試験のデータに基づく費用対効果の高い情報の受け入れによって、新製品のアクセスをさらに改善すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 3.1.2医療・化粧品市場の規制／医療機器による。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
血液法第3条第25条	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律(以下「血液法」という。)第3条において、血液製剤は、「国内自給」が確保されることを基本とするともに、安定的に供給されるようにしなければならないとされている。</p> <p>血液法第25条において、毎年度、翌年度の血液製剤の安定供給に関する計画(以下「自給計画」という。)を薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めることとされ、策定にあたっては、製造業者又は輸入業者が、翌年度の製造又は輸入の見込まれる量を届け出ることとされている。</p> <p>需給計画は、製造、輸入共に見込み量に基づき作成しており、輸入製品に対して差別的な取扱いが行っていない。</p>	e		<p>血液法の改正を行った時点でも、必要に応じ米国企業を含めた関係者の意見を聴いており、法律の円滑な運用を図るため、必要に応じて米国企業を含む関係者からの意見を聴く場を設けていくこととしている。需給計画については、国内製品と輸入製品は同等の取扱であり、国際貿易のルールに沿ったものである。</p> <p>血液製剤関係の審議会等はすべて公開審議を行い、透明性の確保に努めており、透明かつ、公平な議論を今後も継続していく。平成16年には、需給計画の策定の審議会等にも外国の血漿分画製剤業界の代表を参考人として招致し、外国企業を関係団体の参加の要望に応えている。</p>	<p>なお、国内自給の確保については、欧州指令においても同様に血液の国内自給の原則が謳われているところである。</p>	z0900193	厚生労働省	血液製剤の輸入に関する規制の見直し	5120	51200043	11	欧州委員会(EU)	43	血液製剤の輸入に関する規制の見直し	<p>EUは日本に対し、血液新法の需給に関する規定が基盤としている、国産血漿の利用が好ましいとする前提を再考し、輸入業者を差別しない規則を策定するよう促すものである。日本に対して、国産の血漿由来製剤を不公正に優遇する暗示のおよび/かつ明示的な規定と慣習を撤廃し、また薬価および払い戻し制度に関する詳細な説明をするよう要求する。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.3医療・化粧品市場の規制/血漿による。</p>	
「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」(昭和55年5月30日 薬発第700号)	<p>ご指摘の「一般的な製品」については、殺菌剤を含まない脱臭剤、一部の染髪料については、従来から化粧品として取り扱われており、「ひげそり用剤の一部等は2001年4月1日より施行された化粧品制度に伴い、例えば、医薬部外品であるひげそり用剤の一部が化粧品に移行した。</p> <p>一方、殺菌剤を含む脱臭剤及び一部の染毛剤については、安全性の観点から、引き続き、医薬部外品として取り扱うこととしている。</p> <p>なお、新規有効成分を含む医薬部外品の承認申請において、添付すべき資料は昭和55年5月30日薬発第700号厚生省薬務局長通知において明示しているところであり、これらの資料に基づき安全性及び効能・効果の審査をしているところである。</p>	d		<p>殺菌剤を含まない脱臭剤、一部の染髪料については、従来から化粧品として取り扱われており、「ひげそり用剤の一部等は2001年4月1日より施行された化粧品制度に伴い、例えば、医薬部外品であるひげそり用剤の一部が化粧品に移行した。</p> <p>一方、殺菌剤を含む脱臭剤及び一部の染毛剤については、安全性の観点から、引き続き、医薬部外品として取り扱うこととしている。</p> <p>なお、新規有効成分を含む医薬部外品の承認申請において、添付すべき資料は昭和55年5月30日薬発第700号厚生省薬務局長通知において明示しているところであり、これらの資料に基づき安全性及び効能・効果の審査をしているところである。</p>	<p>日・EU規制改革対話「日本の規制改革に関するEU優先提案」3.1.4.a</p>	z0900194	厚生労働省	日本で医薬部外品とされ、海外で化粧品とされている製品の日本における区分の見直し	5120	51200044	11	欧州委員会(EU)	44	日本で医薬部外品とされ、海外で化粧品とされている製品の日本における区分の見直し	<p>a. EUは、脱臭剤、染髪料、パーマ製品、脱毛剤など一般的な製品が化粧品として規制されることを要請する。そして、「医薬部外品」ですでに承認されている活性成分について完全な透明性を確保するよう日本政府に要請する(染髪料、パーマ製品においては既に発表済み)。専門名称リスト、仕様書、服用量の公表が新医薬部外品登録簡便化の第一歩となるだろう。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.4医療・化粧品市場の規制/化粧品による。</p>	
「ポジティブリスト収載要領について」(平成13年3月29日医薬審発第325号)	<p>我が国におけるポジティブリスト及びネガティブリストについては、可能な限り欧米等の国際調和を図ったものである。また、ポジティブリストへの新たな成分の収載要領については、平成13年3月29日医薬審発第325号で定めているところ。</p>	d		<p>ポジティブリスト及びネガティブリストは、可能な限り欧米との国際調和を図ったものであり、ポジティブリストへの新たな成分の収載要領については、平成13年3月29日医薬審発第325号厚生労働省医薬局審査管理課長通知により明示している。現時点では相互に認証したリスト収載に係る基準の確立を目的とした協議を行う予定はないが、ポジティブリスト収載にあたって信頼性のある外国で実施された試験データは受け入れている。</p>	<p>日・EU規制改革対話「日本の規制改革に関するEU優先提案」3.1.4.b</p>	z0900195	厚生労働省	化粧品に係る品目リストの国際整合性の推進	5120	51200045	11	欧州委員会(EU)	45	化粧品に係る品目リストの国際整合性の推進	<p>b. EUは日本政府がポジティブリストとネガティブリストの国際調和を図り、またこうした品目リストに新成分を追加する場合の試験および承認基準の相互承認を目指し、EUの規制当局と協議を進めることを改めて奨励する。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.4医療・化粧品市場の規制/化粧品による。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	非動物代替試験データの受け入れ条件に関する国内規制は存在しない。	e	-	我が国では、企業責任で準備する安全性に関するデータについては、動物を使わない代替試験データであっても、現在のところ使用の制限は特段存在しない。	日・EU規制改革対話「日本の規制改革に関するEU優先提案」3.1.4.c	z0900196	厚生労働省	化粧品に係る非動物代替試験データ受入基準の明確化	5120	51200046	11	欧州委員会(EU)	46	化粧品に係る非動物代替試験データ受入基準の明確化	c. 化粧品について非動物代替試験データの受け入れ条件(その具体的根拠も含む)に関する情報の提供を要望する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.4医療・化粧品市場の規制/化粧品による。	
食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)	食品に用いる器具・容器包装については、当該器具・容器包装の材質等の基準を定めており、これに合致することが必要となる。	b		容器包装に関する基準を変更するためには、その科学的な根拠を示すことが必要であり、食品安全委員会における食品健康影響評価に必要な資料が提出されれば、食品安全委員会への評価依頼を行うこととする。	本要請については本年11月に開催された日EU規制対話において協議し、EU側が科学的根拠を示した上で、今後協議を続けることとされた。	z0900197	厚生労働省	食品包装に関する規制の見直し	5120	51200058	11	欧州委員会(EU)	58	食品包装に関する規制の見直し	EUは、日本政府に対し、現行の安全基準および健康基準を満たしながらも、同じ結果を得るために別の方法を採用している食品包装を受け入れられるよう、日本の食品衛生法を近代化するのを、強く求める。従って、試験要件は、この分野における最新技術に応じて修正されるべきである。日本の関係当局は、技術革新を考慮し、新しい製品が市場に登場することを可能にすべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.4国際基準の促進/食品包装による。	
食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条食品衛生法(昭和22年法律第233号)第10条食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)	食品安全基本法第24条により食品衛生法第10条で規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするときは、食品安全委員会の意見を聴かなければならない旨が規定されており、食品添加物の指定に当たっては、必要な資料を添付して具体的な要請のあった品目ごとに、食品安全委員会において食品健康影響評価を行った後、薬事・食品衛生審議会において指定の是非等、具体的な検討を行う。	d		新たな添加物指定にあたっては、従来、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」に基づく毒性試験等のデータを添えた事業者からの要請に基づいて検討していたが、国際整合性に鑑み、平成14年7月からは、国際的な専門家会議(JECFA)において安全性が確認され、かつ、欧米諸国において使用が広く認められている添加物については、企業からの指定の要請の有無にかかわらず、指定に向けた検討を行っているところである。 具体的には、一般の添加物と香料に大別した上で、グループ分けし、年度毎に文献の収集、分析、必要な追加試験の実施等を行い、資料の整備ができたものから食品安全委員会に食品健康影響評価(リスク評価)の依頼を行うこととしている。	平成16年12月現在、EU要望の品目も含む、添加物20品目、香料9品目について、リスク評価を依頼している。このうち、食品添加物「ステアリン酸カルシウム」等4品目については所要の事務手続きが終了していることから、年内にも使用が認められる見込みである。	z0900198	厚生労働省(内閣府食品安全委員会)	認可食品添加物に係る基準の国際整合性の推進	5120	51200059	11	欧州委員会(EU)	59	認可食品添加物に係る基準の国際整合性の推進	EUは日本政府がコーデックス規格に沿って認可食品添加物のリストを近代化し、食品添加物に関するFAO・WHOの共同専門家委員会(JECFA)、ECの食品に関する科学委員会または欧州食品安全機関のような評価機関によって安全であると認可された香料を受け入れることを強く要望する。これらの機関の活用は、当局が短期間に申請に対する判断を下すことを可能とし、それにより貿易環境も向上させよう。より具体的には、EUは日本政府に対してEUが提案している38物質を含む46の優先物質の評価・認可手続きを加速化させることを奨励する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.4.1食品安全および農産物/食品添加物および香料による。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
薬事法	コンタクトレンズは医療用具であり、業として輸入する場合は輸入販売業許可が必要。ただし、個人が使用するための輸入の場合は、税関限りの確認のみで輸入通関できる数量(2ヶ月分)の範囲で個人輸入として認めているところ。	C		医療用具たるコンタクトレンズについて、眼科医による診察に基づいた適切なレンズ規格の決定判断を受けずに、無資格者が長期にわたる着用継続の判断を行うことは危険である。安全性が不明である未承認無許可医療用具の違法な国内への流入を防ぐため、業としての輸入に当たる恐れが低く、定期的に個人用として判断できる範囲として、2か月分について、税関の確認のみで通関可能としているところ。 なお、個人の状況に応じて、品目、数量の必要性が認められる個人輸入である場合には、厚生労働省の確認により通関可能である。		z0900199	厚生労働省	使い捨てコンタクトレンズの個人輸入に関する量的規制(2ヶ月)の見直し	5121	51210007	11	オーストラリア	7	使い捨てコンタクトレンズの個人輸入に関する量的規制(2ヶ月)の見直し	①電子商取引の発達に伴って、使い捨てコンタクトレンズのような医療器具の直接マーケティングが成長する可能性が高いことを考慮すると、オーストラリア政府は、日本政府が、この新しい貿易分野を制限し、禁止するような現在のガイドラインによって起きている問題に対処する必要があると考える。 ②オーストラリア政府は、日本政府が、医薬品や医療器具の輸入に関し、特に、個人使用のために電子メールやその他の手段で、1回に12ヶ月分まで、日本での使用を承認された使い捨てコンタクトレンズを輸入出来るよう、厚生労働省のガイドラインの個人輸入規定を改正することを要望する。更に、輸入書類の作成を要求することにより起きる負担を消費者に負わせるべきではない。もし、日本政府が12ヶ月分までの輸入許可を我々の要望を受け入れられなければ、我々は2ヶ月分から4ヶ月分まで増やすことを提案する。	2003年にコンタクトレンズに関して出した政府の要望書に対し、厚生労働省は薬事法の規約を繰り返し述べるに留まった。我々は依然として、厚生労働省がこの要望書を再度検討することを望んでいる。この種類の製品に関する薬事法の個人輸入の規定を改正することによって、選択の幅が広がり、より安価な製品が入手でき、眼の健康のためになることで、日本の消費者は大きな恩恵に浴することになる。また条項の改正によって、電子取引を拡大させようとする日本政府の要望を促進することになると同時に、日本ですでに承認された製品のみを使用を認めることにより、健康問題に関する厚生労働省の懸念にも答えることになる。	使い捨てコンタクトレンズの輸入は、日本の薬事法により規制されている。この法律は、規定された最大量までは正式な許可無く、日本への医療器具(使い捨てコンタクトレンズを含む)の個人輸入を認めている。使い捨てコンタクトレンズに対しては、個人使用の量(2ヶ月分)が定められている。この限度は、その他の医療器具に対して定められているものとも一致している。日本はこの限度を健康と衛生の理由から規定しているが、これは医薬品と医療器具を同一の法律に含めた結果である。 2ヶ月分以上を輸入するには、個人は、医師の処方箋を入手し、輸入輸出業者やその他の厚生労働省から個人輸入の許可を得るために必要な書類を作成して、その処方箋と厚生労働省の許可証を税関に提示しなければならない。このような書類の入手は、税関での他の課税と異なり、日本では従来通りに処方箋の発行を法律で義務づけていないので、通常日本の消費者は、眼鏡やコンタクトレンズなどを夫々特定の業者から購入している。 オーストラリアは、特別の許可を要しない2ヶ月分という個人輸入による現在の量的制限が日本で使い捨てコンタクトレンズを直接マーケティングする際の不公平な障壁になっていると見ている。オーストラリアは、厚生労働省が日本の消費者の利益を保護しようとしていることは理解するが、健康と衛生の理由で2ヶ月分の制限を課せなければならないとする場合には根拠がないと考える。日本の個人は、既に電子メール等により、2ヶ月間の医師の処方箋無しに、国内向けに2ヶ月分までの使い捨てコンタクトレンズを購入することが可能である。 日本は、薬事法の個人輸入規制の改正を行って、シタモン制の輸入を2ヶ月分から4ヶ月分まで増加することを認めた前例をすでに行っている。我々は、通常、日本が個人使用のためのコンタクトレンズの輸入期間を2ヶ月から12ヶ月まで規定を緩和するように要求した。この要望は我々の最も希望する解決策であるが、日本政府の回答を受け、我々は2ヶ月分から4ヶ月分まで増やすことを提案する。 使い捨てコンタクトレンズの直接マーケティングを行うおと、オーストラリアの企業が展開しているのは、コンタクトレンズの国内小売店に適用される保護・衛生基準を回避しようとするものではない。取替用のサービスとして、日本で既に規制を承認されたコンタクトレンズの輸入を奨励しようとしている。また、医薬品と異なり、特定の個人に処方された使い捨てコンタクトレンズを、他の人が使用することは事実上不可能である。 量的輸入を助めることは、消費しているコンタクトレンズを承認や、幾つかの欧州諸国、オーストラリアを含む他の国々この種の製品の4ヶ月分までの供給を認めるように薬事法の規	
	医療機器の製品規格についてはISO/IEC規格を、国際的な基準についてGHTFにおいて合意されたガイダンスの受入をすることとされている。	d	-	A. 医療機器に関するISO/IEC規格は、従来より、日本工業規格(JIS)に取り込んであり、これらのJISを医療機器の規格基準として採用している。GHTFにおいて合意されたガイダンスについても、そのガイダンスを国内規制に活用している。 B. 承認は、承認取得を予定する者が申請するものであり、申請の際には過去に既に承認申請がされた品目の試験データ等を使うことを可能としている。類似しているかどうかは、承認申請者が確認した上で対処するべきものである。 C. 相互認証の推進にあっては、その必要性等に鑑み、判断していくこととしている。		z0900200	厚生労働省	国外の医薬・医療製品の承認プロセスの迅速化	5121	51210008	11	オーストラリア	8	国外の医薬・医療製品の承認プロセスの迅速化	①PMDAは、今後も許認可の見直しプロセスの一環として、他のGHTF加盟国で認められた規制当局や審査機関による適合性の実質的証拠を引き続き認めるべきである。 ②日本が以前の製品承認申請書の参照を許可し、規制に対する以前の類似した技術の申請作業を評価すべきである。 ③日本が今後もAPECやその他のプロセスを介し同等の規格の相互承認を引き続き促進させるべきである。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)は、少なくともリスクの高い医療機器において、日本の適合審査機関による外国の製造会社の監査で満足な結果が得られることを、市場参入条件とする意向を発表した。しかしながら、オーストラリアの企業はPMDA監査の大幅な遅滞を報告している。海外の製造業者に対するこれ以上の監査の遅滞は、海外の対日輸出業者にとって日本の製造業者よりも不利に働く可能性がある。 改正薬事法(2005年度第2四半期より施行予定)の基で、製品承認の前に、また潜在的に許可の更新を受ける必要のある製品に対して、海外製造所の場で日本政府機関による監査を求められている。これは、特にリスクが高い処方された医薬品に対するPMDA監査を更に増やす結果となる。このような日本の要件は、オーストラリア、欧州医薬品庁(European Medicines Agency)やアメリカ食品・医薬品行政(United States Food and Drug Administration)のような同様の規制基準を有する他の国によるGMP審査の相互承認に向けた動きに反するものとなる。更に、現行制度の下では、外国企業が以前の製品承認申請書を参照することが出来ない。つまり、すべての申請書は新規のものとして扱われるので、産業ならびにPMDAの双方にとって仕事が増えることになる。		
-	ご指摘の薬局方の国際調和については、日米EU医薬品規制調和国際会議(ICHT)において米国及びEUの代表と検討を行ってきているところ。	b	IV	我が国では、ご指摘の薬局方の国際調和に関し、日米EU医薬品規制調和国際会議(ICHT)において米国及びEUの代表と検討を行ってきているところ。ICHT調和ガイドラインが最終合意に至り次第、その内容を国内規制に取り入れる予定。		z0900201	厚生労働省	医薬品における国際規格の準用	5121	51210009	11	オーストラリア	9	医薬品における国際規格の準用	医薬品医療機器総合機構は、日本薬局方に加えて国際規格を認めるべきである。	日本は、英国薬局方や欧州薬局方等の他の国際的に認知された規格を認めることにより、日本が定めた日本薬局方(JP)に医薬品が準拠することを義務付けている。これには、JPへの準拠を証明するためにさらなる製品試験を必要とする。(日本も参加国である)日米EU医薬品規制調和国際会議(ICHT)のプロセスによりICHのガイドラインが推進されるが、JPへの準拠に固執することは、結果として、企業が異なる市場で異なる規格に対し製品試験を行う必要になるため、非効率な生産という結果と成っている。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「安定性試験ガイドラインについて」(平成6年4月21日 薬新薬第30号) 「安定性試験ガイドラインの改定について」(平成15年6月3日 医薬審発第0603001号)	ご指摘の分解試験の国際調和については、平成6年4月21日 薬新薬第30号(改定ガイドラインは平成15年6月3日 医薬審発第0603001号)でICH Q1Aガイドラインの内容を国内規制に取り入れ、実施をしてきたところ。	d, e	-	ご指摘の分解性については、ICHにおいて安定性試験ガイドラインが策定され、我が国も、平成6年4月以降(改定ガイドラインは平成15年6月以降)、国内規制に取り入れているところ。医薬品間の生物学的同等性に関しては、国際規格が定められていないと理解している。		z0900202	厚生労働省	分解試験・医薬品間の生物学的同等性を実証するための国際規格や手法の準用	5121	51210010	11	オーストラリア	10	分解試験・医薬品間の生物学的同等性を実証するための国際規格や手法の準用	医薬品医療機器総合機構が、分解試験や医薬品間の生物学的同等性を実証するための国際規格や手法を認めるべきである。		医薬品間の生物学的同等性を実証する分解試験の日本の要件は、追加試験を義務付ける他国のものを上回る。例えば、日本の規制は、医薬品に対し四つの異なる手法を使用することを義務付けている。	
「外国で実施された医薬品の臨床試験データの取扱いについて」(平成10年8月11日 医薬発第739号) 「外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因について」(平成10年8月11日 医薬審第672号)	ご指摘の「民族の変化性」の国際調和については、平成10年8月11日 医薬発第739号及び平成10年8月11日 医薬審第672号でICH E5ガイドラインの内容を国内規制に取り入れ、実施を行ってきたところ。	d	-	我が国では、ご指摘の「民族の変化性」に関し、合意されたICHガイドラインに則り、その内容を国内規制に取り入れ、現在運用を行っている。		z0900203	厚生労働省	アジア系民族での臨床研究義務の簡素化	5121	51210011	11	オーストラリア	11	アジア系民族での臨床研究義務の簡素化	オーストラリア政府は、医薬品医療機器総合機構が民族の変化性が実証された場合にのみ、追加的な民族試験を義務付ける決定を歓迎する。		日本でアジア系民族での臨床研究が義務付けられていることは、日本での製品承認や登録申請を提出する際に遅延を起したり、もしくは制限を課している。幾つかのケースでは、企業の臨床研究プログラムで、米国やEUなど主要市場での製品登録に向けた中核的臨床プログラムが完了するまで、アジア系民族での試験を行うことが出来ないが、日本のこの要件を満たすための臨床試験を行う必要性がある。	
改正薬事法(平成14年7月改正、平成17年4月施行予定)第14条の11	平成17年施行予定の改正薬事法第14条の11において、いわゆる「マスタードラッグファイル制度」として、原薬等登録原簿の制度を定めている。	a	l	ご要望中の「機密情報の交換の促進」が意味するところが明確ではないが、要望理由中の「所管当局にドラッグマスターファイルを送るプロセス」については、2005年4月施行の改正薬事法において導入される予定。		z0900204	厚生労働省	機密保持のドラッグマスターファイルの使用	5121	51210012	11	オーストラリア	12	機密保持のドラッグマスターファイルの使用	日本は、2002年7月に国会で薬事法の改正が承認され、2005年4月に施行される予定の、機密保持のドラッグマスターファイルの使用を認めるプロセスの創設にあたり、機密情報の交換を促進させるよう取り図るべきである。		他の国では、活性成分(API)の製造業者は、規制当局に直接、ドラッグマスターファイルという形で、機密の情報を提出することが出来る。これにより、企業は機密性に違反することなく、APIを使うことが出来る。しかし、日本では、所管当局にドラッグマスターファイルを送るプロセスが存在しなため、その結果、機密保持の要件に違反するかもしれない。オーストラリアは、ドラッグマスターファイルの使用を認めるために薬事法が改正により、2005年4月に施行されることを歓迎する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「医薬品の製造(輸入)承認申請に際して添付すべき安定性試験成績の取扱い」(平成3年2月15日薬審第43号) 「安定性試験ガイドラインの改定について」(平成15年6月3日薬審第0603001号) 「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドラインについて」(平成9年12月22日薬審第487号)	ジェネリック医薬品の使用促進については、医療保険制度において、処方を行った場合に処方せん料を高く評価する薬局においても、調剤を行った場合や品質や価格に関する情報提供を行った場合に調剤報酬を加算するなどの措置を講じているところ。 我が国において、ジェネリック医薬品の承認申請資料として要求しているのは、規格及び試験方法、安定性、生物学的同等性の3種である。 及び、先発医薬品のICHガイドラインに準拠している。また、については、平成9年12月22日薬審第487号でガイドラインを定めている。 以上のガイドラインについては、厚生労働省のホームページ等を通じて、公開している。	d, d, d	-	(1点目について) ジェネリック医薬品の使用促進を図ることは、医療費の効率化の観点からも重要な課題と認識しており、医療保険制度においては、ジェネリック医薬品を含む処方を行った場合に処方せん料を高く評価する薬局においても、ジェネリック医薬品の調剤を行った場合や、ジェネリック医薬品の品質や価格に関する情報提供を行った場合に、調剤報酬を加算するなどの措置を講じているところ。 (2点目について) ジェネリック医薬品の承認申請において、我が国では、規格及び試験方法、安定性、生物学的同等性の3種を添付資料として要求しており、これらの資料を通じて、適合性と類似性を確認している。そのうち、及びについては、先発医薬品のICHガイドラインに準拠して、ガイドラインを定めている。また、については、平成9年12月22日薬審第487号でガイドラインを定めている。 (3点目について) 上記のガイドラインについては、厚生労働省のホームページ等を通じて、公開しているところ。		z0900205	厚生労働省	ジェネリック医薬品に関する規制緩和	5121	51210013	11	オーストラリア	13	ジェネリック医薬品に関する規制緩和	①日本政府が、ジェネリック医薬品代替調剤を許可するために、ジェネリック医薬品の推進政策を加速させるべきである。 ②ジェネリック医薬品企業がジェネリック医薬品の適合性と類似性を実証する互換性試験を実施することを許可するよう、日本の法律は、ジェネリック医薬品が日本の先発メーカーの医薬品と同一性を有することを義務付けている。日本の規制は、ジェネリック医薬品の全てのサンプルを提示するために「三重」の試験を実施することを求めている。他国の規制当局では一サンプルの提示につき、より少ないバッチの試験(例:米国の場合、2回もしくは1回)を認めている。また、製品の適合性を証明するためにひとまとめる戦略も認めている。			
		c		米国に対して医療におけるプライバシー問題の関心事項を確認しているにもかかわらず、未だに具体的内容が示されていないため、現時点では専門家会議を行う必要はないと考えている。		z0900206	厚生労働省	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	5122	51220029	31	米国	29	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	2003年5月23日、国会が個人情報保護法を成立させたことを受け、いくつかの省庁は、同法の2005年4月の施行を前に公表すべき施行指針を策定した。米国は以下の措置を日本が取ることを提言する。 ③医療におけるプライバシー問題に関する対話を深めるため、2005年の冬にプライバシー問題の専門家を招集しテレビ会議を共催する。一貫性を高めるために、多省庁からプライバシー問題の専門家を招聘する。		e-Japan戦略Iおよびe-Japan重点計画2004とともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。	
	「医薬品産業ビジョン」及び「医療機器産業ビジョン」については、策定後5年間の「イノベーション促進のための集中期間」と位置づけ、国の支援策をアクションプランとして提示している。厚生労働省は、盛り込まれたアクションプランの着実な実施を図るため、厚生労働事務次官を本部長とする「医薬品・医療機器産業政策推進本部」において毎年その進捗状況を取りまとめた上、公表を行っている。	a		昨年同様に本年も4月30日に平成15年度末までのアクションプランの進捗状況を公表した。さらに5月から6月にかけて4回に渡り「医薬品産業政策の推進に係る懇談会」及び「医療機器産業政策の推進に係る懇談会」を開催し、アクションプランの進捗状況などにつき、国内外の業界団体を始め広く「医薬品・医療機器産業関係者」からご意見を伺った。厚生労働省としては、懇談会におけるご意見を踏まえつつ、アクションプランに盛り込まれた施策を可能な限り前倒して実施することとしていきたい。		z0900207	厚生労働省	医療機器・医薬品の価格算定改革と関連事項	5122	51220060	11	米国	60	医療機器・医薬品の価格算定改革と関連事項	産業ビジョンの実施を迅速化する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険納入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
社会保険医療協議会法、医療用具の保険適用に関する取扱いについて、薬価算定の基準について	<p>中医協における医薬品及び医療機器の業界の代表については、薬価専門部会に、医薬品の研究開発に精通した者、製造販売に精通した者及び流通に精通した者の3名を、保険医療材料専門部会に、医療材料の製造販売に精通した者(国内、海外)2名、流通に精通した者1名の3名をそれぞれ専門委員として任命し、薬価算定ルール及び保険医療材料算定ルールの審議に当たってはこれらの専門委員にも参加いただいているところ。</p> <p>薬価算定組織、保険医療材料専門組織の第1回目の会議は、新薬収載希望者の提出した資料と事務局の算定案が事前に薬価算定組織の委員に配布された上で、これらの資料に基づき薬価算定案における類似薬の適否などについて検討するものとされており、新薬収載希望者は出席できない取扱いとなっている。</p>	全国規模で対応不可	(法律上の手当てを必要とするもの)	<p>業界の御意見についても、適切に反映される体制が採られている。</p> <p>新薬収載希望者の意見を含めた提出資料は予め薬価算定組織の委員に配布することとしており、新薬収載希望者の意向は薬価算定組織に十分伝えられているものと考えている。なお、医政局経済課においては、従来どおり必要十分な時間を確保して製造(輸入)業者等から、新薬収載希望の内容についてヒアリングを行うこととしている。</p>		z0900208	厚生労働省	医療機器・医薬品・価格算定の政策変更の検討	5122	51220061	11	米国	61	医療機器・医薬品・価格算定の政策変更の検討	<p>価格算定の政策変更の検討、また、その影響を判断するにあたり、米国家業界を含む業界に対し、相談をする意味のある機会を与える。厚生労働省が相談をする外部専門家、米国家業界を含む業界が、意見を述べる意味のある機会を与える。以下の措置により、価格算定の過程における業界の意見提供及び参加を促進する。</p> <p>①中医協における、米国家業界を含む業界の代表者を拡大する。</p> <p>②薬価算定組織及び保険医療材料専門組織の一回目の会合において、申請者に償還価格に関して意見表明をする機会を与える。</p>	<p>日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>		
薬価算定の基準について	<p>医薬品及び医療機器の価格算定ルールについては、米国家業界を含む業界の意見も伺いながら、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえて決定されている。</p>	全国規模で対応不可	訓令又は通達の手当てを必要とするもの	<p>医薬品及び医療機器の価格算定ルールについては、米国家業界を含む業界の意見も伺いながら、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえて決定することとされており、引き続き、公正で透明性のある価格決定を行ってまいりたい。</p>		z0900209	厚生労働省	医薬品について	5122	51220062	11	米国	62	医薬品について	<p>日本の患者や医療制度に提供される革新的な医療機器及び医薬品の価値が正確に評価されるように、価格算定ルールを改善する。価格算定ルールの変更が、厚生労働省の認識する革新性の価値と相反しないことを保証する。価格設定をするにあたり、薬事承認の遅れや新薬事法を順守するために掛かる日本での経済活動を行なうためのコストを考慮する。そして、以下の措置を講じるよう求める。</p> <p>①原価計算方式の代替案として、メーカー希望価格をつける価格設定方式を採用する。</p> <p>②類似薬効方式を採用する場合、類似薬につけられた最初の価格を使用する。</p> <p>③さらに加算枠を十分に適用する。</p> <p>④類似薬選定及び加算ルール適用に利用されるデータの出所及び種類を拡大する。</p> <p>⑤市場拡大に基づく再算定基準を廃止する。</p> <p>⑥医薬品の外国平均価格調整が、米国家業界に不利益を与えるよう変更されないことを保証する。</p> <p>⑦革新的な製品の開発コストを償う必要性を考慮する。</p> <p>⑧バイオロジック製品については、その特異な性質を考慮し、メーカー希望価格に基づく新たな価格設定方式を採用する。</p>	<p>日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>		
医療用具の保険適用等に関する取扱いについて	<p>医薬品及び医療機器の価格算定ルールについては、米国家業界を含む業界の意見も伺いながら、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえて決定されている。</p>	全国規模で対応不可	訓令又は通達の手当てを必要とするもの	<p>医薬品及び医療機器の価格算定ルールについては、米国家業界を含む業界の意見も伺いながら、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえて決定することとされており、引き続き、公正で透明性のある価格決定を行ってまいりたい。</p>		z0900210	厚生労働省	医療機器について	5122	51220063	11	米国	63	医療機器について	<p>①医療機器の外国平均価格調整ルールを見直す。他の市場のコスト構造とは異なった日本市場特有の側面を考慮し、外国平均価格調整ルールにおける倍率その他の要素を変更する。</p> <p>②価格データ採集方法について、米国家業界を含む業界と相談する。</p> <p>③政府の専門家と米国家業界を含む業界の代表者による組織を創設し、対話の強化及びR幅方式の過程やC1、C2保健医療用具区分の改善に関する提言を作成する。</p> <p>④薬事審査が終了する以前に、C1、C2保健医療区分に関する拘束力を持った事前相談を提供する。</p> <p>⑤C1製品の暫定価格を、薬事承認後に希望があった際、又はその直後に与える。</p> <p>⑥C1、C2保健医療区分を希望する保険適応手続きに関する主要な質問や問題は、希望書が提出されてから2週間以内に指示をする。</p> <p>⑦C1保健医療区分の適応資格や補正加算の基準を公表することにより、C1製品の取り扱い決定を早め、予見可能性を向上させる。</p> <p>⑧治療、診断や疾病の管理、コンプライアンス、使用の安易性、回復時間や長期的な結果などを著しく改善する製品には、C1保健医療区分の適応をする。</p> <p>⑨経済的な結果、生活の質、安全性、有用性その他の要素を考慮し、製品個々の価値を判断する価値基準方法をC2保健医療区分製品に適用する。</p>	<p>日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
健康保険法	医療保険制度においては、疾病又は負傷の治療を保険給付の対象としている。	c:全国規模で対応不可	(法律上の手当てを必要とするもの)	予防については、各保険者がそれぞれの判断により、保健事業として実施することが適当。		z0900211	厚生労働省	予防医学における承認済みの医薬品の保険適用	5122	51220064	11	米国	64	予防医学における承認済みの医薬品の保険適用	予防医学において、承認済みの医薬品の保険適応を認める。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	診断機器業界については、平成15年度(2003)年度から定期的な会合において意見交換を行うこととしており、既に、昨年11月、本年9月の2回にわたり意見交換を行ったところ。画像診断機器については、技術料の中に含めて評価していることから中医協における診療報酬全体の審議の中で償還される点数が決定されている。体外診断薬についても、技術料の中に含めて評価していることから中医協における診療報酬全体の審議の中で償還される点数が決定されている。なお、これらの改定に当たっては、衛生検査所検査料金調査によって得られた市場実勢価格を参考として適切に実施されている。また、院内検査の評価については、「検体検査管理加算」として、院内において検体検査管理を行うにつき十分な体制を整備していることなどを要件に加算を行うなど、適切な評価に努めているところ。	e:事実誤認、c:全国規模で対応不可	省令、告示の手当てを必要とするもの	体外診断薬については、技術料の一環として評価され、中医協における診療報酬全体に係る審議の中で検討されることから、個別の委員会を設置していないが、今後とも適切に評価が行われるよう、引き続き業界との定期会合の場等において意見聴取を行ってまいりたい。		z0900213	厚生労働省	診断機器について	5122	51220066	11	米国	66	診断機器について	診断機器(例えば体外診断薬や画像診断機器)について、透明性を向上し、米国業界を含む業界と相談する。診断機器の価格設定を巡る際に、診断機器の価値を考慮する。対外診断薬については、価格データ採取方法の透明化を計り、院内検査の臨床的価値を評価する方法を確立する。中医協に、対外診断薬の委員会を設ける。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の算定方法、厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における療養又は医療に要する費用の額の算定方法	特定機能病院等における入院医療の包括評価については、平成15(2003)年4月より開始したところであるが、包括評価が革新的医療機器や医薬品の導入を必ずしも妨げるものではない。	e:事実誤認		現在、DPC導入の影響評価調査を実施しており、今後、DPCの導入が薬剤・医療材料の使用にどのような影響を与えたとかを把握する予定である。		z0900214	厚生労働省	DPCについて	5122	51220067	11	米国	67	DPCについて	特定機能病院医療包括制度(DPC)において、革新的医療機器や医薬品の導入が確保されるよう措置を取る。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	平成11(2001)年の医療技術評価推進検討会において、「根拠に基づく医療(EBM)」の推進が検討され、EBM推進の一つの方策として疾病別の診療ガイドラインの整備が提言された。同提言をふまえ、平成11年以降は厚生労働科学研究費補助金にて学会等によるEBMの手法に基づく診療ガイドラインの作成支援を行い、平成15(2003)年度までに20疾患が完成している。	d		平成11(2001)年の医療技術評価推進検討会において、「根拠に基づく医療(EBM)」の推進が検討され、EBM推進の一つの方策として疾病別の診療ガイドラインの整備が提言された。同提言をふまえ、平成11年以降は厚生労働科学研究費補助金にて学会等によるEBMの手法に基づく診療ガイドラインの作成支援を行い、平成15(2003)年度までに20疾患が完成している。 このように、EBM推進の一方策として、診療ガイドラインの整備を着実に進めてきたところである。		z0900215	厚生労働省	治療ガイドラインの導入について	5122	51220068	11	米国	68	治療ガイドラインの導入について	適切な患者ケアと革新的な医療機器の導入を確保する為に、治療ガイドラインを導入する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新的な価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
薬事法等	知的財産戦略本部において、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が取りまとめられ、この中で、医薬品の試験データについて、知的財産を保護し、新規医薬品の開発に対するインセンティブを向上させる観点からの保護の強化等について、例えば10年間の保護期間を設定する等、幅広い観点から平成17年度末までに検討することとされている。	b		医薬品の試験データについて、知的財産を保護し新規医薬品の開発に対するインセンティブを向上させるという観点から保護を強化すること等については、16.4.14付けで日本製薬団体連合会から新薬データ保護期間を8年とすることの要望が提出されたことを踏まえ、データ保護期間の設定の必要性、効果又は後発医薬品使用促進とのバランスなど、幅広い観点から検討を行っており、平成17年度末までに結論を出すこととしている。また、その検討に際しては、内資外資を問わず関係界からの意見も伺っている。		z0900216	厚生労働省	医薬品の知的財産保護強化について	5122	51220069	11	米国	69	医薬品の知的財産保護強化について	医薬品の知的財産保護強化の提案について、知的財産戦略本部による考慮に関し、在日外資企業を含む医薬品企業と綿密に相談する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新的な価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、医薬品及び医療機器の薬事審査に関し、中期目標、中期業務計画、年度業務計画により業務目標を設定していること。初回相談の期日については、業務目標の設定は行っていない。	c		総合機構は中期目標、中期業務計画、年度業務計画により業務目標を設定し、その達成を確実なものとするべく努力しているところである。 治験相談に関しては、平成16年10月時点で、平成17年3月までの日程が既に一杯となっており、現在、対面助言を申し込んだ場合、6ヶ月待ちの状況となっている。このような状況を改善するため、相談業務に従事する職員・養成に努めているところであり、相談応需体制の確保状況を見ながら検討してまいりたい。 したがって、ご指摘の初回相談の申込みから相談までの期間は、総合機構内の指標とするが、これを審査事務処理期間のように総合機構の中期業務計画に掲げ、総合機構にその達成責務を課すことは、相談・審査過程の柔軟性を損なうことにつながるおそれがあるため、中期業務計画には掲げることができない。 医療機器についても、まずは、平成16年4月1日に設定した中期目標、中期業務計画、年度業務計画を確実に達成していくよう努力することとしたい。	MOSS II-A	z0900217	厚生労働省	薬事審査と承認の迅速化	5122	51220070	11	米国	70	薬事審査と承認の迅速化	薬事審査と承認を迅速化し、総合機構の業務目標を達成する。医薬品については、開発段階における総合機構との相談について、初回相談の80%を申込後から60日以内に行なうという新たな業務目標を追加する。医療機器については、MOSS合意の目標を超えるべく努力をする。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(OPMA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	(1点目に関して) 総合機構の業務目標の達成度については、年次報告として作成し、公表する旨業務計画に掲げられている。医薬品に関しては、ご要望の統計数字を、求めに応じて公表してきているところ。	d, c	-	(1点目に関して) 総合機構の年度毎の業務達成状況について、年次報告として作成し、公表することは、既に業務計画にも盛り込まれている。年次報告の内容として、要望の点を盛り込めるかどうかは今後検討して参りたい。なお、医薬品については、各々の数字に関しては、これまでも同様な統計数字を求めに応じて公表してきているところである。 (2点目に関して) 医療機器について掲げられている数値目標のうち、指示事項の回数、審査の各段階で費やされた時間については、個別申請品目ごとの状況(申請者の資料整備の水準、照会事項への回答内容等)によって様々であり、これを集計して数値目標とすることは、適切ではないと考えている。また、医療機器については、申請者間のばらつきが大きいこと、個別品目によっても大きく異なることから、むしろ、申請者の質の改善を図ることが重要である。その観点から、本年11月中旬にAdvaMed主催、ACCJ後援の「医療機器承認申請講習会」を厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構の全面的協力のもと、開催したところである。	MOSS II-B	z0900218	厚生労働省	総合機構の業務目標の達成度について	5122	51220071	11	米国	71	総合機構の業務目標の達成度について	総合機構の業務目標の達成度について、年次報告書の詳細と透明性をさらに良くするために、総合機構の業績を評価する数値目標を、米国家業界を含む業界と相談して構築する。以下の数値目標を含む年次報告書を公表する。 ①医薬品については、審査件数と種類(例えば、優先審査など)、事務処理期間及び総審査期間の平均値と中央値、製造管理及び品質管理規則(GMP)査察件数及びそれらの査察を完了するのに費やした時間。 ②医療機器については、申請件数(合計及び承認件数)、申請書あたりの指示事項の回数、審査の各段階で費やされた時間、審査側の審査に要した時間。	厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。		
-	(1点目に関して) 総合機構及び厚生労働省は、業界と会合の機会を設けてきたところ。また、外部専門家との会合についても、面接審査会という制度を活用し、意見交換を行っているところ。 (2点目に関して) 審査進捗状況についての説明の機会を、平成16年9月に明確にしたところ。 (3点目に関して) 総合機構と申請者の事前相談の内容については、従来より相談記録を作成している。 (4点目に関して) 審査の公正性を確保する観点から、審査関連の外部専門家を当該企業に通知することは行っていない。	d, d, d, c	-	(1点目に関して) 総合機構及び厚生労働省は米国家業界を含む業界と今までも会合の機会を設けており、今後も必要があれば、対応していきたいと考えている。業界の提案に関して十分相談することに関して、様々なレベルでの面談、会議の機会をこれまでも持って来ており、引き続きこうした機会を活用してまいりたい。 (2点目に関して) 申請者側の責任者に対して審査の経過、進捗状況等の情報伝達を毎月審査進捗報告書(年報)を平成16年9月に明確にしたところである。面談申し込みから面談までの期間に関しては、出来るだけ短縮していくこととなり、申し込みから面談まで1-2週のうち面談を実施しているところである。 (3点目に関して) 治療相談に関しては、相談記録を作成し、相談内容を双方確認の上で確定させて保存している。申請者は当該相談記録を申請にあたって参考資料として提出することが出来るので、これによって相談と審査の一貫性の確保に努めている。併せて、ご存じのとおり、総論相談と審査業務を同一の審査チームで行うことにより、事前相談と申請後の審査の一貫性が確保されるものと考えている。 (4点目に関して) (審査に関連する場合) 審査中の案件に関して、審査官が担当する外部専門家を当該企業に通知することは、当該外部専門家に申請企業から何らかのアプローチがあった場合、審査の公正性に関して国民から疑念を抱かれる恐れがあり、認められない。ただし、企業との審査進捗状況については、直接審査官の場において、申請企業は、自らが依頼する専門家と共に、審査官及び審査官が相談している専門家と科学的議論を十分行うことができようになっている。なお、外部専門家の選定に関して、その専門性、経験を十分に考慮することは期待される。 (安全対策に関連する場合) 特定の企業間の事件について安全対策措置を検討する場合など、定期的制約がある場合を除き、当該企業に対して事前に連絡することであり、その際、企業と安全対策担当官との間で情報交換する機会を設けているところである。また、総合機構の安全対策措置に関して、科学的な内容に照し、米国家業界が相談された場合は、必要に応じて企業及び総合機構双方の専門家を交えた意見交換の場を設けることとしている。なお、外部専門家の選定に関して、その専門性、経験を十分に考慮することは期待される。	MOSS II-C	z0900219	厚生労働省	薬事規制改革の透明性の向上	5122	51220072	11	米国	72	薬事規制改革の透明性の向上	透明性を向上させるために以下の措置を取る。 ①米国家業界を含む業界と総合機構、厚生労働省及び総合機構又は厚生労働省から相談を受ける外部専門家との会合の機会を増やす。米国家業界を含む業界と、業界の提案に関して十分に相談する。 ②総合機構において、要求があった場合、申請者に審査進捗状況について説明をする制度を設ける。面談希望の要望から実際の面談までの期間を短縮する。 ③総合機構と申請者の事前相談の内容について、両者が確認できるようにメモを作成し、事前相談と申請後の審査の一貫性を確保する。 ④特定の企業に依る事柄(例えば、有害事象)について、外部専門家と相談する際には、その旨をその企業に通知する。そして、その企業に外部専門家や安全対策担当官らと情報交換を十分な機会を与える。外部専門家の意見を求める際には、問題となっている医療機器及び医薬品について、十分に適切な臨床試験の専門家を選定する。	厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。		
薬事法第14条第6項	薬事法第14条第6項の規定により、医療機器等の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、その承認に係る医療機器等の製造所における製造管理又は品質管理の方法がGMPに適合しているかどうかについて、当該承認を受けようとするとき、及び当該承認の取得後5年間を経過することに、厚生労働大臣の書面による調査又は実地の調査を受けなければならない。	C	-	改正薬事法により導入される承認前GMP適合性調査、外国製造所調査については、可能な限り合理的に進める考えであるが、他方で申請者の協力、法令の遵守は不可欠であり、不適合が見られれば承認審査に要する期間延びる可能性はある。他国当局等による適合性調査結果の受入れについては、GMP相互承認をもってはじめて可能となるものである。GMP相互承認については、従来より日本側が米国政府に対して要望してきているにもかかわらず、米国政府が受け入れていない状況にある。日米規制改革イニシアティブの基本原則である双方向性の観点から、かかる要望を行ううちは、まずは米側の規制当局として、日本側の当局等(総合機構、都道府県又は薬事法に基づき指定された認定認証機関)によるGMP適合性調査結果を受け入れる旨を約束するべきである。		z0900220	厚生労働省	海外監査、工場査察による新製品の承認の遅延について	5122	51220073	11	米国	73	海外監査、工場査察による新製品の承認の遅延について	海外監査や工場査察が新製品の承認を遅らせることがないようにする。監査や査察の過程や要求事項を明確にする。医療機器については、認められた規制当局又は第三者認証機関による品質システムの認証又は監査結果を、市場導入前要求事項を満たしているという十分な証拠として受け入れる。厚生労働省又は総合機構による査察は、規制当局や第三者認定機関が証明書又はレポートを発行していない場合に限定する。	厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	(3点目について) 規格、基準、審査手続き等を制定する際には、関係団体の意見を踏まえて原案を作成し、この原案に関してパブリックコメントを求めている。	d, d, d, d,	-	(1点目について) 医療機器の製品規格、審査のガイドラインとも、医療機器の有効性・安全性の確保等に必要事項を規定しており、基準制定にあつては、リスク・ベネフィットの観点から考慮して行っている。 (2点目について) 各種のガイダンスの作成にあつては、透明性を確保するのに重要なものであり、公表を望みたい。 (3点目について) 規格、基準、審査手続き等を制定する際には、関係団体の意見を踏まえて原案を作成し、この原案に関しパブリックコメントを求めている。また、解釈や運用の細部を示す通知についてもパブリックコメントを求めている。 (4点目について) 規制は、その時点における最新の科学的知見に基づき行うこととしており、今後も規制が科学に基づきよう努めたい。	MOSS II - E	z0900221	厚生労働省	医療機器の要求事項及びガイダンスの作成について	5122	51220074	11	米国	74	医療機器の要求事項及びガイダンスの作成について	医療機器の要求事項及びガイダンスを作成するに際しては、その要求事項に費用を賄う十分な利益があることとする。審査及び市販後の安全対策においては、既に公表されているガイダンスの利用を拡大する。新たなガイダンスが適用される前に、その案について業界が十分に意見を述べる機会が与えられるような管理規則を採用する。規制は科学に基づくことを確保する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
	治験相談に関与した外部専門家の承認審査における任用に関する規定はない。総合機構の審査担当者については、高度の専門性を維持するよう、学会参加等の機会確保に努めてきたところ。職員の異動に関する規定はない。	c	-	治験相談の時点から承認審査の段階まで、通常年余の時間が経過することから、常に同一の外部専門家が一貫して関与することを保証することは困難である。 その時々で最適な専門性、経験を有すると考えられる外部専門家を活用する柔軟性を損なう恐れもあり、必ずしも提案の方法が適切とは考えられない。 総合機構の審査担当者については、その専門性を継続的に高めるよう研修制度等の充実に努めているところである。 なお、職員の異動に関しては、専門性の強化の観点のみで行うものではなく、総合機構の裁量として組織管理等の観点から行うものを制限することは出来ない。	MOSS II-F	z0900222	厚生労働省	審査について	5122	51220075	11	米国	75	審査について	審査にさらに一貫性をもたせるため、臨床治験相談に係わった外部専門家が、その製品の審査に関わることを約束する。総合機構の審査官の専門性を継続教育その他の方法で強化する。職員の異動は、職員の専門性の強化の観点から行なわれることを確保する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
	(1点目に関して) 平成17年4月施行の改正薬事法においては、従来の資料概要を、GHTFにおいて議論している技術文書概要(STED)に変える予定である。	d, d, d,	-	(1点目について) 既存品目と同一性のある品目は、技術文書概要(STED)については新医療用具と比べ資料の簡略化を認める他、同一性に関する資料の提出に適切な経過措置期間を3年程度で検討する予定である。 (2点目について) 国際的なリスク分類の観点から、クラスIからII及びそれ以上に分類しなおされた品目については、改正薬事法の施行後は、承認をとっているものとみなされるもの、以後は、新しい分類に求められる要件を満たす必要がある。 (3点目について) 医療機器の同一品目としての本質を変更しない軽微な変更は、承認取得者の責任において、一部変更承認の手続きを経ずに届出のみで変更を行うことを認めている。	MOSS II - G	z0900223	厚生労働省	医療機器の承認審査の合理化について	5122	51220076	11	米国	76	医療機器の承認審査の合理化について	既存品目との同一性のある新製品については、資料概要(STED)の簡略化を認める。クラスIからクラスII及びそれ以上に分類が変更される製品を自動的に「新規」として取り扱わない。そして、製造工程及び製品デザインの変更は、それらの変更が安全性・有用性を減さない限り、薬事承認をせず認めると、医療機器の承認審査を合理化する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	優先相談及び優先審査の実績に関しては、原則公開で行われる業務運営評議会及び委員会に半期ごとに報告することと規定している。	d	-	相談業務、審査業務の実績に関しては、原則公開で行われる業務運営評議会及び委員会に半期ごとに報告することになっており、透明性の確保を図っている。	MOSS II-H	z0900224	厚生労働省	審査過程の明確化	5122	51220077	11	米国	77	審査過程の明確化	業界と相談して、優先相談及び優先審査の効率性を評価し、これら審査の過程を明確にする。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」(平成11年4月8日 医薬審666号)	平成11年4月8日医薬審第666号において、医療用配合剤として承認を受けるためには、次のいずれかの事由に該当するものとされている。輸液等用時調整が困難なもの、副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、その他特に必要と認められるもの	d	-	厚生労働省においては、配合意義が認められる基準として、輸液等用時調整が困難なもの、副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、その他特に必要と認められるもの、の3つを定めている。配合剤については、多剤を同時服用しなればならない場合の飲みやすさの向上が期待される半面、各配合成分の配合量が固定されるため、臨床現場において患者の病状等に応じた用量調節が不可能であるというデメリットがある。そのため、臨床使用において適宜増減が認められている成分を配合剤とする場合には、用量調節が不可能であることによる有効性・安全性への影響についての確認が必要であるほか、臨床現場にとっての使い勝手などについても検討が必要である。現行の配合剤の基準は、配合剤のこのような特徴を踏まえ、医療上の有効性・安全性等を向上させる配合について、その意義を認めるとしたものであり、十分に妥当なものであると考えている。一方、併用療法の承認基準については、それが何を指すのか明らかではないが、併用療法については、通常、個別に審査を行い、有効性・安全性が確認されたものについて承認しているところである。(例:ベグインターフェロン アルファとリバビリンの併用療法等)	MOSS II-I 第4次提案 要望事項50560035 (要望主体: (社)日本経済団体連合会)と類似の要望	z0900225	厚生労働省	承認基準の簡素化	5122	51220078	11	米国	78	承認基準の簡素化	併用療法及び配合剤の承認基準を簡素化する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
(1点目に関して) 総合機構において、体外診断薬の業績評価目標は定めていない。しかし、行政側の標準的事務処理期間として、承認については6カ月、貯蔵方法及び有効期間に関する一部変更承認については3カ月を定めている。	(1点目について) 体外診断薬に関して、総合機構の業績評価目標として設定するかどうかの判断にあっては、平成17年4月に施行される改正薬事法の影響を考慮し、以降の実績を踏まえ、検討する予定である。業績評価指標の検討にあっては、米国業界を含む業界からの意見を聴取する機会を設けたい。	d	-	(2点目について) 薬事法下においては、疾患別の標準検査基準のガイドラインに関する政府の勉強会は存在しない。	MOSS II-J	z0900226	厚生労働省	対外診断薬の業績評価指標について	5122	51220079	11	米国	79	対外診断薬の業績評価指標について	2005年4月までに対外診断薬の業績評価指標を、米国業界を含む業界からの有意義な意見に基づいて設ける。疾病別の標準検査基準のガイドラインに関する政府の勉強会に、米国業界を含む対外診断薬業界の参加を認める。既に承認を受けている対外診断薬について、医師の要求があった場合は、そのような対外診断薬の使用制限を差し控える。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	総合機構の中期計画において、般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図ることが掲げられている。	a	IV	総合機構が定めた中期計画において、国民に対するサービスの向上として「一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。」ことが定められており、これに基づき平成16年度の年度計画において、「審査や安全対策に対する関係企業等からの苦情等に対応するための相談マニュアルを作成する。」「上記の相談先を明示するとともに、受け付けた意見を業務改善へつなげる仕組みを検討する。」こととされている。 したがって、要望された不服申し立ての過程に関しても、この業務計画を達成する中で検討してまいりたい。	MOSS II-K	z0900227	厚生労働省	総合機構の承認及び安全対策関係の不服申し立ての過程の明確化	5122	51220080	11	米国	80	総合機構の承認及び安全対策関係の不服申し立ての過程の明確化	総合機構の承認及び安全対策関係の不服申し立ての過程を、米国業界を含む業界と相談して明確にする。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
なし	平成16年4月に設立された独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報を製造業者や医療機関などから一元的に収集し、科学的な調査・検討を行い、厚生労働省と連携して安全対策を的確に実施する。また、必要な情報を医療関係者、製造業者、医薬品や医療機器の使用者などに広く提供する。	b		1. 安全対策の検討に当たっては、医薬品医療機器総合機構の業務方法書の規定に基づき、通常、複数回にわたる国内での企業別、製品ごとの間で、真摯な意見交換の方法により十分な意見交換を行うとともに、医薬品医療機器総合機構において整備した外部専門家の意見を聴取し、当該企業にも伝達した上で検討を行っていることである。 2. 安全対策業務に関して、手続きに係る不備や医薬品医療機器総合機構による安全対策措置の策に対する不備等について、業務方法書の規定に基づき、不備等への対応を行うことであるが、特に科学的な内容に関する事項については、説明の機会を提供するとともに、必要に応じ企業及び総合機構双方の専門家を交えた意見交換の場を設けることとしている。 3. 安全性データベースについては、企業より報告された副作用報告を基にデータベースを構築している。ここで構築された副作用情報を統計的に解析し、詳細に検討すべき副作用症例を早期に発見するデータマイニング手法について、中期計画に盛り、その検討に着手したところである。このデータマイニング手法の導入に関する検討に当たっては中期計画にも記載されていることであるが、その検討状況を適宜公表することとしている。 製品の安全性に関しては、審査部門との連携のもと、審査段階から安全部門も検討に参加し、情報の収集に努めていることであるが、今後、必要に応じて、医薬品医療機器について、安全部門の職員と企業担当者との間で意見交換を行うてまいりたい。 4. GHTF文書については、各国が自国の状況を勘案しながら取り入れるものと承知しており、日本においても可能なものについては既に取り入れている。四半期毎のサマリーレポートでの報告を要するが、GHTF文書のその部分については不明であるが、そのような制度については、現在のところ、わが国は取り入れていないところ。わが国に導入が可能な検討している。なお、米国においても、GHTF文書について取り入れていない事項があると承知している。		z0900228	厚生労働省	市販後安全対策システムの構築について	5122	51220081	11	米国	81	市販後安全対策システムの構築について	利害のバランスの取れた、科学、統計及び国際的に整合した方法に基づいた市販後安全対策システムを構築する。有害事象に関する報告された事象の重大性に相応し、そして、有害事象の評価とその後の対策を検討する際に、業界が関与することが出切るような仕組みを構築する。有害事象をめぐる論争については、データや業界と厚生労働省及び相談を受けた専門家との有意義な相談に基づく不服申し立ての過程を経て、迅速かつ効率よく解決をする。医薬品については、厚生労働省と総合機構のデータ・マイニング分析を含む安全性データベースの本質と使用目的を明確にする。また、製品の安全性に関するプロファイルについて、安全対策担当官と製品開発者とのやり取りの過程についても明確にする。医療機器については、医療機器規制国際化会議(GHTF)の調和された安全対策文書の利用を取り入れ、重要でない又は既知の事象には四半期毎のサマリーレポートでの報告を認める。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月2日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
	(1点目について) 医療機器に関するISO/IEC規格は、日本工業規格(JIS)に取り込んでおり、これらのJISを医療機器の規格基準として採用している。 (3点目について) 規格、基準、審査手続き等を制定する際には、関係団体の意見を踏まえて原案を作成し、この原案に関してパブリックコメントを求めている。	d	-	(1点目について) 医療機器に関するISO/IEC規格は、従来より、日本工業規格(JIS)に取り込んでおり、これらのJISを医療機器の規格基準として採用している。また、GHTFにおいて合意されたガイダンスについても、既に国際医療機器一般名称(GMDN)及びクラス分類に関する判断基準、医療機器としての基本要件等を採用している。 (2点目について) 国際的に受け入れられた性能基準は存在するにもかかわらず国際基準が存在しない場合は、まずは国際基準の策定が必要であると考え、国際基準化された国内基準として採用が可能である。 (3点目について) 規格、基準、審査手続き等を制定する際には、関係団体の意見を踏まえて原案を策定しており、米国業界を含む業界が有意義に意見を提出する機会を設けている。 (4点目について) 製品規格として使っているJISは、国際規格でアルISO/IEC規格を準用しているため、WTO通報の必要性はないと考えている。	MOSS II - M	z0900229	厚生労働省	医療機器の国際基準の採用について	5122	51220082	11	米国	82	医療機器の国際基準の採用について	GHTFやISO等の組織により作成された医療機器の国際基準やガイダンス文書を大幅な変更無しに採用する。国際基準が存在しない場合、国際的に受け入れられた性能基準を受け入れ、不適切な設計要求を避ける。作成過程において、米国業界を含む業界が、有意義に意見を提出する機会を与える。パブリックコメントの機会を与え、基準を導入する前にWTOに通告を行う。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月3日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	医療機器GCPについては、現在、通知で発出しているところであり、現在、省令にするための準備を進めている。	d	-	医療機器に関するGCPにあっては、現在は通知での運用となっているが、平成17年度より、医療機器GCPを法制化し、施行日以降に実施される試験について、この「新GCP」を適用することとしている。この新GCPに適合する方法が適切であること、信頼するに足る水準の医療機関で実施され、海外の臨床試験データを受け入れることとしている。	MOSS II - N	z0900230	厚生労働省	GCPについて	5122	51220083	11	米国	83	GCPについて	臨床試験実施に関する基準(GCP)に順守している事が実証されている場合、海外の臨床試験データを受け入れる。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月4日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
改正薬事法第19条の2	外国直接製造承認を取得しようとする者は、日本国内に必要な業務を行う者(国内管理人)を指定する必要がある。	d	-	平成17年4月以降の改正薬事法の施行にあっても、海外から直接承認を取得することができるダイレクトアクセスは保持しつつも、日本国内においては、その措置を講じる者を国内管理人から選任製造販売業者に変更するところである。国内管理人制度から選任製造販売業者制度への移行にあっては、改正薬事法施行の時点において、既に承認をしているものについては、適切な経過措置期間を設定し、適切な以降がなされるよう検討している。	MOSS II - O	z0900231	厚生労働省	国内管理人制度の製造販売業者制度への変更について	5122	51220084	11	米国	84	国内管理人制度の製造販売業者制度への変更について	国内管理人制度の製造販売業者制度への変更について、米国業界を含む業界と引き続き有意義な意見交換を行なう。制度変更による日本市場からの撤退が起らないような措置を取る。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月5日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
血液法第3条、第25条	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律(以下「血液法」という。)第3条において、血液製剤は、「国内自給」が確保されることを基本とするともに、安定的に供給されるようにしなければならないとされている。 血液法第25条において、毎年度、翌年度の血液製剤の安定供給に関する計画(以下「自給計画」という。)を薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めることとされ、策定にあたっては、製造業者又は輸入業者が、翌年度の製造又は輸入の見込まれる量を届け出ることとされている。 需給計画は、製造、輸入共に見込み量に基づき作成しており、輸入製品に対して差別的な取扱いが行っていない。	e		血液法の改正を行った時点でも、必要に応じ米国企業を含めた関係者の意見を聴いており、法律の円滑な運用を図るため、必要に応じて米国企業を含む関係者からの意見を聴く場を設けていくこととしている。需給計画については、国内製品と輸入製品は同等の取扱であり、国際貿易のルールに沿ったものである。 血液製剤関係の審議会等はすべて公開審議を行い、透明性の確保に努めており、透明かつ、公平な議論を今後も継続していく。平成16年には、需給計画の策定の審議会等にも外国の血漿分画製剤業界の代表を参考人として招致し、外国企業を関係団体の参加の要望に応えている。		z0900232	厚生労働省	血液製剤について	5122	51220085	11	米国	85	血液製剤について	①米国業界を含む業界と、血液製品の規制及び保険償還に関する事項について、十分な意見交換を行なう。2004年の第3回報答書にある、2004年に全ての関係団体を集め、患者のケア、減少する需要その他の関連事項を協議するという公約を実施する。 ②政策及び規制を公平かつ透明性をもって適用する。需給計画の実施が外国製品を差別せず、日本の国際貿易の義務と完全に一致していることを確保する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月6日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
<p>食品衛生法(昭和22年法律第233号)第19条 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条 健康増進法(平成14年法律第103号)第26、31条 健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第13-17条 栄養表示基準(平成15年厚生労働省令第176号)第2、3条</p>	<p>食品の人体への有益な作用の表示、いわゆる機能表示については、従来より、有効性及び安全性について個別評価を行う特定保健用食品(以下「特保」という。)、基準に従い栄養成分の機能表示等を行う栄養機能食品の2つの表示制度(保健機能食品制度)において可能となっているところである。 コーデックス委員会には、我が国としても従来より、総会及び各部会に積極的に参加しているところである。 本年11月にステップ8への勧告が採択された。コーデックスの「ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン」においては、栄養補助食品とは「日常の食事の補充に役立つもの」とされ、上限値については、「当該国民の栄養所要量を考慮して決定されるが、推奨栄養所要量のみに基づくべきではない。」と、下限値については、「FAO/WHOの設定した栄養摂取基準値の15%とする。」とされたところである。</p>	d		<p>1. 「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会において本年6月に出された「提言」を踏まえ、次のように特定保健用食品に係る表示内容の充実を図ることとする。 (1)一定の有効性が確認される食品を条件付きで許可する「条件付き特定保健用食品(仮称)」の導入 (2)特定保健用食品としての科学的根拠が蓄積されている食品について、規格基準を定め、表示を迅速に行えるようする「規格基準型特保」の創設 (3)間与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、特定保健用食品の許可において表示を認める「疾病リスク低減表示」の容認 2. なお、これらの見直しは、食品の国際規格を策定するコーデックス委員会(FAO/WHO合同食品規格委員会)における食品の機能表示のあり方についての検討も踏まえているところである。 ビタミン・ミネラル補助食品のガイドライン等について検討している栄養・特殊用途食品部会には、今年度も我が国から11名が参加しており、今後も積極的に参加していくこととする。 コーデックスにおける「ビタミン及びミネラル補助食品」に相当する日本の栄養機能食品は、左記コーデックスガイドラインに従って上限値・下限値を定めているものであり、上限値については、医薬部外品の最大値を超えない値、下限値については、栄養所要量の1/3としているところである。</p>		z0900233	厚生労働省、厚生労働省、農林水産省	栄養補助食品の自由化	5122	51220086	11	米国	86	栄養補助食品の自由化	<p>米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。 ①米国への輸出用に日本で製造されている成分や補形薬の日本国内での販売を認める。 ②栄養補助食品のラベルや宣伝広告に教育或いは情報提供目的の文の表示を認める。 ③栄養補助食品の関税を同じ成分を含む医薬品と同等のレベルまで下げる。 ④国際貿易推進のため国際的指針や基準の確立に向けコーデックス委員会の栄養問題に関する活動への参加を増やす。 ⑤リスク評価を基にポテンシーリミットを決定する。</p>		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。 2004年4月7日に設立された総合機構(PMDA)は、事業承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
		c		現時点では、具体的に何を指すのか不明なため、日本政府として一切の約束はできない。		z0900234	厚生労働省	米国の事業者による特区への参加奨励	5122	51220123	31	米国	123	米国の事業者による特区への参加奨励	<p>米国は、特区の取り組みにおいて米国の事業者による参加を奨励しており、米国参加に関わる特区の提案を熟考するよう日本国政府に求める。下記に事例を挙げる。 ③将来高度医療の民間提供を許可するためのあらゆる提案ならびに医療サービスを分野における他の特区提案。</p>		構造改革特区の設置を通じた日本における規制改革を米国政府は引き続き支援する。2003年4月に最初の特区が認定されて以来、特区の数は合計386まで伸び、2004年9月に閣議決定により26の特例措置が全国展開することとなったことを米国は歓迎する。	
<p>(消費生活協同組合法に基づく共済事業)消費生活協同組合法第10条第1項第4号 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第10号、第14条の2ないし第14条の3、同法施行規則第5条の2ないし第5条の8 (中小企業退職金共済法に基づく共済事業)中小企業退職金共済法第1条</p>	<p>(消費生活協同組合法に基づく共済事業)消費生活協同組合法に基づき、相互扶助の精神のもとに自発的に事業を行う組合の特徴を踏まえ、必要な規制を行っている。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第10号に規定されている生活衛生同業組合の共済事業は、共済事業に係る同法及び同法施行規則の規定に基づき行われている。 (中小企業退職金共済法に基づく共済事業)中小企業退職金共済法は、独力で退職金制度を設けることが困難な中小企業に、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。 こうした制度目的を踏まえ、税制上、掛金は損金又は必要経費扱いされており、退職金は退職所得控除の対象とする等の措置が講じられている(企業年金と類似の取扱い)。</p>	1		<p>〔消費生活協同組合法に基づく共済制度及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業〕 共済は、以下の理由により、民間保険会社と同じ規制を適用することが必要であるとは考えられない。 〔消費生活協同組合法に基づく共済事業〕 消費生活協同組合は、一定の地域や職種でつながる者による助け合いの組織であり、組合員自ら出資し、その事業を利用しようとするものである。その事業の一つが「共済」であり、保険会社が不特定多数の者に対して保険の引受けを行う「保険業」とは自ずから性格が異なるものである。 また、共済事業のみを行う組合であれば、他の共同組合人など共済以外の事業も行う組合もあるなど、組合によって行う事業が異なるものである。 消費生活協同組合が行う共済については、このような組合の特徴を踏まえたとした規制が必要であると考えている。 〔生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業〕 生活衛生同業組合が行う共済制度は、中小等規模の生活衛生同業組合の経営の安定という特約の政策的配慮に基づき、加入者を組合員に限定して行っているものである。このため民間保険会社が提供する各種保険サービスとは、そもそも性格が異なるものである。当該制度について民間保険会社と同等の規制を適用することは適当ではない。 〔中小企業退職金共済法に基づく共済制度〕 中小企業退職金共済法は、民間の商品を利用するなどして、独力で退職金制度を設けようとしても設けることが困難な中小企業を対象とした制度であり、民間企業と組合する商品を取り扱う「共済」には該当しない。</p>		z0900235	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	根拠法のある共済について	5122	51220133	11	米国	133	共済について	<p>米国政府は、現在、金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、無認可共済にかかわる議論が行われていることを歓迎するとともに、根拠法を有する共済に関しても早い時期に同様の見直しを開始されるよう求める。米国政府はさらに、これらの議論および関係者庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者(外資系を含む)が議論に積極的に貢献し、関係者庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。</p>		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
(消費生活協同組合法に基づく共済事業) 消費生活協同組合法第10条第1項第4号 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第10号、第14条の2ないし第4条の3、同法施行規則第5条の2ないし第5条の3 (中小企業退職金共済法に基づく共済事業) 中小企業退職金共済法第1条	(消費生活協同組合法に基づく共済事業)消費生活協同組合法は、保険業法の適用はなく、消費生活協同組合法に基づき、相互扶助の精神のもとに自発的に事業を行う組合の特徴を踏まえ、必要な規制を行っている。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第10号に規定されている生活衛生同業組合の共済事業は、共済事業に係る同法及び同法施行規則の規定に基づき行われている。 (中小企業退職金共済法に基づく共済事業)中小企業退職金共済法は、独立では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。こうした制度目的を踏まえ、税制上、掛金は損金又は必要経費扱いとされており、退職金は退職所得控除の対象とする等の措置が講じられている(企業年金と類似の取扱い)。	消費生活協同組合法に基づく共済事業 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業) (中小企業退職金共済法に基づく共済事業)	消費生活協同組合法に基づく共済事業 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業) (中小企業退職金共済法に基づく共済事業)	消費生活協同組合法に基づく共済事業及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業は、以下の理由により、民間保険会社と同じ規制を適用することが必要であるとは考えられない。 消費生活協同組合は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しようとするものである。その事業の一つが共済である。また、共済事業のみを行う組合もあるが、物品の共同購入など共済以外の事業も行う組合もあるなど、組合によってその行う事業が異なるものである。 消費生活協同組合が行う共済については、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要であると考えている。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく共済事業)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律は、中小零細の生活衛生同業組合員の経営の安定という特別の政策的配慮に基づき、加入者を組合員に限定しているものである。このため民間保険会社が提供する各種保険サービスとは、そもそも性格が異なるものであり、当該制度について民間保険会社と同等の規制を適用することは適当ではない。 【中小企業退職金共済法に基づく共済制度】中小企業退職金共済法は、民間の商品を利用するなどして、地方で退職金制度を設けようとしても設けることが困難な中小企業を対象とした制度であり、民間企業と競合する商品を取り扱う共済には該当しない。		z0900235	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	根拠法のある共済について	5122	51220132	11	米国	132	共済について	全ての共済に民間競合会社と同一の法律、税水準、セーフティネット負担条件、責任準備金条件、基準および規制監督を適用することにより、共済と民間競合会社の間で同一の競争条件を整備する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	
厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金の運用に関する基本方針	公的年金(国民年金・厚生年金)の運用を行う年金資金運用基金については、議決権行使の方針について、公的機関である基金が直接議決権を行使する場合は、国が民間企業の経営に影響を与える等の懸念を生じさせるおそれがあるので、基金が直接行うのではなく、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねることとされている。 また、基金は、運用受託機関への委託に際し、議決権行使の目的は長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、議決権の行使状況等について運用受託機関より報告を求めるとされている。			公的年金(国民年金・厚生年金)の運用を行う年金資金運用基金については、議決権行使の方針について、「公的機関である基金が直接議決権を行使する場合は、国が民間企業の経営に影響を与える等の懸念を生じさせるおそれがあるので、基金が直接行うのではなく、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる」旨を公開している。 また、基金は、運用受託機関への委託に際し、議決権行使の目的は長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、議決権の行使状況等について運用受託機関より報告を求めており、その結果については、毎年度公表している。		z0900236	厚生労働省	年金基金による健全な委任投票政策の促進	5122	51220161	11	米国	161	年金基金による健全な委任投票政策の促進	①厚生労働省は、それぞれの公的年金基金運用責任者が委任投票政策を公開することを支援する。 ②国際的傾向並びに日本の年金受益者の利益保護の必要性を考慮し、民間基金の運用責任者に対して受益者利益のために委任投票を行使する受託者義務を導入するか否かについて検討を開始する。		大規模な機関投資家による株主権利の積極的な行使は、企業業績の改善につながるより良い企業統治システムの発展のために極めて重要である。米国は、年金基金や信託基金による積極的な委任投票を奨励するために、日本が既に講じてきた諸施策を歓迎する。投資収益をさらに改善するために、米国は日本が以下の措置を講ずることを要請する。	